

平成 27 年度
福岡市包括外部監査の結果報告書
2/2

平成 28 年 3 月

福岡市包括外部監査人

公認会計士 小湊 輝生

目次

6. 個別の市民利用施設に関する監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見	366
(5) 農林水産局	366
I. 福岡市油山市民の森(048)	366
II. 花畑園芸公園(049)	372
III. 福岡市市民リフレッシュ農園(050-051)	379
IV. 福岡市田園スポーツ広場(052-054)	391
V. 福岡市農村センター(055)	399
VI. 油山牧場・背振牧場(056-057)	405
VII. 福岡市海づり公園(058)	414
(6) 住宅都市局	424
I. 福岡市公園等(059-074)	424
II. 福岡市立霊園(075-077)	493
III. 南公園(078-079)	506
(7) 道路下水道局	514
I. 福岡市営駐車場(080-082)	514
II. 市営バスターミナル(083)	530
III. 福岡市自転車駐車場(有料)(084-095)	535
(8) 港湾局	583
I. 福岡市営渡船(096)	583
II. 福岡市海浜公園(097-098)	595
III. 福岡市ヨットハーバー(099)	603
IV. 博多港国際ターミナル(100)	612
(9) 区役所	622
I. 福岡市立市民センター(101-107)	622
(10) 教育委員会	647
I. 福岡市総合図書館(108)	647
(11) こども未来局	657
I. 福岡市立背振少年自然の家、福岡市海の中道青少年海の家(109-110)	657
(12) 保健福祉局	668
I. 福岡市立老人福祉センター(111-117)	668

6. 個別の市民利用施設に関する監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

(5) 農林水産局

I. 福岡市油山市民の森(048)

<施設の概要>

施設名称	福岡市油山市民の森			
現地視察	対象外			
所在地	福岡市南区大字桧原 855-4 他			
所管部署	農林部農業政策課			
施設区分	スポーツ・レクリエーション施設			
開設年月日	昭和 44 年 4 月 1 日			
運営形態	指定管理者制度（利用料金制度無）			
根拠条例等	福岡市油山市民の森条例 福岡市油山市民の森条例施行規則			
設置目的	市民に森林を開放して美しい自然環境及び自然観察の場を与え、自然愛護に対する意識の高揚に資するとともに林業の普及改良を図るため、福岡市油山市民の森を設置し、その適正な管理を図ることを目的とする。 (福岡市油山市民の森条例第 1 条)			
事業内容	(1) 自然美を保護し、森林を育成すること。 (2) 保養、自然観察及び健全なレクリエーションのための施設を設置し、管理すること。 (3) 自然観察活動の指導及び自然愛護活動の育成に関すること。 (4) 林業の経営、技術の研究及び普及に関すること。 (5) その他目的達成に必要なこと。 (福岡市油山市民の森条例第 3 条)			
施設情報	土地	面 積	937,000 m ²	
		うち市有地面積	809,744 m ²	
		うち借地面積	127,256 m ²	
		駐 車 場	有（有料）	
	建物等 (主な建物)	延 床 面 積	621 m ²	
		所 有 状 況	市有物件	
		階 層	地上 2 階	
構 造		鉄筋鉄骨コンクリート造		
建 築 年		昭和 46 年（1971 年）		
	主 な 施 設 等	管理事務所、売店、会議室、大広間		
利用時間等	駐車場：午前 9 時から午後 6 時まで 自然観察センター：午前 9 時から午後 4 時 30 分まで 観察小屋：(1) 4 月 1 日から 9 月 30 日まで 午前 9 時から午後 7 時まで (2) 10 月 1 日から 3 月 31 日まで 午前 9 時から午後 5 時まで			
休館日等	自然観察センター：12 月 29 日～翌年 1 月 3 日、毎週月曜日（休日の場合はその翌日）			

<施設の利用状況>

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
施設全体	油山市民の森利用者（入山者）数	178,026 人	173,341 人	179,133 人
	自然観察センター入館者数	15,499 人	18,324 人	22,099 人

<使用料の概要>

使 用 料	■概要		
	1. バンガローを利用する者からは、1回の利用につき8,000円以内で規則で定める額の使用料を徴収する。 2. 駐車場を利用する者からは、下表に定める額の使用料を徴収する。 3. 前2項の規定により既に納入された使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合には、その全部又は一部を還付することができる。		
	■金額（単位：円）※主なものを記載		
	区分	金額	
		日帰り 1棟1回	宿泊 1棟1回
	6人用	1,500	5,000
	12人用	2,000	8,000
	区分	単位	金額
	普通自動車	1台1回	300
	中型自動車		1,000
大型自動車	2,000		
■金額の設定根拠、見直し状況			
金額の設定根拠は、類似施設や近隣施設等の使用料情報を基に使用料を設定している。 使用料は、平成23年度以来改定されていない。			
使 用 料 の 減 免	■減免の有無		
	有（駐車料金）		
	■減免内容		
	駐車場の利用料に係る減免		
	減免対象		減免額
	(1) 1月1日に駐車場を利用する者		免除
	(2) 心身障がい者及びその介護者		免除
	(3) 道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車を駐車する者		免除
	(4) 市が主催し又は共催する事業のため駐車場を利用する者		免除
	(5) 前各号に掲げる者のほか市長が必要と認める者		免除
■減免内容の設定根拠、見直し状況			
減免内容の設定根拠は、類似施設や近隣施設等の情報を基に設定している。 減免内容は、施設開設以来改定されていない。			

<使用料収入及び減免実績>

(単位：千円)

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
使用料収入		7,984	7,547	8,312
減免実績	減免件数	2,641 件	2,889 件	2,835 件
	減免額	1,137	1,194	1,063

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位：千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入 [再掲]	7,984	7,547	8,312
② その他の収入 (自動販売機目的外使用許可等)	605	590	590
歳 入 計	8,589	8,137	8,902
③ 指定管理料	95,300	95,300	98,022
④ 人件費 (行政職員に係るもの)	1,693	1,615	1,680
⑤ 物件費 (委託料)	372	303	423
⑥ 物件費 (土地家屋借上料、備品購入費)	1063	888	908
歳 出 計	98,428	98,105	101,032

[受益者負担割合の算定]

(単位：千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	8,589	8,137	8,902
② 減免実績 [再掲]	1,137	1,194	1,063
収 益 計 (①+②)	9,726	9,331	9,966
③ 歳出計 [再掲]	98,428	98,105	101,032
④ 減価償却費	4,434	4,434	4,434
費 用 計 (③+④)	102,863	102,540	105,466
受益者負担割合 (収益計 / 費用計)	9.5%	9.1%	9.4%

視点1 施設の有効活用

① 有効活用の状況について

福岡市油山市民の森（以下「油山市民の森」という。）は、市民に森林を開放して美しい自然環境及び自然観察の場を与え、自然愛護に対する意識の高揚に資するとともに林業の普及改良を図る目的で、昭和44年に設置された。また、昭和63年には野鳥や昆虫等小動物とのふれあいの場として、自然観察の森が油山市民の森の内部に設置された。

油山市民の森に設置される主な施設は次のとおりである。

<施設の内容>

施設名	内容
管理センター	延べ床面積 621 m ² 、構造 SRC、階数 2階
自然観察センター	延べ床面積 421 m ² 、構造 RC、階数 2階
展望台	延べ床面積 189 m ² 、構造 RC、階数 2階
駐車場	普通車 369 台、大型車 6 台
自然観察の森	面積 23.0ha、観察小屋 4 棟
花木園	面積 22.1ha、桜・つつじ・梅等 約 2 万 2 千本
つばきの森	面積 1.5ha、つばき 約 2 千本
世界の樹木園	面積 3.9ha、46 種 約 3 千本
県木の森	面積 1.0ha、47 都道府県 約 550 本
もみじ谷	面積 2.0ha、もみじ 約 1 千本
遊具施設	アスレチック遊具 15 基
キャンプ場	面積 2.3ha、テント 25 基、バンガロー15 棟、収容人数 171 名
つり橋	橋長 52m、幅員 2m、高さ 30m

※出所：「指定管理者 管理運営仕様書」

指定管理者が設定した施設利用者数の目標値及び実際の施設利用者数は次のとおりである。

<油山市民の森利用者（入山者）数>

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
目標値（人）	174,000	178,000	181,000
実際の入山者数（人）	178,026	173,341	179,133

※出所：「平成 26 年度指定管理業務事業計画書」及び「平成 26 年度事業報告書」

<自然観察センター入館者数>

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
目標値（人）	16,400	16,800	17,100
実際の入館者数（人）	15,499	18,324	22,099

※出所：「平成 26 年度指定管理業務事業計画書」及び「平成 26 年度事業報告書」

施設の利用者数と目標値を比較すると、目標値に未達の年度もあるものの、おおむね目標値を達成しており、目標を下回っている年度についても大幅な乖離は見られない。

以上の状況から、施設は有効活用されていると考える。

監査の結果、本項について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

視点2 受益者負担のあり方

①(結果) 使用料の設定根拠の明確化及び明文化について

【現状】

油山市民の森における現在の使用料について、その設定根拠・理由を所管部署に質問したところ、市に設置された公園の駐車料金等といった他の類似施設や公共交通機関の利用料金情報を基に使用料を設定しているとの回答を得た。しかし、具体的な類似施設等の範囲、類似施設等の使用料情報を基にする理由、具体的な使用料の算定方法は不明であった。また、使用料の設定根拠・理由を明文化した文書は保存されていない。

【指摘事項】

本施設について使用料の具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。

これらのことは、福岡市油山市民の森条例及び同施行規則に定めた使用料について重要な不備があると言わざるを得ない。

使用料は施設に係る収入として重要な項目であり、施設で提供する行政サービスの内容、受益者負担のあり方等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき使用料を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、使用料の設定根拠が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。

以上から、使用料の根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。

②(結果) 減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について

【現状】

油山市民の森における現在の減免制度(減免規定)について、その設定根拠・理由を所管部署に質問したところ、市に設置された公園の駐車料金等、市内他施設の状況を基に減免制度を設定しているとの回答を得た。しかし、使用料の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を明文化した文書は保存されていない。

【指摘事項】

本施設について使用料の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。

これらのことは、福岡市油山市民の森条例及び同施行規則に定めた減免制度(減免規定)について重要な不備があると言わざるを得ない。

本来使用料については、利用者が公平に負担すべきものであるとともに、減免金額は市の歳入に影響する重要な項目でもある。このため、減免制度(減免規定)は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度(減免規定)を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。

以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。

③（意見）望ましい受益者負担割合の検討について

【現状】

現状の油山市民の森における受益者負担割合を試算したところ、＜受益者負担割合の算定＞に記載したとおり、過去3年間を通じて10%程度の水準であった。

【意見】

油山市民の森の施設区分はスポーツ・レクリエーション施設に該当する。受益者負担割合マトリクスに当てはめると、スポーツ・レクリエーション施設としての望ましい受益者負担割合はF・H・I（75%～100%）と考えられる。

油山市民の森については、施設の一部にキャンプ場を有する等、収益性を一定程度確保できると考える。また、油山市民の森は油山の自然を管理すると同時に一般市民に開放することで、自然愛護に対する意識の高揚に資するとともに林業の普及改良を図る目的で設置された施設であり、行政の関与が一定程度必要であると考えられる。

以上を踏まえれば、望ましい受益者負担割合は50%（受益者負担割合マトリクスのE）と考えられる。

＜受益者負担割合マトリクス＞

高 ↑ 市場性 ↓ 低	G 50%	H 75%	I 100%
	D 25%	E 50%	F 75%
	A 0%	B 25%	C 50%
	← 必需的		選択的 →

上記のとおり、現状の油山市民の森における受益者負担割合は10%程度となっており、望ましい受益者負担割合を下回る結果となった。

このため、市は、本施設の特性や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。その結果、算定した受益者負担割合と望ましい受益者負担割合が乖離している場合には、原因を把握した上で、キャンプ場のかまど使用の有料化を検討する等乖離の解消に向けて検討することが望まれる。なお、入園料の有料化も検討したが、本施設は周囲に柵が設置されておらず誰もが自由に入山できる状況にあるため、現時点で入園料を設定することは困難であると考えられる。

また、社会情勢や施設に係る費用等の変化が考えられることから、今後、定期的に受益者負担割合を算定し、望ましい受益者負担割合との乖離状況を把握していくことが望ましい。

II. 花畑園芸公園(049)

<施設の概要>

施設名称	花畑園芸公園			
現地視察	対象外			
所在地	福岡市南区柏原 7-571-1			
所管部署	農林部農業政策課			
施設区分	公園			
開設年月日	昭和 59 年 11 月 1 日			
運営形態	指定管理者制度（利用料金制度無）			
根拠条例等	福岡市公園条例 福岡市公園条例施行規則			
設置目的	福岡県農業試験場跡地の立地条件を活かし、園芸振興拠点施設として園芸作物の総合的な実験展示及び市民の園芸知識向上の場とするとともに、市民が自然に親しめる緑の憩いの場とすることを目的としている。 (市資料)			
事業内容	条例には記載されていない。			
施設情報	土地	面 積	147,000 m ²	
		うち市有地面積	147,000 m ²	
		うち借地面積	- m ²	
		駐 車 場	有（有料）	
	建物等 (主な建物)	延 床 面 積	320 m ²	
		所 有 状 況	市有物件	
		階 層	地上 1 階	
構 造		鉄筋鉄骨コンクリート造		
建 築 年		昭和 33 年（1958 年）		
	主 な 施 設 等	管理事務所、会議室、作業員詰所		
利用時間等	駐車場：午前 9 時から午後 5 時まで 果実採取園：午前 10 時から午後 4 時まで			
休館日等	利用期間は、1 月 2 日から 12 月 28 日までとする。ただし、1 月 4 日から 5 月 2 日まで及び 5 月 5 日から 12 月 28 日までの毎週月曜日(当該日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たる場合は、その翌日)は開園日から除く。			

<施設の利用状況>

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
施設全体	来園者数	217,615 人	195,463 人	203,922 人

<使用料の概要>

使 用 料	■概要		
	有料公園使用料及び公園施設使用料の額は、下表に定める額とする。		
	■金額（単位：円）※主なものを記載		
	区分	単位	金額
	果実採取園(※)	1人1回	300
	普通車		300
	中型自動車		1,000
	大型自動車		2,000
	備考：(※) 小学校入学前の者及び市内に居住する65歳以上の者は無料とする。		
	■金額の設定根拠、見直し状況		
金額の設定根拠は、類似施設や近隣施設等の使用料情報を基に使用料を設定しているとの回答を得た。 使用料は、平成25年度以来改定されていない。			
使 用 料 の 減 免	■減免の有無		
	有		
	■減免内容		
		減免対象	減免額
	(1)	市が主催し、又は共催する事業のため利用し、又は占用するとき	全額免除
	(2)	市が後援し、又は賛助する事業のため利用又は占用するとき	半額以下免除
	(3)	心身障がい者及びその介護者が有料公園、動植物園又は果実採取園を利用するとき	全額免除
	(4)	前3号に定めるもののほか、市長が特別の理由があると認めたとき	市長が必要と認める額
■減免内容の設定根拠、見直し状況			
減免内容の設定根拠は、市内他施設の状況を基に減免制度を設定しているとの回答を得た。 減免内容は、施設開設以来改定されていない。			

<使用料収入及び減免実績>

(単位:千円)

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
使用料収入		4,821	4,273	4,660
減免実績	減免件数	1,081 件	1,054 件	1,174 件
	減免額	348	334	360

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入 [再掲]	4,821	4,273	4,660
② その他の収入 (物品売払収入 (果実売払い))	2,902	3,349	2,985
③ その他の収入 (公園施設設置許可申請手数料)	6	6	6
歳 入 計	7,729	7,628	7,651
④ 指定管理料	101,000	101,000	103,885
⑤ 人件費 (行政職員に係るもの)	1,693	1,615	1,680
⑥ 物件費 (委託料)	417	429	237
⑦ 物件費 (備品購入費、その他)	63	63	148
歳 出 計	103,173	103,107	105,950

[受益者負担割合の算定]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	7,729	7,628	7,651
② その他の収入 (物品売払収入 (果実売払い)) [再掲]	2,902	3,349	2,985
③ その他の収入 (公園施設設置許可申請手数料) [再掲]	6	6	6
④ 減免実績 [再掲]	348	334	360
収 益 計 (①-②-③+④)	5,168	4,607	5,021
⑤ 歳出計 [再掲]	103,173	103,107	105,950
⑥ その他の収入 (物品売払収入 (果実売払い)) [再掲]	2,902	3,349	2,985
⑦ その他の収入 (公園施設設置許可申請手数料) [再掲]	6	6	6
⑧ 減価償却費	3,213	3,213	3,213
費 用 計 (⑤-⑥-⑦+⑧)	103,478	102,965	106,171
受 益 者 負 担 割 合 (収 益 計 / 費 用 計)	5.0%	4.5%	4.7%

視点1 施設の有効活用

① 有効活用の状況について

花畑園芸公園は、福岡県農業試験場跡地の立地条件を活かし、園芸振興拠点施設として園芸作物の総合的な実験展示及び市民の園芸知識向上の場とするとともに、市民が自然に親しめる緑の憩いの場として、昭和59年11月に開園した果樹を特色とする都市公園である。14.7ヘクタール敷地全体にみかんをはじめとする87種類、約1,300本の果樹を育成している。

花畑園芸公園に設置される主な施設は次のとおりである。

<施設の内容>

施設名	内容
常緑果樹園	園内の「常緑果樹園」では、温州ミカンや晩白柚などかんきつ類を主体に12種、約660本が栽培されています。秋にはミカン狩りも楽しめます（申込みによる抽選）。
落葉果樹園	カキ、ナシ、モモ、リンゴ、ウメ、クリ、キウイフルーツなどの「落葉果樹」16種、約500本を栽培しています。リンゴ園には、「ニュートンのリンゴの木」もあります。
珍果樹園	アーモンド、ポポー、クルミ、アケビなど16種、約60本の珍果樹を栽培する「珍果樹園」があります。
園芸相談コーナー (園芸センター1F)	農園芸の知識を学んでいただくための園芸相談コーナーがあり、専門の技術員が電話や来園者に対して農園芸相談を行っています。
研修室 (園芸センター2F)	園芸センター2階には研修室(定員90名)があり、園芸指導員による農園芸講座を開催しています。
芝生広場	正門入口を入ると、12,000平方メートルの広さの「芝生広場」があります。広場の周囲にはターザンロープやロッククライマー、滑り台、ブランコなどの遊具が設置され、子供たちの恰好の遊び場となっています。
催し広場	「催し広場」は、運動会や展示会などに専用使用が出来ます。
噴水広場	「噴水広場」には、休憩用のテーブルを配置しました。涼を感じながら、ゆっくりとくつろいだ時間をお過ごしください。
カスケード広場	上の方へ行くと、人工の滝が流れる「カスケード広場」があり、水辺と涼が楽しめます。
花壇広場	「花壇広場」では四季折々の花(ノースポール、マリーゴールド、ポピー、パンジー、ベゴニアなど)が咲いています。春や秋の季節にはスケッチやピクニックの家族連れで賑わいます。
レストハウス	展望台2階には、来園者がくつろげる「レストハウス」を設けました。テーブルやイスを用意していますので、食事や休憩にご利用ください。
展望台	園内中央には、高さ15メートル、標高90メートルの「展望台」があり、360度の景色が楽しめます。福岡タワーやヤフオクドーム、遠くは志賀島も望めます。

※出所：「花畑園芸公園ホームページ」

施設への来園者数及びミカン狩りの実施回数、参加人数及び使用料は次のとおりである。

<花畑園芸公園への入園者数>

	平成 25 年度 (①)	平成 26 年度 (②)	対前年率 (②÷①)
来園者数	195,463 人	203,922 人	104.3%

※出所：「平成 26 年度事業報告書」

<ミカン狩りの実施回数、参加人数及び使用料>

	平成 25 年度 (①)	平成 26 年度 (②)	対前年率 (②÷①)
実施回数 (実施日数)	12 回 (5 日)	12 回 (6 日)	100.0%
参加人数	5,172 人	6,196 人	119.8%
使用料	875,900 円	1,177,800 円	134.5%

※出所：「平成 26 年度事業報告書」

施設への入園者数は対前年比で 4.3%増加しており、平成 26 年度は 20 万人超を突破している。

また、本施設の特徴である果樹に関して、ミカン狩りの参加人数は対前年比で 19.8%増加しており、平成 26 年度は約 6 千人となっている。

以上の状況から、施設は設置目的に沿って有効活用されていると考える。

監査の結果、本項について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

視点2 受益者負担のあり方

①（結果）使用料の設定根拠の明確化及び明文化について

【現状】

花畑園芸公園における現在の使用料である入園料は原則無料であり、駐車場料金のみ有料である。駐車場料金について、その設定根拠・理由を所管部署に質問したところ、市に設置された他の公園の駐車料金等や近隣施設等の使用料情報を基に使用料を設定しているとの回答を得た。しかし、具体的な類似施設等の範囲、類似施設等の使用料情報を基にする理由、具体的な使用料の算定方法は不明であった。また、使用料の設定根拠・理由を明文化した文書は保存されていない。

【指摘事項】

本施設について使用料の具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。

これらのことは、福岡市公園条例及び同施行規則に定めた使用料について重要な不備があると言わざるを得ない。

使用料は施設に係る収入として重要な項目であり、施設で提供する行政サービスの内容、受益者負担のあり方等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき使用料を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、使用料の設定根拠が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。

以上から、使用料の根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。

②（結果）減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について

【現状】

花畑園芸公園における現在の減免制度（減免規定）について、その設定根拠・理由を所管部署に質問したところ、市に設置された他の公園の駐車料金等の状況を基に減免制度を設定しているとの回答を得た。しかし、具体的な類似施設等の範囲、類似施設等の減免制度を基にする理由は不明であり、使用料の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を明文化した文書は保存されていない。

【指摘事項】

本施設について使用料の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。

これらのことは、福岡市公園条例及び同施行規則に定めた減免制度（減免規定）について重要な不備があると言わざるを得ない。

本来使用料については、利用者が公平に負担すべきものであるとともに、減免金額は市の歳入に影響する重要な項目でもある。このため、減免制度（減免規定）は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度（減免規定）を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。

以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文

書を保存すべきである。

③（意見）望ましい受益者負担割合の検討について

【現状】

現状の花畑園芸公園における受益者負担割合を試算したところ、＜受益者負担割合の算定＞に記載したとおり、過去3年間を通じて5%程度の水準であった。

【意見】

花畑園芸公園の施設区分は公園に該当する。受益者負担割合マトリクスに当てはめると、公園としての望ましい受益者負担割合はB（25%）と考えられる。

花畑園芸公園については、施設内の果樹の買い取り、ミカン狩りを行う等、収益性を一定程度確保できると考える。また、花畑園芸公園は福岡県農業試験場跡地の立地条件を活かした園芸振興拠点施設であり、行政の関与が一定程度必要であると考えられる。

以上を踏まえれば、望ましい受益者負担割合は50%（受益者負担割合マトリクスのE）と考えられる。

＜受益者負担割合マトリクス＞

高 ↑ 市場性 ↓ 低	G 50%	H 75%	I 100%
	D 25%	E 50%	F 75%
	A 0%	B 25%	C 50%
	← 必需的		選択的 →

上記のとおり、現状の花畑園芸公園における受益者負担割合は過去3年間を通じて5%程度の水準となっており、望ましい受益者負担割合を下回る結果となった。

このため、市は、本施設の特性や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。その結果、算定した受益者負担割合と望ましい受益者負担割合が乖離している場合には、原因を把握した上で、乖離の解消に向けて検討することが望まれる。

なお、花畑園芸公園における収入は、駐車場利用収入、果樹採取（ミカン狩り）にかかる収入及び果樹売却収入が主なものであるが、望ましい受益者負担割合との乖離の状況を鑑みて、その他の設備使用等について有料化を検討することが望まれる。また、社会情勢や施設に係る費用等の変化が考えられることから、今後、定期的に受益者負担割合を算定し、望ましい受益者負担割合との乖離状況を把握していくことが望ましい。

III. 福岡市市民リフレッシュ農園(050-051)

Ⅲ. ー1 今津リフレッシュ農園(050)

<施設の概要>

施設名称	今津リフレッシュ農園			
現地視察	対象外			
所在地	福岡市西区今津 5685			
所管部署	農林部農業政策課			
施設区分	スポーツ・レクリエーション施設			
開設年月日	平成7年1月10日			
運営形態	指定管理者制度(利用料金制度無)			
根拠条例等	福岡市市民リフレッシュ農園条例 福岡市市民リフレッシュ農園条例施行規則			
設置目的	農作物の栽培体験の場を提供することにより、市民の余暇の活用及び健康の増進に寄与するとともに農業への理解を促進し、もって本市農業の振興及び活性化に資するため。 (福岡市市民リフレッシュ農園条例第1条)			
事業内容	(1) 農作物の栽培体験のための施設、農業に関する情報等の提供に関すること。 (2) 農業者との交流等農業への理解の促進に関すること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、農園の設置の目的の達成に必要なこと。 (福岡市市民リフレッシュ農園条例第2条)			
施設情報	土地	面積	70,000 m ²	
		うち市有地面積	70,000 m ²	
		うち借地面積	- m ²	
	建物等 (主な建物)	駐車場	有(無料)	
		延床面積	668 m ²	
		所有状況	市有物件	
		階層	地上1階	
構造		鉄筋コンクリート造		
建築年	平成7年			
主な施設等	管理事務所、研究室、更衣室			
利用時間等	(1) 4月1日から9月30日までの間 午前7時から午後7時まで (2) 10月1日から翌年3月31日までの間 午前8時から午後6時まで			
休館日等	(1) 毎週月曜日(その日が休日に当たるときは、その翌日以後において最初の休日でない日) (2) 12月29日から翌年1月3日まで			

<施設の利用状況>

項目		H24年度	H25年度	H26年度
施設全体	入園者数	98,964人	75,796人	70,734人

<使用料の概要>

使 用 料	■概要			
	<ul style="list-style-type: none"> ・農園の許可利用者からは、下表に定める額の使用料を徴収する。 ・体験農園の利用期間に1年に満たない期間がある場合の当該期間に係る使用料の額は、下表に定める額を12で除して得た額(以下「1月分の使用料の額」という。)に利用許可を受けた月数を乗じて得た額とする。 ・前項の月数は、30日を1月として算定するものとし、30日に満たない日数がある場合において、その日数が15日以上ときはこれを1月とし、15日未満のときはこれを切り捨てる。 			
	■金額 (単位:円) ※主なものを記載			
		区分	単位	金額
	体験農園	休憩ハウス付き農園	1区画(1年)	50,400
		集合農園	1区画(1年)	18,000
		棚式農園(大)	1区画(1年)	9,000
		棚式農園(小)	1区画(1年)	6,000
		ふれあい農園	1区画(1年)	1,000
		果実採取園	1人1回	300
		研修室	1時間	870
		シャワー	1回	100
		ロッカー	1回	100
	■金額の設定根拠、見直し状況			
<p>金額の設定根拠は、類似施設や近隣施設等の使用料情報を基に使用料を設定しているとの回答を得た。 使用料は、平成15年度以来改定されていない。</p>				
使用料の減免	■減免の有無			
	有			
	■減免内容			
	研修室使用料に係る減免			
		減免対象	減免額	
		(1)本市又は地方自治法施行令第173条の3に定める法人、公共団体若しくは公共的団体であって、その活動内容が農園の設置の目的に照らしてふさわしいと市長が認めるもの(以下「本市等」という。)が主催し、又は経費の一部を負担して共催若しくは後援する行事に利用するとき	全額	
		(2)市内の義務教育諸学校の児童又は生徒及びこれらの引率者が当該学校の教育計画に基づき利用するとき	全額	
		(3)前2号に掲げるもののほか、農園の設置の目的の達成に寄与するものとして、市長が必要と認めるとき	市長が必要と認める額	
■減免内容の設定根拠、見直し状況				
<p>減免内容の設定根拠は、類似施設や近隣施設等の情報を基に設定しているとの回答を得た。 減免内容は、福岡市市民リフレッシュ農園条例及び同施行規則制定以来見直されていない。</p>				

<使用料収入及び減免実績>

(単位:千円)

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
使用料収入		14,029	13,473	12,847
減免実績	減免件数	-件	-件	-件
	減免額	-	-	-

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入 [再掲]	14,029	13,473	12,847
② その他の収入 (自動販売機目的外使用許可)	187	187	187
歳 入 計	14,216	13,660	13,034
③ 指定管理料	44,900	44,900	46,182
④ 人件費 (行政職員に係るもの)	1,693	1,615	1,680
⑤ 物件費 (委託料)	260	312	123
⑥ 物件費 (役務費、備品購入費、その他)	95	39	340
歳 出 計	46,949	46,867	48,325

[受益者負担割合の算定]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	14,216	13,660	13,034
② 減免実績 [再掲]	-	-	-
収 益 計 (①+②)	14,216	13,660	13,034
③ 歳出計 [再掲]	46,949	46,867	48,325
④ 減価償却費	2,401	2,401	2,401
費 用 計 (③+④)	49,350	49,268	50,726
受 益 者 負 担 割 合 (収 益 計 / 費 用 計)	28.8%	27.7%	25.7%

Ⅲ. -2 立花寺緑地リフレッシュ農園(051)

<施設の概要>

施設名称	立花寺緑地リフレッシュ農園			
現地視察	対象外			
所在地	福岡市博多区立花寺 2-9-15			
所管部署	農林部農業政策課			
施設区分	スポーツ・レクリエーション施設			
開設年月日	平成 14 年 2 月 28 日			
運営形態	指定管理者制度（利用料金制度無）			
根拠条例等	福岡市市民リフレッシュ農園条例 福岡市市民リフレッシュ農園条例施行規則			
設置目的	農作物の栽培体験の場を提供することにより、市民の余暇の活用及び健康の増進に寄与するとともに農業への理解を促進し、もって本市農業の振興及び活性化に資するため。 <p style="text-align: right;">（福岡市市民リフレッシュ農園条例第 1 条）</p>			
事業内容	(1) 農作物の栽培体験のための施設、農業に関する情報等の提供に関すること。 (2) 農業者との交流等農業への理解の促進に関すること。 (3) 前 2 号に掲げるもののほか、農園の設置の目的の達成に必要なこと。 <p style="text-align: right;">（福岡市市民リフレッシュ農園条例第 2 条）</p>			
施設情報	土地	面 積	17,000 m ²	
		うち市有地面積	7,612 m ²	
		うち借地面積	9,388 m ²	
		駐 車 場	有（無料）	
	建物等 (主な建物)	延 床 面 積	416 m ²	
		所 有 状 況	市有物件	
		階 層	地上 2 階	
構 造		鉄筋コンクリート造		
建 築 年		平成 14 年		
	主 な 施 設 等	管理事務所、研究室、更衣室		
利用時間等	(1) 4 月 1 日から 9 月 30 日までの間 午前 7 時から午後 7 時まで (2) 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間 午前 8 時から午後 6 時まで			
休館日等	(1) 毎週月曜日(その日が休日に当たるときは、その翌日以後において最初の休日でない日) (2) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで			

<施設の利用状況>

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
施設全体	体験農園	20,621 人	21,975 人	22,624 人
	公園	30,216 人	29,188 人	32,110 人
	売店	55,453 人	39,781 人	39,223 人
	合計	106,290 人	90,944 人	93,957 人

<使用料の概要>

使 用 料	■概要			
	<ul style="list-style-type: none"> ・農園の許可利用者からは、下表に定める額の使用料を徴収する。 ・体験農園の利用期間に1年に満たない期間がある場合の当該期間に係る使用料の額は、下表に定める額を12で除して得た額(以下「1月分の使用料の額」という。)に利用許可を受けた月数を乗じて得た額とする。 ・前項の月数は、30日を1月として算定するものとし、30日に満たない日数がある場合において、その日数が15日以上るときはこれを1月とし、15日未満のときはこれを切り捨てる。 			
	■金額 (単位:円) ※主なものを記載			
	区分		単位	金額
	体験農園	集合農園	1区画(1年)	12,000
	研修室		1時間	350
	売店		1平方メートル(1月)	900
	その他の施設		1平方メートル(1月)	500
	シャワー		1回	100
	ロッカー		1回	100
使用料の減免	■金額の設定根拠、見直し状況			
	金額の設定根拠は、類似施設や近隣施設等の使用料情報を基に使用料を設定しているとの回答を得た。 使用料は、平成15年度以来改定されていない。			
	■減免の有無			
	有			
	■減免内容			
	研修室使用料に係る減免			
	減免対象		減免額	
	(1) 本市又は地方自治法施行令第173条の3に定める法人、公共団体若しくは公共的団体であつて、その活動内容が農園の設置の目的に照らしてふさわしいと市長が認めるもの(以下「本市等」という。)が主催し、又は経費の一部を負担して共催若しくは後援する行事に利用するとき		全額	
	(2) 市内の義務教育諸学校の児童又は生徒及びこれらの引率者が当該学校の教育計画に基づき利用するとき		全額	
	(3) 前2号に掲げるもののほか、農園の設置の目的の達成に寄与するものとして、市長が必要と認めるとき		市長が必要と認める額	
■減免内容の設定根拠、見直し状況				
減免内容の設定根拠は、類似施設や近隣施設等の情報を基に設定しているとの回答を得た。 減免内容は、福岡市市民リフレッシュ農園条例及び同施行規則制定以来見直されていない。				

<使用料収入及び減免実績>

(単位：千円)

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
使用料収入		2,922	2,838	2,893
減免実績	減免件数	-件	-件	-件
	減免額	-	-	-

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位：千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入 [再掲]	2,922	2,838	2,893
② その他の収入 (自動販売機目的外使用許可)	18	18	18
③ その他の収入 (雇用保険料収入)	1	1	1
歳 入 計	2,940	2,857	2,912
④ 指定管理料	25,280	25,280	26,002
⑤ 人件費 (行政職員に係るもの)	1,693	1,615	1,680
⑥ 物件費 (委託料)	429	294	349
⑦ 物件費 (役務費、備品購入費、その他)	133	128	106
歳 出 計	27,535	27,317	28,137

[受益者負担割合の算定]

(単位：千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	2,940	2,857	2,912
② その他の収入 (雇用保険料収入) [再掲]	1	1	1
③ 減免実績 [再掲]	-	-	-
収 益 計 (①-②+③)	2,940	2,856	2,911
④ 歳出計 [再掲]	27,535	27,317	28,137
⑤ その他の収入 (雇用保険料収入) [再掲]	1	1	1
⑥ 減価償却費	1,498	1,498	1,498
費 用 計 (④-⑤+⑥)	29,032	28,814	29,634
受 益 者 負 担 割 合 (収 益 計 / 費 用 計)	10.1%	9.9%	9.8%

視点1 施設の有効活用

①（意見）施設の更なる有効活用方策の検討について（各市民リフレッシュ農園）

【現状】

福岡市市民リフレッシュ農園は、農作物の栽培体験の場を提供することにより、市民の余暇の活用及び健康の増進に寄与するとともに農業への理解を促進し、もって本市農業の振興及び活性化に資することを目的として設置された施設である。

<福岡市市民リフレッシュ農園>

名称	位置
今津リフレッシュ農園	福岡市西区今津
立花寺緑地リフレッシュ農園	福岡市博多区立花寺

※出所：「福岡市市民リフレッシュ農園条例」

福岡市市民リフレッシュ農園に設置される主な施設は次のとおりである。

<今津リフレッシュ農園における施設の内容>

施設名	内容
体験農園（貸し農園）	
休憩ハウス付き農園（110区画）	1区画面積 畑部分 30㎡ ハウス部分 10㎡ 年間使用料 50,400円 畑部分30㎡に加えて、10㎡の休憩ハウスが設置されています。作業の合間にお茶を飲みながら、隣の方とおしゃべりしたり、家族とお弁当を食べたり、もちろん、農具や収穫物の保管場所としても使えます。ちょっとお昼寝なんて使い方もあります。
集合農園（177区画）	1区画面積 30㎡ 年間使用料 18,000円 パーゴラ（休憩場所）が設置され、作業の合間に利用者同士で交流することができます。
棚式農園（19区画）	1区画面積 15㎡（5区画）、10㎡（14区画） 年間使用料 15㎡ 9,000円、10㎡ 6,000円 車いす利用者、高齢者向けに栽培面を高くしているのので、車いすに乗ったままでも作業ができます。
ふれあい農園・果実採取園	春にはじゃがいも・玉ねぎ、秋にはさつまいも、冬から春にかけてはいちごと季節ごとに様々な収穫体験ができます。また、果実採取園では夏にはぶどう、秋にはみかんの収穫体験ができます。
交流センター	管理事務所、研修室、相談コーナー、ロッカー・シャワー室等を備えた農園の中核施設です。栽培指導・相談、情報提供等を行い、農園利用者に農業への理解を深めてもらうことを目的としています。
その他	芝生広場、駐車場（普通車 170台、大型バス 4台）

※出所：「福岡市市民リフレッシュ農園ホームページ」

<立花寺緑地リフレッシュ農園における施設の内容>

施設名	内容
体験農園（貸し農園）	集合農園 全 161 区画 1 区画面積 20 m ² 年間使用料 12,000 円 パーゴラやベンチ等の休憩場所を設置しており、農作業の合間に利用者同士の交流が図れます。
クラブハウス	管理事務所、農産物直売所、研修室、調理実習室等を備えた農園の中心となる施設です。栽培指導・相談、情報提供等を行い、農園利用者の農業への理解を深め、消費者と生産者との交流推進拠点となります。
その他	芝生広場、四季の丘広場、花園、駐車場（普通車 110 台）

※出所：「福岡市市民リフレッシュ農園ホームページ」

前述の施設のうち、体験農園（貸し農園）及び研修室の利用状況は次のとおりである。

<体験農園（貸し農園）の利用状況>

施設名	今津リフレッシュ農園（※1）			立花寺緑地リフレッシュ農園（※2）
	休憩ハウス付き	集合	棚式	集合
募集区画数	110 区画	177 区画	19 区画	161 区画
実際利用区画数	93 区画	157 区画	15 区画	161 区画
利用率	84.5%	88.7%	78.9%	100%

※1：平成 27 年 11 月 20 日現在、福岡市市民リフレッシュ農園ホームページで公表されている空き区画より算出

※2：「平成 26 年度指定管理業務事業報告書」において 161 区画全てが利用されている旨の記載がある。

※出所：「福岡市市民リフレッシュ農園ホームページ」及び「平成 26 年度指定管理業務事業報告書」

<平成 26 年度における研修室の利用状況>

	今津リフレッシュ農園	立花寺緑地リフレッシュ農園
目標利用件数	設定なし	80 件
実際利用件数	10 件	71 件

※出所：「平成 26 年度指定管理業務事業計画書」「平成 26 年度指定管理業務事業報告書」

中心施設である体験農園（貸し農園）の利用状況について、立花寺緑地リフレッシュ農園では全ての区画が利用されているが、今津リフレッシュ農園では空き区画が生じており、全ての区画が利用されているわけではない。

また、主に農業への理解促進のために利用されることが想定される研修室については、今津リフレッシュ農園では年間 10 件、立花寺緑地リフレッシュ農園では年間 71 件（目標 80 件）と利用件数が低迷している。

【意見】

福岡市市民リフレッシュ農園の中心施設である体験農園（貸し農園）については、今津リフレッシュ農園で空き区画が発生している。空き区画が生じればその区画は利用されな

いため、更に広報活動の強化を行うとともに、研修室を利用した貸し農園利用者向けの農業講習の回数及び内容の充実を図る（例えば農業団体と共同で行う）等、貸し農園利用者に対する積極的なサポートを行い、その利便性向上を図ることによって空き区画の解消に向けた方策を検討及び実施することが望まれる。

また、研修室については両施設とも年間利用件数が少なく、特に今津リフレッシュ農園については目標利用件数は立てられておらず、積極的な利用促進には至っていない。研修室は施設全体からすると一部分ではあるものの、農業への理解促進という施設の設置目的のために利用することが想定される施設である。施設の有効活用の観点から、施設の設置趣旨に沿った利用促進方策の検討及び実施が望まれる。

なお、貸し農園利用者の利便性向上については、農林水産省のホームページに糸島市の事例が紹介されている。糸島市に設置された施設であるが、福岡市民の利用者が約7割を占めているという事例である。紹介されている施設は、福岡市市民リフレッシュ農園とは施設の内容や状況が異なるものの、利便性向上の重要性を示唆する事例であると考えられる。

<貸し農園利用者の利便性向上の事例>

事例：官民連携による市民農園を通じた都市と農村の交流

福岡県糸島市(いとしまし)の伊都(いと)貸農園は、民間主導による貸農園として、糸島市(旧前原市(まえばるし))が平成8(1996)年に開設した糸島市農業公園「ファームパーク伊都国(いとこく)」に隣接する形で開設しました。

糸島市は、民間主導による市民農園やみかんのオーナー園、いちご狩り園、水稻の田植えや収穫体験等の取組に支援を行っており、その支援の一つとして、農業公園がイベント等を行う際には、伊都貸農園と協同で実施し、一方、貸農園の利用者には農業公園の農具や施設を開放し、貸農園の利便性向上を図っています。

伊都貸農園は、福岡市(ふくおかし)の中心部から車で30分という都市近郊に位置していますが、山や川の自然に恵まれた田園地域にあることから、福岡市等の都市住民に人気が高く、平成8(1996)年に242区画でオープンしましたが、その後増設を重ね、現在では409区画まで拡大し、利用率は100%となっています。

同貸農園の利用者の約7割は福岡市民が占めており、貸農園は都市住民との交流拠点となっています。

また、貸農園利用者の多くは、糸島市が農業公園において開催する農業指導、土作り講習会、安心・安全制度の説明会等の講習会や農業体験等のイベントに参加し、農業技術を向上させるとともに、糸島市の農業について理解を深めています。さらに、貸農園利用者は、農業公園内の直売所を始め、近隣の直売所等で地元の農産物を購入する等、地域の活性化にも貢献しています。

※出所：「農林水産省ホームページ」

視点2 受益者負担のあり方

①（結果）使用料の設定根拠の明確化及び明文化について（各市民リフレッシュ農園）

【現状】

福岡市市民リフレッシュ農園における現在の使用料について、その設定根拠・理由を所管部署に質問したところ、果樹採取園、研修室、シャワー、ロッカー等の使用料については市内の公園といった類似施設や近隣施設等の使用料情報を基に設定しているとの回答を得た。しかし、具体的な類似施設等の範囲、類似施設等の使用料情報を基にする理由、具体的な使用料の算定方法は不明であった。

体験農園（貸し農園）の使用料は、施設設置当初からの金額であり、特に根拠はないとの回答を得た。

また、使用料の設定根拠・理由を明文化した文書は保存されていない。

【指摘事項】

本施設について使用料の具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。

これらのことは、福岡市市民リフレッシュ農園条例及び同施行規則に定めた使用料について重要な不備があると言わざるを得ない。

使用料は施設に係る収入として重要な項目であり、施設で提供する行政サービスの内容、受益者負担のあり方等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき使用料を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、使用料の設定根拠が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。

以上から、使用料の根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。

②（結果）減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について（各市民リフレッシュ農園）

【現状】

福岡市市民リフレッシュ農園における現在の減免制度（減免規定）について、その設定根拠・理由を所管部署に質問したところ、市に設置された他の公園等、市内他施設の状況を基に減免制度を設定しているとの回答を得た。しかし、使用料の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を明文化した文書は保存されていない。

【指摘事項】

本施設について使用料の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。

これらのことは、福岡市市民リフレッシュ農園条例及び同施行規則に定めた減免制度（減免規定）について重要な不備があると言わざるを得ない。

本来使用料については、利用者が公平に負担すべきものであるとともに、減免金額は市の歳入に影響する重要な項目でもある。このため、減免制度（減免規定）は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度（減免規定）を設定

していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。

以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。

③（意見）望ましい受益者負担割合の検討について（各市民リフレッシュ農園）

【現状】

現状の福岡市市民リフレッシュ農園における受益者負担割合を試算したところ、＜受益者負担割合の算定＞に記載したとおり、過去3年間を通じて今津リフレッシュ農園については30%程度、立花寺緑地リフレッシュ農園については10%程度の水準であった。

＜各市民リフレッシュ農園の受益者負担割合＞

	H24	H25	H26
今津リフレッシュ農園	28.8%	27.7%	25.7%
立花寺緑地リフレッシュ農園	10.1%	9.9%	9.8%

【意見】

福岡市市民リフレッシュ農園の施設区分はスポーツ・レクリエーション施設に該当する。

受益者負担割合マトリクスに当てはめると、スポーツ・レクリエーション施設としての望ましい受益者負担割合はF・H・I（75%～100%）と考えられる。

福岡市市民リフレッシュ農園については、体験農園（貸し農園）の賃貸が主な業務であり、収益性を一定程度確保できるが、体験農園（貸し農園）を借りていない市民も、イベントの参加、芝生広場の利用ができるため、市場性は中程度と考える。また、農業振興の観点からは、行政の関与が一定程度必要であると考ええる。

以上を踏まえれば、望ましい受益者負担割合は50%（受益者負担割合マトリクスのE）と考えられる。

＜受益者負担割合マトリクス＞

高 ↑ 市場性 ↓ 低	G 50%	H 75%	I 100%
	D 25%	E 50%	F 75%
	A 0%	B 25%	C 50%
	←必需的		選択的→

上記のとおり、現状の福岡市市民リフレッシュ農園における受益者負担割合は過去3年間を通じて今津リフレッシュ農園については30%程度、立花寺緑地リフレッシュ農園については10%程度の水準となっており、両施設ともに望ましい受益者負担割合を下回る結果となった。このため、市は、本施設の特長や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。その結果、算定した受益者負担割合と望ましい受益者負担割合が乖離している場合には、原因を把握した上で、乖離の解消に向けて検討することが望まれる。特に立花寺については平成26年度の試算で10%を下回っており、料金の適切な設定等検討が望まれる。

また、社会情勢や施設に係る費用等の変化が考えられることから、今後、定期的に受益

者負担割合を算定し、望ましい受益者負担割合との乖離状況を把握していくことが望ましい。

IV. 福岡市田園スポーツ広場(052-054)

<施設の概要>

施設名称	田尻田園スポーツ広場 四箇田園スポーツ広場 飯氏田園スポーツ広場				
現地視察	田尻田園スポーツ広場				
所在地	福岡市西区田尻 663 番地ほか				
所管部署	農林部農業政策課				
施設区分	スポーツ・レクリエーション施設				
開設年月日	田尻田園スポーツ広場：昭和61年7月1日 四箇田園スポーツ広場：昭和63年8月 飯氏田園スポーツ広場：平成9年4月				
運営形態	市直営				
根拠条例等	福岡市田園スポーツ広場条例 福岡市田園スポーツ広場条例施行規則				
設置目的	水田用地等を活用することによって、市民にスポーツ及びレクリエーション活動の場を提供し、もって市民の福祉の向上に寄与するため。 (福岡市田園スポーツ広場条例第1条)				
事業内容	条例には記載されていない。				
施設情報	施設		田尻田園スポーツ広場	四箇田園スポーツ広場	飯氏田園スポーツ広場
	土地	面積	10,564 m ²	11,430 m ²	12,749 m ²
		うち市有地面積	- m ²	- m ²	- m ²
		うち借地面積	10,564 m ²	11,430 m ²	12,749 m ²
	駐車場		有(無料)	有(無料)	有(無料)
	建物等 (主な建物)	延床面積	該当なし		
		所有状況			
		階層			
構造					
建築年					
主な施設等					
利用時間等	(1) 4月1日から9月30日までの期間 午前7時から午後7時まで (2) 10月1日から10月31日までの期間 午前7時から午後5時まで (3) 11月1日から3月31日までの期間 午前9時から午後5時まで				
休館日等	田尻田園スポーツ広場：12月29日から翌年1月3日まで及び毎週月曜日 四箇田園スポーツ広場：12月29日から翌年1月3日まで及び毎週火曜日 飯氏田園スポーツ広場：12月29日から翌年1月3日まで及び毎週水曜日				

<施設の利用状況>

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
田尻田園 スポーツ広場	全コマ数（利用可能件数） A	1,572 件	1,543 件	1,538 件
	実利用件数 B	568 件	521 件	461 件
	利用率 B/A	36.1%	33.8%	30.0%
四箇田園 スポーツ広場	全コマ数（利用可能件数） A	1,572 件	1,572 件	1,567 件
	実利用件数 B	473 件	472 件	437 件
	利用率 B/A	30.1%	30.0%	27.9%
飯氏田園 スポーツ広場	全コマ数（利用可能件数） A	1,572 件	1,572 件	1,572 件
	実利用件数 B	519 件	454 件	439 件
	利用率 B/A	33.0%	28.9%	27.9%
合計	全コマ数（利用可能件数） A	4,716 件	4,687 件	4,677 件
	実利用件数 B	1,560 件	1,447 件	1,337 件
	利用率 B/A	33.1%	30.9%	28.6%

<使用料の概要>

使 用 料	■概要		
	利用者からは、1回（2時間以内）の利用につき、下表に定める額の使用料を徴収する。		
	■金額（単位：円）※主なものを記載		
	単位	利用者区分	金額
	1回（2時間以内）	一般	1,500
		生徒等	750
■金額の設定根拠、見直し状況			
金額の設定根拠は、類似施設や近隣施設等の使用料情報を基に使用料を設定しているとの回答を得た。 使用料は、平成9年度以来改定されていない。			
使用料の減免	■減免の有無		
	有		
	■減免内容		
	減免対象	減免額	
	(1) 本市が主催し、又は経費の一部を負担して共催する行事に利用するとき	全額	
	(2) 本市が後援し、又は賛助する行事に利用するとき	5割相当額	
	(3) 本市の区域内に居住する心身障がい者を主体とする団体が利用するとき	全額	
	(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき	市長が必要と認める額	
■減免内容の設定根拠、見直し状況			
減免内容の設定根拠は、類似施設や近隣施設等の情報を基に設定しているとの回答を得た。 減免内容は、施設開設以来改定されていない。			

<使用料収入及び減免実績>

(単位：千円)

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
使用料収入		1,928	1,635	1,543
減免実績	減免件数	一件	1 件	1 件
	減免額	-	4	4

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位：千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入 [再掲]	1,928	1,635	1,543
② その他の収入 (自動販売機目的外使用許可)	15	15	15
③ その他の収入 (雇用保険料)	-	1	1
歳 入 計	1,943	1,651	1,558
④ 人件費 (行政職員に係るもの)	1,693	1,615	1,680
⑤ 人件費 (共済費、賃金)	-	228	252
⑥ 物件費 (消耗品費、清掃業務、その他)	15,952	15,949	15,831
⑦ その他の支出 (改修工事等)	-	3,026	-
⑧ その他の支出 (改修工事等公社委託)	571	355	1,671
歳 出 計	18,216	21,172	19,433

[受益者負担割合の算定]

(単位：千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	1,943	1,651	1,558
② その他の収入 (雇用保険料) [再掲]	-	1	1
③ 減免実績 [再掲]	-	4	4
収 益 計 (①-②+③)	1,943	1,653	1,561
④ 歳出計 [再掲]	18,216	21,172	19,433
⑤ その他の収入 (雇用保険料) [再掲]	-	1	1
⑥ 減価償却費	-	-	-
費 用 計 (④-⑤+⑥)	18,216	21,171	19,432
受 益 者 負 担 割 合 (収 益 計 / 費 用 計)	10.7%	7.8%	8.0%

視点1 施設の有効活用

①（意見）施設の有効活用方策及び施設のあり方に関する抜本的な検討について（各田園スポーツ広場）

【現状】

福岡市田園スポーツ広場は、市民がソフトボール等の身近に運動できる広場を転作対象水田に設置し、農地の有効利用を図るとともに、市民スポーツの需要に応え、都市と農村のコミュニティ作りに資することを目的に設置された施設である。

<福岡市田園スポーツ広場>

名称	位置
田尻田園スポーツ広場	福岡市西区大字田尻
四箇田園スポーツ広場	福岡市早良区四箇四丁目
飯氏田園スポーツ広場	福岡市西区大字飯氏

※出所：「福岡市田園スポーツ広場条例」

平成26年度における福岡市田園スポーツ広場の利用状況は次のとおりである。

<平成26年度利用状況>

（単位：件）

施設	全コマ数 (A) ※3		最終利用予定 件数(B) ※4		利用率 (B/A)		利用件数 (C) ※5		利用率 (C/A)	
	平日	土・日・祝	平日	土・日・祝	平日	土・日・祝	平日	土・日・祝	平日	土・日・祝
田尻	1,538		583		37.9%		461		30.0%	
	968	570	146	437	15.1%	76.7%	119	342	12.3%	60.0%
四箇	1,567		516		32.9%		437		27.9%	
	982	585	64	452	6.5%	77.3%	49	388	5.0%	66.3%
飯氏	1,572		568		36.1%		439		27.9%	
	987	585	203	365	20.6%	62.4%	158	281	16.0%	48.0%
合計	4,677		1,667		35.6%		1,337		28.6%	
	2,937	1,740	413	1,254	14.1%	72.1%	326	1,011	11.1%	58.1%

※1：上段：総数 下段左：平日 下段右：土・日・祝

※2：施設：田尻…田尻田園スポーツ広場、四箇…四箇田園スポーツ広場、飯氏…飯氏田園スポーツ広場

※3：全コマ数…年間で利用可能なコマ数

※4：最終利用予定件数…予約が入った件数

※5：利用件数…最終利用予定件数から雨天等で利用ができなくなった件数等を除いた実利用件数

※出所：「市資料」

平成26年度における福岡市田園スポーツ広場3施設の年間を通した利用率は28.6%である。雨天等により利用ができなかった件数を加味しても、年間を通した利用率は35.6%と低い水準にある。

これは、平日の利用率が11.1%（雨天等により利用ができなかった件数を加味すると14.1%）と極めて低い水準にあることに加えて、土日祝日の利用も58.1%（雨天等により利用ができなかった件数を加味すると72.1%）にとどまっていることが要因と考えられる。

【意見】

福岡市田園スポーツ広場の利用状況を鑑みると、市の施設として有効に活用されている状態にあるとは言い難い。

市は、土日祝日の更なる利用促進を図るとともに、現状では極めて利用率の低い平日の利用も促進する方策を検討及び実施することが望まれる。

なお、福岡市田園スポーツ広場は転作対象水田の有効利用を図ることが施設設置当初の目的の一つであるため、当該施設は地元地権者の土地を賃借して設置している。そのため、それぞれの施設において複数の地権者が存在している。

<各施設における地権者数>

施設名	地権者数
田尻田園スポーツ広場	15人
四箇田園スポーツ広場	6人
飯氏田園スポーツ広場	6人
合計	27人

※出所：「市資料」

このように当該施設には複数の地権者が存在するが、市と地権者との契約は年度更新であるため、仮に地権者の一人でも土地の返還を求めたら施設を廃止せざるを得ず、その意味で市が継続的で安定的な維持管理を行っていくことが難しい状況にある。

また、施設設置の目的の一つである転作対象水田の有効利用については、農業振興の観点からは他目的への転用は望ましくないという考え方も存在する。

<転作対象水田の有効利用についての考え方>

⑦事業概要

これまでの経過及び今後の全体計画

～略～

食料自給率の向上が大きな課題となっている中、農地を他用途に転用することは極力避けるべきと考える。

～略～

※出所：「事業の仕分け 評価調書（平成21年3月31日）」

さらに、福岡市田園スポーツ広場における過去3年間の歳入及び歳出は次のとおりであり、運営のために年平均で約18百万円の歳出超過が生じていることが分かる。

仮に事業を廃止した場合には単純計算で18百万円の削減効果があり、これを農林関連のその他事業に活用できる可能性がある。

<福岡市田園スポーツ広場の歳入及び歳出の推移 (H24 年度～H26 年度)> (単位:千円)

		H24 決算	H25 決算	H26 決算
収入項目：市の歳入				
使用料収入		1,928	1,635	1,543
自動販売機収入		15	15	15
雇用保険料		-	1	1
歳入 計		1,943	1,651	1,558
支出項目：市の歳出				
人件費 (人にかかる コスト)	行政職員人件費	1,693	1,615	1,680
	共済費	-	2	4
	賃金	-	225	249
	小計	1,693	1,843	1,932
物件費 (施設にかか るコスト)	消耗品費, 光熱水費等 (修繕料を除く)	67	110	161
	清掃業務, 設備保守点検業務, 警備業務 その他	7,078	7,065	7,012
	借損料等	8,797	8,737	8,647
	その他	9	36	11
	小計	15,952	15,949	15,831
工事請負費 (改修工事等)	工事請負費 (改修工事等)	-	3,026	-
	委託料 (改修工事等公社委託)	571	355	1,671
	小計	571	3,381	1,671
歳出 計		18,216	21,172	19,433
歳入、歳出の差額		△16,273	△19,522	△17,875

※出所：「市資料」を基に監査人作成

以上より、歳出超過の現状も踏まえ、福岡市田園スポーツ広場3施設について、市は短期的には前述のとおり更なる利用促進を図ったうえで、中長期的には今後も市の事業として継続していくことが妥当であるか地権者へ土地を返還することも含め抜本的な検討を行うことが望まれる。

視点2 受益者負担のあり方

①(結果) 使用料の設定根拠の明確化及び明文化について(各田園スポーツ広場)

【現状】

福岡市田園スポーツ広場における現在の使用料について、その設定根拠・理由を所管部署に質問したところ、市内に設置されたソフトボール場等の類似施設や近隣施設等の使用料情報を基に使用料を設定しているとの回答を得た。しかし、具体的な類似施設等の範囲、類似施設等の使用料情報を基にする理由、具体的な使用料の算定方法は不明であった。また、使用料の設定根拠・理由を明文化した文書は保存されていない。

【指摘事項】

本施設について使用料の具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。

これらのことは、福岡市田園スポーツ広場条例及び同施行規則に定めた使用料について重要な不備があると言わざるを得ない。

使用料は施設に係る収入として重要な項目であり、施設で提供する行政サービスの内容、受益者負担のあり方等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき使用料を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、使用料の設定根拠が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。

以上から、使用料の根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。

②(結果) 減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について(各田園スポーツ広場)

【現状】

福岡市田園スポーツ広場における現在の減免制度(減免規定)について、その設定根拠・理由を所管部署に質問したところ、市内に設置された他のソフトボール場等、市内他施設の状況を基に減免制度を設定しているとの回答を得た。しかし、使用料の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を明文化した文書は保存されていない。

【指摘事項】

本施設について使用料の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。

これらのことは、福岡市田園スポーツ広場条例及び同施行規則に定めた減免制度(減免規定)について重要な不備があると言わざるを得ない。

本来使用料については、利用者が公平に負担すべきものであるとともに、減免金額は市の歳入に影響する重要な項目でもある。このため、減免制度(減免規定)は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度(減免規定)を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。

以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文

書を保存すべきである。

③（意見）望ましい受益者負担割合の検討について（各田園スポーツ広場）

【現状】

現状の福岡市田園スポーツ広場における受益者負担割合を試算したところ、＜受益者負担割合の算定＞に記載したとおり、3年間を通じて10%程度の水準であった。

【意見】

福岡市田園スポーツ広場の施設区分はスポーツ・レクリエーション施設に該当する。受益者負担割合マトリクスに当てはめると、スポーツ・レクリエーション施設としての望ましい受益者負担割合はF・H・I（75%～100%）と考えられる。

福岡市田園スポーツ広場については、グラウンドの貸出により収益性を確保できると考える。また、ソフトボール場は一定の広さを確保するため行政の関与が一定程度必要であると考ええる。

以上を踏まえれば、望ましい受益者負担割合は75%（受益者負担割合マトリクスのH）と考えられる。

高 ↑ 市場性 ↓ 低	G 50%	H 75%	I 100%
	D 25%	E 50%	F 75%
	A 0%	B 25%	C 50%
	←必需的		選択的→

上記のとおり、現状の福岡市田園スポーツ広場全体における受益者負担割合は10%前後の水準となっており、望ましい受益者負担割合を下回る結果となった。

このため短期的には、市は、本施設の特性や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。その結果、算定した受益者負担割合と望ましい受益者負担割合が乖離している場合には、原因を把握した上で、乖離の解消に向けて検討することが望まれる。

一方、長期的には、このような望ましい受益者負担割合との乖離の状況を踏まえ、「視点1 ①（意見）施設の有効活用方策及び施設のあり方に関する抜本的な検討について（各田園スポーツ広場）」で述べたとおり、地権者へ土地を返還することも含め抜本的な検討を行うことが望まれる。

V. 福岡市農村センター(055)

<施設の概要>

施設名称	福岡市農村センター			
現地視察	対象外			
所在地	福岡市西区周船寺 1-3-1			
所管部署	農林部農業政策課			
施設区分	産業系施設			
開設年月日	昭和 54 年 6 月 1 日			
運営形態	市直営			
根拠条例等	福岡市農村センター条例 福岡市農村センター条例施行規則			
設置目的	農林業の生産技術の向上及び農村生活の改善を図り、もって本市の農林業の振興に寄与するため。 (福岡市農村センター条例第 1 条)			
事業内容	(1) 農林業従事者及びその関係者(以下「農林業者」という。)が、農林業の生産技術の向上及び農村生活の改善を目的として行う研究会、講習会等に対する便宜供与に関する事。施設の利用に関する事。 (2) 農林業者の健康増進に関する事 (3) 施設の利用に関する事。 (4) 前 3 号に掲げるもののほか、センターの目的達成に必要な事。 (福岡市農村センター条例第 2 条)			
施設情報	土地	面積	2,348 m ²	
		うち市有地面積	2,348 m ²	
		うち借地面積	- m ²	
		駐車場	有(無料)	
	建物等 (主な建物)	延床面積	1,244 m ²	
		所有状況	市有物件	
		階層	地上 2 階	
構造		鉄筋コンクリート		
建築年		昭和 53 年		
	主な施設等	学習室 2 室 会議室、ホール兼トレーニングルーム 農産物加工作業室		
利用時間等	午前 10 時から午後 10 時まで			
休館日等	(1) 毎週水曜日 (2) 12 月 28 日から翌年 1 月 3 日まで			

<施設の利用状況>

項目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
施設全体	総来館者数 A ※無料来館者含む	32,500 人	33,545 人	30,582 人
	開館日数 B	307 日	306 日	307 日
	1 日当たり利用者数 A/B	106 人	110 人	100 人

<使用料の概要>

使 用 料	■概要	
	<p>使用料は下表に定める金額を徴収する。 ホール兼トレーニング室の一部を利用する場合の使用料の額は、これを全部利用する場合の使用料の額にホール兼トレーニングの室の全床面積に対する当該利用に係る部分の床面積の割合を乗じて得た額に相当する額(10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。</p>	
	■金額 (単位：円) ※主なものを記載	
	学習室 1	1 時間までごとに 125 円。ただし、利用時間が 10 時間を超える場合は、1,300 円とする。
	学習室 2	1 時間までごとに 125 円。ただし、利用時間が 10 時間を超える場合は、1,300 円とする。
	会議室	1 時間までごとに 150 円。ただし、利用時間が 10 時間を超える場合は、1,500 円とする。
	ホール兼トレーニング室	1 時間までごとに 580 円。ただし、利用時間が 12 時間を超える場合は、7,000 円とする。
使用料の減免	■金額の設定根拠、見直し状況	
	<p>金額の設定根拠は、特に無く、それに対する資料も存在しない。 使用料は、昭和 58 年 4 月 1 日以来、改定していない。</p>	
	■減免の有無	
	有	
	■減免内容	
	減免対象	減免額
	(1) 市が主催し、又は経費の一部を負担して共催する行事に利用するとき。	全額
(2) 国又は県が主催する行事に利用する場合で市長が特に必要と認めるとき。	全額	
(3) 市内に居住する心身障がい者が利用するとき、又は市内に居住する心身障がい者を主たる構成員とする団体が利用するとき。	全額	
(4) 前 3 号に掲げるもののほか、センターの設置目的の達成に著しく寄与すると認められる利用を行う場合で、市長が特に必要と認めるとき。	全額	
■減免内容の設定根拠、見直し状況		
<p>減免内容の設定根拠は、施設の設置・事業目的を基に減免制度を設定しているとのことであるが、根拠資料は見当たらない。</p>		

<使用料収入及び減免実績>

(単位：千円)

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
使用料収入（会議室使用料）		1,875	1,824	1,705
減免実績	減免件数	128 件	130 件	122 件
	減免額	減免額について、把握していない。		

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位：千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入（会議室使用料）[再掲]	1,875	1,824	1,705
② その他の収入（自動販売機目的外使用許可）	79	81	81
③ その他の収入（保険料等諸収入）	915	925	941
④ その他の収入（管理人室使用料）	272	285	297
歳 入 計	3,142	3,115	3,024
⑤ 人件費（行政職員に係るもの）	2,540	2,423	2,520
⑥ 人件費（嘱託員報酬、賃金等）	8,367	8,108	8,178
⑦ 物件費（委託料）	4,318	4,542	4,205
⑧ 物件費（需用費、役務費、借損料等）	3,051	3,357	2,951
⑨ その他の支出（補助金等）	323	323	323
歳 出 計	18,598	18,753	18,177

[受益者負担割合の算定]

(単位：千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	3,142	3,115	3,024
② その他の収入（保険料等諸収入）[再掲]	915	925	941
③ 減免実績 [再掲]	減免額について、把握していない。		
収 益 計 (①-②+③)	2,227	2,190	2,083
④ 歳出計 [再掲]	18,598	18,753	18,177
⑤ その他の収入（保険料等諸収入）[再掲]	915	925	941
⑥ 減価償却費	3,698	3,698	3,698
費 用 計 (④-⑤+⑥)	21,380	21,525	20,933
受 益 者 負 担 割 合 (収 益 計 / 費 用 計)	10.4%	10.2%	9.9%

視点1 福岡市農村センターの廃止について

①（意見）廃止決定に至るまでの期間及び今後の方針の速やかな決定について

【現状】

福岡市農村センター（以下「農村センター」という。）は農業技術や生活・文化の向上と農林業者の健康増進に資するための総合的施設として昭和54年6月に西区周船寺に開設された施設である。

開設当時の周船寺地区は田園地帯であり、農村センターは農業技術の習得、レクリエーション、研修といった農業者の技術や生活の向上のために学習室、会議室、ホール兼トレーニングルーム、農産物加工作業室を備えた施設であった。

しかし、福岡市の人口が増加するに伴い農村センター周辺の都市化が進み、住宅地が増加した。その影響等により、農村センターにおける近年の農林業者の利用割合は、次とおり徐々に減少しており、特に平成19年度以降は常に10%以下の利用率となっている。これは、利用者の殆どが農林業者以外の市民等であることを意味しており、この状況は農村センターの設置目的に直接関連しない利用が増加していることを示していると考えられる。

<農林業者利用者及びその他の利用者の割合>

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
農林	15.5%	11.8%	8.8%	9.2%	6.5%	3.5%	4.3%	4.0%	4.1%	4.0%
その他	84.5%	88.2%	91.2%	90.8%	93.5%	96.5%	95.7%	96.0%	95.9%	96.0%

※出所：「市資料」を基に監査人作成

また、農村センターでは保有している室ごとの稼働率を把握しておらず、そのため、施設全体の稼働状況を把握することができなかった。

所管部署によれば、農村センターを廃止した経緯等は、次のとおりであった。

- ・農村センターについては、農林業の生産技術の向上及び農村生活の改善を図ることで農林業の振興に資することを目的として開設したが、農林業者以外の利用も認めており、地域コミュニティ機能も有していることから、運営を継続してきたところである。
- ・西部地区の都市化や農林業者の減少・高齢化が進むなかで、農林業者の施設利用の増加を図ることは難しい状況にあった。
- ・近隣類似施設である福岡市西部地域交流センター「さいとびあ」が平成22年度に整備されたこと等、農村センター周辺で公共の文化・体育施設が新しく整備されたことにより、農村センターの有り方の検討が開始され、平成27年度末の閉館に至った。

【意見】

農村センターにおける過去3年間の歳入及び歳出は次のとおりであり、運営のために年平均で約15百万円の歳出超過が生じてことが分かる。

農村センターは平成27年度末で廃止されることが決定しており、かつ廃止に至るまでに各種調整等に相当程度の時間を要することは理解できる。

しかし、農林業者の利用割合は平成19年度以降既に10%を下回っており、施設の設置目的に直接関連しない利用が大部分となっていたと考えられる。このため、市は、施設の利用状況を詳細に把握し、施設運営について継続の適否を出来だけ早期に検討すべきであったと考えられ、施設運営を継続する場合は設置目的の再構築等が必要であったと考える。また、福岡市西部地域交流センター「さいとびあ」の開設は平成22年度であったこと、さらには農村センターの維持のためには年間15百万円が必要であったことを考慮すると、より早期の廃止を検討すべきであった可能性もある。すなわち、1年早く廃止していた場合

には単純計算で 15 百万円の削減効果があり、これを農林関連のその他事業に活用できたと考えられる。

<農村センターの歳入及び歳出の推移(平成 24 年度～平成 26 年度)> (単位:千円)

		H24 決算	H25 決算	H26 決算
収入項目:市の歳入				
	使用料収入	1,875	1,824	1,705
	自動販売機収入	79	81	81
	保険料等諸収入	915	925	941
	管理人室使用料	272	285	297
歳入 計		3,142	3,115	3,024
支出項目:市の歳出				
人件費 (人にかかる コスト)	行政職員人件費	2,540	2,423	2,520
	嘱託員報酬	6,245	6,246	6,262
	共済費	1,872	1,862	1,916
	賃金	250	-	-
	小計	10,906	10,531	10,698
物件費 (施設にかか るコスト)	消耗品費, 光熱水費等(修繕料を除く)	2,991	3,297	2,895
	通信運搬費等(火災・自動車保険料を除く)	45	46	56
	清掃業務, 設備保守点検業務, 警備業務その他	4,318	4,542	4,205
	借損料等	15	14	-
	小計	7,368	7,899	7,156
補助費等	負担金補助及び交付金	323	323	323
	小計	323	323	323
歳出 計		18,598	18,753	18,177
歳入、歳出の差額		△15,456	△15,638	△15,153

※出所:「市資料」を基に監査人作成

以上より、今後、市は設置目的と運営内容が合致しない等が生じた施設については、施設の利用状況を詳細に把握し、施設運営について継続の適否等施設のあり方を適時に検討することが望ましい。検討の結果、施設運営を継続する場合には設置目的の再構築等を検討することが望ましい。また、施設廃止の検討に当たっては、代替的行政サービスの適時把握の他、施設における発生費用も踏まえて検討することが望ましい。

なお、農村センター廃止後の施設の有効活用については、平成 27 年 6 月に所管部署から市の部署に対し、農村センター廃止後の敷地及び建物の利用に係る需要調査をしたところ、最終的に利用を希望する部署は無かったとのことである。このため、市は今後、建物を取り壊したうえで、跡地の貸付または売却を検討する予定であり、廃止後、速やかにその後の有効活用に係る方針の決定及び実施が望まれる。

視点2 受益者負担のあり方

① 望ましい受益者負担割合の検討について

農村センターは、平成27年度の廃止されることが既に決定しているため、受益者負担のあり方の視点からは意見を差し控えることとするが、調査結果を次のとおり記載する。

農村センターは産業系施設に該当する。受益者負担割合マトリックスに当てはめると、産業系施設の望ましい受益者負担割合はA、B、C（0%～25%）と考えられる。

農村センターは、施設の目的に沿った利用者としては農林業者のための施設であり、選択的であるとも考えられるが、一般市民等も利用でき、地域コミュニティの形成や支援としての役割の一端も担っていたことから、行政の関与は中間程度がふさわしいと考える。他方、市場性については、民間に同様の施設が存在しないことから、市場性は低いと考える。

以上を踏まえれば、望ましい受益者負担割合は25%（受益者負担割合マトリックスのB）程度であると考えられる。

<受益者負担割合マトリックス>

高 ↑ 市場性 ↓ 低	G 50%	H 75%	I 100%
	D 25%	E 50%	F 75%
	A 0%	B 25%	C 50%
	←必需的		選択的→

現状の農村センターにおける受益者負担割合を試算したところ、<受益者負担割合の算定>に記載したとおり、過去3年間を通じて10%程度の水準となっており、望ましい受益者負担割合を下回る結果であった。

VI. 油山牧場・背振牧場(056-057)

<施設概要>

施設名称	油山牧場 背振牧場			
現地視察	油山牧場			
所在地	油山牧場：福岡市南区大字柏原 710-2 背振牧場：福岡市早良区大字板屋字苦笑及び松ノ尾			
所管部署	農林部農業振興課			
施設区分	公共牧場			
開設年月日	油山牧場：平成 8 年 7 月 1 日 背振牧場：昭和 58 年 7 月 1 日			
運営形態	油山牧場：指定管理者制度（利用料金制度無） 背振牧場：H26 年度から直営 ※H25 年度までは指定管理者制度（利用料金制度無）			
根拠条例等	福岡市牧場条例 福岡市牧場条例施行規則			
設置目的	畜産の振興を図るとともに市民に家畜や自然とのふれあいの場を提供するため。 (福岡市牧場条例第 1 条)			
事業内容	(1) 牛の飼養に関すること。 (2) 家畜や自然とのふれあいの場及び畜産に関する体験学習の場の提供に関する こと。 (3) 農業に関する研修及び講習の場の提供に関すること。 (4) 農業者との交流等農業への理解の促進に関すること。 (5) 前各号に掲げるもののほか、牧場の設置の目的の達成に必要なこと。 (福岡市牧場条例第 4 条)			
施設情報	施設		油山牧場	背振牧場
	土地	面 積	474,700 m ²	199,500 m ²
		うち市有地面積	474,700 m ²	199,500 m ²
		うち借地面積	- m ²	- m ²
	駐 車 場		有（有料）	無
	建物等 (主な建物)	延 床 面 積	282 m ²	125 m ²
		所 有 状 況	市有物件	市有物件
		階 層	地上 2 階	地上 1 階
構 造		鉄骨造	鉄骨造	
建 築 年		平成 8 年（1996 年）	昭和 58 年（1983 年）	
主 な 施 設 等		管理室、管理事務所、 会議室、売店、レス トラン	管理事務所	
利用時間等	牧場：午前 9 時から午後 5 時まで 飲食店及び売店：午前 10 時から午後 5 時まで 駐車場：午前 9 時から午後 5 時 30 分まで			
休館日等	(1) 毎週水曜日（その日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号） に規定する休日を含む。）の場合は、その翌日以後において最初の 休日でない日） (2) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで			

<施設の利用状況>

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
油山牧場	利用者数 A	344,608 人	337,376 人	360,287 人
	開場日数 B	308 日	308 日	306 日
	1 日当たり利用者数 A/B	1,119 人	1,095 人	1,177 人
背振牧場	利用者数 A	3,593 人	3,587 人	3,061 人
	開場日数 B	323 日	320 日	320 日
	1 日当たり利用者数 A/B	11 人	11 人	10 人

<使用料の概要>

使 用 料	■概要		
	牧場の利用許可を受けた者からは、下表に定める額の使用料を徴収する。		
	■金額 (単位：円) ※主なものを記載		
	区分	単位	金額
	企画展示室	1日までごとに	5,000
	畜産加工研修室	1日までごとに	6,200
	会議室	1時間までごとに	610
	駐車場(油山牧場の駐車場に限る。)	普通自動車1台1回につき 中型自動車1台1回につき 大型自動車1台1回につき	300 1,000 2,000
	牧場広場	1日までごとに	12,200
	飲食店	1平方メートル1月までごとに	1,025
	売店	1平方メートル1月までごとに	1,025
	区分	単位	金額
	物品の販売又は頒布その他これらに類する行為	1件1日までごとに	400
	業としての写真(広告写真を除く。)の撮影	1人1日までごとに	1,200
	業としての広告写真の撮影	1回1日までごとに	20,000
	業としての映画の撮影	1回1日までごとに	40,000
■金額の設定根拠、見直し状況			
金額の設定根拠は、人件費や各種経費等のコスト情報、及び類似施設や近隣施設等の使用料を基に設定している。 使用料は、平成19年度以来改定されていない。			
使用料の減免	■減免の有無		
	有		
	■減免内容		
	減免対象		減免額
	(1) 本市又は地方自治法施行令第173条の3に定める法人若しくは公共団体であって、その活動内容が牧場の設置の目的に照らしてふさわしいと市長が認めるものが主催し、又は経費の一部を負担して共催し、若しくは後援する事業に利用するとき		全額
	(2) 市内に居住する心身障がい者及びその介護者が個人利用するとき、又は市内に居住する心身障がい者を主たる構成員とする団体が利用するとき		全額
	(3) 市内の義務教育諸学校の児童又は生徒及びこれらの引率者が当該学校の教育計画に基づき利用するとき		全額
	(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき		市長が必要と認める額
	駐車場の利用料に係る減免		減免額
	(1) 本市の公用自動車		全額
	(2) 本市等が主催し、又は経費の一部を負担して共催し、若しくは後援する事業のために使用する自動車		全額
	(3) 道路交通法第39条に規定する緊急自動車		全額
	(4) 心身障がい者が運転し、又は同乗する自動車		全額
	(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が指定する自動車		全額
	■減免内容の設定根拠、見直し状況		
	減免内容の設定根拠は、人件費や各種経費等のコスト情報、及び類似施設や近隣施設等の使用料を基に設定している。 減免内容は、牧場条例、牧場条例施行規則制定以来改定されていない。		

<使用料収入及び減免実績>

(油山牧場及び背振牧場 H24～25 年度、油山牧場 H26 年度)

(単位：千円)

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度※
使用料収入		28,568	27,822	27,521
減免実績	減免件数	2,106 件	1,933 件	2,023 件
	減免額	632	580	607

(背振牧場 H26 年度)

(単位：千円)

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度※
使用料収入				980
減免実績	減免件数			-件
	減免額			-

※背振牧場は H26 年から運営形態が直営に変更された。

<受益者負担割合の算定>

(油山牧場及び背振牧場 H24～25 年度、油山牧場 H26 年度)

[歳入・歳出の把握]

(単位：千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度※
① 使用料収入 [再掲]	28,568	27,822	27,521
② その他の収入 (広告事業)	96	96	96
③ その他の収入 (自動販売機目的外使用許可)	2,330	2,128	1,732
④ その他の収入 (行政財産使用料等)	2,067	2,063	1,083
⑤ その他の収入 (雇用保険料、物品売払 (畜産加工 品売却代等))	9,583	13,257	13,109
⑥ その他の収入	1	1	-
歳 入 計	42,645	45,366	43,542
⑦ 指定管理料	187,307	182,560	179,277
⑧ 人件費 (行政職員に係るもの)	4,233	4,442	4,620
⑨ 物件費 (委託料)	-	3,498	-
⑩ 物件費 (共済費、賃金、報償費)	189	232	126
⑪ 物件費 (旅費、印刷消耗費、役務費、諸議会費負 担金)	229	97	120
⑫ 物件費 (使用料及び賃借料)	298	325	277
歳 出 計	192,257	191,154	184,419

[受益者負担割合の算定]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度※
① 歳入計 [再掲]	42,645	45,366	43,542
② その他の収入 (広告事業) [再掲]	96	96	96
③ その他の収入 (雇用保険料、物品売払 (畜産加工 品売却代等)) [再掲]	9,583	13,257	13,109
④ 減免実績 [再掲]	632	580	607
収益計 (①-②-③+④)	33,598	32,593	30,943
⑤ 歳出計 [再掲]	192,257	191,154	184,419
⑥ その他の収入 (広告事業) [再掲]	96	96	96
⑦ その他の収入 (雇用保険料、物品売払 (畜産加工 品売却代等)) [再掲]	9,583	13,257	13,109
⑧ 減価償却費	43,983	43,983	36,243
費用計 (⑤-⑥-⑦+⑧)	226,562	221,784	207,456
受益者負担割合 (収益計 / 費用計)	14.8%	14.7%	14.9%

(背振牧場 H26 年度)

[歳入・歳出の把握]

(単位:千円)

	H26 年度※
① 使用料収入	980
歳入計	980
② 人件費 (行政職員に係るもの)	2,520
③ 物件費 (牧場設備の再整備 (委託料))	8,628
④ 物件費 (沈砂池清掃委託)	1,318
歳出計	12,466

[受益者負担割合の算定]

(単位:千円)

	H26 年度※
① 歳入計 [再掲]	980
② 減免実績 [再掲]	-
収益計 (①+②)	980
③ 歳出計 [再掲]	12,466
④ 減価償却費	7,741
費用計 (③+④)	20,206
受益者負担割合 (収益計 / 費用計)	4.8%

※背振牧場は H26 年から運営形態が直営に変更された。

視点1 施設の有効活用

①(意見)施設の老朽化及び計画的な対応について(各牧場)

【現状】

市が管理運営する牧場として油山牧場と背振牧場の2施設がある。牧場では、家畜の振興に寄与する目的として乳用雌子牛の預託育成事業を実施するとともに、家畜や自然とのふれあい及び畜産に関する体験学習の場の提供等を行ってきた。

牧場の主な事業の一つである乳用雌子牛の預託育成事業は、社会・経済状況の変化に伴い年々市内の酪農家が減少しており、預託頭数が減少している。このため、市は、平成26年度からは、乳用雌子牛の預託育成事業は油山牧場のみで実施することとし、背振牧場は畜産の振興を図る目的で九州大学の研究用施設として活用している。なお、背振牧場に係る使用料については、市は国内畜産業全体の振興・発展に寄与するとの観点から牧場の設置目的に照らして相応しいと判断し減額免除している。

＜市営牧場の乳用雌子牛預託頭数の推移＞

(単位：頭)

年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
頭数	69,201	64,877	56,290	43,248	40,446
年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
頭数	48,927	52,082	48,945	42,728	31,470

※出所：「市資料」を基に監査人作成

＜背振牧場の活用状況＞

- ・H26年度から、背振牧場では、九州大学、(株)産学連携機構九州及び福岡市の3者が実施主体となり、九州大学農学研究所にて研究開発を展開してきた新たな黒毛和牛の生産システム(九州大学ブランド牛)の生産体系について実証研究を行う。
- ・背景としては、福岡市における預託頭数の減少と、九州大学及び(株)産学連携機構九州がこれまで研究開発してきた新たな黒毛和牛の生産システムについて生産現場等から拡充の要望があったことから、背振牧場の利用が決定したものである。
- ・主な事業内容は、①新たな黒毛和牛の生産システムの実証研究、②背振牧場を九州大学ブランド牛の生産モデル牧場とすることである。
- ・今後の展開としては、有効な牧場経営モデルとして、畜産農家への技術移転を図るため背振牧場を長期的に活用するとしている。

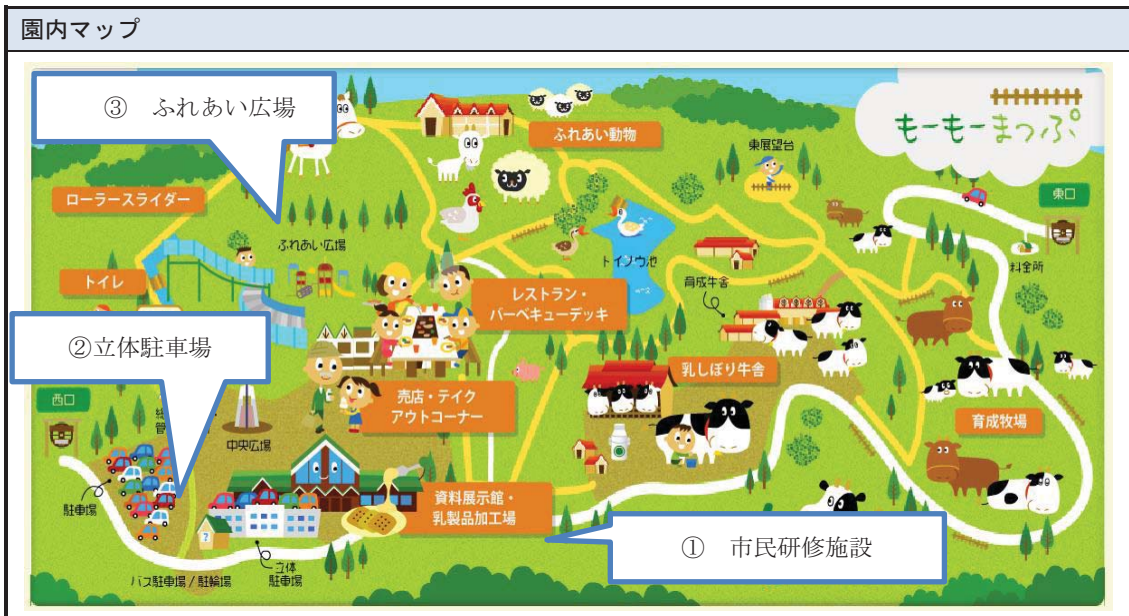
※出所：「市資料」を基に監査人作成





背振牧場が九州大学の研究用施設として活用されているため、市民等が家畜や自然とのふれあい等を目的として利用する施設は油山牧場となる。

油山牧場は当初昭和48年4月に開場し、平成8年7月に観光牧場として再整備されているが、再整備後18年が経過している。

油山牧場について、現地調査を実施するとともに、平成27年3月に市が実施した「福岡市市有建築物定期(劣化)点検報告書」を閲覧したところ、次のとおり、修繕等が必要な設備が複数発見された。

<油山牧場における修繕等が必要な設備の状況>



修繕等が必要な設備①	市民研修施設	
現状	<ul style="list-style-type: none"> 市民研修施設の外壁の木軸組が一部腐食している。腐食した木片が風散落下する可能性がある。 市民研修施設の階段の木製手すりが一部剥脱している。使用時に倒れる可能性がある。 	
現地写真 (※出所:「平成26年度 油山牧場市民研修施設他1箇所点検業務報告書」より)		
修繕等が必要な設備②	立体駐車場	
現状	<ul style="list-style-type: none"> 駐車場のアスファルト舗装の一部に亀裂が発生している。亀裂面から雨水が浸透した場合、法面が崩落する可能性がある。 	
現地写真 (※出所:「平成26年度 油山牧場市民研修施設他1箇所点検業務報告書」より)		
修繕等が必要な設備③	ふれあい広場	
現状	<ul style="list-style-type: none"> 遊具の一部が故障しているため、使用できないようにしている。 	

園内マップ

現地写真

(平成 27 年 9 月 15 日撮影)



【意見】

現地調査及び「福岡市市有建築物定期（劣化）点検報告書」を閲覧した結果、複数の修繕等が必要な設備が発見された。これらは、施設利用に支障を来すとともに、危険を伴う可能性もあり、施設の有効活用の視点から問題があると言わざるを得ない。

これまでも、施設の老朽化により修繕が必要となった箇所は、適宜修繕を実施しているとのことであるが、上記のとおり未対応の設備が複数見受けられる。

市の財源は限られたものであることは理解できるが、危険性等の緊急度が高い箇所から修繕する等優先順位を明確にした上で、計画的に対応することが望ましい。

また、下記「視点2 受益者負担のあり方」に記載のとおり、使用料の見直し等を行うことにより使用料収入を増加させることができれば、これを財源に施設の修繕等施設のために充てることもできると考える。

視点2 受益者負担のあり方

①(結果) 減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について(各牧場)

【現状】

牧場における現在の減免制度(減免規定)について、その設定根拠・理由を所管部署に質問したところ、花畑園芸公園を基に設定しているとの回答を得た。しかし、牧場が参考にしたと考えられる花畑園芸公園における減免制度(減免規定)の設定根拠・理由は不明である。このため、結果として牧場における減免制度(減免規定)の設定根拠・理由も不明である。また、設定根拠・理由を明文化した文書は保存されていない。

【指摘事項】

本施設について使用料の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。

これらのことは、福岡市牧場条例及び同施行規則に定めた減免制度(減免規定)について重要な不備があると言わざるを得ない。

本来使用料については、利用者が公平に負担すべきものであるとともに、減免金額は市の歳入に影響する重要な項目でもある。このため、減免制度(減免規定)は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度(減免規定)を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。

以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。

②(意見) 望ましい受益者負担割合の検討について(各牧場)

【現状】

現状の牧場における受益者負担割合を試算したところ、<受益者負担割合の算定>に記載したとおり、過去3年間を通じて15%未満の水準であった。

<各牧場の受益者負担割合>

	H24	H25	H26
油山牧場、背振牧場合計	14.8%	14.7%	
油山牧場			14.9%
背振牧場			4.8%

【意見】

牧場の施設区分は公共牧場に該当する。受益者負担割合マトリクスに当てはめると、公共牧場の望ましい受益者負担割合はE(50%)と考えられる。

牧場は施設の目的から、「畜産の振興」と「家畜や自然とのふれあい」の機能を有している。

「畜産の振興」機能は、畜産業の振興を目的としており、一定程度の行政の関与は必要であると考えられる。また、預託牛の飼養は民間でも実施されているものの預託農場は限られると考えられることから、市場性は中程度と考える。

次に「家畜や自然とのふれあい」機能については、家畜や自然とふれあうことで、畜産

及び自然の体験学習の場を提供するという目的から、一定程度の行政の関与は必要であるといえる。また、市場性については、民間の観光牧場も一定程度存在することを考慮すると、中程度であると考えられる。

以上を踏まえれば、望ましい受益者負担割合は50%（受益者負担割合マトリックスのE）であると考えられる。

<受益者負担割合マトリックス>

高 ↑ 市場性 ↓ 低	G 50%	H 75%	I 100%
	D 25%	E 50%	F 75%
	A 0%	B 25%	C 50%
	←必需的		選択的→

上記のとおり、現状の牧場における受益者負担割合は、油山牧場及び背振牧場合算による平成 24 年度及び平成 25 年度の値は約 15%の水準となっている。また、平成 26 年度においては、油山牧場は約 15%、背振牧場は約 5%の水準となっている。いずれにしても望ましい受益者負担割合を下回る結果となった。

このため、市は、本施設の特長や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。その結果、算定した受益者負担割合と望ましい受益者負担割合が乖離している場合には、原因を把握した上で、使用料の値上げを含め乖離の解消に向けて検討することが望まれる。特に「視点1 施設の有効活用」に記載したとおり、修繕等が必要な設備もあり、使用料を値上げした場合には収入の増加分を修繕等の財源に充てることも可能と考えられ、利用者の満足度を高めることにも繋がる。

また、社会情勢や施設に係る費用等の変化が考えられることから、今後、定期的に受益者負担割合を算定し、望ましい受益者負担割合との乖離状況を把握していくことが望ましい。

なお、現状の牧場の歳入は、主なものに牧場使用料と物品売払収入（畜産加工品売却代等）がある。このうちの牧場使用料の大部分を占めるのは油山牧場の駐車場使用料であるが、駐車場使用料は近隣の花畑園芸公園に準拠しており、算定根拠が存在しない。今回、牧場の受益者負担割合が望ましい受益者負担割合の水準と乖離していることから、他の施設の駐車場金額を準用するのではなく、使用料算定方法を整理し設定することが望まれる。

VII. 福岡市海づり公園 (058)

<施設概要>

施設名称	福岡市海づり公園			
現地視察	対象			
所在地	福岡市西区小田池ノ浦地先			
所管部署	水産部漁港課			
施設区分	スポーツ・レクリエーション施設			
開設年月日	昭和60年4月24日			
運営形態	指定管理者制度（利用料金制度有）			
根拠条例等	福岡市海づり公園条例 福岡市海づり公園条例施行規則 福岡市海づり公園の利用料金			
設置目的	市民に安全で快適な海釣りの場を提供することにより、市民の余暇の活用及び健康の増進に寄与するため。 (福岡市海づり公園条例第1条)			
事業内容	条例には記載されていない。			
施設情報	土地	面 積	4,149 m ²	
		うち市有地面積	4,149 m ²	
		うち借地面積	- m ²	
		駐 車 場	有（有料）	
	建物等 (主な建物)	延 床 面 積	479 m ²	
		所 有 状 況	市有物件	
		階 層	地上2階 外	
構 造		鉄骨造 外		
建 築 年		昭和60年（1985年）		
	主 な 施 設 等	釣台、海洋釣堀、駐車場、管理棟、事務所、公園便所、店舗・売店		
利用時間等	(1) 海づり公園の海洋釣堀（以下「海洋釣堀」という。） 午前9時30分から午後4時30分まで (2) 海洋釣堀以外の施設 ア 4月から10月まで 午前6時から午後8時まで イ 11月 午前7時から午後6時まで ウ 12月から翌年2月まで 午前7時から午後5時まで エ 3月 午前7時から午後8時まで			
休館日等	(1) 毎週火曜日（7月及び8月を除く。）。ただし、火曜日が休日（国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。）に当たるときは、その翌日 (2) 12月29日から翌年1月3日まで			

<施設の利用状況>

項 目		H24年度	H25年度	H26年度
施設全体	総来園者数A ※無料来園者含む	71,415人	69,719人	69,860人
	開園日数B	319日	314日	308日
	1日当たり利用者数A/B	224人	222人	227人

<利用料金の概要>

利 用 料 金	■概要			
	施設の利用の許可を受けた者から、次に掲げる利用の区分に応じ、指定管理者が定める利用料金を徴収する。			
	■金額 (単位：円) ※主なものを記載			
	1. 釣台料金			
		区分	単位	金額 (4時間以内)
	普通利用	大人	1回	1,000
		子人		500
	回数利用	大人	回数券1冊 (11回分)	10,000
		子人		5,000
	備考			
	1. 大人とは16歳以上の者、小人は6歳以上16歳未満の者とし、6歳未満のものは無料とする。			
	2. 回数利用とは、回数券を購入して利用することをいう。			
	3. 4時間を超えて利用する場合は、この表に定める額に当該超過時間1時間までごとに大人250円、小人100円を加えて得た額とする。			
	2. 入園料金			
		区分	単位	金額
個人	大人	1回	200	
	子人		100	
団体 (30人以上)	大人	1人につき1回	160	
	子人		80	
備考				
1. 大人とは16歳以上の者、小人は6歳以上16歳未満の者とし、6歳未満のものは無料とする。				
3. 駐車料金				
	区分	単位	金額	
原動機付自転車 自動二輪車 普通自動車 中型自動車 大型自動車		1台1回(1日以内)	100	
			300	
			600	
			1,200	
■金額の設定根拠、見直し状況				
金額の設定根拠は、類似施設や近隣施設等の使用料情報を基に設定している。利用料金は、開園以来改定されていない。				
利 用 料 金 の 減 免	■減免の有無			
	有			
	利用料金の減免については、条例上は明示されていない。実施協定書における利用料金の減免の規定を基準とし、指定管理者が減免の内容を決定している。			
	■減免内容			
		減免対象	減免額	
		(1) 市が主催する事業のため利用するとき	全額	
		(2) 市が後援し、又は賛助する事業のため利用するとき	3割相当額	
		(3) 心身障がい者が利用(1日1回・4時間以内)するとき	全額	
		(4) 前号に規定する者の介護者が介護のため利用するとき	入園料金の半額	
		(5) 65歳以上の者が利用するとき	半額	
		(6) 教員に引率された市内の小学校、中学校、高等学校又は養護学校の児童又は生徒の団体が教育上の目的で利用するとき	半額	
		(7) 団体や個人で釣台を利用(1回4時間以内)するとき		
		1. 通常の団体料金 10人以上	1割	
		2. 利用促進期間期間の団体料金 10人以上 利用促進期間 6/1～7/31、10/1～11/30	3割	
		3. 個人に対する入園促進事業 入園促進に関する個別割引 等	2割	
	(8) その他指定管理者が特別の理由があると認めるとき	指定管理者が必要と認める額		
■減免内容の設定根拠、見直し状況				
減免内容の設定根拠は、類似施設や近隣施設等の情報を基に設定している。減免内容は、平成27年度に見直されている。				

<使用料収入及び減免実績>

(単位:千円)

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
使用料収入		-	-	-
減免実績	減免件数	10,464 件	8,285 件	8,809 件
	減免額	6,417	5,249	5,470

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入 [再掲]	-	-	-
② その他の収入 (自主事業による施設使用料)	297	277	277
歳 入 計	297	277	277
③ 指定管理料	35,276	35,276	35,276
④ 人件費 (行政職員に係るもの)	3,386	3,230	3,360
⑤ 物件費 (委託料)	71	1,785	3,564
⑥ 物件費 (大規模修繕費)	19,075	21,049	25,607
⑦ その他の支出 (協会解散に係る補助金)	12,302	-	-
歳 出 計	70,111	61,341	67,806

[受益者負担割合の算定]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	297	277	277
② 指定管理者利用料金収入	60,007	58,467	59,283
③ 減免実績 [再掲]	6,417	5,249	5,470
収 益 計 (①+②+③)	66,721	63,993	65,030
④ 歳出計 [再掲]	70,111	61,341	67,806
⑤ 指定管理者利用料金収入 [再掲]	60,007	58,467	59,283
⑥ 減価償却費	1,032	1,032	1,032
費 用 計 (④+⑤+⑥)	131,150	120,840	128,122
受 益 者 負 担 割 合 (収 益 計 / 費 用 計)	50.9%	53.0%	50.8%

視点1 施設の有効活用

①（意見）施設の老朽化及び計画的な対応について

【現状】

福岡市海づり公園（以下「海づり公園」という。）は、開業から30年を経過しているが、年間約7万人の市民等が利用する人気の施設である。

海づり公園は博多湾の西部に位置する沖合いのT字型鋼製釣り桟橋で、収容人数は400名となっている。吹出しに記載した番号等は下記に記載した劣化箇所等である。

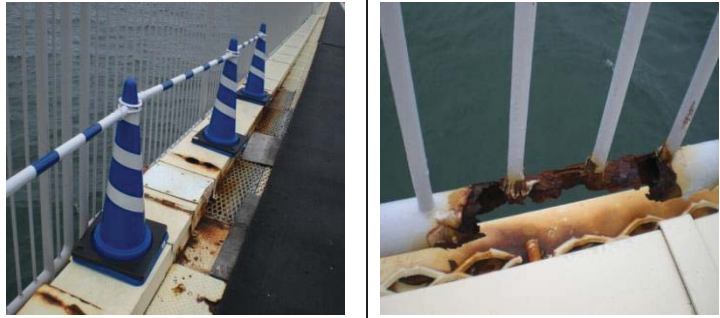

<海づり公園概要>

施設概要図	施設規模等
	<p>海上沖 386mの T字型鋼製釣り桟橋</p> <ul style="list-style-type: none"> ・釣り面積：3,270 m² ・第1釣台：巾6m×長さ120m ・第2釣台：巾6m×長さ180m

※出所：「福岡市海づり公園ホームページ」を基に監査人作成

海上に設置されている建築物であり、釣台の主要部分が鉄製であることから塩害を受ける特徴がある。現地調査を実施した結果、次のような箇所が発見された。

<海づり公園における修繕が必要な箇所の状況>

修繕が必要な箇所①	施設全体に及んでいる影響（腐食）
現状	海上の施設であり、施設自体も鋼製であることから、腐食箇所が散見される。 手すりの結合部分が腐食し、手すりと床材間に空洞が生じている箇所がある。
現地写真 (平成 27 年 9 月 25 日撮影)	
修繕が必要な箇所②	管理棟前の足元の鉄板
現状	足元の鉄板を防護している薄層舗装がはがれている。
現地写真 (平成 27 年 9 月 25 日撮影)	

【意見】

現地調査の結果、複数の腐食箇所が見られた。これらは修繕を検討すべき箇所と考えられる。

市の財源は、限られたものであることは理解できるが、危険性等の緊急度が高い箇所から計画的に対応することが望ましい。

海づり公園は、利用料金の見直しやネーミングライツの導入等により指定管理者の収入を増加させることで、その結果として市が指定管理者に支払う指定管理料を減少させることができ、この指定管理料の節約分を修繕等の財源に充てることが期待できる。

視点2 受益者負担のあり方

①（結果）利用料金上限額の設定根拠の明確化及び明文化について

【現状】

海づり公園は利用料金制が導入されている。利用料金制は、指定管理者の自主的な運営を行いやすくすることによって公の施設のより効果的な活用を図るための制度である。このため、指定管理者の主体性を認め、利用料金の決定については第一義的には指定管理者の判断を重視しつつ、公の施設としての性格から地方公共団体による承認が制度化されている。

市は、福岡市海づり公園条例において利用料金の上限額を規定しており、当該上限額の範囲内において指定管理者が定める利用料金を徴収するとしている。また、指定管理者は利用料金制度が導入された平成21年度から、当該上限額を利用料金として徴収している。

福岡市海づり公園条例に規定されている利用料金上限額について、その設定根拠・理由を確認するため、それらの内容が確認できる資料の提出を所管部署に依頼した。資料として「海釣施設比較表」という他都市における海釣施設の利用料金表を閲覧した。所管部署によれば、明確に料金設定の根拠を明文化した資料は保存期間を過ぎていたため存在していないが、「海釣施設比較表」から利用料金は他都市の料金水準を基準として設定されたと推測されることである。

「海釣施設比較表」によれば、現在の海づり公園の利用料金と同額又は近似額の施設が記載されていた。しかし、それを基にどのように利用料金上限額を算定したか具体的な算定方法は不明であった。

【指摘事項】

利用料金制が導入されている施設については、地方公共団体の承認の基に指定管理者が利用料金を定める。しかし、本施設のように条例に利用料金上限額が規定され、指定管理者は当該上限額を利用料金として定めた場合、実質的には市が利用料金を設定していると考えられる。

本施設について利用料金上限額の具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。

これらのことは、福岡市海づり公園条例に定めた利用料金上限額について重要な不備があると言わざるを得ない。

条例に定められた利用料金上限額が、事実上施設の利用料金となる場合、施設で提供する行政サービスの内容、受益者負担のあり方等を鑑みて慎重に利用料金上限額を設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき利用料金上限額を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、利用料金上限額の設定根拠が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。

以上から、利用料金上限額の根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。

②（結果）利用料金に係る減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について

【現状】

海づり公園は利用料金制が導入されているため、利用料金の減免については原則として指定管理者の判断により行うことができるとされている。

<減免に関する条例の記載内容>

(利用料金)
第10条 略
2~4 略
5 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

※出所：「福岡市海づり公園条例」

具体的な減免対象及び減免額については、福岡市海づり公園の管理に関する基本協定書（以下、本施設において「基本協定書」という。）及び福岡市海づり公園の管理に関する実施協定書（以下、本施設において「実施協定書」という。）に規定されており、実質的に、市が指定管理者に減免内容を指示している。

<減免に関する基本協定書及び実施協定書の記載内容>

・基本協定書
(収入及び経費の考え方)
第5条 略
2~3 略
4 指定管理者は、利用料金の減免又は還付をすることができる。利用料金を減免又は還付する場合には、実施協定にて定める。

・実施協定書
(利用料金の減免)
第6条 基本協定書第5条第4項に規定する利用料金を減免する場合は、次の各号に掲げる場合に当該各号に定める額について行うものとする。

- (1) 市が主催する事業のため利用するとき 全額
- (2) 市が後援し、又は賛助する事業のため利用するとき 3割相当額
- (3) 心身障がい者が利用するとき 普通利用金額の全額（1日1回のみ）、超過時間（4時間を越えて利用する場合）の金額の半額
- (4) 前号に規定する者の介護者が介護のため利用するとき 入園料金の半額
- (5) 65歳以上の者が利用するとき 半額
- (6) 教員に引率された市内の小学校、中学校、高等学校又は養護学校の児童又は生徒の団体が教育上の目的で利用するとき 半額
- (7) その他指定管理者が必要と認めるとき 指定管理者が必要と認める額

※出所：「実施協定書」を基に監査人作成

これを受けて、指定管理者は「福岡市漁業協同組合の福岡市海づり公園利用料金等に関する要綱」（以下、本施設において「要綱」という。）において具体的な減免内容を規定し、運用を行っている。

<要綱における減免規定>

(利用料金の減免)

第4条 第2条の利用料金に特別な理由があると認める場合の利用料金の減免について、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 市が主催する事業のため利用するとき 全額
 - (2) 市が後援し、又は賛助する事業のため利用するとき 3割相当額
 - (3) 心身障がい者が利用(1日1回・4時間以内)するとき 全額
- ただし、超過して利用するときは、超過料金の半額
- (4) 前号に規定する者の介護者が介護のため利用するとき 入園料金の半額
 - (5) 65歳以上の者が利用するとき 半額
 - (6) 教員に引率された市内の小学校、中学校、高等学校又は養護学校の児童又は生徒の団体が教育上の目的で利用するとき 半額
 - (7) 団体や個人で釣台を利用(1回4時間以内)するとき 別表第4のとおりとする。
 - (8) その他指定管理者が特別な理由があると認めるとき 指定管理者が必要と認める額

別表第4

1. 通常の団体料金

区 分	割 引
10人以上	1割

2. 利用促進期間の団体料金

区 分	割 引	利用促進期間
10人以上	3割	・6月1日から7月31日 ・10月1日から11月30日

3. 個人に対する入園促進事業

区 分	割 引	配布対象施設等
入園促進に関する 個別割引等	2割	・小学校、近隣レストラン ・漁協が運営するカキ小屋 ・冬期入園促進事業等

※出所：「要綱」を基に監査人作成

海づり公園における利用料金に係る現在の減免制度(減免規定)について、その設定根拠・理由を所管部署に質問したところ、設定の根拠は不明であるとの回答を得た。このため、設定根拠・理由を明文化した文書も保存されていない。

【指摘事項】

利用料金制が導入されている施設については、利用料金の減免は原則として指定管理者の判断により行うことができる。しかし、本施設では実施協定書に記載された減免対象及び減免額が原則として海づり公園における減免制度(減免規定)となっており、実質的には市が減免制度(減免規定)を設定していると考えられる。

本施設について利用料金の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。

これらのことは、海づり公園の減免制度(減免規定)について重要な不備があると言わざるを得ない。

減免制度（減免規定）は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度（減免規定）を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。

以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。

③（意見）利用料金に係る減免対象及び減免額の開示について

【現状】

海づり公園における利用料金の減免制度（減免規定）については、福岡市海づり公園条例において次のように定められており、減免内容については明示されていない。

<減免に関する条例の記載内容>

(利用料金) 第10条 略 2～4 略 5 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。
--

※出所：「福岡市海づり公園条例」

また、施設のホームページ上、次の減免内容を除き特に開示されていない。

<施設のホームページで掲載されている減免内容>

- | |
|---|
| ○65歳以上の方は利用料金が半額になります。（但し、シルバー手帳・免許証等本人と証明できるものを提示してください。）
○障がい者手帳を提示により釣台利用料が無料（4時間以内）になります。（但し、超過料金は半額料金となります。）
○団体料金 釣台利用者が10名～（10%割引） |
|---|

※出所：「施設ホームページ」を基に監査人作成

【意見】

実施協定書又は要綱は公表されている文書ではなく、利用者に対して条例及び条例施行規則、施設のホームページにおいて、全ての減免内容が開示されておらず、公平性及び透明性が担保されているとはいえない状況にある。

そのため、減免対象及び減免額については施設のホームページ等において開示することが望まれる。

④（意見）望ましい受益者負担割合の検討について

【現状】

現状の海づり公園における受益者負担割合を試算したところ、＜受益者負担割合の算定＞に記載したとおり、過去3年間を通じて50%程度の水準であった。

【意見】

海づり公園の施設区分はスポーツ・レクリエーション施設に該当する。受益者負担割合マトリクスに当てはめると、スポーツ・レクリエーション施設の望ましい受益者負担割合はF・H・I（75%～100%）と考えられる。

海づり公園については、市民のためのレクリエーションを目的とした施設であるが、シニア層への健康増進、小中学生への自然体験の提供等も目的としており、海上に設置していることから、一定程度の行政の関与は必要であると考ええる。また、レクリエーションの類似施設として民間の釣堀等が存在していることを考慮すると、市場性は高いと考える。

以上を踏まえれば、望ましい受益者負担割合は75%（受益者負担割合マトリクスのH）であると考えられる。

＜受益者負担割合マトリクス＞

高 ↑ 市場性 ↓ 低	G 50%	H 75%	I 100%
	D 25%	E 50%	F 75%
	A 0%	B 25%	C 50%
	←必需的		選択的→

上記のとおり、現状の海づり公園における受益者負担割合は過去3年間を通じて50%程度の水準となっており、望ましい受益者負担割合を下回る結果となった。

このため、市は、本施設の特長や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。その結果、算定した受益者負担割合と望ましい受益者負担割合が乖離している場合には、原因を把握した上で、利用料金の値上げを含め乖離の解消に向けて検討することが望まれる。

また、社会情勢や施設に係る費用等の変化が考えられることから、今後、定期的に受益者負担割合を算定し、望ましい受益者負担割合との乖離状況を把握していくことが望ましい。

なお、他都市では、海づり公園にもネーミングライツを導入している事例もあることから、その他の収益増加のための方策も積極的に検討することが望ましい。

(6) 住宅都市局

I. 福岡市公園等(059-074)

I. -1 友泉亭公園(059)

<施設概要>

施設名称	友泉亭公園			
現地視察	対象			
所在地	福岡市城南区友泉亭 1-46			
所管部署	みどりのまち推進部みどり管理課			
施設区分	公園			
開設年月日	昭和 56 年度（開園年度を記載している）			
運営形態	指定管理者制度（利用料金制度無）			
根拠条例等	福岡市公園条例 福岡市公園条例施行規則			
設置目的	公共の福祉の増進に資することを目的としている。 (都市公園法第 1 条)			
事業内容	条例には記載されていない。			
施設情報	土地	面積	11,181 m ²	
		うち市有地面積	11,181 m ²	
		うち借地面積	- m ²	
		駐車場	有（有料）	
	建物等 (主な建物)	延床面積	281 m ²	
		所有状況	市有物件	
		階層	地上 1 階	
構造		木造		
建築年		昭和 56 年（1981 年）		
	主な施設等	茶室、管理事務所		
利用時間等	午前 9 時から午後 5 時まで			
休館日等	利用期間は、1 月 2 日から 12 月 28 日までとする。ただし、1 月 4 日から 5 月 2 日まで及び 5 月 5 日から 12 月 28 日までの毎週月曜日は開園日又は利用期間から除く。			

<施設の利用状況>

項目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
施設全体	総来館者数 A ※無料来館者含む	22,361 人	29,231 人	35,446 人
	開館日数 B	310 日	309 日	310 日
	1 日当たり利用者数 A/B	72 人	95 人	114 人

<使用料の概要>

使 用 料	■概要			
	有料公園使用料及び公園施設使用料の額は、下表に定める額とする。			
	■金額（単位：円）※主なものを記載			
	入園料		備考	
	団体	大人(1人)	160	団体は30人以上とする。大人は15歳以上の者、小人は15歳未満の者とする。ただし、15歳以上の者であつても小学校又は中学校に在学中のものは小人とみなす。
		小人(1人)	80	
	個人	大人	200	
		小人	100	
	備考：小学校入学前の者及び市内に居住する65歳以上の者は無料とする。			
	■金額の設定根拠、見直し状況			
金額の設定根拠は、類似施設や近隣施設等の使用料情報を基に設定している。使用料は、平成20年度以来改定されていない。				
使 用 料 の 減 免	■減免の有無			
	有			
	■減免内容			
	減免対象		減免額	
	(1) 市が主催し、又は共催する事業のため利用し、又は占用するとき		全額	
	(2) 市が後援し、又は賛助する事業のため利用又は占用するとき		半額以下	
	(3) 心身障がい者及びその介護者が有料公園、動植物園又は果実採取園を利用するとき		全額	
	(4) 前3号に定めるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき		市長が必要と認める額	
■減免内容の設定根拠、見直し状況				
減免内容の設定根拠は、類似施設や近隣施設等の状況を基に設定している。減免内容は、平成9年度以来改定されていない。				

<使用料収入及び減免実績>

(単位:千円)

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
使用料収入		6,627	8,755	9,094
減免実績	減免件数	5,898 件	7,298 件	8,544 件
	減免額	1,029	1,255	1,499

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入 [再掲]	6,627	8,755	9,094
歳 入 計	6,627	8,755	9,094
② 指定管理料	35,481	27,534	28,301
③ 人件費 (行政職員に係るもの)	2,117	2,019	2,100
④ 物件費 (大規模修繕費)	-	2,893	-
⑤ 物件費 (印刷消耗品費)	-	164	209
歳 出 計	37,598	32,610	30,610

[受益者負担割合の算定]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	6,627	8,755	9,094
② 減免実績 [再掲]	1,029	1,255	1,499
収 益 計 (①+②)	7,656	10,010	10,593
③ 歳出計 [再掲]	37,598	32,610	30,610
④ 減価償却費	-	-	-
費 用 計 (③+④)	37,598	32,610	30,610
受 益 者 負 担 割 合 (収 益 計 / 費 用 計)	20.4%	30.7%	34.6%

I. -2 楽水園(060)

<施設概要>

施設名称	楽水園			
現地視察	対象外			
所在地	福岡市博多区住吉 2-10-7			
所管部署	みどりのまち推進部みどり管理課			
施設区分	公園			
開設年月日	平成7年度（開園年度を記載している）			
運営形態	指定管理者制度（利用料金制度無）			
根拠条例等	福岡市公園条例 福岡市公園条例施行規則			
設置目的	公共の福祉の増進に資することを目的としている。 (都市公園法第1条)			
事業内容	条例には記載されていない。			
施設情報	土地	面積	2,911 m ²	
		うち市有地面積	2,911 m ²	
		うち借地面積	- m ²	
	建物等 (主な建物)	駐車場	有（有料）	
		延床面積	198 m ²	
		所有状況	市有物件	
		階層	地上1階	
		構造	木造	
建築年	平成7年（1995年）			
主な施設等	茶室、管理事務所			
利用時間等	午前9時から午後5時まで			
休館日等	利用期間は、1月2日から12月28日までとする。ただし、1月4日から5月2日まで及び5月5日から12月28日までの毎週火曜日は開園日又は利用期間から除く。			

<施設の利用状況>

項目		H24年度	H25年度	H26年度
施設全体	総来館者数A ※無料来館者含む	21,673人	22,725人	24,575人
	開館日数B	310日	310日	309日
	1日当たり利用者数A/B	70人	73人	80人

<使用料の概要>

使 用 料	■概要			
	有料公園使用料及び公園施設使用料の額は、下表に定める額とする。			
	■金額（単位：円）※主なものを記載			
	入園料		備考	
	団体	大人(1人)	80	団体は30人以上とする。大人は15歳以上の者、小人は15歳未満の者とする。ただし、15歳以上の者であつても小学校又は中学校に在学中のものは小人とみなす。
		小人(1人)	40	
	個人	大人	100	
		小人	50	
	備考：小学校入学前の者及び市内に居住する65歳以上の者は無料とする。			
	■金額の設定根拠、見直し状況			
金額の設定根拠は、類似施設や近隣施設等の使用料情報を基に設定している。使用料は、平成20年度以来改定されていない。				
使 用 料 の 減 免	■減免の有無			
	有			
	■減免内容			
	減免対象		減免額	
	(1) 市が主催し、又は共催する事業のため利用し、又は占用するとき		全額	
	(2) 市が後援し、又は賛助する事業のため利用又は占用するとき		半額以下	
	(3) 心身障がい者及びその介護者が有料公園、動植物園又は果実採取園を利用するとき		全額	
	(4) 前3号に定めるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき		市長が必要と認める額	
■減免内容の設定根拠、見直し状況				
減免内容の設定根拠は、類似施設や近隣施設等の状況を基に設定している。減免内容は、平成9年度以来改定されていない。				

<使用料収入及び減免実績>

(単位:千円)

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
使用料収入		4,754	5,055	4,737
減免実績	減免件数	1,913 件	2,397 件	2,253 件
	減免額	191	264	244

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入 [再掲]	4,754	5,055	4,737
歳 入 計	4,754	5,055	4,737
② 指定管理料	23,140	23,278	23,912
③ 人件費 (行政職員に係るもの)	2,117	2,019	2,100
④ 物件費 (印刷消耗品費等)	33	129	126
歳 出 計	25,289	25,426	26,139

[受益者負担割合の算定]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	4,754	5,055	4,737
② 減免実績 [再掲]	191	264	244
収 益 計 (①+②)	4,945	5,320	4,981
③ 歳出計 [再掲]	25,289	25,426	26,139
④ 減価償却費	-	-	-
費 用 計 (③+④)	25,289	25,426	26,139
受 益 者 負 担 割 合 (収 益 計 / 費 用 計)	19.6%	20.9%	19.1%

I. -3 月隈北緑地(061)

<施設概要>

施設名称	月隈北緑地			
現地視察	対象外			
所在地	福岡市博多区月隈 3-18-21			
所管部署	みどりのまち推進部みどり管理課			
施設区分	公園			
開設年月日	平成 11 年度（開園年度を記載している）			
運営形態	指定管理者制度（利用料金制度無）			
根拠条例等	福岡市公園条例 福岡市公園条例施行規則			
設置目的	公共の福祉の増進に資することを目的としている。 (都市公園法第 1 条)			
事業内容	条例には記載されていない。			
施設情報	土地	面積	19,709 m ²	
		うち市有地面積	19,709 m ²	
		うち借地面積	- m ²	
	建物等 (主な建物)	駐車場	有（無料）	
		延床面積	142 m ²	
		所有状況	市有物件	
		階層	地上 1 階	
		構造	鉄筋コンクリート造	
建築年	平成 9 年（1997 年）			
主な施設等	管理事務所			
利用時間等	午前 9 時から午後 5 時まで			
休館日等	12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで、毎週月曜日			

<施設の利用状況>

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
施設全体	総来館者数 A ※無料来館者含む	49,925 人	47,356 人	48,354 人
	開館日数 B	308 日	307 日	308 日
	1 日当たり利用者数 A/B	162 人	154 人	157 人

<使用料の概要>

使 用 料	■概要		
	有料公園使用料及び公園施設使用料の額は、下表に定める額とする。		
	■金額 (単位：円) ※主なものを記載		
	施設名	単位 金額	
	パークゴルフ場	平日 大人 (1人1ラウンド)	200
		平日 小人	100
		土・日・祝 大人	500
土・日・祝 小人		300	
■金額の設定根拠、見直し状況			
金額の設定根拠は、類似施設や近隣施設等の使用料情報を基に設定している。 使用料は、平成20年度以来改定されていない。			
使用料の減免	■減免の有無		
	有		
	■減免内容		
	減免対象	減免額	
	(1) 市が主催し、又は共催する事業のため利用し、又は占有するとき	全額	
	(2) 市が後援し、又は賛助する事業のため利用又は占有するとき	半額以下	
	(3) 心身障がい者及びその介護者が有料公園、動植物園又は果実採取園を利用するとき	全額	
(4) 前3号に定めるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき	市長が必要と認める額		
■減免内容の設定根拠、見直し状況			
減免内容の設定根拠は、類似施設や近隣施設等の状況を基に設定している。 減免内容は、開園以来改定されていない。			

<使用料収入及び減免実績>

(単位:千円)

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
使用料収入		13,841	12,970	13,591
減免実績	減免件数	1 件	1 件	1 件
	減免額	5	5	6

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入 [再掲]	13,841	12,970	13,591
歳 入 計	13,841	12,970	13,591
② 指定管理料	22,941	23,218	23,818
③ 人件費 (行政職員に係るもの)	2,117	2,019	2,100
④ 物件費 (大規模修繕費)	-	1,943	-
⑤ 物件費 (借損料)	536	536	495
歳 出 計	25,593	27,715	26,413

[受益者負担割合の算定]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	13,841	12,970	13,591
② 減免実績 [再掲]	5	5	6
収 益 計 (①+②)	13,846	12,975	13,598
③ 歳出計 [再掲]	25,593	27,715	26,413
④ 減価償却費	510	510	510
費 用 計 (③+④)	26,103	28,225	26,924
受 益 者 負 担 割 合 (収 益 計 / 費 用 計)	53.0%	46.0%	50.5%

I. -4 アイランドシティ中央公園(062)

<施設概要>

施設名称	アイランドシティ中央公園			
現地視察	対象外			
所在地	福岡市東区香椎照葉4			
所管部署	みどりのまち推進部みどり管理課			
施設区分	公園			
開設年月日	平成17年度(開園年度を記載している)			
運営形態	指定管理者制度(利用料金制度無)			
根拠条例等	福岡市公園条例 福岡市公園条例施行規則			
設置目的	公共の福祉の増進に資することを目的としている。 (都市公園法第1条)			
事業内容	条例には記載されていない。			
施設情報	土地	面積	153,019 m ²	
		うち市有地面積	153,019 m ²	
		うち借地面積	- m ²	
	建物等 (主な建物)	駐車場	有(有料)	
		延床面積	5,033 m ²	
		所有状況	市有物件	
		階層	地上1階	
		構造	鉄筋コンクリート造	
主な施設等	建築年	平成17年(2005年)		
	主な施設等	緑の相談室、ワークショップコーナー、ボランティアルーム、ロッカー室、シャワー室、管理事務所		
利用時間等	午前9時から午後5時まで			
休館日等	体験学習施設の利用期間は、1月4日から12月28日までとする。ただし、1月4日から5月2日まで及び5月5日から12月28日までの毎週火曜日は利用期間から除く。			

<施設の利用状況>

項目		H24年度	H25年度	H26年度
施設全体	総来館者数A ※無料来館者含む	18,561人	18,873人	24,037人
	開館日数B	308日	308日	307日
	1日当たり利用者数A/B	60人	61人	78人

<使用料の概要>

使 用 料	■概要	
	有料公園使用料及び公園施設使用料の額は、下表に定める額とする。	
	■金額（単位：円）※主なものを記載	
	施設名	単位 金額
	体験学習施設（有料公園施設）	大人 100
		小人 50
	体験学習施設付属設備	ロッカー1回 100
温水シャワー1回 100		
■金額の設定根拠、見直し状況		
金額の設定根拠は、類似施設や近隣施設等の使用料情報を基に設定している。 使用料は、平成20年度以来改定されていない。		
使用料の減免	■減免の有無	
	有	
	■減免内容	
	減免対象	減免額
	(1) 市が主催し、又は共催する事業のため利用し、又は占有するとき	全額
	(2) 市が後援し、又は賛助する事業のため利用又は占有するとき	半額以下
	(3) 心身障がい者及びその介護者が有料公園、動植物園又は果実採取園を利用するとき	全額
	(4) 前3号に定めるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき	市長が必要と認める額
■減免内容の設定根拠、見直し状況		
減免内容の設定根拠は、類似施設や近隣施設等の状況を基に設定している。 減免内容は、開園以来改定されていない。		

<使用料収入及び減免実績>

(単位：千円)

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
使用料収入		1,707	1,552	1,793
減免実績	減免件数	3,893 件	4,690 件	7,989 件
	減免額	784	860	912

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位：千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入 [再掲]	1,707	1,552	1,793
歳 入 計	1,707	1,552	1,793
② 指定管理料	91,000	91,497	94,020
③ 人件費 (行政職員に係るもの)	2,117	2,019	2,100
④ 物件費 (印刷消耗品費)	-	110	140
歳 出 計	93,117	93,626	96,260

[受益者負担割合の算定]

(単位：千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	1,707	1,552	1,793
② 減免実績 [再掲]	784	860	912
収 益 計 (①+②)	2,491	2,412	2,705
③ 歳出計 [再掲]	93,117	93,626	96,260
④ 減価償却費	24,463	24,463	24,463
費 用 計 (③+④)	117,579	118,089	120,722
受 益 者 負 担 割 合 (収 益 計 / 費 用 計)	2.1%	2.0%	2.2%

I. -5 小戸公園(063)

<施設概要>

施設名称	小戸公園			
現地視察	対象外			
所在地	福岡市西区小戸 2-6-1			
所管部署	みどりのまち推進部みどり管理課			
施設区分	公園			
開設年月日	昭和 17 年度（開園年度を記載している）			
運営形態	指定管理者制度（利用料金制度無）			
根拠条例等	福岡市公園条例 福岡市公園条例施行規則			
設置目的	公共の福祉の増進に資することを目的としている。 (都市公園法第 1 条)			
事業内容	条例には記載されていない。			
施設情報	土地	面積	191,363 m ²	
		うち市有地面積	189,912 m ²	
		うち借地面積	1,451 m ²	
	駐車場	有（有料）		
	建物等 (主な建物)	延床面積	272 m ²	
		所有状況	市有物件	
		階層	地上 1 階	
		構造	鉄筋コンクリート造、軽量鉄骨造、木造	
建築年		平成 19 年（2007 年）		
主な施設等	管理事務所			
利用時間等	4 月 1 日から 9 月 30 日までは午前 9 時から午後 7 時まで 10 月 1 日から 3 月 31 日までは午前 9 時から午後 5 時まで			
休館日等	12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで			

<施設の利用状況>

項目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
施設全体	総来館者数 A ※無料来館者含む	12,264 人	14,656 人	17,321 人
	開館日数 B	359 日	359 日	359 日
	1 日当たり利用者数 A/B	34 人	41 人	48 人

<使用料の概要>

使 用 料	■概要		
	有料公園使用料及び公園施設使用料の額は、下表に定める額とする。		
	■金額 (単位：円) ※主なものを記載		
	施設名	単位	
	その他球技場	一般 1回 (2時間以内)	3,000
		生徒等 1回 (2時間以内)	1,500
■金額の設定根拠、見直し状況			
金額の設定根拠は、類似施設や近隣施設等の使用料情報を基に設定している。使用料は、平成20年度以来改定されていない。			
使用料の減免	■減免の有無		
	有		
	■減免内容		
	減免対象	減免額	
	(1) 市が主催し、又は共催する事業のため利用し、又は占有するとき	全額	
	(2) 市が後援し、又は賛助する事業のため利用又は占有するとき	半額以下	
	(3) 心身障がい者及びその介護者が有料公園、動植物園又は果実採取園を利用するとき	全額	
	(4) 前3号に定めるもののほか、市長が特別の理由があると認めたとき	市長が必要と認める額	
■減免内容の設定根拠、見直し状況			
減免内容の設定根拠は、類似施設や近隣施設等の状況を基に設定している。減免内容は、平成9年度以来改定されていない。			

<使用料収入及び減免実績>

(単位：千円)

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
使用料収入		18,311	15,801	16,111
減免実績	減免件数	6 件	10 件	9 件
	減免額	39	59	49

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位：千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入 [再掲]	18,311	15,801	16,111
歳 入 計	18,311	15,801	16,111
② 指定管理料	52,454	53,786	54,100
③ 人件費 (行政職員に係るもの)	2,117	2,019	2,100
④ 物件費 (委託料)	-	-	3,953
⑤ 物件費 (大規模修繕費)	-	11,601	-
⑥ 物件費 (報償費)	-	36	36
歳 出 計	54,570	67,443	60,188

[受益者負担割合の算定]

(単位：千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	18,311	15,801	16,111
② 減免実績 [再掲]	39	59	49
収 益 計 (①+②)	18,350	15,859	16,159
③ 歳出計 [再掲]	54,570	67,443	60,188
④ 減価償却費	743	743	743
費 用 計 (③+④)	55,314	68,186	60,932
受 益 者 負 担 割 合 (収 益 計 / 費 用 計)	33.2%	23.3%	26.5%

※コスト計算の都合上、上記算定は生の松原海岸森林公園との合算で算定した。

I. -6 生の松原海岸森林公園(064)

<施設概要>

施設名称	生の松原海岸森林公園			
現地視察	対象外			
所在地	福岡市西区生の松原 1-13			
所管部署	みどりのまち推進部みどり管理課			
施設区分	公園			
開設年月日	平成 10 年度（開園年度を記載している）			
運営形態	指定管理者制度（利用料金制度無）			
根拠条例等	福岡市公園条例 福岡市公園条例施行規則			
設置目的	公共の福祉の増進に資することを目的としている。 (都市公園法第 1 条)			
事業内容	条例には記載されていない。			
施設情報	土地	面積	164,077 m ²	
		うち市有地面積	164,077 m ²	
		うち借地面積	- m ²	
		駐車場	無	
	建物等 (主な建物)	延床面積	該当なし	
		所有状況		
		階層		
構造				
建築年				
	主な施設等			
利用時間等	-			
休館日等	-			

<施設の利用状況>

項目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
施設全体	総来館者数 A ※無料来館者含む	-人	-人	-人
	開館日数 B	365 日	365 日	365 日
	1 日当たり利用者数 A/B	-人	-人	-人

<使用料の概要>

使用料 使用料の減免	■概要
	有料施設はないため、使用料は無料である。 したがって、使用料の減免もない。

<使用料収入及び減免実績>

使用料が無料であるため、実績無し。

<受益者負担割合の算定>

コスト計算の都合上、受益者負担割合の算定は小戸公園との合算で算定した。

I. -7 青葉公園(065)

<施設概要>

施設名称	青葉公園			
現地視察	対象外			
所在地	福岡市東区青葉4			
所管部署	みどりのまち推進部みどり管理課			
施設区分	公園			
開設年月日	平成13年度(開園年度を記載している)			
運営形態	指定管理者制度(利用料金制度無)			
根拠条例等	福岡市公園条例 福岡市公園条例施行規則			
設置目的	公共の福祉の増進に資することを目的としている。 (都市公園法第1条)			
事業内容	条例には記載されていない。			
施設情報	土地	面積	108,085 m ²	
		うち市有地面積	108,085 m ²	
		うち借地面積	- m ²	
	建物等 (主な建物)	駐車場	有(無料)	
		延床面積	203 m ²	
		所有状況	市有物件	
		階層	地上1階	
		構造	鉄筋コンクリート造	
建築年	平成19年(2007年)			
主な施設等	管理事務所、ロッカー、シャワー室			
利用時間等	午前9時から午後9時まで			
休館日等	12月29日から翌年1月3日まで			

<施設の利用状況>

項目		H24年度	H25年度	H26年度
施設全体	総来館者数A ※無料来館者含む	57,735人	65,371人	62,939人
	開館日数B	359日	359日	359日
	1日当たり利用者数A/B	161人	182人	175人

<使用料の概要>

使 用 料	■概要		
	有料公園使用料及び公園施設使用料の額は、下表に定める額とする。		
	■金額（単位：円）※主なものを記載		
	施設名	単位	金額
	球技場	一般（1回1時間以内）	800
		生徒等（1回1時間以内）	400
■金額の設定根拠、見直し状況			
金額の設定根拠は、類似施設や近隣施設等の使用料情報を基に設定している。使用料は、平成20年度以来改定されていない。			
使用料の減免	■減免の有無		
	有		
	■減免内容		
	減免対象	減免額	
	(1) 市が主催し、又は共催する事業のため利用し、又は占有するとき	全額	
	(2) 市が後援し、又は賛助する事業のため利用又は占有するとき	半額以下	
	(3) 心身障がい者及びその介護者が有料公園、動植物園又は果実採取園を利用するとき	全額	
	(4) 前3号に定めるもののほか、市長が特別の理由があると認めたとき	市長が必要と認める額	
■減免内容の設定根拠、見直し状況			
減免内容の設定根拠は、類似施設や近隣施設等の状況を基に設定している。減免内容は、開園以来改定されていない。			

<使用料収入及び減免実績>

(単位:千円)

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
使用料収入		10,755	10,102	11,055
減免実績	減免件数	8 件	12 件	14 件
	減免額	106	236	335

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入 [再掲]	10,755	10,102	11,055
歳 入 計	10,755	10,102	11,055
② 指定管理料	38,300	38,577	39,617
③ 人件費 (行政職員に係るもの)	1,270	1,211	1,260
④ 物件費 (委託料)	-	2,779	-
⑤ 物件費 (報償費)	-	152	152
歳 出 計	39,570	42,720	41,028

[受益者負担割合の算定]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	10,755	10,102	11,055
② 減免実績 [再掲]	106	236	335
収 益 計 (①+②)	10,860	10,338	11,390
③ 歳出計 [再掲]	39,570	42,720	41,028
④ 減価償却費	730	730	730
費 用 計 (③+④)	40,300	43,449	41,758
受 益 者 負 担 割 合 (収 益 計 / 費 用 計)	26.9%	23.8%	27.3%

I. -8 松風園(066)

<施設概要>

施設名称	松風園			
現地視察	対象外			
所在地	福岡市中央区平尾 3-28			
所管部署	みどりのまち推進部みどり管理課			
施設区分	公園			
開設年月日	平成 19 年度（開園年度を記載している）			
運営形態	指定管理者制度（利用料金制度無）			
根拠条例等	福岡市公園条例 福岡市公園条例施行規則			
設置目的	公共の福祉の増進に資することを目的としている。 (都市公園法第 1 条)			
事業内容	条例には記載されていない。			
施設情報	土地	面積	2,405 m ²	
		うち市有地面積	2,405 m ²	
		うち借地面積	- m ²	
	建物等 (主な建物)	駐車場	有（有料）	
		延床面積	287 m ²	
		所有状況	市有物件	
		階層	地上 2 階	
		構造	木造、鉄筋コンクリート造	
建築年	平成 18 年（2006 年）			
主な施設等	茶室、管理事務所			
利用時間等	午前 9 時から午後 5 時まで			
休館日等	利用期間は、1 月 2 日から 12 月 28 日までとする。ただし、1 月 4 日から 5 月 2 日まで及び 5 月 5 日から 12 月 28 日までの毎週火曜日は開園日又は利用期間から除く。			

<施設の利用状況>

項目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
施設全体	総来館者数 A ※無料来館者含む	10,440 人	10,833 人	11,439 人
	開館日数 B	310 日	310 日	309 日
	1 日当たり利用者数 A/B	34 人	35 人	37 人

<使用料の概要>

使 用 料	■概要			
	有料公園使用料及び公園施設使用料の額は、下表に定める額とする。			
	■金額 (単位：円) ※主なものを記載			
	入園料		備考	
	団体	大人(1人)	80	団体は30人以上とする。大人は15歳以上の者、小人は15歳未満の者とする。ただし、15歳以上の者であつても小学校又は中学校に在学中のものは小人とみなす。
		小人(1人)	40	
	個人	大人	100	
		小人	50	
	備考：小学校入学前の者及び市内に居住する65歳以上の者は無料とする。			
	■金額の設定根拠、見直し状況			
金額の設定根拠は、類似施設や近隣施設等の使用料情報を基に設定している。使用料は、平成20年度以来改定されていない。				
使用料の減免	■減免の有無			
	有			
	■減免内容			
	減免対象		減免額	
	(1) 市が主催し、又は共催する事業のため利用し、又は占用するとき		全額	
	(2) 市が後援し、又は賛助する事業のため利用又は占用するとき		半額以下	
	(3) 心身障がい者及びその介護者が有料公園、動植物園又は果実採取園を利用するとき		全額	
	(4) 前3号に定めるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき		市長が必要と認める額	
■減免内容の設定根拠、見直し状況				
減免内容の設定根拠は、類似施設や近隣施設等の状況を基に設定している。減免内容は、開園以来改定されていない。				

<使用料収入及び減免実績>

(単位:千円)

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
使用料収入		2,378	2,586	2,725
減免実績	減免件数	4,658 件	5,087 件	5,264 件
	減免額	425	450	472

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入 [再掲]	2,378	2,586	2,725
歳 入 計	2,378	2,586	2,725
② 指定管理料	21,800	21,846	22,460
③ 人件費 (行政職員に係るもの)	2,117	2,019	2,100
④ 物件費 (印刷消耗品費)	-	72	186
歳 出 計	23,917	23,937	24,746

[受益者負担割合の算定]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	2,378	2,586	2,725
② 減免実績 [再掲]	425	450	472
収 益 計 (①+②)	2,802	3,036	3,196
③ 歳出計 [再掲]	23,917	23,937	24,746
④ 減価償却費	1,183	1,183	1,183
費 用 計 (③+④)	25,099	25,120	25,929
受 益 者 負 担 割 合 (収 益 計 / 費 用 計)	11.2%	12.1%	12.3%

I. -9 西南杜の湖畔公園(067)

<施設概要>

施設名称	西南杜の湖畔公園			
現地視察	対象外			
所在地	福岡市城南区七隈 6			
所管部署	みどりのまち推進部みどり管理課			
施設区分	公園			
開設年月日	平成 15 年度（開園年度を記載している）			
運営形態	指定管理者制度（利用料金制度無）			
根拠条例等	福岡市公園条例 福岡市公園条例施行規則			
設置目的	公共の福祉の増進に資することを目的としている。 (都市公園法第 1 条)			
事業内容	条例には記載されていない。			
施設情報	土地	面積	123,410 m ²	
		うち市有地面積	123,410 m ²	
		うち借地面積	- m ²	
	建物等 (主な建物)	駐車場	有（無料）	
		延床面積	199 m ²	
		所有状況	市有物件	
		階層	地上 1 階	
		構造	鉄筋コンクリート造	
建築年	平成 19 年（2007 年）			
主な施設等	管理事務所、シャワー室、ロッカー室			
利用時間等	4 月 1 日から 9 月 30 日までは午前 9 時から午後 7 時まで 10 月 1 日から 3 月 31 日までは午前 9 時から午後 5 時まで			
休館日等	12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで			

<施設の利用状況>

項目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
施設全体	総来館者数 A ※無料来館者含む	90,511 人	93,352 人	88,989 人
	開館日数 B	359 日	359 日	359 日
	1 日当たり利用者数 A/B	252 人	260 人	248 人

<使用料の概要>

使 用 料	■概要		
	有料公園使用料及び公園施設使用料の額は、下表に定める額とする。		
	■金額 (単位：円) ※主なものを記載		
	施設名	単位	金額
	野球場	一般 (1回2時間以内)	3,000
		生徒等 (1回2時間以内)	1,500
	球技場	一般 (1回1時間以内)	800
		生徒等 (1回1時間以内)	400
その他球技場	一般 (1回2時間以内)	3,600	
	生徒等 (1回2時間以内)	1,800	
■金額の設定根拠、見直し状況			
金額の設定根拠は、類似施設や近隣施設等の使用料情報を基に設定している。 使用料は、平成20年度以来改定されていない。			
使用料の減免	■減免の有無		
	有		
	■減免内容		
	減免対象	減免額	
	(1) 市が主催し、又は共催する事業のため利用し、又は占有するとき	全額	
	(2) 市が後援し、又は賛助する事業のため利用又は占有するとき	半額以下	
	(3) 心身障がい者及びその介護者が有料公園、動植物園又は果実採取園を利用するとき	全額	
	(4) 前3号に定めるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき	市長が必要と認める額	
■減免内容の設定根拠、見直し状況			
減免内容の設定根拠は、類似施設や近隣施設等の状況を基に設定している。 減免内容は、開園以来改定されていない。			

<使用料収入及び減免実績>

(単位:千円)

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
使用料収入		8,882	9,025	9,203
減免実績	減免件数	21 件	19 件	20 件
	減免額	133	108	172

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入 [再掲]	8,882	9,025	9,203
歳 入 計	8,882	9,025	9,203
② 指定管理料	55,461	60,624	59,929
③ 人件費 (行政職員に係るもの)	2,540	2,423	2,520
④ 物件費 (報償費等)	-	334	70
歳 出 計	58,001	63,381	62,519

[受益者負担割合の算定]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	8,882	9,025	9,203
② 減免実績 [再掲]	133	108	172
収 益 計 (①+②)	9,015	9,133	9,375
③ 歳出計 [再掲]	58,001	63,381	62,519
④ 減価償却費	717	717	717
費 用 計 (③+④)	58,718	64,097	63,236
受 益 者 負 担 割 合 (収 益 計 / 費 用 計)	15.4%	14.2%	14.8%

I. - 10 西部運動公園 (068)

<施設概要>

施設名称	西部運動公園			
現地視察	対象外			
所在地	福岡市西区飯盛 385			
所管部署	みどりのまち推進部みどり管理課			
施設区分	公園			
開設年月日	昭和 54 年度（開園年度を記載している）			
運営形態	指定管理者制度（利用料金制度無）			
根拠条例等	福岡市公園条例 福岡市公園条例施行規則			
設置目的	公共の福祉の増進に資することを目的としている。 (都市公園法第 1 条)			
事業内容	条例には記載されていない。			
施設情報	土地	面積	110,999 m ²	
		うち市有地面積	110,999 m ²	
		うち借地面積	- m ²	
	建物等 (主な建物)	駐車場	有（有料）	
		延床面積	527 m ²	
		所有状況	市有物件	
		階層	地上 2 階	
		構造	軽量鉄骨造、アルミ造、木造、鉄筋コンクリート造	
建築年	昭和 61 年（1986 年）			
主な施設等	管理事務所、役員室、放送室、シャワー室			
利用時間等	4 月 1 日から 9 月 30 日までは午前 9 時から午後 7 時まで 10 月 1 日から 3 月 31 日までは午前 9 時から午後 5 時まで			
休館日等	12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで			

<施設の利用状況>

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
施設全体	総来館者数 A ※無料来館者含む	97,038 人	78,815 人	95,489 人
	開館日数 B	359 日	359 日	359 日日
	1 日当たり利用者数 A/B	270 人	220 人	266 人

<使用料の概要>

使 用 料	■概要		
	有料公園使用料及び公園施設使用料の額は、下表に定める額とする。		
	■金額 (単位：円) ※主なものを記載		
	施設名	単位	金額
	野球場	一般 (1回2時間以内)	3,000
		生徒等 (1回2時間以内)	1,500
	テニス場	一般 (1回1時間以内)	800
		生徒等 (1回1時間以内)	400
	その他球技場	一般 (1回2時間以内)	3,000
		生徒等 (1回2時間以内)	1,500
■金額の設定根拠、見直し状況			
金額の設定根拠は、類似施設や近隣施設等の使用料情報を基に設定している。使用料は、平成20年度以来改定されていない。			
使用料の減免	■減免の有無		
	有		
	■減免内容		
	減免対象	減免額	
	(1) 市が主催し、又は共催する事業のため利用し、又は占用するとき	全額	
	(2) 市が後援し、又は賛助する事業のため利用又は占用するとき	半額以下	
	(3) 心身障がい者及びその介護者が有料公園、動植物園又は果実採取園を利用するとき	全額	
	(4) 前3号に定めるもののほか、市長が特別の理由があると認めたとき	市長が必要と認める額	
■減免内容の設定根拠、見直し状況			
減免内容の設定根拠は、類似施設や近隣施設等の状況を基に設定している。減免内容は、平成9年度以来改定されていない。			

<使用料収入及び減免実績>

(単位:千円)

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
使用料収入		14,940	11,383	15,634
減免実績	減免件数	30 件	21 件	22 件
	減免額	482	432	379

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入 [再掲]	14,940	11,383	15,634
歳 入 計	14,940	11,383	15,634
② 指定管理料	52,660	53,052	54,539
③ 人件費 (行政職員に係るもの)	2,540	2,423	2,520
④ 物件費 (報償費)	-	36	36
歳 出 計	55,200	55,511	57,094

[受益者負担割合の算定]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	14,940	11,383	15,634
② 減免実績 [再掲]	482	432	379
収 益 計 (①+②)	15,422	11,815	16,013
③ 歳出計 [再掲]	55,200	55,511	57,094
④ 減価償却費	1,561	1,561	1,561
費 用 計 (③+④)	56,761	57,072	58,655
受 益 者 負 担 割 合 (収 益 計 / 費 用 計)	27.2%	20.7%	27.3%

I. - 11 今津運動公園 (069)

<施設概要>

施設名称	今津運動公園			
現地視察	対象外			
所在地	福岡市西区今津字津本 2201			
所管部署	みどりのまち推進部みどり管理課			
施設区分	公園			
開設年月日	平成4年度（開園年度を記載している）			
運営形態	指定管理者制度（利用料金制度無）			
根拠条例等	福岡市公園条例 福岡市公園条例施行規則			
設置目的	公共の福祉の増進に資することを目的としている。 (都市公園法第1条)			
事業内容	条例には記載されていない。			
施設情報	土地	面積	276,455 m ²	
		うち市有地面積	276,455 m ²	
		うち借地面積	- m ²	
	駐車場	有（無料）		
	建物等 (主な建物)	延床面積	3,500 m ²	
		所有状況	市有物件	
		階層	地上2階	
		構造	コンクリートブロック造、鉄筋コンクリート造	
建築年		平成3年（1991年）		
主な施設等	体育館、トレーニング室、ロッカー室、温水シャワー室、会議室、管理事務所			
利用時間等	主に、午前9時から午後9時まで			
休館日等	12月29日から翌年1月3日まで			

<施設の利用状況>

項目		H24年度	H25年度	H26年度
施設全体	総来館者数A ※無料来館者含む	109,264人	113,676人	120,664人
	開館日数B	359日	359日	359日
	1日当たり利用者数A/B	304人	317人	336人

<使用料の概要>

使 用 料	■概要		
	有料公園使用料及び公園施設使用料の額は、下表に定める額とする。		
	■金額 (単位：円) ※主なものを記載		
	施設名	単位	金額
	体育館	専用 一般 午前	3,900
		専用 一般 午後	5,200
		専用 一般 夜間	6,500
		専用 一般 午前・午後	9,100
		専用 一般 午後・夜間	11,700
		専用 一般 全日	15,600
		生徒等 一般 午前	1,950
		生徒等 一般 午後	2,600
		生徒等 一般 夜間	3,250
		生徒等 一般 午前・午後	4,550
		生徒等 一般 午後・夜間	5,850
		生徒等 一般 全日	7,800
		共用 一般 1人1日	300
		共用 生徒等 1人1日	150
	テニス競技場	一般1回 (1時間以内)	800
		生徒等1回 (1時間以内)	400
球技場	芝生 一般 1回 (2時間以内)	3,600	
	芝生 生徒等1回 (2時間以内)	1,800	
	その他 一般 1回 (2時間以内)	3,000	
	その他 生徒等1回 (2時間以内)	1,500	
■金額の設定根拠、見直し状況			
金額の設定根拠は、類似施設や近隣施設等の使用料情報を基に設定している。使用料は、平成20年度以来改定されていない。			
使用料の減免	■減免の有無		
	有		
	■減免内容		
	減免対象	減免額	
	(1) 市が主催し、又は共催する事業のため利用し、又は占用するとき	全額	
	(2) 市が後援し、又は賛助する事業のため利用又は占用するとき	半額以下	
	(3) 心身障がい者及びその介護者が有料公園、動植物園又は果実採取園を利用するとき	全額	
	(4) 前3号に定めるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき	市長が必要と認める額	
■減免内容の設定根拠、見直し状況			
減免内容の設定根拠は、類似施設や近隣施設等の状況を基に設定している。減免内容は、平成9年度以来改定されていない。			

<使用料収入及び減免実績>

(単位:千円)

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
使用料収入		22,741	23,145	24,037
減免実績	減免件数	26 件	30 件	36 件
	減免額	637	834	809

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入 [再掲]	22,741	23,145	24,037
歳 入 計	22,741	23,145	24,037
② 指定管理料	89,850	89,988	97,630
③ 人件費 (行政職員に係るもの)	1,270	1,211	1,260
④ 物件費 (大規模修繕費)	13,691	24,453	-
⑤ 物件費 (印刷消耗品費等)	819	2,241	388
歳 出 計	105,630	117,894	99,278

[受益者負担割合の算定]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	22,741	23,145	24,037
② 減免実績 [再掲]	637	834	809
収 益 計 (①+②)	23,377	23,979	24,846
③ 歳出計 [再掲]	105,630	117,894	99,278
④ 減価償却費	10,550	10,550	10,550
費 用 計 (③+④)	116,180	128,444	109,828
受 益 者 負 担 割 合 (収 益 計 / 費 用 計)	20.1%	18.7%	22.6%

I. - 12 桧原運動公園 (070)

<施設概要>

施設名称	桧原運動公園			
現地視察	対象外			
所在地	福岡市南区桧原 5-30-1			
所管部署	みどりのまち推進部みどり管理課			
施設区分	公園			
開設年月日	平成5年度（開園年度を記載している）			
運営形態	指定管理者制度（利用料金制度無）			
根拠条例等	福岡市公園条例 福岡市公園条例施行規則			
設置目的	公共の福祉の増進に資することを目的としている。 (都市公園法第1条)			
事業内容	条例には記載されていない。			
施設情報	土地	面積	133,028 m ²	
		うち市有地面積	133,028 m ²	
		うち借地面積	- m ²	
	駐車場	有（無料）		
	建物等 (主な建物)	延床面積	4,230 m ²	
		所有状況	市有物件	
		階層	地上2階	
		構造	木造、鉄筋コンクリート造	
建築年		平成11年（1999年）		
主な施設等	会議室、更衣室、ロッカー室、シャワー室、放送室、競技本部室、管理事務所、			
利用時間等	主に、4月1日から9月30日までは午前9時から午後9時まで 10月1日から3月31日までは午前9時から午後5時まで			
休館日等	12月29日から翌年1月3日まで			

<施設の利用状況>

項目		H24年度	H25年度	H26年度
施設全体	総来館者数A ※無料来館者含む	193,013人	179,394人	203,247人
	開館日数B	359日	359日	359日
	1日当たり利用者数A/B	538人	500人	566人

<使用料の概要>

使 用 料	■概要		
	有料公園使用料及び公園施設使用料の額は、下表に定める額とする。		
	■金額 (単位：円) ※主なものを記載		
	施設名	単位	金額
	野球場	一般 (1回2時間以内)	3,600
		生徒等 (1回2時間以内)	1,800
	テニス場	一般 (1回1時間以内)	800
		生徒等 (1回1時間以内)	400
■金額の設定根拠、見直し状況			
金額の設定根拠は、類似施設や近隣施設等の使用料情報を基に設定している。使用料は、平成20年度以来改定されていない。			
使用料の減免	■減免の有無		
	有		
	■減免内容		
	減免対象	減免額	
	(1) 市が主催し、又は共催する事業のため利用し、又は占有するとき	全額	
	(2) 市が後援し、又は賛助する事業のため利用又は占有するとき	半額以下	
	(3) 心身障がい者及びその介護者が有料公園、動植物園又は果実採取園を利用するとき	全額	
	(4) 前3号に定めるもののほか、市長が特別の理由があると認めたとき	市長が必要と認める額	
■減免内容の設定根拠、見直し状況			
減免内容の設定根拠は、類似施設や近隣施設等の状況を基に設定している。減免内容は、平成9年以来改定されていない。			

<使用料収入及び減免実績>

(単位:千円)

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
使用料収入		23,115	23,146	24,774
減免実績	減免件数	18 件	11 件	10 件
	減免額	750	714	695

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入 [再掲]	23,115	23,146	24,774
歳 入 計	23,115	23,146	24,774
② 指定管理料	64,854	64,946	66,781
③ 人件費 (行政職員に係るもの)	2,117	2,019	2,100
④ 物件費 (大規模修繕費)	-	71,718	-
⑤ 物件費 (報償費等)	1,332	36	36
歳 出 計	68,302	138,719	68,916

[受益者負担割合の算定]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	23,115	23,146	24,774
② 減免実績 [再掲]	750	714	695
収 益 計 (①+②)	23,864	23,860	25,468
③ 歳出計 [再掲]	68,302	138,719	68,916
④ 減価償却費	11,864	11,864	11,864
費 用 計 (③+④)	80,166	150,583	80,780
受 益 者 負 担 割 合 (収 益 計 / 費 用 計)	29.8%	15.8%	31.5%

I. - 13 舞鶴公園(071)

<施設概要>

施設名称	舞鶴公園			
現地視察	対象外			
所在地	福岡市中央区城内 1			
所管部署	みどりのまち推進部みどり管理課			
施設区分	公園			
開設年月日	昭和 23 年度（開園年度を記載している）			
運営形態	指定管理者制度（利用料金制度無）			
根拠条例等	福岡市公園条例 福岡市公園条例施行規則			
設置目的	公共の福祉の増進に資することを目的としている。 (都市公園法第 1 条)			
事業内容	条例には記載されていない。			
施設情報	土地	面積	393,233 m ²	
		うち市有地面積	111,034 m ²	
		うち借地面積	282,199 m ²	
	駐車場	有（有料）		
	建物等 (主な建物)	延床面積	3,117 m ²	
		所有状況	市有物件	
		階層	地上 2 階	
		構造	軽量鉄骨造、木造、コンクリートブロック造、アルミ造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造	
建築年		平成 6 年（1994 年）		
主な施設等	会議室、シャワー室			
利用時間等	主に、4 月 1 日から 9 月 30 日までは午前 9 時から午後 7 時まで 10 月 1 日から 3 月 31 日までは午前 9 時から午後 6 時まで			
休館日等	12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで			

<施設の利用状況>

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
施設全体	総来館者数 A ※無料来館者含む	118,076 人	121,246 人	117,903 人
	開館日数 B	359 日	359 日	359 日
	1 日当たり利用者数 A/B	329 人	338 人	328 人

<使用料の概要>

使 用 料	■概要		
	有料公園使用料及び公園施設使用料の額は、下表に定める額とする。		
	■金額 (単位：円) ※主なものを記載		
	施設名	単位	金額
	陸上競技場	専用 一般 午前	12,000
		専用 一般 午後	18,000
		専用 生徒等 午前	3,000
		専用 生徒等 午後	4,500
		共用 一般 1人1回	200
		共用 生徒等 1人1回	50
	野球場	一般 (1回2時間以内)	3,000
		生徒等 (1回2時間以内)	1,500
	テニス場	一般 (1回1時間以内)	600
		生徒等 (1回1時間以内)	300
その他の球技場	一般 (1回2時間以内)	3,000	
	生徒等 (1回2時間以内)	1,500	
■金額の設定根拠、見直し状況			
金額の設定根拠は、類似施設や近隣施設等の使用料情報を基に設定している。 使用料は、平成20年度以来改定されていない。			
使用料の減免	■減免の有無		
	有		
	■減免内容		
	減免対象	減免額	
	(1) 市が主催し、又は共催する事業のため利用し、又は占有するとき	全額	
	(2) 市が後援し、又は賛助する事業のため利用又は占有するとき	半額以下	
	(3) 心身障がい者及びその介護者が有料公園、動植物園又は果実採取園を利用するとき	全額	
	(4) 前3号に定めるもののほか、市長が特別の理由があると認めたとき	市長が必要と認める額	
■減免内容の設定根拠、見直し状況			
減免内容の設定根拠は、類似施設や近隣施設等の状況を基に設定している。 減免内容は、平成9年度以来改定されていない。			

<使用料収入及び減免実績>

(単位:千円)

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
使用料収入		39,899	34,752	38,506
減免実績	減免件数	32 件	27 件	33 件
	減免額	520	377	546

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入 [再掲]	39,899	34,752	38,506
歳 入 計	39,899	34,752	38,506
② 指定管理料	135,024	139,793	137,210
③ 人件費 (行政職員に係るもの)	3,386	3,230	3,360
④ 物件費 (大規模修繕費)	-	40,117	-
⑤ 物件費 (印刷消耗品費)	-	74	320
歳 出 計	138,411	183,214	140,889

[受益者負担割合の算定]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	39,899	34,752	38,506
② 減免実績 [再掲]	520	377	546
収 益 計 (①+②)	40,419	35,128	39,052
③ 歳出計 [再掲]	138,411	183,214	140,889
④ 減価償却費	3,964	3,964	3,964
費 用 計 (③+④)	142,375	187,178	144,853
受 益 者 負 担 割 合 (収 益 計 / 費 用 計)	28.4%	18.8%	27.0%

I. -14 東平尾公園(072)

<施設概要>

施設名称	東平尾公園			
現地視察	対象			
所在地	福岡市博多区東平尾公園 2-1-2			
所管部署	みどりのまち推進部みどり管理課			
施設区分	公園			
開設年月日	昭和 51 年度（開園年度を記載している）			
運営形態	指定管理者制度（利用料金制度無）			
根拠条例等	福岡市公園条例 福岡市公園条例施行規則			
設置目的	公共の福祉の増進に資することを目的としている。 (都市公園法第 1 条)			
事業内容	条例には記載されていない。			
施設情報	土地	面積	881,000 m ²	
		うち市有地面積	82,228 m ²	
		うち借地面積	798,772 m ²	
	建物等 (主な建物)	駐車場	有（無料）	
		延床面積	47,685 m ²	
		所有状況	市有物件	
		階層	地上 1 階、2 階、4 階、5 階	
		構造	軽量鉄骨造、鉄骨造、木造、鉄筋コンクリート造、アルミ造、コンクリートブロック造、鉄骨鉄筋コンクリート造	
建築年	平成 6 年（1994 年）			
主な施設等	会議室、応接室、貴賓室、特別室、トレーニング室、更衣室、シャワー室浴室（本部） 役員室、放送室、記者室、写真判定室、体育館			
利用時間等	主に、午前 9 時から午後 9 時まで			
休館日等	12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで			

<施設の利用状況>

項目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
施設全体	総来館者数 A ※無料来館者含む	665,438 人	654,015 人	629,752 人
	開館日数 B	359 日	359 日	359 日
	1 日当たり利用者数 A/B	1,854 人	1,822 人	1,754 人

<使用料の概要>

使 用 料	■概要		
	有料公園使用料及び公園施設使用料の額は、下表に定める額とする。		
	■金額 (単位：円) ※主なものを記載		
	施設名	単位	金額
	博多の森陸上競技場	1回	105,000
	博多の森補助競技場	1日	17,000
	博多の森テニス競技場	屋内コート1回(1時間以内)	2,600
		屋外コート1回(1時間以内)	1,800
		センターコート1回(1時間以内)	3,400
	博多の森球技場	プロサッカー1試合	2,600,000
		その他1日	105,000
	野球場	1回(2時間以内)	3,000
	博多の森弓道場	1日	12,700
		1人1回(2時間以内)	180
■金額の設定根拠、見直し状況			
金額の設定根拠は、類似施設や近隣施設等の使用料情報を基に設定している。 使用料は、平成20年度以来改定されていない。			
使用料の減免	■減免の有無		
	有		
	■減免内容		
	減免対象	減免額	
	(1) 市が主催し、又は共催する事業のため利用し、又は占有するとき	全額	
	(2) 市が後援し、又は賛助する事業のため利用又は占有するとき	半額以下	
	(3) 心身障がい者及びその介護者が有料公園、動植物園又は果実採取園を利用するとき	全額	
	(4) 前3号に定めるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき	市長が必要と認める額	
■減免内容の設定根拠、見直し状況			
減免内容の設定根拠は、類似施設や近隣施設等の状況を基に設定している。 減免内容は、平成9年以来改定されていない。			

<使用料収入及び減免実績>

(単位:千円)

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
使用料収入		100,801	99,695	101,947
減免実績	減免件数	152 件	200 件	177 件
	減免額	11,700	17,717	15,413

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入 [再掲]	100,801	99,695	101,947
② その他の収入 (ネーミングライツによるもの)	36,750	36,750	32,400
歳 入 計	137,551	136,445	134,347
③ 指定管理料	394,153	380,805	378,749
④ 人件費 (行政職員に係るもの)	3,386	3,230	3,360
⑤ 物件費 (大規模修繕費)	104,597	368,022	43,661
⑥ 物件費 (印刷消耗品費)	16,938	17,036	19,007
歳 出 計	519,074	769,093	444,777

[受益者負担割合の算定]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	137,551	136,445	134,347
② その他の収入 (ネーミングライツによるもの) [再掲]	36,750	36,750	32,400
③ 減免実績 [再掲]	11,700	17,717	15,413
収 益 計 (①-②+③)	112,501	117,412	117,360
④ 歳出計 [再掲]	519,074	769,093	444,777
⑤ その他の支出 (ネーミングライツによるもの) [再掲]	36,750	36,750	32,400
⑥ 減価償却費	184,423	184,423	184,423
費 用 計 (④-⑤+⑥)	666,748	916,767	596,801
受 益 者 負 担 割 合 (収 益 計 / 費 用 計)	16.9%	12.8%	19.7%

I. -15 福岡市雁の巣レクリエーションセンター(073)

<施設概要>

施設名称	福岡市雁の巣レクリエーションセンター（以下「雁の巣レクリエーションセンター」という。）			
現地視察	対象			
所在地	福岡市東区大字奈多			
所管部署	みどりのまち推進部みどり管理課			
施設区分	公園			
開設年月日	昭和46年度（開園年度を記載している）			
運営形態	指定管理者制度（利用料金制度無）			
根拠条例等	福岡市雁の巣レクリエーションセンター条例 福岡市雁の巣レクリエーションセンター条例施行規則			
設置目的	市民の健全なレクリエーション活動に寄与するため。 (福岡市雁の巣レクリエーションセンター条例第1条)			
事業内容	条例には記載されていない。			
施設情報	土地	面 積	662,105 m ²	
		うち市有地面積	114,568 m ²	
		うち借地面積	547,537 m ²	
		駐 車 場	有（有料）	
	建物等 (主な建物)	延 床 面 積	4,663 m ²	
		所 有 状 況	市有物件	
		階 層	地上3階	
構 造		軽量鉄骨造、アルミ造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造		
建 築 年		平成8年（1996年）		
	主 な 施 設 等	会議室、記者室、放送室、ロッカー室、シャワー室、その他の室、競技本部室、管理事務所		
利用時間等	午前10時から午後4時			
休館日等	12月29日から翌年1月3日まで			

<施設の利用状況>

項 目		H24年度	H25年度	H26年度
施設全体	総来館者数A ※無料来館者含む	462,341人	453,716人	456,411人
	開館日数B	359日	359日	359日
	1日当たり利用者数A/B	1,288人	1,264人	1,271人

<使用料の概要>

使 用 料	■概要		
	有料公園使用料及び公園施設使用料の額は、下表に定める額とする。		
	■金額（単位：円）※主なものを記載		
	施設名	単位	金額
	雁の巣球場	プロ 1回(2時間以内)	11,000
		その他 1回(2時間以内)	3,600
	少年野球場	プロ 1回(2時間以内)	9,000
		その他 1回(2時間以内)	3,000
	野球場（硬式第一含）	プロ 1回(2時間以内)	9,000
		その他 1回(2時間以内)	3,000
	雁の巣ソフトボール場	1回（2時間以内）	3,600
	ソフトボール場	プロ 1回(2時間以内)	9,000
		その他 1回(2時間以内)	3,000
	球技場 A、B、C	プロ 1回(2時間以内)	11,000
		その他 1回(2時間以内)	3,600
	球技場 D、E	プロ 1回(2時間以内)	11,000
		その他 1回(2時間以内)	3,600
	その他球技場	プロ 1回(2時間以内)	11,000
		その他 1回(2時間以内)	3,600
	テニス・バレーボール場	1回（1時間以内）	600
	多目的グラウンド（屋根付）1区画	1回（2時間以内）	3,200
	1/4区画※ゲートボール利用に限る	1回（2時間以内）	3,200
	多目的グラウンド（屋根無）1区画	1回（2時間以内）	3,200
貸し自転車	1回（2時間以内）	100	
	1回（2時間以内）	50	
温水シャワー	1回	100	
レジャー農園	1日 1区画	1,500	
■金額の設定根拠、見直し状況			
金額の設定根拠は、類似施設や近隣施設等の使用料情報を基に設定している。 使用料は、平成20年度以来改定されていない。			
使用料の減免	■減免の有無		
	有		
	■減免内容		
	減免対象	減免額	
	(1) 市が主催し、又は共催する事業のため利用し、又は占有するとき	全額	
	(2) 市が後援し、又は賛助する事業のため利用し、又は占有するとき	半額以下	
	(3) 前2号に定めるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき	市長が認める額	
■減免内容の設定根拠、見直し状況			
減免内容の設定根拠は、類似施設や近隣施設等の状況を基に設定している。 減免内容は、平成9年度以来改定されていない。			

<使用料収入及び減免実績>

(単位：千円)

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
使用料収入		83,497	83,565	88,001
減免実績	減免件数	1,968 件	2,242 件	1,942 件
	減免額	3,778	4,529	3,760

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位：千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入 [再掲]	83,497	83,565	88,001
歳 入 計	83,497	83,565	88,001
② 指定管理料	142,346	151,662	153,000
③ 人件費 (行政職員に係るもの)	2,540	2,423	2,520
④ 物件費 (大規模修繕費)	-	114,453	174,617
⑤ 物件費 (備品購入費等)	1,846	217	827
歳 出 計	146,732	268,755	330,963

[受益者負担割合の算定]

(単位：千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	83,497	83,565	88,001
② 減免実績 [再掲]	3,778	4,529	3,760
収 益 計 (①+②)	87,275	88,093	91,760
③ 歳出計 [再掲]	146,732	268,755	330,963
④ 減価償却費	15,960	15,960	15,960
費 用 計 (③+④)	162,692	284,716	346,924
受 益 者 負 担 割 合 (収 益 計 / 費 用 計)	53.6%	30.9%	26.4%

I. -16 かなたけの里公園(074)

<施設概要>

施設名称	かなたけの里公園			
現地視察	対象外			
所在地	福岡市西区大字金武字の菅 1367			
所管部署	みどりのまち推進部みどり管理課			
施設区分	公園			
開設年月日	平成 24 年度（開園年度を記載している）			
運営形態	指定管理者制度（利用料金制度無）			
根拠条例等	福岡市公園条例 福岡市公園条例施行規則			
設置目的	公共の福祉の増進に資することを目的としている。 (都市公園法第 1 条)			
事業内容	条例には記載されていない。			
施設情報	土地	面積	127,000 m ²	
		うち市有地面積	127,000 m ²	
		うち借地面積	- m ²	
	建物等 (主な建物)	駐車場	有（無料）	
		延床面積	735 m ²	
		所有状況	市有物件	
		階層	地上 1 階	
		構造	木造	
建築年	平成 24 年（2012 年）			
主な施設等	研修室、シャワー室、管理事務所			
利用時間等	4 月 1 日から 9 月 30 日までは午前 7 時から午後 7 時まで 10 月 1 日から 3 月 31 日までは午前 8 時から午後 6 時まで			
休館日等	12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで			

<施設の利用状況>

項目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
施設全体	総来館者数 A ※無料来館者含む	26,401 人	47,207 人	65,914 人
	開館日数 B	359 日	359 日	359 日
	1 日当たり利用者数 A/B	74 人	131 人	184 人

<使用料の概要>

使 用 料	■概要	
	有料公園使用料及び公園施設使用料の額は、下表に定める額とする。	
	■金額（単位：円）※主なものを記載	
	施設名	単位
	研修室	1室1時間
	農業体験農園	分区園1区画（1年）
		分区園付属施設温水シャワー
金額	350	
18,000		
100		
■金額の設定根拠、見直し状況		
金額の設定根拠は、類似施設や近隣施設等の使用料情報を基に設定している。使用料は、平成24年度以来改定されていない。		
使 用 料 の 減 免	■減免の有無	
	有	
	■減免内容	
	減免対象	減免額
	(1) 市が主催し、又は共催する事業のため利用し、又は占有するとき	全額
	(2) 市が後援し、又は賛助する事業のため利用又は占有するとき	半額以下
	(3) 心身障がい者及びその介護者が有料公園、動植物園又は果実採取園を利用するとき	全額
	(4) 前3号に定めるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき	市長が必要と認める額
■減免内容の設定根拠、見直し状況		
減免内容の設定根拠は、類似施設や近隣施設等の状況を基に設定している。減免内容は、開園以来改定されていない。		

<使用料収入及び減免実績>

(単位:千円)

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
使用料収入		49	1,280	2,208
減免実績	減免件数	-件	-件	-件
	減免額	-	-	-

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入 [再掲]	49	1,280	2,208
② その他の収入 (果実販売収入)	244	316	472
歳 入 計	293	1,596	2,680
③指定管理料	57,917	69,241	69,727
④人件費 (行政職員に係るもの)	2,117	2,019	2,100
歳 出 計	60,034	71,260	71,827

[受益者負担割合の算定]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	293	1,596	2,680
② その他の収入 (果実販売収入) [再掲]	244	316	472
③ 減免実績 [再掲]	-	-	-
収 益 計 (①-②+③)	49	1,280	2,208
④ 歳出計 [再掲]	60,034	71,260	71,827
⑤ その他の支出 (果実販売収入) [再掲]	244	316	472
⑥ 減価償却費	3,610	3,610	3,610
費 用 計 (④-⑤+⑥)	63,399	74,554	74,964
受 益 者 負 担 割 合 (収 益 計 / 費 用 計)	0.1%	1.7%	2.9%

視点1 施設の有効活用

①（意見）施設の老朽化及び早急な対応等について（各公園等）

【現状】

監査対象とした各公園及び雁の巣レクリエーションセンター（以下「公園等」という。）は次のとおりであり、このうち現地調査対象としたのは、有料公園であり開園年度から30年以上経過しているNo.1の友泉亭公園と、規模が大きく開園年度から30年以上経過しているNo.14の東平尾公園及びNo.15の雁の巣レクリエーションセンターの計3か所である。

<監査対象公園等一覧>

No.	施設名	開園年度	土地総面積 (㎡)	現地調査 対象施設
1	友泉亭公園（※）	昭和56年度	11,181	対象
2	楽水園（※）	平成7年度	2,911	
3	月隈北緑地	平成11年度	19,709	—
4	アイランドシティ中央公園	平成17年度	153,019	—
5	小戸公園	昭和17年度	191,363	—
6	生の松原海岸森林公園	平成10年度	164,077	—
7	青葉公園	平成13年度	108,085	—
8	松風園（※）	平成19年度	2,405	—
9	西南杜の湖畔公園	平成15年度	123,410	—
10	西部運動公園	昭和54年度	110,999	—
11	今津運動公園	平成4年度	276,455	—
12	桧原運動公園	平成5年度	133,028	—
13	舞鶴公園	昭和23年度	393,233	—
14	東平尾公園	昭和51年度	881,000	対象
15	雁の巣レクリエーションセンター	昭和46年度	662,105	対象
16	かなたけの里公園	平成24年度	127,000	—

（※）：有料公園¹

※出所：「施設調査票」を基に監査人作成

現地調査を実施した結果、友泉亭公園、東平尾公園、雁の巣レクリエーションセンターにて、修繕等が必要な設備が複数発見された。具体的な検出事項は次のとおりである。

¹ 有料公園とは、福岡市公園条例第7条にて「有料で利用させる公園」と定義づけられている。

<友泉亭公園における修繕等が必要な設備の状況>

対象施設	友泉亭公園	
開園年度	昭和 56 年度	
園内マップ		
修繕等が必要な設備①	月見櫓	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 月見櫓が雨ざらしのため、土台である板に水がしみこみ、腐食が進んでいる。指定管理者は入園者が中に入るのは危険な状態であると判断し、「危険ですので、これより先ご遠慮ください。」と記載した張り紙を貼っている。 ・ 修繕等ができていないことから、月見櫓の利用が制限されている。 	
現地写真 (平成 27 年 9 月 11 日撮影)		
修繕等が必要な設備②	茶室中門	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中門の片方の扉が壊れているため、人が入らないように指定管 	

	<p>理者が中門周辺を紐で囲っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 修繕等ができていないことから、茶室を使用する際、中門の利用が制限されている。
<p>現地写真 (平成 27 年 9 月 11 日撮影)</p>	
<p>修繕等が必要な設備③</p>	<p>竹壁</p>
<p>現状</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 竹で覆った壁が、腐食して剥がれている。
<p>現地写真 (平成 27 年 9 月 11 日撮影)</p>	

<東平尾公園における修繕等が必要な設備の状況>

対象施設	東平尾公園	
開園年度	昭和 51 年度	
園内マップ		
		
修繕等が必要な設備①	センターコート (会議室、本部役員室、応接室、特別室等を含む。)	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雨漏りにより天井にシミができています。また、腐食が進み、天井が剥がれている箇所がある。 ・ 雨漏りのため、床にタオルを敷き詰めている。 	
現地写真 (平成 27 年 9 月 14 日撮影)		

		
修繕等が必要な設備②	センターコート 特別室	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雨漏りにより天井の腐食が進み、穴があいている。 ・ 修繕ができていないことから、利用が制限されている。 	
現地写真 (平成 27 年 9 月 14 日撮影)		
修繕等が必要な設備③	センターコート 特別室	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 湿気がこもり、扉にカビが繁殖している。 ・ 殆ど使用されていない。 	
現地写真 (平成 27 年 9 月 14 日撮影)		
修繕等が必要な設備④	噴水	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 噴水が壊れているが、修繕等されていないことから、本来の機 	

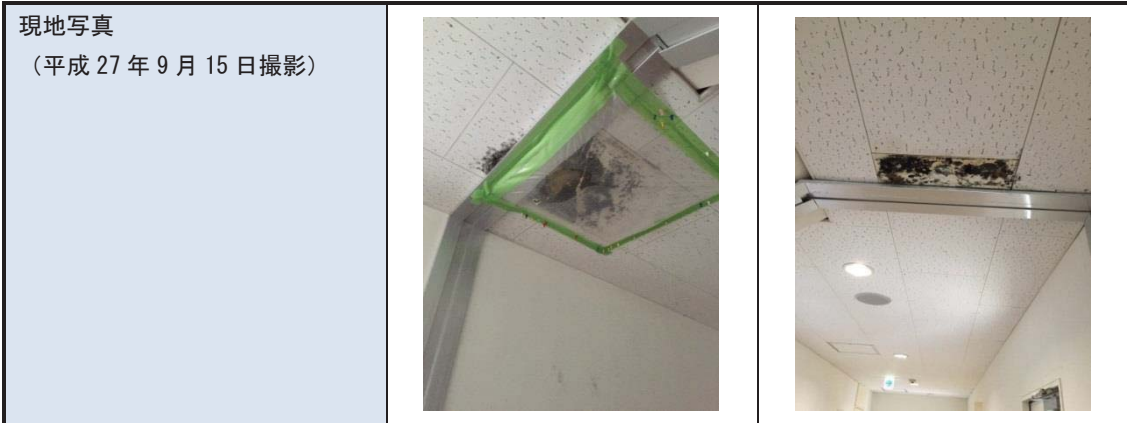
	能を果たしていない。
<p>現地写真 (平成 27 年 9 月 14 日撮影)</p>	
<p>修繕等が必要な設備⑤</p>	<p>屋内テニス競技場 管理事務室</p>
<p>現状</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理事務室のモニタが古いため、各コートを映している画像が途切れることがある。
<p>現地写真 (平成 27 年 9 月 14 日撮影)</p>	
<p>修繕等が必要な設備⑥</p>	<p>レベルファイブスタジアム 体育館</p>
<p>現状</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ テニスボール等が壁に当たり、穴があいている。
<p>現地写真 (平成 27 年 9 月 14 日撮影)</p>	
<p>修繕等が必要な設備⑦</p>	<p>弓道場</p>
<p>現状</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 的の裏に空洞ができているため、弓が刺さってなかなか抜けない。

<p>現地写真 (平成 27 年 9 月 14 日撮影)</p>	<p>・ 遠的競技用の目的には、空洞対策として畳を置いている。</p> 
<p>修繕等が必要な設備⑧</p>	<p>大谷広場</p>
<p>現状</p>	<p>・ 遊具が木製で、雨ざらしのため、遊具の腐食が進み危険な状態であるため、立入り禁止としている。 ・ 修繕等ができていないことから、利用が制限されている。</p>
<p>現地写真 (平成 27 年 9 月 14 日撮影)</p>	
<p>修繕等が必要な設備⑨</p>	<p>大谷広場の裏の山道</p>
<p>現状</p>	<p>・ 山道に設置されている柵の足場が緩んでいる。足を踏み入れた場合は転倒等の可能性がある。</p>

<p>現地写真 (平成 27 年 9 月 14 日撮影)</p>		
<p>修繕等が必要な設備⑩</p>	<p>陸上競技場</p>	
<p>現状</p>	<p>・ベンチの破損が散見され、利用に支障がある。</p>	
<p>現地写真 (平成 27 年 9 月 14 日撮影)</p>		
<p>修繕等が必要な設備⑪</p>	<p>公園全体</p>	
<p>現状</p>	<p>・震災の影響で舗装が凸凹になっており、歩行時に転倒のおそれがある。</p>	
<p>現地写真 (平成 27 年 9 月 14 日撮影)</p>		

＜雁の巣レクリエーションセンターにおける修繕等が必要な設備の状況＞

対象施設	雁の巣レクリエーションセンター
開園年度	昭和46年度
園内マップ	
修繕等が必要な設備①	敷地を仕切る鉄柵
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雨ざらしでさび付いており、老朽化が進んでいる。
現地写真 (平成27年9月15日撮影)	
修繕等が必要な設備②	雁の巣ソフトボール場の通路
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雨漏りによるシミ及び腐食が進んでいるため天井が剥がれている。



【意見】

現地調査を実施した結果、多くの修繕等が必要な設備が発見された。検出事項を整理すると次のとおりとなる。

(1) 利用時に危険が生じかねない事例

施設名	危険が生じている内容
友泉亭公園	竹で覆った壁が、腐食して剥がれており、利用者が触れると怪我をする危険性がある。
東平尾公園	<p>センターコート、屋内テニス競技場、レベルファイブスタジアム、弓道場、大谷広場の山道、陸上競技場の利用時に危険が生じかねない。</p> <p>センターコートは、雨漏りにより天井にシミができています。また、腐食が進み、天井が剥がれている箇所がある。そのほか、雨漏りのため、床にタオルを敷き詰めている箇所がある。利用者が床で滑り転倒する可能性がある。</p> <p>屋内テニス競技場管理事務室では、管理事務室のモニタが古いため、各コートを映している画像が途切れることがある。利用時に何か生じた場合に、即時に対応できない可能性がある。</p> <p>レベルファイブスタジアムの体育館では、テニスボール等により、壁に穴があいている。穴があいた壁が剥がれて落下した場合、利用者に危険が生じかねない。</p> <p>弓道場は、的の裏に空洞ができていたため、弓が刺さって抜けにくく、利用に当たって支障がある。</p> <p>大谷広場の山道に設置されている柵の足場が緩んでいる。足を踏み入れた場合は転倒等が考えられる。</p> <p>陸上競技場のベンチは、破損が散見されており、利用者が座ったときに破損がベンチから落下する可能性がある。</p> <p>また、震災の影響で公園のいたるところの舗装が凸凹になっており、歩行時に転倒のおそれがある。</p>
雁の巣レクリエーションセンター	<p>敷地を仕切る鉄柵、雁の巣ソフトボール場の通路が利用時に危険が生じかねない。</p> <p>敷地を仕切る鉄柵は、雨ざらしでさび付いており、老朽化が進んでいる。放置したままだと腐食が進み、倒壊の可能性がある。</p> <p>また、雁の巣ソフトボール場の通路は、雨漏りによるシミ及び腐食が進んでいるため天井が剥がれている。利用者の頭上に剥がれた破片が落下する可能性が</p>

施設名	危険が生じている内容
	ある。

東平尾公園のセンターコート、屋内テニス競技場、レベルファイブスタジアム、弓道場、大谷広場の山道、陸上競技場、公園全体の舗装等については、施設を利用した際に危険が生じかねないため、早急に修繕等の対応を講じることが望ましい。所管部署によれば、修繕等が必要なものは把握しており、緊急度等を鑑み優先順位を設け、限られた財源の中で適宜対応しているとのことである。しかし、危険が生じかねない以上、何らかの対応が必要と考える。

(2) 施設内の設備が利用できない事例

施設名	設備が利用できない内容
友泉亭公園	中門や月見櫓の使用が制限されている。茶室を利用する際、中門を通過して茶室へ入ることが正式な手順であるが、中門が使用できないため、正式な手順で茶道を楽しみたい利用者にとっては十分な満足度が得られない可能性がある。また、月見櫓においては、眺めが良い月見櫓からの友泉亭公園の景観が見られないため、友泉亭公園の施設を有効に利用できているとは言い切れない。
東平尾公園	センターコート特別室、大谷広場の遊具、噴水の使用が制限されている。 センターコート特別室は、雨漏りにより天井の腐食が進み、穴があき入室できない。また、湿気がこもり、扉にカビが繁殖しているため、利用者が殆どいない。 大谷広場の遊具は木製で、雨ざらしのため、遊具の腐食が進み危険な状態であり、立ち入り禁止としている。そのため、遊具で遊ぶことを目的として来園した利用者にとっては十分な満足度が得られない可能性がある。 そのほか、噴水が壊れており、本来の機能を果たしていない。 東平尾公園の施設を有効に利用できているとは言い切れない。

友泉亭公園の中門や月見櫓、東平尾公園のセンターコート特別室、大谷広場の遊具、噴水等については、施設を利用できない以上、施設の有効活用に支障があると考えられる。このため、できる限り修繕等を行い施設を利用できるよう措置することが望ましい。

また、利用できない設備の中には、使用料を徴収できるもの（東平尾公園のセンターコート特別室）が含まれている。修繕等がされていれば使用料を徴収できることとなるが、その機会を逸していることから機会費用が生じている。よって、適切な修繕等を行い施設利用者の増加や使用料の増加に繋げることが望ましい。なお、これによって得られた使用料収入を財源に、施設の修繕等に充てることもできると考える。

なお、現地調査対象は、規模が大きく、開園年度からの経過年数が相当程度の施設を選定しているため、他の施設よりも修繕等が必要な設備が多いことが想定される。しかし、現地調査の対象外とした公園等についても同様に、(1)利用時に危険が生じかねない事例、(2)施設内の設備が利用できない事例が生じている可能性を否定できない。市は、改めて各公園等について要修繕箇所等の調査を実施し現状把握を行うことが望ましい。

② (意見) 未利用箇所の有効活用について (各公園等)

【現状】

現地調査を実施した東平尾公園及び雁の巣レクリエーションセンターにて、次のとおり利用されていない箇所 (以下「未利用箇所」という。)が見受けられた。

<現地調査を行った施設における未利用箇所>

対象施設	東平尾公園	
開園年度	昭和 51 年度	
園内マップ		
		
未利用箇所	レベルファイブスタジアム 5 階	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旧厨房施設を保有している。 ・ 現在、食堂部分については試合開催時の関係者席として利用しているが、厨房施設は未利用であり、施設が有効活用されているとはいえない。 	
<p>現地写真 (平成 27 年 9 月 14 日)</p>		

対象施設	雁の巣レクリエーションセンター
開園年度	昭和46年度

園内マップ



未利用箇所	空き地（面積は不明）
-------	------------

現状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空きスペースであり、現状利用されていない。 ・ 将来的な利用方針はない。
----	---

現地写真
(平成27年9月15日撮影)



【意見】
 現地調査を行った結果、東平尾公園及び雁の巣レクリエーションセンターにおいて、未利用箇所が発見された。
 未利用箇所については、実質的に遊休状態にあると言わざるを得ないため、市は、改修

や整地等を行うことでフリースペースとして開放すること等を検討することが望ましい。

なお、現地調査の結果、【現状】に記載したとおり未利用箇所が発見された。このため、市は、改めて各公園等についても未利用箇所がないか現状把握を行うことが望ましい。

視点2 受益者負担のあり方

①(結果) 使用料の設定根拠の明確化及び明文化について(各公園等)

【現状】

公園等における現在の使用料について、その設定根拠・理由を所管部署に質問したところ、他都市の類似施設等の相場を参考に設定しているとの回答を得ており、他都市の類似施設の料金を集計した一覧表は提示された。しかし、具体的な使用料の算定方法は不明であった。また、使用料の設定根拠・理由を明文化した文書は保存されていない。

【指摘事項】

本施設について使用料の具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。

これらのことは、福岡市公園条例及び同施行規則並びに福岡市雁の巣レクリエーションセンター条例及び同施行規則に定めた使用料について重要な不備があると言わざるを得ない。

使用料は施設に係る収入として重要な項目であり、施設で提供する行政サービスの内容、受益者負担のあり方等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき使用料を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、使用料の設定根拠が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。

以上から、使用料の根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書等を保存すべきである。

②(結果) 減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について(各公園等)

【現状】

公園等における現在の減免制度(減免規定)について、その設定根拠・理由を所管部署に質問したところ、設定当時の資料が残っておらず、設定の根拠は不明であるとの回答を得た。

【指摘事項】

本施設について使用料の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。

これらのことは、福岡市公園条例及び同施行規則並びに福岡市雁の巣レクリエーションセンター条例及び同施行規則に定めた減免制度(減免規定)について重要な不備があると言わざるを得ない。

本来使用料については、利用者が公平に負担すべきものであるとともに、減免金額は市の歳入に影響する重要な項目でもある。このため、減免制度(減免規定)は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度(減免規定)を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。

以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。

③（結果）使用料の運用と規定の乖離解消について（アイランドシティ中央公園）

【現状】

アイランドシティ中央公園の体験学習施設では、福岡市公園条例施行規則別表第4において、小人は50円の使用料が発生するとされている。

＜体験学習施設の使用料＞

種目	施設名	使用料（入園料）			備考
体験 学習 施設	アイランドシ ティ中央公園	大人	(1人1回)	100円	大人は15歳以上の者、小人は15歳未満の者とする。ただし、15歳以上の者であつても小学校又は中学校に在学中のものは小人とみなす。
		小人		50円	

※出所：「福岡市公園条例施行規則」

しかし、実際の運用状況をアイランドシティ中央公園のホームページ及び所管部署へ質問したところ、3歳以下の施設使用料は無料とされており、規則で定められた使用料50円は徴収されていない。

このため、所管部署に3歳以下の利用者から使用料を徴収していない理由を追加質問したところ、使用料を徴収していない理由は不明であり、徴収していない根拠や理由を示す資料は保存されていなかった。

【指摘事項】

一般的に3歳以下が無料となる公園や施設等は多く、アイランドシティ中央公園の体験学習施設についても無料として運用している趣旨は理解できる。しかし、使用料を定めた福岡市公園条例にはこのような規定は無く、実際の運用と乖離している。

このため、市は、3歳以下の施設使用料に対する方針を明確にし、無料とする場合には福岡市公園条例に規定すべきである。

④（意見）使用料等の減免対象事由の再確認等について（友泉亭公園）

【現状】

公園の使用料等に係る減免について福岡市公園条例施行規則第15条第4項に基づく「市長が必要と認める額」の減免を行う場合は、公園占使用料等減免要綱第5条にて、市長までの特別決裁を受ける必要があると定められている。

＜福岡市公園条例＞

（使用料等の減免）

第21条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料、手数料又は占用料を減免することができる。

※出所：「福岡市公園条例」

＜福岡市公園条例施行規則＞

（有料公園及び有料公園施設使用料並びに使用料等の減免基準）

第15条 条例第21条の規定による減免の基準及び範囲は、次のとおりとする。

- (1) 市が主催し、又は共催する事業のため利用し、又は占用するときは、全額免除
- (2) 市が後援し、又は賛助する事業のため利用又は占用するときは、半額以下を免除
- (3) 心身障がい者及びその介護者が有料公園、動植物園又は果実採取園を利用するときは、使用料(入園料)について全額免除

(4) 前3号に定めるもののほか、市長が特別の理由があると認めるときは、市長が必要と認める額

※出所：「福岡市公園条例施行規則」

＜公園占使用料等減免要綱＞

(公園使用料及び占用料の減免)

第3条 公園使用料及び占用料の減免基準及び範囲は次のとおりとする。

(1) 全額減免とするもの

- ①市が主催し、又は共催する事業のため利用し、又は占有するとき
- ②国・県が主催し、又は共催する事業のため利用し、又は占有するとき
- ③公共的団体が主たる事業のために利用し、又は占有するときで、公益に資すると認められる場合
- ④公立の学校（専門学校を含む）、幼稚園、保育園等が正規の教科のため利用し、又は占有するとき
- ⑤町内会等地元団体が、当該団体の設立目的を遂行するための行事を行う際に利用し、又は占有するとき

(2) 半額減免とするもの

- ①市が後援し、又は賛助する事業のため利用又は占有するとき
- ②国・県が後援し、又は賛助する事業のため利用又は占有するとき
- ③私立の学校（専門学校を含む）、幼稚園、保育園等が正規の教科のため利用し、又は占有するとき

(有料公園施設使用料の減免)

第4条 有料公園施設使用料の減免基準及び範囲は次のとおりとする。ただし、須崎公園野外音楽堂の使用料については第3条を適用する。

(1) 全額減免とするもの

- ①市が主催し、又は共催する事業のため利用し、又は占有するとき
- ②国・県が主催し、又は共催する事業のため利用し、又は占有するとき
- ③公共的団体が主たる事業のために利用し、又は占有するとき

(2) 半額減免とするもの

- ①市が後援し、又は賛助する事業のため利用又は占有するとき
- ②国・県が後援し、又は賛助する事業のため利用又は占有するとき

(特別決裁による減免)

第5条 第3条及び第4条に準ずる事由があると認められ、市長までの特別決裁（区においては区長決裁）を得た場合の減免は、その特別決裁による範囲を適用するものとする。

※出所：「公園占使用料等減免要綱」

今回、現地調査対象とした友泉亭公園において、特別決裁を受けていないにもかかわらず減免対象事由であると指定管理者が認識しているものがあった。

友泉亭公園の入場料受付窓口にある職員のスケジュール管理用のホワイトボードに、「福岡おもてなしマイスター認定証 無料」と記載されていたが、実際は「無料」とはならないものであった。福岡おもてなしマイスター認定証を提示すれば、その特典で入場料が無料となる施設があるが、友泉亭公園は対象外である。

市に確認したところ、指定管理者の認識誤りでホワイトボードに記載していたとのことであった。また、福岡おもてなしマイスター認定証の提示による減免実績はないとのことであるが、そのことを示す文書はない。

【意見】

減免の適用については市民の公平性を確保するため、慎重に扱うべきである。現地調査対象とした友泉亭公園に関する特別決裁は次のとおりであるが、改めて内容を整理し、指定管理者との間で認識に誤解のないようにすることが望ましい。

<友泉亭公園特別決裁一覧>

内容	減免額	決裁年月日	期限
福岡市営地下鉄七隈線開通に伴う「地下鉄 1 日乗車券」利用者の「友泉亭公園」及び「動植物園」入園料団体取り扱いについて（方針決定）	個人入園料の 2 割	H17. 1. 6	特別決裁時、期限の設定なし。
福岡ウェルカムカード加盟施設への登録および入園料の割引について	個人入園料の 2 割	H11. 1. 20	特別決裁時、期限の設定なし。
「FUKUOKA TOURIST CITY PASS」利用者に対する入園料の取り扱い	個人入園料の 2 割	H25. 9. 5	特別決裁時、期限の設定なし。

※出所：「市提出資料」

また、特別決裁を受けたもののうち、その内容が長期的に減免するようなものについては、市民に対する減免内容の透明性確保のためにも規則に盛り込むことを検討することが望まれる。

なお、他の公園等においても特別決裁で運用されている減免について、同様の事例がないか調査することが望まれる。

⑤（意見）公園占使用料等減免要綱における雁の巣レクリエーションセンターの取扱いの明確化について（雁の巣レクリエーションセンター）

【現状】

雁の巣レクリエーションセンターは、元々公園ではなくレクリエーション施設の設置という国の施策の一環として設立された経緯があるため、福岡市公園条例ではなく福岡市雁の巣レクリエーション条例という個別の条例が制定され、運営されている。

雁の巣レクリエーションセンターの使用料等における減免については、次のとおり規定されている。

<福岡市雁の巣レクリエーションセンター条例>

（使用料等の減免）

第 15 条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料又は占用料を減免することができる。

※出所：「福岡市雁の巣レクリエーションセンター条例」

<福岡市雁の巣レクリエーションセンター条例施行規則>

（減免）

第 11 条 条例第 15 条の規定により使用料又は占用料を減免する額は、次の各号に掲げる場合について当該各号に掲げる額とする。

- (1) 市が主催し、又は共催する事業のため利用し、又は占用するとき 全額
- (2) 市が後援し、又は賛助する事業のため利用し、又は占用するとき 半額以下
- (3) 前 2 号に定めるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき 市長が認める額

※出所：「福岡市雁の巣レクリエーションセンター条例施行規則」

市は、福岡市雁の巣レクリエーションセンター条例施行規則第 11 条第 1 項各号の減免規定の具体的な運用は、現状、公園と同じく「公園占使用料等減免要綱」に基づき行っている。しかし、雁の巣レクリエーションセンターは「公園占使用料等減免要綱」の「公園」の定義に当てはまらない。例えば、同条第 1 項 3 号にある「市長が認める額」の減免を行う場合には、市長が特別の理由があると認める必要があるため市長までの決裁手続が必要と考えるが、現状は「公園占使用料等減免要綱」に基づき特別決裁を経たものを、雁の巣レクリエーションセンターにも適用している。

【意見】

【現状】に記載したとおり、雁の巣レクリエーションセンターは「公園占使用料等減免要綱」の「公園」に含まれていないことから、福岡市雁の巣レクリエーションセンター条例と実際の運用に乖離が生じていると言わざるを得ない。このため、雁の巣レクリエーションセンター条例についても「公園占使用料等減免要綱」の対象になることを明確化する等必要な対応が望まれる。

⑥（意見）望ましい受益者負担割合の検討について（各公園等）

【現状】

現状の公園等における受益者負担割合を試算したところ、＜受益者負担割合の算定＞に記載したとおり、過去 3 年間を通じて 0%～50%程度という水準であった。

＜各公園等の受益者負担割合＞

施設	H24 年度	H25 年度	H26 年度
友泉亭公園	20.4%	30.7%	34.6%
楽水園	19.6%	20.9%	19.1%
月隈北緑地	53.0%	46.0%	50.5%
アイランドシティ中央公園	2.1%	2.0%	2.2%
小戸公園	33.2%	23.3%	26.5%
生の松原海岸森林公園（※）	-%	-%	-%
青葉公園	26.9%	23.8%	27.3%
松風園	11.2%	12.1%	12.3%
西南杜の湖畔公園	15.4%	14.2%	14.8%
西部運動公園	27.2%	20.7%	27.3%
今津運動公園	20.1%	18.7%	22.6%
桧原運動公園	29.8%	15.8%	31.5%
舞鶴公園	28.4%	18.8%	27.0%
東平尾公園	16.9%	12.8%	19.7%
雁の巣レクリエーションセンター	53.6%	30.9%	26.4%
かなたけの里公園	0.1%	1.7%	2.9%

※生の松原海岸森林公園には、有料施設はないため、過去 3 年間の受益者負担割合は「-」としている。

【意見】

公園等の施設区分は公園に該当する。受益者負担割合マトリクスに当てはめると、公園の望ましい受益者負担割合は25%（受益者負担割合マトリクスのB）と考えられる。

<受益者負担割合マトリクス>

高 ↑ 市場性 ↓ 低	G 50%	H 75%	I 100%
	D 25%	E 50%	F 75%
	A 0%	B 25%	C 50%
	←必需的		選択的→

しかし、公園等には異なる各種の設備が設置されており、望ましい受益者負担割合は公園等にある設備の内容によって影響を受けるはずである。

そこで、より実態に合った受益者負担割合を試算するために、設備ごとに望ましい受益者負担割合を検討した上で、公園等にある設備内容を整理し、受益者負担割合マトリクスを当てはめることとする。設備別の望ましい受益者負担割合は次のとおりである。

<設備別の望ましい受益者負担割合>

設備名	望ましい 受益者負担割合	設定理由
野球場・軟式野球場 陸上競技場 体育館	B 25%	<ul style="list-style-type: none"> 施設の規模が大きく民間に類似施設が少ない 災害時の避難所の役割を果たすこともあり、行政関与の必要性も一定程度ある
アメリカンフットボール場、ラグビー場 ソフトボール場 バレーボールコート	B 25%	<ul style="list-style-type: none"> 施設の規模が大きく民間に類似施設が少ない 学校行事・大規模大会等の公的な目的もあり、行政関与の必要性も一定程度ある
弓道場 体験学習施設	B 25%	<ul style="list-style-type: none"> 施設の特異性から民間に類似施設が少ない 学校行事・大規模大会等の公的な目的もあり、行政関与の必要性も一定程度ある
サッカー場・フットサルコート	E 50%	<ul style="list-style-type: none"> 民間にも類似施設が存在しており、ある程度市場性がある 学校行事・大規模大会等の公的な利用もあり、行政関与の必要性も一定程度ある
有料公園	E 50%	<ul style="list-style-type: none"> 施設の特異性から民間に類似施設が少ないものの、有料公園に造詣が深い来園者が見込まれる等、ある程度市場性がある 文化的価値のある公園を保護する観点等から、行政関与の必要性も一定程度ある
パークゴルフ・グラウンドゴルフ・ゲートボール場	F 75%	<ul style="list-style-type: none"> 民間にも類似施設が存在しており、ある程度市場性がある 主に個人の健康増進等のために使用されるため公益目的で利用されることは限定的であり、選択的である
レジャー用農園	F 75%	<ul style="list-style-type: none"> 民間にも類似施設が存在しており、ある程度市場性がある 主に個人のレジャー等のために使用されるため公益目的で利用されることは限定的であり、選択的である
テニスコート	I 100%	<ul style="list-style-type: none"> 民間でも類似施設が複数あり、収益性高い 主に個人の健康増進等のために使用されるため公益目的で利用されることは限定的であり、選択的である

上記を踏まえ、各公園等を受益者負担割合マトリクスに当てはめると次のとおりであり、全ての公園等において、現状の受益者負担割合は、望ましい受益者負担割合を下回る結果となった。

<公園等の受益者負担割合>

施設名	野球場・軟式野球場	サッカー・フットサル	アメフト・ラグビー	陸上競技場	ソフトボール場	テニスコート	弓道場	バレーボール	パークゴルフ・グラウンドゴルフ・ゲートボール	レジャー農園	体育館	体験学習施設	有料公園	望ましい受益者負担割合※①	H26年度受益者負担割合 試算結果
友泉亭公園													○	50.0%	34.6%
楽水園													○	50.0%	19.1%
月隈北緑地									○					75.0%	50.5%
アイランドシティ 中央公園												○		25.0%	2.2%
小戸公園		○			○									37.5%	26.5%
生の松原海岸 森林公園 (※②)														-%	-%
青葉公園						○								100.0%	27.3%
松風園													○	50.0%	12.3%
西南杜の湖畔 公園	○	○	○		○	○			○					50.0%	14.8%
西部運動公園	○	○	○			○			○					55.0%	27.3%
今津運動公園	○	○	○		○	○					○			41.7%	22.6%
桧原運動公園	○					○								62.5%	31.5%
舞鶴公園	○	○	○	○		○								45.0%	27.0%
東平尾公園	○	○	○	○	○	○	○							39.3%	19.7%
雁の巣レクリ エーションセ ンター	○	○	○		○	○		○	○	○				50.0%	26.4%
かなたけの里 公園										○				75.0%	2.9%

※①受益者負担割合は各施設の望ましい受益者負担割合の合計を施設数で叙して算定している。

※②生の松原海岸森林公園には、有料施設はないため、受益者負担割合及び実態は「-」としている。

このため、市は、本施設の特性や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。その結果、算定した受益者負担割合と望ましい受益者負担割合が乖離している場合には、原因を把握した上で、使用料の値上げを含め乖離の解消に向けて検討することが望まれる。特に、「視点1 施設の有効活用 ①(意見)施設の老朽化及び早急な対応等について(各

公園等)」に記載したとおり修繕等が必要な公園等も多く、使用料を値上げした場合には収入の増加分を修繕等の財源に充てることも可能と考えられ、利用者の満足度を高めることにも繋がる。

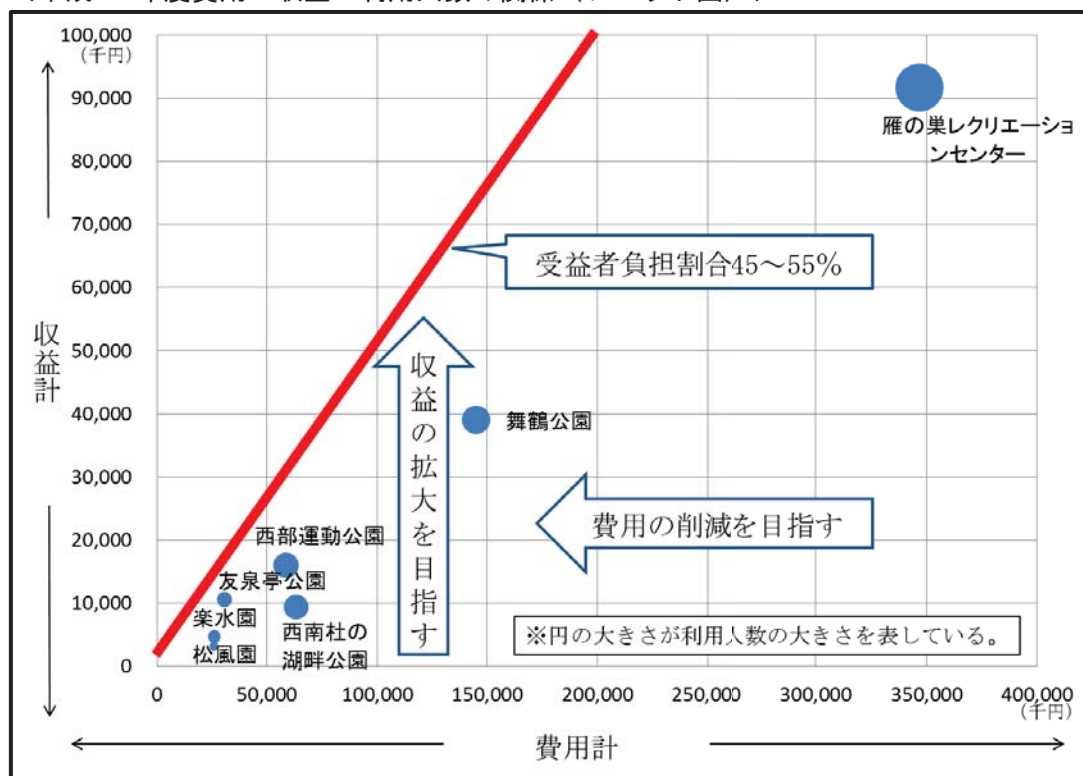
また、社会情勢や施設に係る費用等の変化が考えられることから、今後、定期的に受益者負担割合を算定し、望ましい受益者負担割合との乖離状況を把握していくことが望ましい。

なお、さらに詳細な分析の一例として、望ましい受益者負担割合が近似する公園等の費用、収益及び利用人数の関係を表及びプロット図で示すと次のとおりとなる。

<平成 26 年度費用・収益・利用人数の関係（表）>

施設名	費用計（千円）	収益計（千円）	利用人数（人）
友泉亭公園	30,610	10,593	35,446
楽水園	26,139	4,981	24,575
松風園	25,929	3,196	11,439
西南杜の湖畔公園	63,236	9,375	88,989
西部運動公園	58,655	16,013	95,489
舞鶴公園	144,853	39,052	117,903
雁の巣レクリエーションセンター	346,924	91,760	456,411

<平成 26 年度費用・収益・利用人数の関係（プロット図）>



上記プロット図によれば、「受益者負担割合 45%～55%」と示した直線が、受益者負担割合が45%～55%となる費用と収益の組み合わせである。当該直線の上側が受益者割合45%～55%超ということになるが、いずれも直線の下側にあり、望ましい受益者負担割合を下回っていることが分かる。

次に各公園等を比較する。最も受益者負担割合が直線に近いのは友泉亭公園である。他

の公園等が友泉亭公園のように受益者負担割合の上昇を目指すのであれば、楽水園や松風園、西南杜の湖畔公園、西部運動公園は収益の拡大を図っていくことが必要になる。ただし、利用者数の増加を図ることが厳しい場合、利用率の上昇による収益拡大の余地は低く、料金体系自体を再検討する必要があると考えられる。また、舞鶴公園や雁の巣レクリエーションセンターのように直線から大きく右側に乖離する公園等は、まず費用の削減を図っていくことが必要になると考える。

以上のように、各施設の受益者負担割合を比較し、収益や費用を分析することにより、今後の使用料のあり方の検討に役立てていくことが期待される。

なお、受益者負担割合は、同じ施設を有していたとしても規模や立地が大きく影響するため、各公園等の特徴を加味して望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。

II. 福岡市立霊園(075-077)

<施設概要>

施設名称	福岡市立平尾霊園（以下「平尾霊園」という。） 福岡市立三日月山霊園（以下「三日月山霊園」という。） 福岡市立西部霊園（以下「西部霊園」という。）				
現地視察	三日月山霊園、西部霊園				
所在地	平尾霊園：福岡市南区平和4丁目 三日月山霊園：福岡市東区大字香椎 西部霊園：福岡市西区大字羽根戸				
所管部署	みどりのまち推進部みどり管理課				
施設区分	公園				
開設年月日	平尾霊園：昭和30年10月1日 三日月山霊園：昭和56年7月16日 西部霊園：平成2年9月27日				
運営形態	市直営				
根拠条例等	福岡市立霊園条例 福岡市立霊園条例施行規則				
設置目的	焼骨の埋蔵及びこれに伴う墓碑の建設その他祭祀の施設として設置する。 (福岡市立霊園条例第1条)				
事業内容	条例には記載されていない。				
施設情報	施設		平尾霊園	三日月霊園	西部霊園
	土地	面積	216,600 m ²	213,776 m ²	145,000 m ²
		うち市有地面積	216,600 m ²	213,766 m ²	145,000 m ²
		うち借地面積	- m ²	- m ²	- m ²
	駐車場	無	有(無料)	有(無料)	
	建物等 (主な建物)	延床面積	129.17 m ²	68.96 m ²	117.85 m ²
		所有状況	市有物件		
		階層	地上1階		
		構造	平尾霊園：その他 三日月山霊園：軽量鉄骨造 西部霊園：鉄骨鉄筋コンクリート造		
		建築年	平尾霊園：昭和62年(1987年) 三日月山霊園：昭和56年(1981年) 西部霊園：平成2年(1990年)		
主な施設等	管理事務所、公園便所				
利用時間等	-				
休館日等	-				

<施設の利用状況>

項目		H24年度	H25年度	H26年度
平尾霊園	総利用可能区画	4,018区画	4,018区画	4,018区画
	総利用区画(実績)	3,977区画	3,977区画	3,975区画
三日月山霊園	総利用可能区画	2,450区画	2,450区画	2,450区画
	総利用区画(実績)	2,441区画	2,444区画	2,437区画
西部霊園	総利用可能区画	4,086区画	4,086区画	4,086区画
	総利用区画(実績)	4,066区画	4,063区画	4,069区画

<使用料の概要>

使 用 料	■概要			
	霊園の利用者からは、下表に定める額の使用料を徴収する。			
	■金額（単位：円）※主なものを記載			
	使用料			
	区分	平尾霊園	三日月山霊園	西部霊園
	1平方メートルにつき	260,000	175,000	172,000
	管理料			
	区分	芝生墓所以外		芝生墓所
	1平方メートル1年につき	800		1,000
	■金額の設定根拠、見直し状況			
使用料の設定根拠は、霊園整備費及び周辺の不動産評価額を参考に設定している。使用料は、平成20年度以来改定されていない。 管理料の設定根拠は、人件費や各種経費等のコスト情報、及び類似施設や近隣施設等の使用料を基に設定している。管理料は平成27年当初議会において条例改正し、平成28年度分から改定される。				
使 用 料 の 減 免	■減免の有無			
	有			
	■減免内容			
	使用料に係る減免			
	減免基準			減免額
	(1) 災害その他特別の事由による生活困窮のため、使用料を納付することが著しく困難であると市長が認めるとき。			条例に規定無し
	(2) 条例第11条第2項※2の許可を受けて墓所を利用するとき。			条例に規定無し
	(3) その他市長が特別の理由があると認めるとき。			条例に規定無し
	管理料に係る減免			
	減免基準			減免額
(1) 利用者が生活保護法による保護を受けているとき。			条例に規定無し	
(2) その他市長が特別の理由があると認めるとき。			条例に規定無し	
条例第11条第2項は次のとおりである。「霊園の利用権の消滅による墳墓の改葬前に当該墓所を従前の利用者の親族又は縁故者が利用しようとするときは、市長は、これを許可することができる。」				
■減免内容の設定根拠、見直し状況				
減免内容の設定根拠は、施設の設置・事業目的を基に減免制度を設定している。減免内容は、平成24年度以来改定されていない。				

<使用料収入及び減免実績>

(単位：千円)

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
使用料収入		62,489	56,282	54,797
減免実績	減免件数	-件	-件	-件
	減免額	-	-	-
管理料収入		53,387	53,865	53,974
減免実績	減免件数	3 件	4 件	5 件
	減免額	30	25	106

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位：千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入 [再掲]	62,489	56,282	54,797
② 管理料収入 [再掲]	53,387	53,865	53,974
③ その他の収入	185	198	203
歳 入 計	116,061	110,345	108,973
④ 人件費 (行政職員に係るもの)	4,233	4,038	4,200
⑤ 人件費 (嘱託員報酬、その他)	5,558	5,546	5,550
⑥ 物件費 (需用費、役務費、借損料等)	5,102	3,933	4,355
⑦ 物件費 (委託料)	54,653	54,493	58,608
⑧ 物件費 (大規模修繕費)	8,779	41,428	183,819
歳 出 計	78,325	109,438	256,532

[受益者負担割合の算定]

(単位：千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	116,061	110,345	108,973
② 減免実績 [再掲]	30	25	106
収 益 計 (①+②)	116,090	110,370	109,079
③ 歳出計 [再掲]	78,325	109,438	256,532
④ 減価償却費	463	463	463
費 用 計 (③+④)	78,788	109,901	256,995
受 益 者 負 担 割 合 (収 益 計 / 費 用 計)	147.3%	100.4%	42.4%

視点1 施設の有効活用

①（意見）指定管理者制度の採用について（各霊園）

【現状】

福岡市立霊園（以下「霊園」という。）は、平尾霊園、三日月山霊園、西部霊園の3か所あり、すべて市が直営で管理運営している。

「福岡市 新・緑の基本計画」に「面積の3分の2以上を園地とする景観の良好なかつ屋外レクリエーションの場として利用に供される墓地を含んだ公園」とあるとおり、墓地だけでなく園地が整備されており、かつ園地としての敷地も広い。このため、レクリエーション目的等で霊園を訪れる市民等も多い。

市は、霊園の管理運営について、霊園の受付、公園樹木及び芝生地・植込地等の管理、公園施設の管理、便所清掃等について業者に業務委託している。

【意見】

霊園について上記のとおり管理が行われているが、更なる施設の有効活用を推進するため指定管理者制度の導入を検討することが望まれる。

指定管理者制度とは公の施設の管理に民間の知見を活用しながら、市民サービスの向上を図ることを目的とする制度である。指定管理者制度の採用により、民間の発想を取り入れることで、利用者に対するサービス向上が期待できると考えられる。

(1) 墓所部分について

墓所部分について、現在は、利用者は管理料を支払うことで、「受付」、「墓所の共用部分の清掃」、「公園樹木の剪定」等の墓所の管理を対価として享受していると考えられる。

指定管理者制度を導入した場合、次の他の自治体事例のように、利用者のニーズに応じた細やかなサービスを提供できる可能性がある。

<他自治体における指定管理者制度導入事例>

- ・管理事務所内における「献花」や「線香」の販売
- ・盆や彼岸時の霊園利用者が多い時期における無料送迎バスの運行
- ・有料で墓石の清掃・献花の代行を実施 等

(2) 園地部分について

園地部分についても指定管理者制度の採用により有効活用の余地はあると考えられる。例えば、三日月山霊園の園地は長谷ダムと隣接しており、公園広場としての環境が良く、三日月山登山時の入り口となっているという立地上、レクリエーション目的の利用者も多い。また、桜の木があることから、市の担当者によると、花見の時期は更に利用者が多いとのことである。しかし、利用者から、園地部分でバーベキューをしたいとの要望があるにもかかわらず、現在は管理者がいないことから、バーベキューを禁止しており、利用者のニーズに応える事ができていない。このような場合、指定管理者制度を採用し、管理者を設置すれば、現在は禁止しているバーベキューを認めることが可能となる等、更なる施設の有効活用が望めると考えられる。

<園地の活用が見込まれる箇所<の例>

対象施設	三日月公園	
開設年月日	昭和 56 年 7 月 16 日	
平面図		
活用が見込まれる箇所	園地	
現状	・ 広い土地を有しており、レクリエーション目的利用が多い。	
現地写真 (平成 27 年 9 月 11 日撮影)		

このように、指定管理者制度を導入し、併せて霊園の好環境を市民に周知することで、施設の有効活用が図られ、利用者の満足度向上が見込まれる。

ただし、霊園は単なる公園ではなく、敷地内に墓所を含んでいる。このため、墓地の持続性及び非営利性の確保の観点から、厚生労働省の通知等により営利企業を墓地経営主体として認めることは適当でないといった考え方が示されているため、指定管理者の選定を慎重に行うことが望ましい。

②（意見）墓所の利用状況の把握及び不用墓所の返還について（各霊園）

【現状】

市が利用許可した墓所は原則として継続的に利用されていくものであるが、利用者が死亡し承継者がいない場合、利用者が転居等により遺骨を移送する場合等、墓所が不用になることもある。

福岡市立霊園条例によれば、利用者は墓所が不用になった場合には、これを原状に復して市に返還しなければならないと規定している。

＜原状回復義務について＞

<p>○福岡市立霊園条例 （利用地の返還） 第7条 利用地が不用になったときは、利用者は、これを原状に復して市長に返還しなければならない。但し、市長の承認を受けたときは、現状のまま返還することができる。</p>
<p>○福岡市霊園条例施行規則 （墓所返還の手続） 第7条 1項 略 2 条例第7条ただし書の承認は、次の各号のいずれかに該当するときに行うものとする。 (1) 利用者が生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けているとき。 (2) 利用者に資力がないと市長が認めるとき。 (3) 従前の利用者の配偶者、3親等内の血族及び2親等内の姻族以外の親族が利用権を承継した後、遅滞なく利用地を返還するとき。 (4) その他市長が特別の理由があると認めるとき。</p>

※出所：「福岡市立霊園条例」及び「福岡市立霊園条例施行規則」

また、市が利用者に配布する「福岡市立霊園 利用の手引」によれば、墓所が不用になった場合には返還してもらうことを明確に記載している。

＜墓所が不用になった場合の取り扱い＞

<p>墓所が不用になったときは、利用者の負担で墓石等を解体して原状に戻して、返還の手続きをしてくださいます。</p>
--

※出所：「福岡市立霊園 利用の手引」

近年5年間における墓所の返還状況は次のとおりである。

＜平成22年度～26年度の返還件数＞

年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
平尾霊園	16	21	23	13	19
三日月山霊園	5	2	8	5	6
西部霊園	8	14	11	6	22
合計	29	37	42	24	47

※出所：「市資料」

所管部署によれば、利用者が返還を希望しているが原状回復費が高いため返還できないという相談が寄せられており、やむを得ず管理料を支払い返還に至っていない場合等があるとのことである。すなわち、利用者から墓所を返還してもらうべき区画があると考えられる。しかし、市は、現在のところ利用許可中の墓所について、利用者が返還すべき状況にあるかは網羅的に把握していない。

【意見】

＜施設の利用状況＞に記載したとおり、霊園の稼働率は 95%～99%と高い水準にあり、募集時における募集倍率も高く、市民からのニーズが高い施設であると考えられる。

＜霊園の募集状況＞

年度	募集霊園	募集区画数 (区画) ①	利用許可数 (区画)	申込者 (名) ②	平均倍率 ②/① (倍)
H24 年度	平尾霊園	17	17	1,050	61.8
	三日月山霊園	10	10	288	28.8
H25 年度	平尾霊園	17	17	850	50.0
	西部霊園	18	17※1	712	39.6
H26 年度	平尾霊園	18	18	974	54.1
	三日月山霊園	13	13	292	22.5

※1 H25 年度は西部霊園において当選者、補欠 1 位、補欠 2 位の三名すべて辞退した。このため、利用者を決定できず利用許可していない箇所が 1 区画ある。

※出所：「市ホームページ」より監査人作成

この状況を踏まえると、施設を有効活用するためには、空き区画を確保し、適時に募集することが重要であると考えられる。

このため、市は、利用者に墓所の利用状況に係るアンケート等を実施し、返還意向の有無を網羅的かつ定期的に把握することが望ましい。

その上で、返還意向がある利用者には個別に相談等を行い、適時に返還を求めるとともに、返還できない理由等があればそれらを具体的に把握することが望まれる。

なお、原状回復には改葬や墓石の撤去等を行う必要があり、利用者に多額の費用負担が発生するケースが多い。原状回復費用が高額であるため返還が進まないという実情もあるため、必要に応じて利用者の費用負担を軽減する等返還を促進する施策を検討することが望まれる。

墓所の返還が進むことで利用希望者に対する利用の機会が増加し、施設の有効活用に繋がると考える。

③（意見）未建立墓地区画総数の把握及び未建立墓地区画に係る利用取消の検討について（各霊園）

【現状】

現地調査の結果、墓石が未建立である区画が見受けられた。このため、未建立状況を把握するため、平成 20 年度以降に募集した墓地区画のうち、現時点で未建立となっている割合を算定した。未建立の割合は、平成 20 年度から平成 26 年度合計で 21.4%、既に 3 年を経過している平成 20 年度から平成 23 年度までの合計で 6.4%（未建立数 7 / 総数 109）である。

なお、3 霊園合計の墓地区画数は 10,716 区画であるが、市は未建立墓地区画の総数を把握していない。

<平成 20 年度から 26 年度までの新規利用者の未建立墓地区画数>

年度	霊園名	募集墓地区画数	利用許可区画数 A	H27. 10. 1 現在未建立墓地区画数 B	未建立割合 B/A
H20 年度	平尾霊園	22	22	-	-
H21 年度	平尾霊園	12	12	-	-
	西部霊園	16	16	2	12.5%
H22 年度	平尾霊園	7	7	-	-
	三日月山霊園	16	16	2	12.5%
H23 年度	平尾霊園	12	12	-	-
	西部霊園	24	24	3	12.5%
H24 年度	平尾霊園	17	17	1	5.9%
	三日月山霊園	10	10	-	-
H25 年度	平尾霊園	17	17	6	35.3%
	西部霊園	18	17※1	5	29.4%
H26 年度	平尾霊園	18	18	14	77.8%
	三日月山霊園	13	13	10	76.9%
霊園別小計	平尾霊園	105	105	21	20.0%
	三日月山霊園	39	39	12	30.8%
	西部霊園	58	57	10	17.5%
H20～26 年度合計		202	201	43	21.4%

※1 H25 年度は西部霊園において当選者、補欠 1 位、補欠 2 位の三名すべて辞退した。このため、利用者を決定できず利用許可していない箇所が 1 区画ある。

※出所：「市資料」を基に監査人作成

【意見】

未建立墓地区画について、利用者が各区画を管理する必要があるが、墓石が無い場合雑草が生えやすく利用者は墓所へ行くことも少ない。このため、管理が不十分になる可能性が高く、雑草により景観及び隣接区画利用者に迷惑をかけるといった課題がある。

このため、まず、市は未建立墓地区画の総数を網羅的に集計し、未建立の状況を詳細に把握することが望ましい。その上で、未建立墓地区画が発生している原因を分析すると

もに、利用者に更なる管理徹底を依頼する等の対策を実施することが望ましい。なお、未建立の原因として、生前から墓所を準備していること等も考えられる。このため、必要に応じて募集のあり方等の検討を行うことが望まれる。

さらに、福岡市立霊園条例によれば「利用の許可を受けた日から3年を経過しても利用しないとき」には利用の許可を取り消すことができる。

<利用許可の取消条件>

(利用許可の取消)

第9条 利用者が次の各号の一に該当するときは、市長は、霊園の利用の許可を取り消すことができる。

- (1) 許可を受けた目的以外に利用したとき
- (2) 利用権を譲渡し又は利用地を転貸したとき
- (3) 第17条の規定による管理料を滞納し、その期間が3年を超えたとき
- (4) 利用の許可を受けた日から3年を経過しても利用しないとき
- (5) この条例又はこれに基づいて定める規則に違反したとき

※出所：「福岡市立霊園条例」

また、市が利用希望者に配布する「平成27年度福岡市立霊園申込みのしおり」によれば、3年以内に墓を未建立である場合は返還してもらうことを明確に記載している。

<3年以内に墓を建立しない場合の取り扱い>

利用許可の日から3年以内に墓を建立しなければなりません。3年を経過しても建立しないと利用地を返還していただくこととなります。3年を経過して返還したときは使用料は還付されません。

※出所：「平成27年度福岡市立霊園申込みのしおり」

しかし、現在のところ、市は、3年以上未建立である区画について、利用者に返還を求めることはしていない。

「②（意見）墓所の利用状況の把握及び不用墓所の返還について（各霊園）」に記載したとおり、霊園の稼働率は95%～99%と高い水準にあり、募集時における募集倍率も高く、市民からのニーズが高い施設であると考えられる。墓所希望者の予約といった制度はないものの、このような現状を踏まえると、潜在的な需要は大きいと考えられる。

このため、市は、施設を有効活用する観点から、3年以上未建立である区画については、今後の利用予定等を把握の上、今後も利用が望めない場合等においては、利用者に対して利用の許可を取消し、新たな募集を検討することが望ましい。

視点2 受益者負担のあり方

①(結果) 減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について(各霊園)

【現状】

霊園の使用料としては、利用許可時に徴収する使用料及び清掃等管理に要する経費として徴収する管理料(以下、本施設において「使用料等」という。)がある。

霊園における現在の減免制度(減免規定)について、その設定根拠・理由を所管部署に質問したところ、昭和30年の条例制定当時の考え方に基づくものとの回答を得た。しかし、使用料等の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を明文化した文書は保存されていない。

【意見】

本施設について使用料等の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。

これらのことは、福岡市立霊園条例及び同施行規則に定めた減免制度(減免規定)について重要な不備があると言わざるを得ない。

本来使用料については、利用者が公平に負担すべきものであるとともに、減免金額は市の歳入に影響する重要な項目でもある。このため、減免制度(減免規定)は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度(減免規定)を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。

以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。

②(意見) 条例等における減免金額の明文化について

【現状】

福岡市立霊園条例(以下、本施設において「条例」という。)第21条において、市長は特別の事由があると認める場合には使用料等を減免することができる旨の記載があり、福岡市立霊園条例施行規則(以下、本施設において「施行規則」という。)第14条の2に使用料等の減免事由に関する記載がある。しかし、当該減免事由となった場合の減免金額については、条例及び施行規則のいずれにも明記されていない。

<霊園の減免内容>

○条例

(使用料、管理料の減免)

第21条 市長において特別の事由があると認めるものについては、使用料又は管理料を減免することができる。

○施行規則

(使用料又は管理料の減免事由)

第14条の2 条例第21条の規定による使用料の減免は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときに行うものとする。

- (1) 災害その他特別の事由による生活困窮のため、使用料を納付することが著しく困難であると市長が認めるとき。
- (2) 条例第11条第2項の許可を受けて墓所を利用するとき。
- (3) その他市長が特別の理由があると認めるとき。

2 条例第21条の規定による管理料の減免は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときに行うもの

とする。

- (1) 第7条第2項第1号に該当するとき。
- (2) その他市長が特別の理由があると認めるとき。

※出所：「条例」及び「施行規則」

施行規則第14条の2による減免の例としては、生活保護法の規定による保護を受けている利用者からの減免申請があり、市は所管部署長までの決裁を経た上で、都度減免金額を決定している。

しかし、例えば、同じ住宅都市局所管の公園をはじめとする多くの施設については、下記のような減免金額に関する規定が、福岡市公園条例施行規則に記載されている。

<公園の減免内容>

(有料公園及び有料公園施設使用料並びに使用料等の減免基準)

第15条 条例第21条の規定による減免の基準及び範囲は、次のとおりとする。

- (1) 市が主催し、又は共催する事業のため利用し、又は占用するときは、全額免除
- (2) 市が後援し、又は賛助する事業のため利用又は占用するときは、半額以下を免除
- (3) 心身障がい者及びその介護者が有料公園、動植物園又は果実採取園を利用するときは、使用料(入園料)について全額免除
- (4) 前3号に定めるもののほか、市長が特別の理由があると認めたときは、市長が必要と認める額

※出所：「福岡市公園条例施行規則」

【意見】

たとえ市長が「特別の事由があると認めるもの」等の規定のように、減免対象となる範囲が市の判断に委ねられる場合であっても、当該減免対象に該当した場合の減免金額について、条例又は施行規則に明記しておくことが望ましい。すなわち、例えば「市長が認める額」として都度判断に委ねるのか、「何割を上限とする」として上限を定めたうえで都度判断に委ねるのか、「何割とする」として一律に規定するのか等を明記することが望まれる。

なぜならば、減免金額は、事業の収支に直結する重要な項目であり、その決定方針を条例や施行規則で表明することが、減免の妥当性を検討するうえで有用となるからである。「特別の事由があると認めるもの」の減免金額が、都度判断している（「市長が認める額」としている）のが実態であるならば、その方針が妥当であるか検討したうえで、条例又は施行規則で明記することが望まれる。

③（意見）望ましい受益者負担割合の検討について（各霊園）

【現状】

現状の霊園における受益者負担割合を試算したところ、＜受益者負担割合の算定＞に記載したとおり、平成 24 年度は 150%程度と大きい、その後減少し平成 25 年度は 100%程度、平成 26 年度は 40%程度となっている。

【意見】

霊園の施設区分は公園に該当する。受益者負担割合マトリクスに当てはめると、公園の望ましい受益者負担割合は B（25%）と考えられる。

霊園については、宗教法人や財団法人等の民間が霊園を運営していることを考慮すると、行政の関与は必須ではなく、選択的であると考え。また、市営以外の霊園・墓苑が福岡市近郊に多数存在することから、市場性は高いと考えるが、園地等を有しており、公園の要素を持ち合わせていることを考慮すると市場性は中程度と考える。

以上を踏まえると、望ましい受益者負担割合は 75%（受益者負担割合マトリクスの F）と考えられる。

高 ↑ 市場性 ↓ 低	G 50%	H 75%	I 100%
	D 25%	E 50%	F 75%
	A 0%	B 25%	C 50%
	← 必需的		選択的 →

上記のとおり、現状の霊園における受益者負担割合は、平成 24 年度から平成 26 年度の 3 年間で 150%程度から 40%程度へと大きく変動している。これは、今回の試算では、大規模修繕費を費用（受益者負担割合算定式における分母）として集計し受益者負担割合を算定しているが、年度ごとの大規模修繕費の変動が大きいことが影響している。

＜過去 3 年間における受益者負担割合の推移 [再掲]＞

H24 年度	H25 年度	H26 年度
147.3%	100.4%	42.4%

このため、大規模修繕費について、次のような補正計算を簡便的に行い、受益者負担割合を再計算した。

＜大規模修繕費の取扱い＞

大規模修繕費について、H24 年度～H26 年度の 3 年間に発生した金額の平均額を、H24 年度～H26 年度の各年度の費用として集計する。

H24 年度～H26 年度に発生した金額の平均額 = (8,779 + 41,428 + 183,819) / 3 = 78,009 千円

<受益者負担割合の算定（再計算）>

[歳入・歳出の把握]

(単位:千円)

	H24年度	H25年度	H26年度
① 使用料収入[再掲]	62,489	56,282	54,797
② 管理料収入[再掲]	53,387	53,865	53,974
③ その他の収入[再掲]	185	198	203
歳入計	116,061	110,345	108,973
④ 人件費（行政職員に係るもの）[再掲]	4,233	4,038	4,200
⑤ 人件費（嘱託員報酬、その他）[再掲]	5,558	5,546	5,550
⑥ 物件費（需用費、役務費、借損料等）[再掲]	5,102	3,933	4,355
⑦ 物件費（委託料）[再掲]	54,653	54,493	58,608
⑧ 物件費（大規模修繕費）	78,009	78,009	78,009
歳出計	147,554	146,018	150,721

[受益者負担割合の算定]

(単位:千円)

	H24年度	H25年度	H26年度
① 歳入計[再掲]	116,061	110,345	108,973
② 減免実績[再掲]	30	25	106
収益計(①+②)	116,090	110,370	109,079
③ 歳出計[再掲]	147,554	146,018	150,721
④ 減価償却費[再掲]	463	463	463
費用計(③+④)	148,017	146,481	151,184
受益者負担割合(収益計/費用計)	78.4%	75.3%	72.1%

試算の結果、霊園の受益者負担割合は3年間を通じて約70%~80%程度の水準となっており、望ましい受益者負担割合に近似した結果となった。ただし、大規模修繕費は3年平均で発生したと看做して補正計算を簡便的に行ったことに留意を要する。

市は、本施設の特性や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。その際、大規模修繕費については、年度の変動に留意し、複数年による平均額等を利用することが考えられる。

その結果、算定した受益者負担割合と望ましい受益者負担割合が乖離している場合には、原因を把握した上で、使用料の値上げを含め乖離の解消に向けて検討することが望まれる。

また、社会情勢や施設に係る費用等の変化が考えられることから、今後、定期的に受益者負担割合を算定し、望ましい受益者負担割合との乖離状況を把握していくことが望ましい。

III. 南公園(078-079)

<施設概要>

施設名称	福岡市動植物園			
現地視察	対象			
所在地	動物園：福岡市中央区南公園 1-1 植物園：福岡市中央区小笹 5-1-1			
所管部署	動物園：みどりのまち推進部動物園 植物園：みどりのまち推進部植物園			
施設区分	公園			
開設年月日	動物園：昭和 28 年 8 月 22 日 植物園：昭和 55 年 6 月 1 日			
運営形態	市直営			
根拠条例等	福岡市公園条例 福岡市公園条例施行規則			
設置目的	公共の福祉の増進に資することを目的としている。 (都市公園法第 1 条)			
事業内容	条例には記載されていない。			
施設情報	施設		動物園	植物園
	土地	面積	103,206 m ²	102,251 m ²
		うち市有地面積	103,206 m ²	102,251 m ²
		うち借地面積	- m ²	- m ²
	駐車場		有(有料)	
	建物等 (主な建物)	延床面積	8,921 m ²	4,916 m ²
		所有状況	市有物件	
		階層	地上 2 階	地上 2 階
		構造	鉄筋コンクリート造	
		建築年	平成 19 年(2007 年)	昭和 54 年(1979 年)
主な施設等		事務室、調理室、男子休憩室、女子休憩室	緑の情報館、温室、展望台	
利用時間等	午前 9 時から午後 5 時まで			
休館日等	利用期間は、1 月 2 日から 12 月 28 日までとする。ただし、1 月 4 日から 5 月 2 日まで及び 5 月 5 日から 12 月 28 日までの毎週月曜日は開園日から除く。			

<施設の利用状況>

項目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
施設全体	総来館者数 A ※無料来館者含む	810,683 人	954,855 人	990,916 人
	開館日数 B	313 日	311 日	309 日
	1 日当たり利用者数 A/B	2,590 人	3,070 人	3,207 人

<使用料の概要>

使 用 料	■概要		
	有料公園使用料及び公園施設使用料の額は、下表に定める額とする。		
	■金額（単位：円）※主なものを記載		
	入園料		
	区分	単位	金額
	団体	一般（1人）	320
		生徒（1人）	160
	個人	一般	400
		生徒	200
	備考：15歳未満の者及び市内に居住する65歳以上の者は無料とする。ただし、15歳以上の者であつても小学校又は中学校に在学中のものは無料とする。		
	集会所		
	区分	単位	金額
	会議室A	午前	2,000
		午後	3,000
	会議室B	午前	1,000
		午後	2,000
	駐車場		
	普通車	1台1回（1日以内）	500
	中型車		1,000
	小型車		2,000
■金額の設定根拠、見直し状況			
金額の設定根拠は、不明である。 使用料は、昭和63年度以来改定されていない。			
使用料の減免	■減免の有無		
	有		
	■減免内容		
	減免対象	減免額	
	(1) 市が主催し、又は共催する事業のため利用し、又は占有するとき	全額	
	(2) 市が後援し、又は賛助する事業のため利用又は占有するとき	半額以下	
	(3) 心身障がい者及びその介護者が有料公園、動植物園又は果実採取園を利用するとき	入園料について全額	
	(4) 前3号に定めるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき	市長が必要と認める額	
■減免内容の設定根拠、見直し状況			
減免内容の設定根拠は、不明である。 減免内容は、平成20年度以来改定されていない。			

<使用料収入及び減免実績>

(単位:千円)

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
使用料収入		147,127	170,475	182,168
減免実績	減免件数	555,837 件	647,922 件	651,011 件
	減免額	17,056	18,544	20,496

<受益者負担割合の算定>

【歳入・歳出の把握】

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入 [再掲]	147,127	170,475	182,168
② その他の収入 (物品売払収入)	950	10,106	655
③ その他の収入 (公園使用料)	9,972	9,857	10,521
③ その他の収入 (その他)	13,739	15,705	17,213
歳 入 計	171,787	206,142	210,556
④ 人件費 (行政職員に係るもの)	369,964	344,845	358,637
⑤ 人件費 (嘱託員報酬、その他)	45,529	43,812	45,892
⑥ 物件費 (委託料)	305,341	313,363	331,502
⑦ 物件費 (工事請負費)	836,215	424,689	31,209
⑦ 物件費 (需用費、その他)	215,054	213,572	283,275
⑧ その他の支出 (補助費等)	734	812	745
⑨ その他の支出 (事業にかかる経費)	99	697	106
歳 出 計	1,772,936	1,341,790	1,051,367

【受益者負担割合の算定】

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	171,787	206,142	210,556
② その他の収入 (物品売払収入) [再掲]	950	10,106	655
③ 減免実績 [再掲]	17,056	18,544	20,496
収 益 計 (①-②+③)	187,893	214,581	230,397
④ 歳出計 [再掲]	1,772,936	1,341,790	1,051,367
⑤ その他の収入 (物品売払収入) [再掲]	950	10,106	655
⑥ 減価償却費	21,498	21,498	21,498
費 用 計 (④-⑤+⑥)	1,793,485	1,353,182	1,072,210
受益者負担割合 (収益計 / 費用計)	10.5%	15.9%	21.5%

視点1 施設の有効活用

①（意見）動植物園に係る総合的評価の実施及び評価結果等の開示について

【現状】

施設の有効活用状況を把握するため、所管部署へ福岡市動植物園（以下「動植物園」という。）の実施事業の成果の把握及び評価の内容について質問したところ、主に入園者数を成果として把握しているとの回答を得た。福岡市動植物園再生基本計画によれば、目標入園者数は年間100万人と設定されている。

近年の入園者数の推移は、次のとおりであり、平成18年度から実施している動植物園の再整備等の影響により、増加傾向にある。

<入園者数の推移>

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
入園者数	729,957人	752,339人	810,683人	954,855人	990,916人

※出所「市資料」

また、市ホームページによれば、市が全庁的に実施する事務事業点検において、動植物園に係る事務事業マネジメントシートが掲載されている。事務事業マネジメントシートでは、動植物園の再整備の推進について、目標が定められるとともに実績が把握され、事業をより効果的・効率的に実施するための課題やその課題を解決するための取組内容等が記載されている。

【意見】

動植物園にとって入園者数は重要な成果指標であるとともに、事務事業マネジメントシートにおいて動植物園の再整備の推進を評価対象としていることは、動植物園における再整備の重要性を踏まえると理解できる。しかし、これらの成果は動植物園で実施されている事業の一部を評価したにすぎず、動植物園に係る総合的な評価は実施されていない。結果として、動植物園にとっては、運営上の検討課題が網羅的に把握できていない可能性等があり、また市民等への事業成果に係る情報発信が不十分である。また、市民等にとっては動植物園の事業内容が具体的に把握できず、動植物園に対する理解が不足している可能性がある。

このため、市は動植物園の評価に係る実施体制を整備し、総合的な成果の把握及び評価を行うことが望ましい。

動植物園では次のような事業を実施しており、多様で幅広い事業を行っていることが分かる。

<動植物園の主な事業内容>

区分	事業内容
動物園	① 各種動物の展示 ② 夜の動植物園等イベントの開催 ③ 希少動物の保存・繁殖 ④ 児童生徒等に対する教育事業 ⑤ 教育施設としての動物科学館の整備、運営 ⑥ 傷病野生鳥獣の保護 ⑦ 動物相談事業 等
植物園	① 各種植物の展示 ② 園芸講座、展示会、観察会等イベントの開催

区分	事業内容
	③ 緑の相談員による相談事業 等

※出所：「市資料」

このように動植物園では様々な事業を行っており、これら事業については成果を把握し、評価を実施することで、運営上の検討課題を網羅的に把握できるとともに、動植物園の本来の姿を総合的に理解することができると思う。

また、評価に当たっては入園者数、利用者の満足度、繁殖等の実績、野生鳥獣の保護実績、各種イベントの開催実績、使用料収入や経費の財務情報等に対する定量的評価と併せて、運営体制、来館者サービスの質等に対する定性的評価を検討することが望ましい。さらに、学識経験者等第三者による外部評価も検討することが望ましい。

なお、評価結果については市ホームページ等に掲載することにより、開示することが望まれる。

総合的な成果の把握及び評価並びに開示を行うことで、次のような効果が期待できる。

- ・評価結果に応じて改善措置を講ずることで動植物園事業の運営をより効果的、効率的に実施できる。
- ・市民等の動植物園に対する理解が深まり、集客数の増加、市民との協働事業実施の促進等が期待できる。

現在、市は動植物園に関し使用料の見直しを検討中である。この推進に当たっては、施設が有効活用されていることが前提であり、そのためには動植物園の各事業について適切に評価されることが肝要であると思う。

②（意見）管理業務委託に係る一体委託の検討等について

【現状】

動植物園は、動物園区域と植物園区域が整備されており、利用者は入園料を支払うことで、両区域に入園できる。動植物園の所管部署については、動物園区域を市住宅都市局みどりのまち推進部動物園が所管し、植物園区域を市住宅都市局みどりのまち推進部植物園が所管しており、区域によって所管が分かれている。

両所管部署によれば、動植物園の一体的運営に取り組んでいるとのことであり、例えば総合案内や駐車場等の管理業務については、動植物園で一体として事業者へ委託している。

しかし、次の委託業務については、動物園と植物園の両所管部署で個別に業務委託が実施されていた。

<各所管部署における同種の業務委託>

（単位：円）

業務内容	動物園	植物園
夜間警備等業務委託	6,722,514	6,244,992
清掃業務委託	12,960,000	4,104,000
空調設備保守点検業務委託	972,000	185,760
自動扉保守点検業務委託	334,152	122,472
自家用電気工作物保安業務委託	429,840	252,720
消防用設備保守点検業務委託	167,400	258,120

※出所：「市資料」

【意見】

【現状】に記載したとおり、同種の業務委託であるにもかかわらず動物園と植物園の各所管部署で業務委託が実施されている。

これらは、業務委託を実施するための事務作業が約2倍要していると考えられるのみならず、動物園と植物園で個別に業務委託されているため、一括して業務委託する場合に比べ委託料が高くなっている可能性もある。

このため、市は、上記に記載した業務委託について一体委託の検討を行うことが望ましい。また、これら以外にも動物園と植物園で一体として実施できる業務がないか検討を行い、効率性及び経済性の観点から可能な限り一体として運営することが望ましい。

視点2 受益者負担のあり方

①(結果) 使用料の設定根拠の明確化及び明文化について

【現状】

動植物園では主な使用料として、入園料及び駐車場料金を入園者から徴収している。

動植物園における現在の使用料について、その設定根拠・理由を所管部署に質問したところ、昭和63年までは3年～7年ごとに入園料の見直しを行ってきたが、昭和63年以降、改定を行っておらず、当時の文書は保存期間を過ぎているため、設定根拠・理由は不明であるとの回答を得た。

【指摘事項】

本施設について使用料の具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。

これらのことは、福岡市公園条例及び同施行規則に定めた使用料について重要な不備があると言わざるを得ない。

使用料は施設に係る収入として重要な項目であり、施設で提供する行政サービスの内容、受益者負担のあり方等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき使用料を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、使用料の設定根拠が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。

以上から、使用料の根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。

②(結果) 減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について

【現状】

動植物園における現在の減免制度(減免規定)について、その設定根拠・理由を所管部署に質問したところ、設定根拠・理由は不明であるとの回答を得た。そのため、減免根拠・理由を明文化した文書も保存されていない。

【指摘事項】

本施設について使用料の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。

これらのことは、福岡市公園条例及び同施行規則に定めた減免制度(減免規定)について重要な不備があると言わざるを得ない。

本来使用料については、利用者が公平に負担すべきものであるとともに、減免金額は市の歳入に影響する重要な項目でもある。このため、減免制度(減免規定)は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度(減免規定)を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。

以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。

③（意見）望ましい受益者負担割合の検討について

【現状】

現状の動植物園における受益者負担割合を試算したところ、＜受益者負担割合の算定＞に記載したとおり、過去3年間を通じて10%～20%程度の水準であった。

【意見】

動植物園の施設区分は公園に該当する。受益者負担割合マトリクスに当てはめると、公園の望ましい受益者負担割合はB・E（25%～50%）と考えられる。

動植物園は、レクリエーションの場、教育の場、研究の場、自然保護の場等を目的に設置されるとともに、植物園は、「楽しみながら学べる植物園」として充実した市民生活に寄与することを目的に設置されており、行政の関与が必要である。ただし、動植物園は全ての市民にとって必要とまでは言い切れず、関与の度合いは中程度と考える。

また、事業自体は民間で一般的に提供される事業ではないが、レクリエーションの場といった観点から一定程度の収益性は見込まれると考える。

以上を踏まえれば、望ましい受益者負担割合は50%（受益者負担割合マトリクスのE）と考えられる。

＜受益者負担割合マトリクス＞

高 ↑ 市場性 ↓ 低	G 50%	H 75%	I 100%
	D 25%	E 50%	F 75%
	A 0%	B 25%	C 50%
	←必需的		選択的→

上記のとおり、現状の動植物園における受益者負担割合は過去3年間を通じて10%～20%程度の水準となっており、望ましい受益者負担割合を下回る結果となった。

このため、市は、本施設の特長や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。その結果、算定した受益者負担割合と望ましい受益者負担割合が乖離している場合には、原因を把握した上で、使用料の値上げを含め乖離の解消に向けて検討することが望まれる。

現在、市は次のような課題を踏まえて、使用料の見直しを検討している。

＜使用料見直しに係る課題＞

- ・施設のリニューアルや来園者増加に対応した新たな管理コストが必要になっている
- ・コストの縮減に努めてきたが、入園料を徴収する施設としての最低限の快適性、安全性を維持することさえも困難になりつつある
- ・自主財源の確保に向けた取組を行うことで、より自立的な事業収支にしていくことが求められている

※出所：「市資料」

本意見においても、現状の受益者負担割合は望ましい受益者負担割合を下回っていると考えられることから見直しの検討は重要であると考え。使用料の改定に当たっては、受益者負担割合、使用料の算定根拠を明確にし、市民等に適切に情報開示し十分に説明理解を得ることが必要である。

また、社会情勢や施設に係る費用等の変化が考えられるため、今後、定期的に受益者負担割合を算定し、望ましい受益者負担割合との乖離状況を把握していくことが望ましい。

(7) 道路下水道局

I. 福岡市営駐車場(080-082)

I. -1 市営築港駐車場(080)

<施設の概要>

施設名称	市営築港駐車場		
現地視察	対象外		
所在地	福岡市博多区築港本町 14-2		
所管部署	管理部道路管理課		
施設区分	駐車場		
開設年月日	昭和 57 年 9 月 17 日		
運営形態	指定管理者制度（利用料金制度無）		
根拠条例等	福岡市営駐車場条例 福岡市営駐車場条例施行規則		
設置目的	市内及び市外への航路を有する博多埠頭における交通結節機能の強化及び大規模公共施設（福岡国際センター、福岡サンパレス）の開業による新たな駐車場需要に対応することを目的としている。 (市資料)		
事業内容	(1) 料金の減額又は免除に関する業務 (2) 料金の徴収に関する業務 (3) 駐車拒否に関する業務 (4) 駐車場の施設及び設備の維持及び修繕に関する業務 (5) その他、市長が必要と認める業務 (福岡市営駐車場条例第 11 条)		
施設情報	土地	面積	3,111 m ²
		うち市有地面積	3,111 m ²
		うち借地面積	- m ²
	建物等 (主な建物)	延床面積	7,883 m ²
		所有状況	市有物件
		階層	地上 5 階
		構造	鉄骨鉄筋コンクリート造
建築年	昭和 57 年		
収容台数	362 台（身障者用スペース 2 台含む）		
利用時間等	常時開門		
休館日等	-		

<施設の利用状況>

項目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
利用台数 (出庫台数)	時間制 (台)	42,293	46,363	49,897
	定期 (台)	38,909	39,828	38,707
	計 (台)	81,202	86,191	88,604
回転率 (台/365 日/362 枠)		0.61	0.65	0.67
平均駐車時間 (時間)		3.20	3.06	3.09
修正回転率 (1 日 1 枠当たりの延べ駐車時間)		1.95	1.99	2.07

<使用料の概要>

使 用 料	■概要			
	<p>・駐車場の駐車料金の額は、下表のとおりとする。</p> <p>・下表の規定にかかわらず、次の各号に掲げる公共施設等を利用する者に係る市営築港駐車場の駐車料金(第1号に掲げる場合にあつては、午前7時から午後10時までの間の利用に係る駐車料金に限る。)は、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 海の中道海浜公園を利用する者 200円</p> <p>(2) 市営渡船を利用する者(志賀・博多間定期運行路線を利用する者その他市長が特に認める者に限る。) 下表「駐車料金表」を適用して得た額の半額</p>			
	■金額 (単位:円) ※主なものを記載			
	駐車料金表			
		区分	利用時間	料金の額
	自動車		午前7時から午後10時まで	30分までごとに 100円
			午後10時から午前7時まで	1時間までごとに 100円
	プリペイドカード			
		種類	金額	
		3,300円券	3,000	
		5,500円券	5,000	
	回数駐車券			
		種類	金額	
		100円券(11枚)	1,000	
		150円券(11枚)	1,500	
	定期駐車券			
		種別	金額	
		利用時間	1か月定期	3か月定期
		昼間	7,200	20,520
		夜間	6,170	17,580
		全日	12,340	35,170
	■金額の設定根拠、見直し状況			
	<p>金額の設定根拠は、類似施設や近隣施設等の使用料情報を基に使用料を設定しているとの回答を得た。</p> <p>使用料は、平成26年度に見直されている。</p>			
使用料の減免	■減免の有無			
	有			
	■減免内容			
	次の各号のいずれかに該当する自動車及び自動二輪車(以下「自動車等」という。)を駐車させる場合においては、料金を徴収しない。			
		減免対象	減免額	
	(1)	道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車	全額	
	(2)	当該駐車場の附近において国又は地方公共団体の職員が防疫活動その他の緊急を要する公務を行うため使用する自動車等	全額	
	(3)	前各号のほか、市長が定める自動車等	全額	
■減免内容の設定根拠、見直し状況				
<p>減免内容の設定根拠は、類似施設や近隣施設等の状況を基に設定しているとの回答を得た。</p> <p>減免内容は、平成26年度に見直されている。</p>				

<使用料収入及び減免実績>

(単位：千円)

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
使用料収入		51,529	52,595	54,709
減免実績	減免件数	1,565 件	1,453 件	1,495 件
	減免額	128	64	128

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位：千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入 [再掲]	51,529	52,595	54,709
② その他の収入 (au 無線基地局)	517	411	399
歳 入 計	52,046	53,006	55,108
③ 指定管理料	13,863	13,849	14,008
④ 人件費 (行政職員に係るもの)	1,270	2,423	1,680
⑤ 物件費 (緊急修繕費)	14,595	4,797	3,648
⑥ 物件費 (リース、保守)	3,386	3,386	820
歳 出 計	33,114	24,455	20,155

[受益者負担割合の算定]

(単位：千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	52,046	53,006	55,108
② 減免実績 [再掲]	128	64	128
収 益 計 (①+②)	52,174	53,070	55,236
③ 歳出計 [再掲]	33,114	24,455	20,155
④ 減価償却費	27,669	27,669	27,669
費 用 計 (③+④)	60,783	52,124	47,825
受 益 者 負 担 割 合 (収 益 計 / 費 用 計)	85.8%	101.8%	115.5%

I. -2 市営大橋駐車場 (081)

<施設の概要>

施設名称	市営大橋駐車場			
現地視察	対象			
所在地	福岡市南区大橋 2-16			
所管部署	管理部道路管理課			
施設区分	駐車場			
開設年月日	昭和 62 年 1 月 31 日			
運営形態	指定管理者制度 (利用料金制度無)			
根拠条例等	福岡市営駐車場条例 福岡市営駐車場条例施行規則			
設置目的	<p>駐車場法(昭和 32 年法律第 106 号。以下「法」という。)に基づき本市が設置する路外駐車場(以下「駐車場」という。)の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p style="text-align: right;">(福岡市営駐車場条例第 1 条)</p>			
事業内容	<p>塩原土地区画整理事業及び西鉄大牟田線連続立体交差事業による国道 385 号線及び西鉄大橋駅の移転に伴い、大橋地区の商業環境が大きく変化したため、土地区画整理事業の中で、地域振興策の一環として都市機能の充実、強化などを目的に設置されたもの。</p> <p style="text-align: right;">(市資料)</p>			
施設情報	土地	面積	953 m ²	
		うち市有地面積	- m ²	
		うち借地面積	953 m ²	
	建物等 (主な建物)	駐車場	無	
		延床面積	3,672 m ²	
		所有状況	市有物件	
		階層	地上 3 階、地下 1 階	
構造		鉄骨造陸屋根付		
建築年	昭和 62 年			
主な施設等	管理人室			
利用時間等	常時開門			
休館日等	-			

<施設の利用状況>

項目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
利用台数 (出庫台数)	時間制 (台)	30,486	30,263	30,808
	定期 (台)	31,555	31,021	29,214
	計 (台)	62,041	61,284	60,022
回転率 (台/365 日/120 枠)		1.42	1.40	1.37
平均駐車時間 (時間)		2.55	2.63	2.64
修正回転率 (1 日 1 枠当たりの延べ駐車時間)		3.62	3.68	3.62

<使用料の概要>

使 用 料	■概要			
	<p>・駐車場の駐車料金の額は、下表のとおりとする。 ただし、現在社会実験中であり、適用される料金は施行規則にかかわらず次のとおりである。(時間制料金のみ)</p>			
	■金額 (単位：円) ※主なものを記載			
	駐車料金表			
	区分	利用時間	料金の額	
	自動車	午前 7 時から午後 10 時まで	最初の 1 時間までに	150 円
			以後 30 分までごと	100 円
		午後 10 時から午前 7 時まで	1 時間までごとに	100 円
	プリペイドカード			
		種類	金額	
		3,300 円券	3,000	
		5,500 円券	5,000	
	回数駐車券			
		種類	金額	
		100 円券 (11 枚)	1,000	
		150 円券 (11 枚)	1,500	
	定期駐車券			
		種別	金額	
		利用時間	1 か月定期	3 か月定期
		昼間	7,200	20,520
		夜間	6,170	17,580
		全日	12,340	35,170
	■金額の設定根拠、見直し状況			
<p>金額の設定根拠は、類似施設や近隣施設等の使用料情報を基に使用料を設定しているとの回答を得た。 使用料は、平成 26 年度に見直されている。</p>				
使 用 料 の 減 免	■減免の有無			
	有			
	■減免内容			
	次の各号のいずれかに該当する自動車及び自動二輪車(以下「自動車等」という。)を駐車させる場合においては、料金を徴収しない。			
		減免対象	減免額	
	(1)	道路交通法第 39 条第 1 項に規定する緊急自動車	全額	
	(2)	当該駐車場の附近において国又は地方公共団体の職員が防疫活動その他の緊急を要する公務を行うため使用する自動車等	全額	
	(3)	前各号のほか、市長が定める自動車等	全額	
	■減免内容の設定根拠、見直し状況			
	<p>減免内容の設定根拠は、類似施設や近隣施設等の状況を基に設定しているとの回答を得た。 減免内容は、平成 26 年度に見直されている。</p>			

<使用料収入及び減免実績>

(単位：千円)

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
使用料収入		23,765	24,236	23,758
減免実績	減免件数	654 件	428 件	554 件
	減免額	26	23	36

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位：千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入 [再掲]	23,765	24,236	23,758
② その他の収入	-	-	-
歳 入 計	23,765	24,236	23,758
③ 指定管理料	13,944	13,887	14,264
④ 人件費 (行政職員に係るもの)	1,270	2,423	1,680
⑤ 物件費 (緊急修繕費)	-	47	1,756
⑥ 物件費 (リース、保守)	2,507	2,521	1,165
歳 出 計	17,721	18,877	18,866

[受益者負担割合の算定]

(単位：千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	23,765	24,236	23,758
② 減免実績 [再掲]	26	23	36
収 益 計 (①+②)	23,790	24,259	23,794
③ 歳出計 [再掲]	17,721	18,877	18,866
④ 減価償却費	4,293	4,293	4,293
費 用 計 (③+④)	22,014	23,170	23,159
受 益 者 負 担 割 合 (収 益 計 / 費 用 計)	108.1%	104.7%	102.7%

I. -3 市営川端地下駐車場(082)

<施設の概要>

施設名称	市営川端地下駐車場			
現地視察	対象外			
所在地	福岡市博多区下川端町 3-1			
所管部署	管理部道路管理課			
施設区分	駐車場			
開設年月日	平成 11 年 3 月 1 日			
運営形態	指定管理者制度（利用料金制度無）			
根拠条例等	福岡市営駐車場条例 福岡市営駐車場条例施行規則			
設置目的	駐車場法(昭和 32 年法律第 106 号。以下「法」という。)に基づき本市が設置する路外駐車場(以下「駐車場」という。)の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。 (福岡市営駐車場条例第 1 条)			
事業内容	地下鉄 1・2 号線の分岐点である当該地区において、中洲・川端地区の活性化を目指して行われた再開発事業により、増加が見込まれる駐車場需要に対処する目的で都市計画決定され設置されたもの。 (市資料)			
施設情報	土地	面積	375 m ²	
		うち市有地面積	- m ²	
		うち借地面積	375 m ²	
	建物等 (主な建物)	駐車場	無	
		延床面積	12,623 m ²	
		所有状況	市有物件	
		階層	地上 13 階、地下 4 階	
構造		鉄骨鉄筋コンクリート造		
建築年	平成 11 年			
主な施設等	管理人室			
利用時間等	常時開門			
休館日等	-			

<施設の利用状況>

項目	H24 年度	H25 年度	H26 年度	
利用台数 (出庫台数) ※	時間制 (台)	144,588	145,440	155,958
	定期 (台)	92,990	89,017	78,660
	計 (台)	237,578	234,457	234,618
回転率 (台/365 日/400 枠)	1.63	1.61	1.61	
平均駐車時間 (時間)	2.31	2.36	2.49	
修正回転率 (1 日 1 枠当たりの延べ駐車時間)	3.77	3.80	4.06	

※上記利用台数には自動二輪利用分を除く。

<使用料の概要>

使 用 料	■概要		
	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場の駐車料金の額は、下表のとおりとする。 ・長期大口利用者に係る当該駐車場の駐車料金は、下記駐車料金表の駐車料金の額に11分の10を乗じて得た額とする。 		
	■金額（単位：円）※主なものを記載		
	駐車料金表		
	区分	利用時間	料金の額
	自動車	午前零時から午後12時まで	30分までごとに 150円
	自動二輪車	午前零時から午後12時まで	24時間につき 30分までごとに 50円 ただし、その合計額が500円 を超えるときは、500円
	プリペイドカード		
		種類	金額
		3,300円券	3,000
		5,500円券	5,000
	回数駐車券		
		種類	金額
		100円券（11枚）	1,000
		150円券（11枚）	1,500
	定期駐車券		
		種別	金額
		利用時間	1か月定期
		昼間	17,490
		夜間	12,340
		全日	25,710
	■金額の設定根拠、見直し状況		
<p>金額の設定根拠は、類似施設や近隣施設等の使用料情報を基に使用料を設定しているとの回答を得た。 使用料は、平成26年度に見直されている。</p>			
使用料の減免	■減免の有無		
	有		
	■減免内容		
	次の各号のいずれかに該当する自動車及び自動二輪車（以下「自動車等」という。）を駐車させる場合においては、料金を徴収しない。		
		減免対象	減免額
	(1)	道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車	全額
	(2)	当該駐車場の附近において国又は地方公共団体の職員が防疫活動その他の緊急を要する公務を行うため使用する自動車等	全額
	(3)	前各号のほか、市長が定める自動車等	全額
■減免内容の設定根拠、見直し状況			
<p>減免内容の設定根拠は、類似施設や近隣施設等の状況を基に設定しているとの回答を得た。 減免内容は、平成26年度に見直されている。</p>			

<使用料収入及び減免実績>

(単位:千円)

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
使用料収入		165,203	166,229	177,648
減免実績	減免件数	1,663 件	1,844 件	1,802 件
	減免額	271	270	315

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入 [再掲]	165,203	166,229	177,648
② その他の収入 (管理費負担金)	486	1,947	1,420
歳 入 計	165,689	168,176	179,068
③ 指定管理料	27,697	27,417	30,110
④ 人件費 (行政職員に係るもの)	1,270	2,019	1,680
⑤ 物件費 (市債利子)	21,111	17,737	14,291
⑥ 物件費 (委託料)	4,070	-	-
⑦ 物件費 (緊急修繕費)	-	-	4,701
⑧ 物件費 (リース、保守)	4,819	4,819	2,535
歳 出 計	58,966	51,992	53,316

[受益者負担割合の算定]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	165,689	168,176	179,068
② 減免実績 [再掲]	271	270	315
収 益 計 (①+②)	165,960	168,445	179,383
③ 歳出計 [再掲]	58,966	51,992	53,316
④ 減価償却費	171,585	171,585	171,585
費 用 計 (③+④)	230,551	223,577	224,901
受 益 者 負 担 割 合 (収 益 計 / 費 用 計)	72.0%	75.3%	79.8%

視点1 施設の有効活用

①（意見）施設のあり方の検討等について（市営大橋駐車場）

【現状】

市営大橋駐車場の設置目的は次のとおりである。

<市営大橋駐車場の設置目的>

施設名	設定目的
市営大橋駐車場	塩原土地区画整理事業及び西鉄大牟田線連続立体交差事業による国道 385 号線及び西鉄大橋駅の移転に伴い、大橋地区の商業環境が大きく変化したため、既存商店街に与える影響を考慮し土地区画整理事業の中で、商店街振興策の一環として都市機能の充実、強化などを目的としている。

※出所：「市資料」

市営大橋駐車場における平成 26 年度の駐車料金の収納状況は次のとおりである。

<平成 26 年度収納状況>

種別	収納金額	比率
時間制による使用料	5,090 千円	21.4%
定期券の販売	15,714 千円	66.1%
共通回数券の販売	2,781 千円	11.7%
共通プリペイドの販売	173 千円	0.8%
計	23,758 千円	100%

※出所：「市資料」

市営大橋駐車場の設置目的として「商店街振興策の一環として都市機能の充実、強化」が掲げられており、そこから想定される駐車場の主な利用方法は、買い物客による時間制による利用である。

しかし、現状の利用状況を見ると、定期券の販売による割合が収納金額ベースで 66.1% と多くを占めている。定期券の販売による利用者は原則として毎日継続して利用していると考えられ、例えばマイカーの駐車場等として利用していることが予想される。この点につき所管部署に質問を行ったところ、「市営大橋駐車場が設置された昭和 62 年当初からすると、商業施設の中心が大橋駅周辺に移っており、市営大橋駐車場の周辺はマンション等の住宅スペースに変わってきているため、周辺住民による定期券利用が増加している」との回答を得た。

なお、市営築港駐車場については、周辺において第二期展示場整備といった再開発計画が進行中であり、「築港地区における大規模施設の駐車対策」という設置当初の目的は現在でもおおむね満たしていると考えられる。また、市営川端地下駐車場については、周辺において現在も新規施設が開業する等しており、設置当初の目的である「増加が見込まれる駐車場需要に対処する」という設置当初の目的は現在でもおおむね満たしていると考えられる。

【意見】

市営大橋駐車場について設置当初の目的と現状の利用状況を比較すると、定期券の販売による利用収入が総収入の 6 割を超えており、当初の設置目的が現状においても引き続き達成されているとまではいえない状況にある。

このため、市は、商業施設や民間駐車場の設置状況といった周辺環境及び利用者の目的

別の利用状況等の実態を踏まえ、市営大橋駐車場のあり方を検討し、市が引き続き当該施設を所有して維持管理及び運営を実施していく意義を有するかどうか検討することが望まれる。

検討の結果、市が引き続き当該施設を所有して維持管理及び運営を実施していく意義に乏しいと判断した場合には、用途変更または民間譲渡等施設のあり方を抜本的に見直すことが望まれる。下記「視点2 受益者負担のあり方 ④（意見）望ましい受益者負担割合の検討について（各市営駐車場）」において、現状の受益者負担割合を試算した。市営大橋駐車場は100%を超えており、これは費用を上回る収益を獲得している状況を表していることから、民間譲渡等の可能性も有り得ると考える。

一方、市が引き続き当該施設を所有して維持管理及び運営を実施していく意義を有すると判断した場合には、施設設置の目的を再定義し、そのうえで再設定した施設の設置目的に沿って成果指標を設定することが望まれる。事業実施後には成果指標に対する実績を把握及び評価し、施設が設置目的に照らして有効活用されているか検討することが望まれる。

なお、市営築港駐車場及び市営川端地下駐車場においても、駐車場事業の収益性及び民間駐車場による供給台数等を考慮の上、市が駐車場を所有し維持管理及び運営を実施していく意義があるか、今後定期的に検討していくことが望まれる。

②（意見）施設の老朽化及び早急な対応について（市営大橋駐車場）

【現状】

福岡市営駐車場のうち、市営大橋駐車場について現地調査を実施し、施設の老朽化の状況を確認した。

＜市営大橋駐車場における老朽化の状況＞

内壁の雨漏り跡①	内壁の雨漏り跡②	鉄骨表面の錆
		
外壁の亀裂・剥落箇所①	外壁の亀裂・剥落箇所②	外壁の亀裂・剥落箇所③
		

所管部署から老朽化の状況のうち、雨漏りについては屋上の防水処理が平成 26 年度中に完了しており、更なる雨漏りは確認されていないとの回答を得た。

外壁の亀裂及び剥落状況については、打診調査を実施したとの市の回答を得た。また、外壁の改修については改修にかかる見積を入手しており、平成 28 年度より計画的に改修を行っていく予定であるとのことである。

【意見】

外壁の亀裂及び剥落箇所については、今後老朽化が進めば更なる剥落が発生する可能性があり、外壁直下の歩道の安全性を確保するためにも、定期的な点検や補修が望まれる。

視点2 受益者負担のあり方

①（結果）使用料の設定根拠の明確化及び明文化について（市営築港駐車場、市営大橋駐車場）

【現状】

市営築港駐車場及び市営大橋駐車場における現在の使用料について、その設定根拠・理由を所管部署に質問したところ、近隣の駐車場等の類似施設等の使用料情報を基に使用料を設定しているとの回答を得た。市は近隣の駐車場料金や利用状況を調査していたため、当該資料を閲覧したが、それを基にどのように使用料を算定したか具体的な算定方法は不明であった。また、使用料の設定根拠・理由を明文化した文書は保存されていない。

【指摘事項】

本施設について使用料の具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。

これらのことは、福岡市営駐車場条例及び同施行規則に定めた使用料について重要な不備があると言わざるを得ない。

使用料は施設に係る収入として重要な項目であり、施設で提供する行政サービスの内容、受益者負担のあり方等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき使用料を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、使用料の設定根拠が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。

以上から、使用料の根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。

②（結果）減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について（各市営駐車場）

【現状】

福岡市営駐車場における現在の減免制度（減免規定）について、その設定根拠・理由を所管部署に質問したところ、施設の設置・事業目的または市内他施設の状況を基に減免制度を設定しているとの回答を得た。しかし、使用料の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を明文化した文書は保存されていない。

【指摘事項】

本施設について使用料の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。

これらのことは、福岡市営駐車場条例及び同施行規則に定めた減免制度（減免規定）について重要な不備があると言わざるを得ない。

本来使用料については、利用者が公平に負担すべきものであるとともに、減免金額は市の歳入に影響する重要な項目でもある。このため、減免制度（減免規定）は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度（減免規定）を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。

以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文

書を保存すべきである。

③（結果）社会実験の終期設定等について（市営大橋駐車場）

【現状】

市営大橋駐車場では、平成 19 年 4 月から社会実験が実施されており、現在に至るまで社会実験を継続している。

平成 19 年 4 月から実施された社会実験の内容は次のとおりであり、社会実験の期間は平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの 1 年間とされているが、実際は平成 20 年 4 月 1 日以降も継続されている。

<平成 19 年度から実施された社会実験の内容等>

市営大橋駐車場																	
社会実験の目的	大橋駐車場は周辺に空き地を利用した 100 円パーキングが多数設置されていることにより利用率、料金収入の減少が著しい。 大橋駐車場の時間制利用料金は、最初の料金単位が 150 円であるため、実際以上に利用者に対し割高感を与えていると考えられる。 よって、条例の規定の範囲内で駐車料金の時間区分を 50 円単位の料金に細部化し、利用率、料金収入の変化、問題点を社会実験により検証したい。																
平成 19 年当時の状況	駐車場周辺に 100 円パーキングが増加したことにより、平成 14 年以降、利用台数及び収納金額が減少傾向にある。																
社会実験の内容	利便性向上のため、現行の時間制利用料金の時間区分を細分化する。 [現行] <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">7 時～22 時</td> <td>最初の 1 時間まで</td> <td>150 円</td> </tr> <tr> <td>以後 30 分ごと</td> <td>100 円</td> </tr> <tr> <td>22 時～7 時</td> <td>1 時間ごと</td> <td>100 円</td> </tr> </table> [改正案] <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">7 時～22 時</td> <td>最初の 1 時間まで 20 分ごと</td> <td>50 円</td> </tr> <tr> <td>以後 15 分ごと</td> <td>50 円</td> </tr> <tr> <td>22 時～7 時</td> <td>30 分ごと</td> <td>50 円</td> </tr> </table>	7 時～22 時	最初の 1 時間まで	150 円	以後 30 分ごと	100 円	22 時～7 時	1 時間ごと	100 円	7 時～22 時	最初の 1 時間まで 20 分ごと	50 円	以後 15 分ごと	50 円	22 時～7 時	30 分ごと	50 円
7 時～22 時	最初の 1 時間まで		150 円														
	以後 30 分ごと	100 円															
22 時～7 時	1 時間ごと	100 円															
7 時～22 時	最初の 1 時間まで 20 分ごと	50 円															
	以後 15 分ごと	50 円															
22 時～7 時	30 分ごと	50 円															
社会実験の期間	平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで																
社会実験の検証及び本格実施	駐車場の利用動向を見て社会実験の検証を行い、本格実施の可否を判断する。																
想定される効果	①短時間利用における利便性が向上する。 ②収入増加が認められる。																

※出所：「市資料」

前述のとおり、当該社会実験は平成 20 年 4 月 1 日以降も継続されているが、平成 24 年 3 月 29 日起案の決裁文書において、平成 24 年度の継続が決定されている。

<平成 24 年度における社会実験を継続する旨の決裁内容>

市営大橋駐車場	
起案の趣旨	平成 19 年 4 月 1 日から社会実験を実施しているところであるが、下記理由により平成 24 年度においても社会実験を継続するもの。
実験の成果	実験開始前の平成 18 年までは収入が大幅な減少傾向であったが、実験開始後下げ止まり横這いで推移している。
継続理由	現在の社会実験については、一定の成果が認められるが、本格実施の可否は、大橋駐車場のあり方について方向性を示した後に判断するものとし、それまでは引き続き社会実験を継続するもの。

※出所：「市資料」を基に監査人作成

【指摘事項】

当初の社会実験の実施期間は平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までであったが、その後、平成 24 年度の社会実験継続の決裁を受けるまでは継続に関する特段の決裁を受けていない。また、平成 24 年度の継続の決裁を受けたあと現在に至るまで、社会実験の継続に関する特段の決裁を受けていない。よって、平成 20 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日の期間及び平成 25 年 4 月 1 日から現在に至る期間について、市としての意思決定を示す文書もなく社会実験が継続されている。

平成 24 年度の継続の決裁において、継続の理由を示しているが、その内容は実験の成果を分析したうえで具体的な継続理由を示したものとはいえ、社会実験として条例施行規則と異なる利用料金体系を継続する理由としては著しく説得力に欠ける。また、平成 24 年度における継続の決裁では、社会実験の期間（終期）が具体的に定められておらず、いつ社会実験の成果を評価し、結論を出すのか不明瞭である。

以上のような状況を安易に認めてしまえば、社会実験の名の下で条例に基づいていない使用料の設定及び徴収が可能になってしまい、使用料の徴収及び公の施設の管理について定めた地方自治法第 225 条及び第 244 条の 2 の立法趣旨に反することとなる。

したがって、市は社会実験について安易に継続するのではなく、期間（終期）を定めるとともに、実験終了後には結果の分析及び評価を行った上で、本格実施に移行し条例等の改正を行うか、本格実施には移行しないという判断の方向性を明確にすべきである。

④（意見）望ましい受益者負担割合の検討について（各市営駐車場）

【現状】

現状の福岡市営駐車場における受益者負担割合を試算したところ、＜受益者負担割合の算定＞に記載したとおり、過去3年間を通じて70%以上の水準であった。

＜受益者負担割合＞

名称	H24 年度	H25 年度	H26 年度
市営築港駐車場	85.8%	101.8%	115.5%
市営大橋駐車場	108.1%	104.7%	102.7%
市営川端地下駐車場	72.0%	75.3%	79.8%

【意見】

福岡市営駐車場の施設区分は駐車場に該当する。受益者負担割合マトリクスに当てはめると、駐車場としての望ましい受益者負担割合はF・H・I（75%～100%）と考えられる。

福岡市営駐車場については、駐車場を経営することによる収益性は高いと考える。また、福岡市営駐車場の設置目的に鑑みると、行政の関与の必要性は一定程度認められるものの、民間駐車場事業者も存在することから、必ず行政の関与が必要とまではいえない。

以上を踏まえれば、望ましい受益者負担割合は75%～100%（受益者負担割合マトリクスのH・I）と考えられる。

＜受益者負担割合マトリクス＞

高 ↑ 市場性 ↓ 低	G 50%	H 75%	I 100%
	D 25%	E 50%	F 75%
	A 0%	B 25%	C 50%
	← 必需的		選択的 →

上記のとおり、現状の福岡市営駐車場における受益者負担割合は過去3年間を通じて70%以上の水準となっており、望ましい受益者負担割合に近似した結果となった。しかし、過去に施設の特性や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び過年度の投資にかかる減価償却費も含めた費用等の適切な把握及び受益者負担割合の算定をすることは行われていない。今後は望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。

また、望ましい受益者負担割合と実際の受益者負担割合との乖離が発生した場合にはその原因を把握して、乖離の解消に向けて検討することが望まれる。

なお、市営築港駐車場及び市営大橋駐車場については、年度によって受益者負担割合が100%を超過している。これは費用を上回る収益を獲得している状況を表している。このような収益性に鑑み、設置目的を考慮したうえで、民間譲渡の可能性について併せて検討することが望まれる。

II. 市営バスターミナル(083)

<施設の概要>

施設名称	藤崎バス乗継ターミナル			
現地視察	対象外			
所在地	福岡市早良区百道 2-2-1			
所管部署	管理部道路管理課			
施設区分	企業会計施設・その他			
開設年月日	昭和 56 年 10 月 24 日			
運営形態	指定管理者制度（利用料金制度無）			
根拠条例等	自動車ターミナル法 福岡市営バスターミナル条例 福岡市営バスターミナル条例施行規則			
設置目的	地下鉄を基幹としてバス輸送によりこれを補完する効率的な都市交通体系を確立するため、市内西南部地区との交通結節点である藤崎において地下鉄とのバス・アンド・ライドを促進することを目的としている。 (市資料)			
事業内容	(1) バス運行に関する業務 ・運行指令機器の操作及び管理 ・窓口案内等に関する業務 ・放送に関する業務 他 (2) 施設の維持管理に関する業務 ・建物、設備等の保守管理業務 ・警備保守業務 (市資料)			
施設情報	土地	面 積	4,008 m ²	
		うち市有地面積	4,008 m ²	
		うち借地面積	- m ²	
	駐 車 場	無		
	建物等 (主な建物)	延 床 面 積	(1 階部分のみ) 1,103 m ²	
		所 有 状 況	市有物件	
		階 層	地上 4 階、地下 1 階 地下 1 階：地下鉄連絡通路 地上 1 階：藤崎バス乗継ターミナル 地上 2～4 階：早良市民センター	
構 造		鉄筋コンクリート造		
建 築 年		昭和 56 年		
主 な 施 設 等	停留所：8 バース（うち降車専用 2 バース） 駐待機場所：3 バース 付帯施設：案内所兼指令室			
利用時間等	営業時間：午前 5 時から翌日 1 時まで 運行管理時間：午前 7 時から午後 8 時まで 窓口案内時間：午前 9 時から午後 8 時まで			
休館日等	なし			

<施設の利用状況>

項 目	H24 年度	H25 年度	H26 年度
年間利用台数	316,859 台	308,979 台	312,442 台
一日平均利用台数	868 台	847 台	856 台

<使用料の概要>

使 用 料	■概要			
	1 発着につき 150 円とする。 ただし、バスターミナルにおける客扱いが乗車又は降車のいずれかに限定されるものについては、1 発着につき 75 円とする。 (平成 5 年 4 月 19 日運輸大臣認可、平成 5 年 5 月 1 日施行)			
	■金額 (単位:円) ※主なものを記載			
	区分	1 発着につき	1 発 (起点) につき	1 着 (終点) につき
	料金	150	75	75
使用料の減免	■金額の設定根拠、見直し状況			
	市から、金額の設定根拠は管理経費により行った原価計算を基に使用料を設定して国の認可を受けているとの回答を得たうえで、該当資料を閲覧した。 使用料は、平成 5 年 5 月に改訂して以来、改訂していない。ただし、見直しはおこなっている。			
使用料の減免	■減免の有無			
	無			

<使用料収入及び減免実績>

(単位:千円)

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
使用料収入		36,807	36,150	35,901
減免実績	減免件数	-件	-件	-件
	減免額	-	-	-

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入 [再掲]	36,807	36,150	35,901
② その他の収入 (広告事業収入)	424	474	279
③ その他の収入 (自動販売機目的外使用許可)	1,144	1,186	5,847
④ その他の収入 (広告料、電気使用料等)	3,608	3,819	4,306
歳 入 計	41,983	41,630	46,332
⑤ 指定管理料	20,419	20,423	20,970
⑥ 人件費 (行政職員に係るもの)	2,963	3,230	3,780
⑦ 物件費 (委託料)	46	1,371	10
⑧ 物件費 (修繕費)	3,656	3,240	4,725
⑨ 市民センター令達※	20,856	21,392	21,441
歳 出 計	47,940	49,657	50,925

※藤崎バス乗継ターミナルは早良市民センターの一部であり、市民局、道路下水道局、交通局の三者が当該複合施設の管理に関する協定書にて負担割合を定めている。光熱水費、委託費 (清掃、消防設備保守等)、修繕料等について、市民局 (市民センター) が一括して実施及び支払を行っているため、道路下水道局が藤崎バス乗継ターミナルに係る経費を市民局に対し支払っている。

[受益者負担割合の算定]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	41,983	41,630	46,332
② 減免実績 [再掲]	-	-	-
収 益 計 (①+②)	41,983	41,630	46,332
③ 歳出計 [再掲]	47,940	49,657	50,925
④ 減価償却費	3,971	3,971	3,971
費 用 計 (③+④)	51,911	53,628	54,896
受 益 者 負 担 割 合 (収 益 計 / 費 用 計)	80.9%	77.6%	84.4%

視点1 施設の有効活用

①（意見）施設設置目的の再設定及び目的に即した成果指標の設定について

【現状】

藤崎バス乗継ターミナル（以下「藤崎バスターミナル」という。）は、地下鉄を基幹としてバス輸送によりこれを補完する効率的な都市交通体系を確立するため、市内西南部地区との交通結節点である藤崎において地下鉄とのバス・アンド・ライドを促進することを目的として、昭和56年に設置された。

藤崎バスターミナルの利用目的ごとの利用状況は次のとおりである。

<実態調査（*）による藤崎バスターミナルの利用状況>

（単位：人）

区分	S58年6月		S62年3月		H4年7月		H23年10月	
バス～外部	2,282	55.3%	1,531	39.2%	1,081	27.8%	3,088	58.4%
バス～バス乗継	406	9.8%	313	8.0%	277	7.1%	45	0.9%
バス～地下鉄乗継	1,437	34.8%	2,063	52.8%	2,529	65.1%	2,159	40.8%
計	4,125	100%	3,907	100%	3,887	100%	5,292	100%

*：調査時間 午前7時から午後7時の12時間調査

※出所：「市資料」

施設の設置目的に沿った利用区分は、上表における「バス～地下鉄乗継」と考えられるが、平成4年7月の調査では全体の65.1%を占めていた一方で、平成23年10月の調査では40.8%にとどまっており、当初の設置目的が現状においても引き続き達成されているとまではいえない状況にある。

その点につき市に質問を行ったところ、「仮に藤崎バスターミナルがなければ、道路上にバス停を設置しなければならず、それによる交通渋滞が想定されるため、当該バスターミナルは必要な施設である」との回答を得た。

また、市は施設の設置目的に沿った成果指標について、特に設定していない。

【意見】

施設の設置目的については、時代の状況等の影響により変化していくものである。現状の藤崎バスターミナルの設置目的についても、施設設置当初の目的から少なからず変化しているため、施設のあり方を再検討し、現状に即した目的を再設定することが望まれる。

例えば、藤崎バスターミナルが周辺の交通渋滞の緩和に資するという市の回答については理解できるものであるから、「地下鉄とのバス・アンド・ライド」という設置当初の目的に加え、「交通渋滞の緩和」についても目的となると思われる。

また、共有施設である市民局所管の早良市民センターとの連携等も含め、新たな施設のあり方を検討し、それに沿った設置目的を掲げることも望まれる。

さらに、再設定した施設の設置目的に沿って、成果指標を設定することが望まれる。事業実施後に成果指標に対する成果を把握及び評価し、施設が設置目的に照らして有効活用されているか検討することが望まれる。

視点2 受益者負担のあり方

①(意見) 望ましい受益者負担割合の検討について

【現状】

現状の藤崎バスターミナルにおける受益者負担割合を試算したところ、＜受益者負担割合の算定＞に記載したとおり、過去3年間を通じて80%程度の水準であった。

【意見】

藤崎バスターミナルの施設区分は企業会計施設・その他に該当する。

受益者負担割合マトリクスに当てはめると、企業会計施設・その他の望ましい受益者負担割合はF・H・I（75%～100%）と考えられる。

藤崎バスターミナルについて直接的な受益者は民間のバス事業者1社であり、収益性は高い施設であると考え。一方で、藤崎バスターミナルの目的である都市交通体系の確立は、市の関与が一定程度必要であると考え。

以上を踏まえれば、望ましい受益者負担割合は75%（受益者負担割合マトリクスのH）と考えられる。

<受益者負担割合マトリクス>

高 ↑ 市場性 ↓ 低	G 50%	H 75%	I 100%
	D 25%	E 50%	F 75%
	A 0%	B 25%	C 50%
	←必需的		選択的→

上記のとおり、現状の藤崎バスターミナルにおける受益者負担割合は過去3年間を通じて80%程度の水準となっており、望ましい受益者負担割合に近似した結果となった。

試算の結果、本施設の現状の受益者負担割合は望ましい受益者負担割合に近似した結果であったが、過去に、施設の特長や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び過年度の投資にかかる減価償却費も含めた費用等の適切な把握及び受益者負担割合の算定をすることは行われていない。今後は望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。

また、望ましい受益者負担割合と実際の受益者負担割合との乖離が発生した場合にはその原因を把握して、乖離の解消に向けて検討することが望まれる。

III. 福岡市自転車駐車場（有料）（084-095）

Ⅲ. ー1 福岡市自転車駐車場（東区）（084）

<施設の概要>

施設名称	福工大前駅東自転車駐車場 他 8 施設（注 1）
現地視察	対象外
所在地	（注 1）
所管部署	管理部道路管理課
施設区分	駐車場
開設年月日	（注 1）
運営形態	指定管理者制度（利用料金制度無）
根拠条例等	福岡市自転車駐車場条例 福岡市自転車駐車場条例施行規則
設置目的	自転車から鉄道への乗り継ぎの利便性を図るとともに、駅周辺における放置自転車の諸問題の解消を図ることを目的としている。 （市ホームページ）
事業内容	(1) 利用の承認に関する業務 (2) 駐車料の徴収に関する業務 (3) 利用の制限に関する業務 (4) 措置の命令に関する業務 (5) 施設及び附属設備の維持及び修繕に関する業務 (6) その他市長が必要と認める業務 （福岡市自転車駐車場条例第 17 条）
施設情報	（注 2）
利用時間等	（注 1）
休館日等	（注 1）

<施設の利用状況>

施設名称	H26 年度（収容台数は H26/12/1 現在）		
	収容台数（台） a	1 日平均利用台数 （台） b	年間平均利用率 b÷a
福工大前駅東自転車駐車場	111	29	25.7%
香椎駅東自転車駐車場	340	55	16.3%
香椎駅南自転車駐車場	1,200	625	52.1%
西鉄香椎駅自転車駐車場	100	44	44.3%
香椎宮前駅自転車駐車場	228	112	49.1%
千早駅南自転車駐車場	577	726	125.9%
千早駅北自転車駐車場	655	658	100.5%
名島駅自転車駐車場	200	62	30.8%
箱崎駅高架下自転車駐車場	651	760	116.7%

<使用料の概要>

使 用 料	■概要				
	一時利用及び定期利用にかかる料金が設定されている。定期利用にかかる料金については、福岡市営地下鉄等との共通定期乗車券（割引料金）とそれ以外が設定されている。				
	■金額（単位：円）※主なものを記載				
	共通乗車券以外				
	利用の種別		利用期間	自転車	原動機付自転車及び普通自動二輪車
	定期利用	学生	1月	1,200	1,800
			3月	3,400	5,100
			6月	6,400	9,700
		一般	1月	1,900	2,900
			3月	5,400	8,200
6月			10,200	15,600	
一時利用		1日(1回)	100	150	
備考：天神自転車駐車場の自転車の一時利用に限り、この表の規定にかかわらず、その利用時間が3時間を超えない場合にあつては駐車料は無料と、3時間以上の場合にあつては駐車料は50円とする。 天神自転車駐車場(前項に定める場合を除く。)、西新駅北自転車駐車場、西新駅中央自転車駐車場、西新駅西自転車駐車場及び西新駅南自転車駐車場の一時利用、博多口自転車駐車場の一時利用又は明治公園自転車駐車場及びきらめき通り自転車駐車場の一時利用(回数券による一時利用を除く。)に限り、その利用時間が3時間を超えない場合は、この表の規定にかかわらず、駐車料は無料とする。					
共通定期乗車券					
利用の種別		利用期間	自転車	原動機付自転車及び普通自動二輪車	
定期利用	学生	1月	900	1,500	
		3月	2,500	4,200	
		6月	4,600	7,900	
	一般	1月	1,450	2,450	
		3月	4,050	6,850	
		6月	7,500	12,900	
■金額の設定根拠、見直し状況					
市から、金額の設定根拠は特にないとの回答を得た。 使用料は、施設開設以来改定されていない。					
使用料の減免	■減免の有無				
	有				
	■減免内容				
	減免対象			減免額	
	(1) 生活保護法の規定による保護を受けている世帯に属する者が利用するとき			半額	
	(2) 療育手帳、身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が利用するとき			半額	
	(3) 前2号に定めるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき			市長が必要と認める額	
■減免内容の設定根拠、見直し状況					
市から、減免内容は市内他施設の状況等を基に減免制度を設定しているとの回答を得たうえで、資料を閲覧した。 減免内容は、施設開設以来改定されていない。					

<使用料収入及び減免実績>

(単位:千円)

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
使用料収入 (駐車料)		70,495	74,125	72,917
減免実績	減免件数	545 件	724 件	744 件
	減免額	市から回答なし		306

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入 (駐車料) [再掲]	70,495	74,125	72,917
歳 入 計	70,495	74,125	72,917
② 指定管理料	82,854	83,584	84,886
③ 人件費 (行政職員に係るもの)	1,693	1,534	1,848
④ 物件費 (大規模修繕費)	2,701	2,512	16
⑤ 物件費 (賃借料)	200	200	200
歳 出 計	87,448	87,831	86,949

[受益者負担割合の算定]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	70,495	74,125	72,917
② 減免実績 [再掲]	市から回答なし		306
収 益 計 (①+②)	70,495	74,125	73,223
③ 歳出計 [再掲]	87,448	87,831	86,949
④ 減価償却費	9,537	9,537	9,537
費 用 計 (③+④)	96,986	97,368	96,487
受 益 者 負 担 割 合 (収 益 計 / 費 用 計)	72.7%	76.1%	75.9%

(注1)

[施設名称、所在地等の情報]

施設名称	所在地	開設年月日	利用時間等	休館日等
福工大前駅東自転車駐車場	東区和白東三丁目	平成11年4月5日	午前6時から午後10時まで	なし
香椎駅東自転車駐車場	東区香椎駅東一丁目	平成5年4月1日	午前6時から午後10時まで	なし
香椎駅南自転車駐車場	東区香椎駅前一丁目	昭和60年3月31日	午前6時から午後12時まで	なし
西鉄香椎駅自転車駐車場	東区香椎駅前二丁目	平成23年2月1日	終日	なし
香椎宮前駅自転車駐車場	東区千早五丁目	平成19年3月12日	午前6時から午後12時まで	なし
千早駅南自転車駐車場	東区千早四丁目	平成17年4月1日	午前6時から翌日午前0時30分まで	なし
千早駅北自転車駐車場	東区千早四丁目	平成17年4月1日	午前6時から翌日午前0時30分まで	なし
名島駅自転車駐車場	東区名島三丁目	平成19年4月1日	午前6時から翌日午前0時30分まで	なし
	東区名島四丁目	平成19年4月1日	終日	
箱崎駅高架下自転車駐車場	東区筥松二丁目	平成14年12月1日	午前6時から午後12時まで	なし

(注2)

[施設情報]

施設名称	土地面積 (㎡)		構造	施設内容
	市有地	借地		
福工大前駅東自転車駐車場	-	274	平面	管理棟、フェンス、屋根、駐輪ラック
香椎駅東自転車駐車場	846	-	平面	管理棟、フェンス、屋根、駐輪ラック
香椎駅南自転車駐車場	1,673	-	鉄筋2層	管理棟、フェンス、屋根、駐輪ラック
西鉄香椎駅自転車駐車場	-	163	平面	フェンス、屋根、自動精算式駐輪機
香椎宮前駅自転車駐車場	-	500	平面	管理棟、フェンス、屋根、自動精算式駐輪機
千早駅南自転車駐車場	-	1,302	平面	管理棟、フェンス、屋根、自動精算式駐輪機
千早駅北自転車駐車場	-	1,231	平面	管理棟、フェンス、屋根、自動精算式駐輪機
名島駅自転車駐車場	-	130	平面	管理棟、フェンス、屋根、自動精算式ゲート、駐輪機
箱崎駅高架下自転車駐車場	-	1,311	平面	管理棟、フェンス、屋根、駐輪ラック

Ⅲ. -2 福岡市自転車駐車場（博多区）（085）

<施設の概要>

施設名称	福岡空港駅自転車駐車場 他 10 施設（注 3）
現地視察	対象外
所在地	（注 3）
所管部署	管理部道路管理課
施設区分	駐車場
開設年月日	（注 3）
運営形態	指定管理者制度（利用料金制度無）
根拠条例等	福岡市自転車駐車場条例 福岡市自転車駐車場条例施行規則
設置目的	自転車から鉄道への乗り継ぎの利便性を図るとともに、駅周辺における放置自転車の諸問題の解消を図ることを目的としている。 (市ホームページ)
事業内容	(1) 利用の承認に関する業務 (2) 駐車料の徴収に関する業務 (3) 利用の制限に関する業務 (4) 措置の命令に関する業務 (5) 施設及び附属設備の維持及び修繕に関する業務 (6) その他市長が必要と認める業務 (福岡市自転車駐車場条例第 17 条)
施設情報	（注 4）
利用時間等	（注 3）
休館日等	（注 3）

<施設の利用状況>

施設名称	H26 年度（収容台数は H26/12/1 現在）		
	収容台数（台） a	1 日平均利用台数 （台） b	年間平均利用率 b÷a
福岡空港駅自転車駐車場	500	758	151.6%
吉塚駅東口自転車駐車場	422	715	169.4%
吉塚駅西口自転車駐車場	222	294	132.6%
竹下駅南自転車駐車場	627	591	94.3%
竹下駅第 1 自転車駐車場	110	112	42.3%
竹下駅第 2 自転車駐車場	155		
竹下駅西口自転車駐車場	320	481	150.3%
笹原駅東自転車駐車場	537	308	57.3%
南福岡駅前自転車駐車場	1,120	946	84.5%
雑餉隈駅前自転車駐車場	540	606	※ 88.2%
雑餉隈駅南自転車駐車場	154		

※収容台数が年度途中で変わったものは、当該変更を加味して計算した。

<使用料の概要>

①福岡市自転車駐車場（東区）と同様。

<使用料収入及び減免実績>

(単位:千円)

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
使用料収入（駐車料）		95,792	113,726	114,239
減免実績	減免件数	1,421 件	1,445 件	1,286 件
	減免額	市から回答なし		396

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入（駐車料）[再掲]	95,792	113,726	114,239
歳 入 計	95,792	113,726	114,239
② 指定管理料	95,011	103,669	108,231
③ 人件費（行政職員に係るもの）	2,709	2,504	2,352
④ 物件費（大規模修繕費）	2,053	1,724	3,455
⑤ 物件費（賃借料）	4,934	4,757	12,734
歳 出 計	104,706	112,653	126,772

[受益者負担割合の算定]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	95,792	113,726	114,239
② 減免実績 [再掲]	市から回答なし		396
収 益 計 (①+②)	95,792	113,726	114,634
③ 歳出計 [再掲]	104,706	112,653	126,772
④ 減価償却費	32,980	37,532	37,532
費 用 計 (③+④)	137,686	150,184	164,304
受 益 者 負 担 割 合 (収 益 計 / 費 用 計)	69.6%	75.7%	69.8%

(注 3)

[施設名称、所在地等の情報]

施設名称	所在地	開設年月日	利用時間等	休館日等
福岡空港駅自転車駐車場	博多区空港前三丁目	平成 5 年 3 月 31 日	午前 6 時から翌日午前 0 時 30 分まで	なし
吉塚駅東口自転車駐車場	博多区吉塚本町	平成 16 年 10 月 15 日	午前 6 時から翌日午前 0 時 30 分まで	なし
吉塚駅西口自転車駐車場	博多区吉塚本町	平成 19 年 4 月 1 日	午前 6 時から翌日午前 0 時 30 分まで	なし
竹下駅南自転車駐車場	博多区竹下四丁目	平成 16 年 4 月 1 日	午前 6 時から翌日午前 0 時 30 分まで	なし
竹下駅第 1 自転車駐車場	博多区竹下四丁目	平成 23 年 7 月 1 日	終日	なし
竹下駅第 2 自転車駐車場	博多区竹下四丁目	平成 23 年 7 月 1 日	終日	なし
竹下駅西口自転車駐車場	博多区竹下一丁目	平成 25 年 4 月 1 日	午前 6 時から翌日午前 0 時 30 分まで	なし
笹原駅東自転車駐車場	博多区諸岡五丁目	平成 11 年 3 月 1 日	午前 6 時から翌日午前 0 時 30 分まで	なし
南福岡駅前自転車駐車場	博多区寿町二丁目	昭和 60 年 3 月 1 日	午前 6 時から翌日午前 0 時 30 分まで	なし
雑餉隈駅前自転車駐車場	博多区麦野六丁目	平成 25 年 8 月 1 日	午前 6 時から午後 12 時まで	なし
雑餉隈駅南自転車駐車場	博多区銀天町一丁目	平成 26 年 9 月 10 日	午前 6 時から午後 10 時まで	なし

(注 4)

[施設情報]

施設名称	土地面積 (㎡)		構造	施設内容
	市有地	借地		
福岡空港駅自転車駐車場	427	-	鉄筋 4 層	駐輪ラック、コンベア
吉塚駅東口自転車駐車場	-	530	平面	管理棟、フェンス、屋根、駐輪ラック
吉塚駅西口自転車駐車場	-	253	鉄筋 2 層	フェンス、自動精算式ゲート
竹下駅南自転車駐車場	-	1,950	鉄筋 2 層	自動精算式駐輪機、コンベア
竹下駅第 1 自転車駐車場	-	244	平面	自動精算式駐輪機
竹下駅第 2 自転車駐車場	-	190	平面	自動精算式駐輪機
竹下駅西口自転車駐車場	641	-	平面	コンベア、自動精算式駐輪機
笹原駅東自転車駐車場	335	-	鉄筋 3 層	駐輪ラック、コンベア
南福岡駅前自転車駐車場	875	-	鉄筋 2 層	駐輪ラック
雑餉隈駅前自転車駐車場	-	1,094	鉄筋 2 層	駐輪ラック
雑餉隈駅南自転車駐車場	-	191	平面	管理棟、フェンス

Ⅲ. -3 福岡市自転車駐車場（博多駅地区）（086）

<施設の概要>

施設名称	祇園駅路上自転車駐車場 他 8 施設（注 5）
現地視察	対象外
所在地	（注 5）
所管部署	管理部道路管理課
施設区分	駐車場
開設年月日	（注 5）
運営形態	指定管理者制度（利用料金制度無）
根拠条例等	福岡市自転車駐車場条例 福岡市自転車駐車場条例施行規則
設置目的	自転車から鉄道への乗り継ぎの利便性を図るとともに、駅周辺における放置自転車の諸問題の解消を図ることを目的としている。 (市ホームページ)
事業内容	(1) 利用の承認に関する業務 (2) 駐車料の徴収に関する業務 (3) 利用の制限に関する業務 (4) 措置の命令に関する業務 (5) 施設及び附属設備の維持及び修繕に関する業務 (6) その他市長が必要と認める業務 (福岡市自転車駐車場条例第 17 条)
施設情報	（注 6）
利用時間等	（注 5）
休館日等	（注 5）

<施設の利用状況>

施設名称	H26 年度（収容台数は H26/12/1 現在）		
	収容台数（台） a	1 日平均利用台数 （台） b	年間平均利用率 b÷a
祇園駅路上自転車駐車場	68	68	100.0%
博多口自転車駐車場	897	987	110.1%
博多駅路上自転車駐車場	1,055	1,077	102.1%
博多駅高架下南自転車駐車場	260	270	103.7%
音羽公園自転車駐車場	310	292	94.3%
明治公園自転車駐車場	711	345	※ 99.0%
出来町公園自転車駐車場	200	154	77.0%
中比恵公園自転車駐車場	437	297	67.9%
人參公園自転車駐車場	201	99	49.2%

※収容台数が年度途中で変わったものは、当該変更を加味して計算した。

<使用料の概要>

- ① 福岡市自転車駐車場（東区）と同様。

<使用料収入及び減免実績>

(単位：千円)

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
使用料収入（駐車料）		114,012	113,378	125,396
減免実績	減免件数	72 件	82 件	105 件
	減免額	市から回答なし		71

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位：千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入（駐車料）[再掲]	114,012	113,378	125,396
歳 入 計	114,012	113,378	125,396
② 指定管理料	63,953	64,973	75,953
③ 人件費（行政職員に係るもの）	2,709	2,504	2,352
④ 物件費（大規模修繕費）	2,681	725	3,540
歳 出 計	69,343	68,202	81,844

[受益者負担割合の算定]

(単位：千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	114,012	113,378	125,396
② 減免実績 [再掲]	市から回答なし		71
収 益 計 (①+②)	114,012	113,378	125,467
③ 歳出計 [再掲]	69,343	68,202	81,844
④ 減価償却費	14,440	14,440	28,196
費 用 計 (③+④)	83,783	82,641	110,040
受 益 者 負 担 割 合 (収 益 計 / 費 用 計)	136.1%	137.2%	114.0%

(注5)

[施設名称、所在地等の情報]

施設名称	所在地	開設年月日	利用時間等	休館日等
祇園駅路上自転車駐車場	博多区祇園町及び冷泉町	平成25年4月1日	終日	なし
博多口自転車駐車場	博多区博多駅前一丁目及び博多駅前二丁目	平成17年2月1日	午前6時から翌日午前0時30分まで	なし
博多駅路上自転車駐車場	博多区博多駅中央街、博多駅前一丁目、博多駅前二丁目、博多駅前三丁目及び博多駅東二丁目	平成14年1月21日	終日	なし
博多駅高架下南自転車駐車場	博多区博多駅中央街及び博多駅前四丁目	平成17年3月18日	終日	なし
音羽公園自転車駐車場	博多区博多駅南一丁目	平成17年1月5日	終日	なし
明治公園自転車駐車場	博多区博多駅前三丁目	平成26年6月17日	午前6時から翌日午前0時30分まで	なし
出来町公園自転車駐車場	博多区博多駅前一丁目	平成18年6月22日	終日	なし
中比恵公園自転車駐車場	博多区博多駅東二丁目	平成20年7月1日	終日	なし
人參公園自転車駐車場	博多区博多駅前四丁目	平成20年7月1日	終日	なし

(注6)

[施設情報]

施設名称	土地面積 (㎡)		構造	施設内容
	市有地	借地		
祇園駅路上自転車駐車場	※	92	平面	自動精算式駐輪機
博多口自転車駐車場	1,266	-	鉄筋1層	自動精算式駐輪機、コンベア
博多駅路上自転車駐車場	※	-	平面	自動精算式駐輪機、機械式駐輪機
博多駅高架下南自転車駐車場	※	-	平面	自動精算式駐輪機
音羽公園自転車駐車場	※	-	平面	自動精算式駐輪機
明治公園自転車駐車場	500	-	平面	自動精算式駐輪機
出来町公園自転車駐車場	※	-	平面	自動精算式駐輪機
中比恵公園自転車駐車場	※	-	平面	自動精算式駐輪機
人參公園自転車駐車場	※	-	平面	機械式駐輪機

※路上、公園（地下式除く）自転車駐車場は、面積管理を行っておらず収容台数による管理を行っている。

Ⅲ. -4 福岡市自転車駐車場（中洲川端地区）（087）

<施設の概要>

施設名称	呉服町駅路上自転車駐車場 他2施設（注7）
現地視察	対象外
所在地	（注7）
所管部署	管理部道路管理課
施設区分	駐車場
開設年月日	（注7）
運営形態	指定管理者制度（利用料金制度無）
根拠条例等	福岡市自転車駐車場条例 福岡市自転車駐車場条例施行規則
設置目的	自転車から鉄道への乗り継ぎの利便性を図るとともに、駅周辺における放置自転車の諸問題の解消を図ることを目的としている。 (市ホームページ)
事業内容	(1) 利用の承認に関する業務 (2) 駐車料の徴収に関する業務 (3) 利用の制限に関する業務 (4) 措置の命令に関する業務 (5) 施設及び附属設備の維持及び修繕に関する業務 (6) その他市長が必要と認める業務 (福岡市自転車駐車場条例第17条)
施設情報	（注8）
利用時間等	（注7）
休館日等	（注7）

<施設の利用状況>

施設名称	H26年度（収容台数はH26/12/1現在）		
	収容台数（台） a	1日平均利用台数 （台） b	年間平均利用率 b÷a
呉服町駅路上自転車駐車場	203	120	59.2%
川端自転車駐車場	454	398	87.8%
冷泉公園自転車駐車場	150	125	83.4%

<使用料の概要>

- ① 福岡市自転車駐車場（東区）と同様。

<使用料収入及び減免実績>

(単位:千円)

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
使用料収入 (駐車料)		11,475	17,573	23,106
減免実績	減免件数	14 件	12 件	14 件
	減免額	市から回答なし		12

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入 (駐車料) [再掲]	11,475	17,573	23,106
歳 入 計	11,475	17,573	23,106
② 指定管理料	11,757	12,562	15,967
③ 人件費 (行政職員に係るもの)	2,709	2,504	2,352
④ 物件費 (大規模修繕費)	-	208	258
歳 出 計	14,466	15,274	18,577

[受益者負担割合の算定]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	11,475	17,573	23,106
② 減免実績 [再掲]	市から回答なし		12
収 益 計 (①+②)	11,475	17,573	23,118
③ 歳出計 [再掲]	14,466	15,274	18,577
④ 減価償却費	6,963	6,963	6,963
費 用 計 (③+④)	21,429	22,236	25,539
受 益 者 負 担 割 合 (収 益 計 / 費 用 計)	53.5%	79.0%	90.5%

(注 7)

[施設名称、所在地等の情報]

施設名称	所在地	開設年月日	利用時間等	休館日等
呉服町駅路上自転車駐車場	博多区上呉服町及び び店屋町	平成 25 年 4 月 1 日	終日	なし
川端自転車駐車場	博多区下川端町	平成 11 年 3 月 1 日	午前 6 時から翌日午 前 0 時 30 分まで	なし
冷泉公園自転車駐車場	博多区上川端町	平成 21 年 2 月 1 日	終日	なし

(注 8)

[施設情報]

施設名称	土地面積 (㎡)		構造	施設内容
	市有地	借地		
呉服町駅路上自転車駐車場	※	-	平面	自動精算式駐輪機
川端自転車駐車場	958	-	地下 1 層	自動精算式ゲート、コンベア
冷泉公園自転車駐車場	※	-	平面	自動精算式駐輪機

※路上、公園 (地下式除く) 自転車駐車場は、面積管理を行っておらず収容台数による管理を行っている。

Ⅲ. -5 福岡市自転車駐車場（清流公園自転車駐車場等）（088）

<施設の概要>

施設名称	清流公園自転車駐車場 他2施設（注9）
現地視察	対象外
所在地	（注9）
所管部署	管理部道路管理課
施設区分	駐車場
開設年月日	（注9）
運営形態	指定管理者制度（利用料金制度無）
根拠条例等	福岡市自転車駐車場条例 福岡市自転車駐車場条例施行規則
設置目的	自転車から鉄道への乗り継ぎの利便性を図るとともに、駅周辺における放置自転車の諸問題の解消を図ることを目的としている。 (市ホームページ)
事業内容	(1) 利用の承認に関する業務 (2) 駐車料の徴収に関する業務 (3) 利用の制限に関する業務 (4) 措置の命令に関する業務 (5) 施設及び附属設備の維持及び修繕に関する業務 (6) その他市長が必要と認める業務 (福岡市自転車駐車場条例第17条)
施設情報	（注10）
利用時間等	（注9）
休館日等	（注9）

<施設の利用状況>

施設名称	H26年度（収容台数はH26/12/1現在）		
	収容台数（台） a	1日平均利用台数 （台） b	年間平均利用率 b÷a
清流公園自転車駐車場	425	254	59.9%
中島公園自転車駐車場	352	63	18.0%
中洲川端駅路上自転車駐車場	280	147	52.4%

<使用料の概要>

- ① 福岡市自転車駐車場（東区）と同様。

<使用料収入及び減免実績>

(単位:千円)

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
使用料収入 (駐車料)		H26 年度供用開始		20,458
減免実績	減免件数			-件
	減免額			-

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入 (駐車料) [再掲]	-	-	20,458
歳 入 計	-	-	20,458
② 指定管理料	-	-	7,523
③ 人件費 (行政職員に係るもの)	-	-	2,352
歳 出 計	-	-	9,875

[受益者負担割合の算定]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	-	-	20,458
② 減免実績 [再掲]	-	-	-
収 益 計 (①+②)	-	-	20,458
③ 歳出計 [再掲]	-	-	9,875
④ 減価償却費	-	-	-
費 用 計 (③+④)	-	-	9,875
受 益 者 負 担 割 合 (収 益 計 / 費 用 計)	-	-	207.2%

(注 9)

[施設名称、所在地等の情報]

施設名称	所在地	開設年月日	利用時 間等	休館 日等
清流公園自転車駐車場	博多区中洲四丁目及 び中洲五丁目	平成 26 年 4 月 1 日	終日	なし
中島公園自転車駐車場	博多区中洲中島町	平成 26 年 4 月 1 日	終日	なし
中洲川端駅路上自転車駐車場	博多区上川端町及び 中洲三丁目	平成 26 年 4 月 1 日	終日	なし

(注 10)

[施設情報]

施設名称	土地面積 (㎡)		構造	施設内容
	市有地	借地		
清流公園自転車駐車場	※	-	平面	自動精算式駐輪機
中島公園自転車駐車場	※	-	平面	自動精算式駐輪機
中洲川端駅路上自転車駐車場	※	-	平面	自動精算式駐輪機

※路上、公園 (地下式除く) 自転車駐車場は、面積管理を行っておらず収容台数による管理を行っている。

Ⅲ. -6 福岡市自転車駐車場（中央区）（089）

<施設の概要>

施設名称	赤坂駅路上自転車駐車場 他 10 施設（注 11）
現地視察	対象外
所在地	（注 11）
所管部署	管理部道路管理課
施設区分	駐車場
開設年月日	（注 11）
運営形態	指定管理者制度（利用料金制度無）
根拠条例等	福岡市自転車駐車場条例 福岡市自転車駐車場条例施行規則
設置目的	自転車から鉄道への乗り継ぎの利便性を図るとともに、駅周辺における放置自転車の諸問題の解消を図ることを目的としている。 （市ホームページ）
事業内容	(1) 利用の承認に関する業務 (2) 駐車料の徴収に関する業務 (3) 利用の制限に関する業務 (4) 措置の命令に関する業務 (5) 施設及び附属設備の維持及び修繕に関する業務 (6) その他市長が必要と認める業務 （福岡市自転車駐車場条例第 17 条）
施設情報	（注 12）
利用時間等	（注 11）
休館日等	（注 11）

<施設の利用状況>

施設名称	H26 年度（収容台数は H26/12/1 現在）		
	収容台数（台） a	1 日平均利用台数 （台） b	年間平均利用率 b ÷ a
赤坂駅路上自転車駐車場	549	448	81.6%
薬院駅北自転車駐車場	200	516	115.7%
薬院駅南自転車駐車場	246		
薬院大通駅自転車駐車場	204	135	66.1%
桜坂駅自転車駐車場	114	21	18.6%
六本松駅自転車駐車場	120	291	※ 240.6%
六本松駅路上自転車駐車場	80	65	81.3%
大濠公園駅路上自転車駐車場	320	87	27.2%
唐人町駅自転車駐車場	262	123	47.0%
唐人町駅路上自転車駐車場	204	83	40.6%
渡辺通駅路上自転車駐車場	450	269	59.7%

※収容台数が年度途中で変わったものは、当該変更を加味して計算した。

<使用料の概要>

- ① 福岡市自転車駐車場（東区）と同様。

<使用料収入及び減免実績>

(単位：千円)

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
使用料収入（駐車料）		48,027	50,316	55,190
減免実績	減免件数	77 件	93 件	161 件
	減免額	市からの回答なし		106

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位：千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入（駐車料）[再掲]	48,027	50,316	55,190
歳 入 計	48,027	50,316	55,190
② 指定管理料	52,219	53,386	56,205
③ 人件費（行政職員に係るもの）	2,878	2,665	3,024
④ 物件費（大規模修繕費）	1,811	-	3,218
歳 出 計	56,908	56,051	62,447

[受益者負担割合の算定]

(単位：千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	48,027	50,316	55,190
② 減免実績 [再掲]	市から回答なし		106
収 益 計 (①+②)	48,027	50,316	55,296
③ 歳出計 [再掲]	56,908	56,051	62,447
④ 減価償却費	5,561	5,561	5,561
費 用 計 (③+④)	62,470	61,612	68,008
受 益 者 負 担 割 合 (収 益 計 / 費 用 計)	76.9%	81.7%	81.3%

(注 11)

[施設名称、所在地等の情報]

施設名称	所在地	開設年月日	利用時間等	休館日等
赤坂駅路上自転車駐車場	中央区大名二丁目、舞鶴一丁目、舞鶴二丁目、舞鶴三丁目及び赤坂一丁目	平成 19 年 6 月 1 日	終日	なし
薬院駅北自転車駐車場	中央区渡辺通四丁目	平成 9 年 4 月 7 日	終日	なし
薬院駅南自転車駐車場	中央区平尾一丁目	平成 9 年 4 月 7 日	午前 6 時から午後 12 時まで	なし
薬院大通駅自転車駐車場	中央区薬院四丁目	平成 17 年 2 月 1 日	午前 6 時から翌日午前 0 時 30 分まで	なし
桜坂駅自転車駐車場	中央区桜坂一丁目	平成 17 年 2 月 1 日	午前 6 時から翌日午前 0 時 30 分まで	なし
六本松駅自転車駐車場	中央区六本松二丁目	平成 17 年 2 月 1 日	午前 6 時から翌日午前 0 時 30 分まで	なし
六本松駅路上自転車駐車場	中央区六本松四丁目	平成 17 年 2 月 1 日	終日	なし
大濠公園駅路上自転車駐車場	中央区大手門三丁目、荒戸一丁目、荒戸二丁目及び大濠公園	平成 15 年 1 月 14 日	終日	なし
唐人町駅自転車駐車場	中央区荒戸三丁目	平成元年 4 月 10 日	午前 6 時から午後 10 時まで	なし
唐人町駅路上自転車駐車場	中央区黒門及び唐人町一丁目	平成 15 年 1 月 14 日	終日	なし
渡辺通駅路上自転車駐車場	中央区渡辺通一丁目、渡辺通二丁目、渡辺通三丁目、渡辺通四丁目及び渡辺通五丁目	平成 22 年 1 月 10 日	終日	なし

(注 12)

[施設情報]

施設名称	土地面積 (㎡)		構造	施設内容
	市有地	借地		
赤坂駅路上自転車駐車場	※	-	平面	自動精算式駐輪機
薬院駅北自転車駐車場	-	273	平面	管理棟、フェンス
薬院駅南自転車駐車場	-	298	平面	管理棟、フェンス、駐輪ラック
薬院大通駅自転車駐車場	464	-	地下 1 層	自動精算式駐輪機、コンベア
桜坂駅自転車駐車場	377	-	平面	管理棟、屋根、自動精算式駐輪機
六本松駅自転車駐車場	336	-	平面	管理棟、屋根、自動精算式駐輪機
六本松駅路上自転車駐車場	-	91	平面	自動精算式駐輪機
大濠公園駅路上自転車駐車場	※	-	平面	機械式駐輪機
唐人町駅自転車駐車場	276	-	鉄筋 3 層	駐輪ラック、コンベア
唐人町駅路上自転車駐車場	※	-	平面	機械式駐輪機
渡辺通駅路上自転車駐車場	※	-	平面	自動精算式駐輪機

※路上、公園（地下式除く）自転車駐車場は、面積管理を行っておらず収容台数による管理を行っている。

Ⅲ. -7 福岡市自転車駐車場（天神地区）（090）

<施設の概要>

施設名称	天神自転車駐車場 他4施設（注13）
現地視察	天神自転車駐車場
所在地	（注13）
所管部署	管理部道路管理課
施設区分	駐車場
開設年月日	（注13）
運営形態	指定管理者制度（利用料金制度無）
根拠条例等	福岡市自転車駐車場条例 福岡市自転車駐車場条例施行規則
設置目的	自転車から鉄道への乗り継ぎの利便性を図るとともに、駅周辺における放置自転車の諸問題の解消を図ることを目的としている。 （市ホームページ）
事業内容	(1) 利用の承認に関する業務 (2) 駐車料の徴収に関する業務 (3) 利用の制限に関する業務 (4) 措置の命令に関する業務 (5) 施設及び附属設備の維持及び修繕に関する業務 (6) その他市長が必要と認める業務 （福岡市自転車駐車場条例第17条）
施設情報	（注14）
利用時間等	（注13）
休館日等	（注13）

<施設の利用状況>

施設名称	H26年度（収容台数はH26/12/1現在）		
	収容台数（台） a	1日平均利用台数 （台） b	年間平均利用率 b÷a
天神自転車駐車場	1,502	1,712	114.0%
天神路上自転車駐車場	1,878	1,601	85.2%
天神南駅自転車駐車場	68	94	138.9%
天神中央公園自転車駐車場	406	235	57.8%
長浜公園自転車駐車場	72	45	61.9%

<使用料の概要>

①福岡市自転車駐車場（東区）と同様。

<使用料収入及び減免実績>

（単位：千円）

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
使用料収入（駐車料）		98,509	99,939	105,769
減免実績	減免件数	41 件	36 件	51 件
	減免額	市から回答なし		43

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

（単位：千円）

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入（駐輪料）[再掲]	98,509	99,939	105,769
歳 入 計	98,509	99,939	105,769
② 指定管理料	68,914	66,804	69,375
③ 人件費（行政職員に係るもの）	2,878	2,665	3,024
④ 物件費（大規模修繕費）	2,351	2,726	3,841
歳 出 計	74,144	72,195	76,240

[受益者負担割合の算定]

（単位：千円）

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	98,509	99,939	105,769
② 減免実績 [再掲]	市から回答なし		43
収 益 計 (①+②)	98,509	99,939	105,812
③ 歳出計 [再掲]	74,144	72,195	76,240
④減価償却費	22,965	22,965	22,965
費 用 計 (③+④)	97,109	95,161	99,205
受 益 者 負 担 割 合 (収 益 計 / 費 用 計)	101.4%	105.0%	106.7%

(注 13)

[施設名称、所在地等の情報]

施設名称	所在地	開設年月日	利用時間等	休館日等
天神自転車駐車場	中央区天神二丁目	平成 3 年 1 月 10 日	終日	なし
天神路上自転車駐車場	中央区渡辺通五丁目、天神一丁目、天神二丁目、天神三丁目、天神四丁目、天神五丁目、大名二丁目及び舞鶴一丁目	平成 12 年 3 月 1 日	終日	なし
天神南駅自転車駐車場	中央区渡辺通五丁目	平成 17 年 2 月 1 日	午前 6 時から翌日午前 0 時 30 分まで	なし
天神中央公園自転車駐車場	中央区天神一丁目	平成 18 年 7 月 18 日	終日	なし
長浜公園自転車駐車場	中央区舞鶴一丁目	平成 18 年 6 月 22 日	終日	なし

(注 14)

[施設情報]

施設名称	土地面積 (㎡)		構造	施設内容
	市有地	借地		
天神自転車駐車場	1,132	-	地下 2 層	駐輪ラック、コンベア
天神路上自転車駐車場	※	-	平面	自動精算式駐輪機、機械式駐輪機
天神南駅自転車駐車場	175	-	平面	管理棟、屋根、自動精算式駐輪機
天神中央公園自転車駐車場	-	413	平面	自動精算式駐輪機
長浜公園自転車駐車場	※	-	平面	自動精算式駐輪機

※路上、公園（地下式除く）自転車駐車場は、面積管理を行っておらず収容台数による管理を行っている。

Ⅲ. -8 福岡市自転車駐車場（きらめき通り）（091）

<施設の概要>

施設名称	きらめき通り自転車駐車場	
現地視察	対象外	
所在地	福岡市中央区天神二丁目	
所管部署	管理部道路管理課	
施設区分	駐車場	
開設年月日	平成 16 年 3 月 1 日	
運営形態	指定管理者制度（利用料金制度無）	
根拠条例等	福岡市自転車駐車場条例 福岡市自転車駐車場条例施行規則	
設置目的	自転車から鉄道への乗り継ぎの利便性を図るとともに、駅周辺における放置自転車の諸問題の解消を図ることを目的としている。 （市ホームページ）	
事業内容	(1) 利用の承認に関する業務 (2) 駐車料の徴収に関する業務 (3) 利用の制限に関する業務 (4) 措置の命令に関する業務 (5) 施設及び附属設備の維持及び修繕に関する業務 (6) その他市長が必要と認める業務 （福岡市自転車駐車場条例第 17 条）	
施設情報	土地面積	615 m ²
	うち市有地面積	615 m ²
	うち借地面積	- m ²
	構造	地下 3 層
	施設内容	自動精算式ゲート、コンベア
利用時間等	午前 6 時から翌日午前 0 時 30 分まで	
休館日等	1 月 1 日	

<施設の利用状況>

施設名称	H26 年度（収容台数は H26/12/1 現在）		
	収容台数（台） a	1 日平均利用台数 （台） b	年間平均利用率 b ÷ a
きらめき通り自転車駐車場	589	405	68.7%

<使用料の概要>

①福岡市自転車駐車場（東区）と同様。

<使用料収入及び減免実績>

(単位：千円)

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
使用料収入（駐車料）		8,820	8,465	8,511
減免実績	減免件数	市から回答なし	28 件	38 件
	減免額	市から回答なし		34

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位：千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入（駐車料）[再掲]	8,820	8,465	8,511
歳 入 計	8,820	8,465	8,511
② 指定管理料	15,054	13,169	13,067
③ 人件費（行政職員に係るもの）	2,878	2,665	3,024
歳 出 計	17,933	15,834	16,091

[受益者負担割合の算定]

(単位：千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	8,820	8,465	8,511
② 減免実績 [再掲]	市から回答なし		34
収 益 計 (①+②)	8,820	8,465	8,545
③ 歳出計 [再掲]	17,933	15,834	16,091
④ 減価償却費	4,968	4,968	4,968
費 用 計 (③+④)	22,901	20,802	21,059
受 益 者 負 担 割 合 (収 益 計 / 費 用 計)	38.5%	40.7%	40.6%

Ⅲ. -9 福岡市自転車駐車場（南区）（092）

<施設の概要>

施設名称	笹原駅西自転車駐車場 他 10 施設（注 15）
現地視察	対象外
所在地	（注 15）
所管部署	管理部道路管理課
施設区分	駐車場
開設年月日	（注 15）
運営形態	指定管理者制度（利用料金制度無）
根拠条例等	福岡市自転車駐車場条例 福岡市自転車駐車場条例施行規則
設置目的	自転車から鉄道への乗り継ぎの利便性を図るとともに、駅周辺における放置自転車の諸問題の解消を図ることを目的としている。 （市ホームページ）
事業内容	(1) 利用の承認に関する業務 (2) 駐車料の徴収に関する業務 (3) 利用の制限に関する業務 (4) 措置の命令に関する業務 (5) 施設及び附属設備の維持及び修繕に関する業務 (6) その他市長が必要と認める業務 （福岡市自転車駐車場条例第 17 条）
施設情報	（注 16）
利用時間等	（注 15）
休館日等	（注 15）

<施設の利用状況>

施設名称	H26 年度（収容台数は H26/12/1 現在）		
	収容台数（台） a	1 日平均利用台数 （台） b	年間平均利用率 b÷a
笹原駅西自転車駐車場	200	371	128.0%
笹原駅西第 2 自転車駐車場	90		
平尾駅自転車駐車場	335	221	66.0%
高宮駅高架下自転車駐車場	120	82	68.1%
高宮駅東自転車駐車場	170	97	57.0%
高宮駅西自転車駐車場	530	395	74.6%
大橋駅高架下自転車駐車場	1,699	1,613	94.9%
大橋駅路上自転車駐車場	443	389	87.9%
井尻駅前自転車駐車場	1,673	1,006	60.2%
井尻駅東自転車駐車場	271	51	18.7%
井尻駅西自転車駐車場	115	82	71.0%

<使用料の概要>

①福岡市自転車駐車場（東区）と同様。

<使用料収入及び減免実績>

(単位：千円)

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
使用料収入（駐車料）		110,131	111,436	108,246
減免実績	減免件数	1,578	1,922	1,525
	減免額	市から回答なし		561

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位：千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入（駐車料）[再掲]	110,131	111,436	108,246
歳 入 計	110,131	111,436	108,246
② 指定管理料	83,659	83,948	87,240
③ 人件費（行政職員に係るもの）	1,693	1,534	1,848
④ 物件費（大規模修繕費）	6,141	5,490	546
⑤ 物件費（賃借料）	4,858	4,858	4,775
歳 出 計	96,351	95,830	94,409

[受益者負担割合の算定]

(単位：千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	110,131	111,436	108,246
② 減免実績 [再掲]	市からの回答なし		561
収 益 計 (①+②)	110,131	111,436	108,808
③ 歳出計 [再掲]	96,351	95,830	94,409
④ 減価償却費	38,354	38,354	38,354
費 用 計 (③+④)	134,705	134,184	132,763
受 益 者 負 担 割 合 (収 益 計 / 費 用 計)	81.8%	83.0%	82.0%

(注 15)

[施設名称、所在地等の情報]

施設名称	所在地	開設年月日	利用時間等	休館日等
笹原駅西自転車駐車場	南区井尻三丁目	昭和 62 年 4 月 20 日	午前 6 時から午後 10 時まで	なし
笹原駅西第 2 自転車駐車場	南区井尻三丁目	平成 10 年 11 月 21 日	終日	なし
平尾駅自転車駐車場	南区高宮一丁目	平成 6 年 1 月 17 日	午前 6 時から午後 12 時まで	なし
高宮駅高架下自転車駐車場	南区玉川町	昭和 53 年 3 月 3 日	午前 6 時から午後 10 時まで	なし
高宮駅東自転車駐車場	南区大楠三丁目	昭和 53 年 3 月 3 日	午前 6 時から午後 10 時まで	なし
高宮駅西自転車駐車場	南区高宮三丁目	昭和 63 年 6 月 6 日	午前 6 時から午後 12 時まで	なし
大橋駅高架下自転車駐車場	南区大橋一丁目	昭和 53 年 3 月 3 日	午前 6 時から午後 12 時まで	なし
大橋駅路上自転車駐車場	南区大橋一丁目	平成 10 年 4 月 1 日	終日	なし
井尻駅前自転車駐車場	南区井尻四丁目	昭和 63 年 4 月 18 日	午前 6 時から午後 12 時まで	なし
井尻駅東自転車駐車場	南区井尻一丁目	昭和 60 年 1 月 8 日	午前 6 時から午後 10 時まで	なし
井尻駅西自転車駐車場	南区井尻五丁目	平成 15 年 6 月 16 日	終日	なし

(注 16)

[施設情報]

施設名称	土地面積 (㎡)		構造	施設内容
	市有地	借地		
笹原駅西自転車駐車場	-	293	平面	管理棟、屋根、フェンス
笹原駅西第 2 自転車駐車場	-	133	平面	駐輪ラック
平尾駅自転車駐車場	-	436	鉄骨 2 層	駐輪ラック
高宮駅高架下自転車駐車場	-	232	平面	管理棟、フェンス
高宮駅東自転車駐車場	244	-	平面	管理棟、屋根、フェンス
高宮駅西自転車駐車場	-	338	鉄骨 3 層	駐輪ラック、コンベア
大橋駅高架下自転車駐車場	-	1,273	鉄筋 2 層	管理棟、駐輪ラック、フェンス
大橋駅路上自転車駐車場	※	-	平面	機械式駐輪機
井尻駅前自転車駐車場	856	-	鉄骨 3 層	駐輪ラック、コンベア
井尻駅東自転車駐車場	455	-	平面	管理棟、屋根、フェンス
井尻駅西自転車駐車場	-	168	平面	自動精算式駐輪機

※路上、公園（地下式除く）自転車駐車場は、面積管理を行っておらず収容台数による管理を行っている。

Ⅲ. -10 福岡市自転車駐車場（城南区）（093）

<施設の概要>

施設名称	別府駅自転車駐車場 他7施設（注17）
現地視察	対象外
所在地	（注17）
所管部署	管理部道路管理課
施設区分	駐車場
開設年月日	（注17）
運営形態	指定管理者制度（利用料金制度無）
根拠条例等	福岡市自転車駐車場条例 福岡市自転車駐車場条例施行規則
設置目的	自転車から鉄道への乗り継ぎの利便性を図るとともに、駅周辺における放置自転車の諸問題の解消を図ることを目的としている。 （市ホームページ）
事業内容	(1) 利用の承認に関する業務 (2) 駐車料の徴収に関する業務 (3) 利用の制限に関する業務 (4) 措置の命令に関する業務 (5) 施設及び附属設備の維持及び修繕に関する業務 (6) その他市長が必要と認める業務 （福岡市自転車駐車場条例第17条）
施設情報	（注18）
利用時間等	（注17）
休館日等	（注17）

<施設の利用状況>

施設名称	H26年度（収容台数はH26/12/1現在）		
	収容台数（台） a	1日平均利用台数 （台） b	年間平均利用率 b÷a
別府駅自転車駐車場	440	183	41.7%
茶山駅東自転車駐車場	134	26	19.3%
茶山駅西自転車駐車場	171	81	47.1%
金山駅自転車駐車場	385	91	23.7%
七隈駅自転車駐車場	58	143	245.8%
七隈駅路上自転車駐車場	83	5	5.9%
福大前駅自転車駐車場	222	110	49.7%
梅林駅自転車駐車場	131	72	54.6%

<使用料の概要>

①福岡市自転車駐車場（東区）と同様。

<使用料収入及び減免実績>

(単位：千円)

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
使用料収入（駐車料）		14,115	15,453	16,198
減免実績	減免件数	271 件	251 件	352 件
	減免額	市から回答なし		98

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位：千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入（駐車料）[再掲]	14,115	15,453	16,198
歳 入 計	14,115	15,453	16,198
② 指定管理料	53,584	53,739	56,615
③ 人件費（行政職員に係るもの）	1,693	1,534	1,848
④ 物件費（大規模修繕費）	-	350	-
歳 出 計	55,278	55,623	58,463

[受益者負担割合の算定]

(単位：千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	14,115	15,453	16,198
② 減免実績 [再掲]	市からの回答なし		98
収 益 計 (①+②)	14,115	15,453	16,296
③ 歳出計 [再掲]	55,278	55,623	58,463
④ 減価償却費	6,512	6,512	6,512
費 用 計 (③+④)	61,789	62,134	64,974
受 益 者 負 担 割 合 (収 益 計 / 費 用 計)	22.8%	24.9%	25.1%

(注 17)

[施設名称、所在地等の情報]

施設名称	所在地	開設年月日	利用時間等	休館日等
別府駅自転車駐車場	城南区別府三丁目	平成 17 年 2 月 1 日	午前 6 時から翌日 午前 0 時 30 分まで	なし
茶山駅東自転車駐車場	城南区茶山一丁目	平成 17 年 2 月 1 日	午前 6 時から翌日 午前 0 時 30 分まで	なし
茶山駅西自転車駐車場	城南区別府六丁目	平成 17 年 2 月 1 日	午前 6 時から翌日 午前 0 時 30 分まで	なし
金山駅自転車駐車場	城南区金山団地	平成 17 年 2 月 1 日	午前 6 時から翌日 午前 0 時 30 分まで	なし
七隈駅自転車駐車場	城南区七隈八丁目	平成 17 年 2 月 1 日	午前 6 時から翌日 午前 0 時 30 分まで	なし
七隈駅路上自転車駐車場	城南区七隈四丁目 及び七隈七丁目	平成 17 年 2 月 1 日	終日	なし
福大前駅自転車駐車場	城南区七隈八丁目	平成 17 年 2 月 1 日	午前 6 時から翌日 午前 0 時 30 分まで	なし
梅林駅自転車駐車場	城南区梅林四丁目	平成 17 年 2 月 1 日	午前 6 時から翌日 午前 0 時 30 分まで	なし

(注 18)

[施設情報]

施設名称	土地面積 (㎡)		構造	施設内容
	市有地	借地		
別府駅自転車駐車場	336	-	鉄筋 3 層	自動精算式駐輪機、コンベア
茶山駅東自転車駐車場	259	-	平面	屋根、自動精算式駐輪機
茶山駅西自転車駐車場	308	-	鉄筋 1 層 複合	自動精算式駐輪機
金山駅自転車駐車場	295	-	鉄筋 5 階 3 層	自動精算式駐輪機、コンベア
七隈駅自転車駐車場	139	-	平面	管理棟、屋根、自動精算式駐輪機
七隈駅路上自転車駐車場	※	-	平面	自動精算式駐輪機
福大前駅自転車駐車場	323	-	平面	管理棟、屋根、自動精算式駐輪機
梅林駅自転車駐車場	321	-	平面	管理棟、屋根、自動精算式駐輪機

※路上、公園（地下式除く）自転車駐車場は、面積管理を行っておらず収容台数による管理を行っている。

Ⅲ. -11 福岡市自転車駐車場（早良区）（094）

<施設の概要>

施設名称	西新駅中央自転車駐車場 他 15 施設（注 19）
現地視察	対象外
所在地	（注 19）
所管部署	管理部道路管理課
施設区分	駐車場
開設年月日	（注 9）
運営形態	指定管理者制度（利用料金制度無）
根拠条例等	福岡市自転車駐車場条例 福岡市自転車駐車場条例施行規則
設置目的	自転車から鉄道への乗り継ぎの利便性を図るとともに、駅周辺における放置自転車の諸問題の解消を図ることを目的としている。 (市ホームページ)
事業内容	(1) 利用の承認に関する業務 (2) 駐車料の徴収に関する業務 (3) 利用の制限に関する業務 (4) 措置の命令に関する業務 (5) 施設及び附属設備の維持及び修繕に関する業務 (6) その他市長が必要と認める業務 (福岡市自転車駐車場条例第 17 条)
施設情報	（注 20）
利用時間等	（注 19）
休館日等	（注 19）

<施設の利用状況>

施設名称	H26 年度（収容台数は H26/12/1 現在）		
	収容台数（台） a	1 日平均利用台数 （台） b	年間平均利用率 b÷a
西新駅中央自転車駐車場	1,016	1,673	155.5%
西新駅東自転車駐車場	60		
西新駅西自転車駐車場	200	132	65.9%
西新駅南自転車駐車場	290	171	59.1%
西新駅北自転車駐車場	592	119	20.1%
西新駅路上自転車駐車場	352	314	89.1%
藤崎駅第 1 自転車駐車場	150	1,064	176.2%
藤崎駅第 2 自転車駐車場	454		
室見駅前自転車駐車場	719	178	24.7%
室見駅南自転車駐車場	726	1,119	154.1%
野芥駅自転車駐車場	128	368	287.3%
野芥駅路上自転車駐車場	362	75	20.6%
賀茂駅南自転車駐車場	241	502	208.1%
賀茂駅北自転車駐車場	162	44	26.9%
次郎丸駅自転車駐車場	188	306	162.8%
次郎丸駅路上中央自転車駐車場	30	14	46.1%

<使用料の概要>

①福岡市自転車駐車場（東区）と同様。

<使用料収入及び減免実績>

(単位:千円)

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
使用料収入（駐車料）		111,436	118,877	114,443
減免実績	減免件数	1,286 件	1,329 件	1,883 件
	減免額	市から回答なし		770

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入（駐車料）[再掲]	111,436	118,877	114,443
歳 入 計	111,436	118,877	114,443
② 指定管理料	126,668	128,037	132,777
③ 人件費（行政職員に係るもの）	1,693	1,534	1,848
④ 物件費（大規模修繕費）	2,773	2,955	3,660
⑤ 物件費（賃借料）	8,243	7,549	7,493
歳 出 計	139,378	140,075	145,777

[受益者負担割合の算定]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	111,436	118,877	114,443
② 減免実績 [再掲]	市から回答なし		770
収 益 計 (①+②)	111,436	118,877	115,213
③ 歳出計 [再掲]	139,378	140,075	145,777
④ 減価償却費	17,600	17,600	17,600
費 用 計 (③+④)	156,978	157,675	163,378
受 益 者 負 担 割 合 (収 益 計 / 費 用 計)	71.0%	75.4%	70.5%

(注 19)

[施設名称、所在地等の情報]

施設名称	所在地	開設年月日	利用時間等	休館日等
西新駅中央自転車駐車場	早良区西新四丁目	平成 8 年 10 月 14 日	午前 6 時から翌日 午前 0 時 30 分まで	なし
西新駅東自転車駐車場	早良区西新二丁目	昭和 60 年 3 月 13 日	終日	なし
西新駅西自転車駐車場	早良区西新五丁目	昭和 56 年 1 月 1 日	午前 6 時から午後 10 時まで	なし
西新駅南自転車駐車場	早良区西新四丁目	昭和 61 年 10 月 1 日	午前 6 時から午後 10 時まで	なし
西新駅北自転車駐車場	早良区西新三丁目	平成 15 年 4 月 1 日	午前 6 時から午後 10 時まで	なし
西新駅路上自転車駐車場	早良区西新一丁目、 西新二丁目、 西新三丁目及び西 新四丁目	平成 14 年 3 月 25 日	終日	なし
藤崎駅第 1 自転車駐車場	早良区百道二丁目	昭和 56 年 12 月 4 日	午前 6 時から午後 10 時まで	なし
藤崎駅第 2 自転車駐車場	早良区百道二丁目	昭和 58 年 3 月 22 日	午前 6 時から翌日 午前 0 時 30 分まで	なし
室見駅前自転車駐車場	早良区室見一丁目	昭和 60 年 10 月 1 日	午前 6 時から翌日 午前 0 時 30 分まで	なし
室見駅南自転車駐車場	早良区室見五丁目	昭和 63 年 4 月 1 日	午前 6 時から翌日 午前 0 時 30 分まで	なし
野芥駅自転車駐車場	早良区野芥二丁目	平成 17 年 2 月 1 日	午前 6 時から翌日 午前 0 時 30 分まで	なし
野芥駅路上自転車駐車場	早良区野芥一丁目 及び野芥二丁目	平成 17 年 2 月 1 日	終日	なし
賀茂駅南自転車駐車場	早良区賀茂三丁目	平成 17 年 2 月 1 日	午前 6 時から翌日 午前 0 時 30 分まで	なし
賀茂駅北自転車駐車場	早良区賀茂三丁目	平成 17 年 2 月 1 日	午前 6 時から翌日 午前 0 時 30 分まで	なし
次郎丸駅自転車駐車場	早良区次郎丸四丁 目	平成 17 年 2 月 1 日	午前 6 時から翌日 午前 0 時 30 分まで	なし
次郎丸駅路上自転車駐車場	早良区次郎丸一丁 目	平成 17 年 2 月 1 日	終日	なし

(注 20)

[施設情報]

施設名称	土地面積 (㎡)		構造	施設内容
	市有地	借地		
西新駅中央自転車駐車場	858	-	鉄骨2層	駐輪ラック、コンベア、フェンス
西新駅東自転車駐車場	63	-	平面	フェンス
西新駅西自転車駐車場	754	-	平面	管理棟、屋根、フェンス
西新駅南自転車駐車場	-	374	平面	管理棟、屋根、フェンス
西新駅北自転車駐車場	1,182	-	平面	管理棟、フェンス
西新駅路上自転車駐車場	※	-	平面	機械式駐輪機
藤崎駅第1自転車駐車場	220	-	平面	管理棟、屋根、フェンス
藤崎駅第2自転車駐車場	787	-	平面	管理棟、屋根、フェンス、駐輪ラック
室見駅前自転車駐車場	1,147	-	平面	管理棟、屋根、フェンス、駐輪ラック
室見駅南自転車駐車場	559	-	鉄骨6層	駐輪ラック
野芥駅自転車駐車場	264	-	平面	管理棟、屋根、自動精算式駐輪機
野芥駅路上自転車駐車場	-	372	平面	自動精算式駐輪機
賀茂駅南自転車駐車場	580	-	平面	管理棟、屋根、自動精算式駐輪機
賀茂駅北自転車駐車場	208	-	平面	屋根、自動精算式駐輪機
次郎丸駅自転車駐車場	393	-	平面	管理棟、屋根、自動精算式駐輪機
次郎丸駅路上自転車駐車場	-	34	平面	自動精算式駐輪機

※路上、公園（地下式除く）自転車駐車場は、面積管理を行っておらず収容台数による管理を行っている。

Ⅲ. -12 福岡市自転車駐車場（西区）（095）

<施設の概要>

施設名称	姪浜駅高架下東自転車駐車場 他3施設（注21）
現地視察	対象外
所在地	（注21）
所管部署	管理部道路管理課
施設区分	駐車場
開設年月日	（注21）
運営形態	指定管理者制度（利用料金制度無）
根拠条例等	福岡市自転車駐車場条例 福岡市自転車駐車場条例施行規則
設置目的	自転車から鉄道への乗り継ぎの利便性を図るとともに、駅周辺における放置自転車の諸問題の解消を図ることを目的としている。 （市ホームページ）
事業内容	(1) 利用の承認に関する業務 (2) 駐車料の徴収に関する業務 (3) 利用の制限に関する業務 (4) 措置の命令に関する業務 (5) 施設及び附属設備の維持及び修繕に関する業務 (6) その他市長が必要と認める業務 （福岡市自転車駐車場条例第17条）
施設情報	（注20）
利用時間等	（注19）
休館日等	（注19）

<施設の利用状況>

施設名称	H26年度（収容台数はH26/12/1現在）		
	収容台数（台） a	1日平均利用台数 （台） b	年間平均利用率 b÷a
姪浜駅高架下東自転車駐車場	653	325	49.8%
姪浜駅高架下西自転車駐車場	2,593	3,568	137.6%
今宿駅西自転車駐車場	1,352	414	30.6%
周船寺駅前自転車駐車場	1,147	1,006	87.7%

<使用料の概要>

①福岡市自転車駐車場（東区）と同様。

<使用料収入及び減免実績>

(単位:千円)

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
使用料収入（駐車料）		97,054	102,147	93,577
減免実績	減免件数	1,981 件	2,093 件	2,618 件
	減免額	市から回答なし		982

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入（駐車料）[再掲]	97,054	102,147	93,577
歳 入 計	97,054	102,147	93,577
② 指定管理料	70,054	70,904	73,569
③ 人件費（行政職員に係るもの）	1,693	1,534	1,848
④ 物件費（大規模修繕費）	25	3,306	-
⑤ 物件費（賃借料）	2,013	2,013	1,998
歳 出 計	73,785	77,757	77,415

[受益者負担割合の算定]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	97,054	102,147	93,577
② 減免実績 [再掲]	市から回答なし		982
収 益 計 (①+②)	97,054	102,147	94,559
③ 歳出計 [再掲]	73,785	77,757	77,415
④ 減価償却費	7,699	7,699	7,699
費 用 計 (③+④)	81,484	85,456	85,114
受 益 者 負 担 割 合 (収 益 計 / 費 用 計)	119.1%	119.5%	111.1%

(注 21)

[施設名称、所在地等の情報]

施設名称	所在地	開設年月日	利用時間等	休館日等
姪浜駅高架下東自転車駐 車場	西区姪の浜四丁目	昭和 59 年 1 月 20 日	午前 6 時から翌日 午前 0 時 45 分まで	なし
姪浜駅高架下西自転車駐 車場	西区姪の浜五丁目	昭和 58 年 3 月 22 日	午前 6 時から翌日 午前 0 時 45 分まで	なし
今宿駅西自転車駐車場	西区今宿一丁目	平成 14 年 4 月 1 日	午前 6 時から翌日 午前 0 時 45 分まで	なし
周船寺駅前自転車駐車場	西区周船寺二丁目	平成 9 年 10 月 20 日	午前 6 時から翌日 午前 0 時 45 分まで	なし

(注 22)

[施設情報]

施設名称	土地面積 (㎡)		構造	施設内容
	市有地	借地		
姪浜駅高架下東自転車駐車場	-	800	平面	管理棟、駐輪ラック、フェンス
姪浜駅高架下西自転車駐車場	1,976		鉄筋 2 層	管理棟、駐輪ラック、フェンス
今宿駅西自転車駐車場	1,204	-	鉄筋 2 層	駐輪ラック、コンベア
周船寺駅前自転車駐車場	994	-	鉄筋 3 層	駐輪ラック、コンベア

視点1 施設の有効活用

①(意見) 利用率20%未満の自転車駐車場の利用促進策等の検討について(各自転車駐車場)

【現状】

市では、歩行者や車椅子等の安全な通行の確保、都市景観の向上を図るために、総合的な自転車対策として「駐輪場の整備」「モラル・マナーの啓発」「放置自転車の撤去」の3項目を柱に取り組んでいる。

自転車駐車場の整備に関して、市内の駅周辺を中心に、有料自転車駐車場については91施設、無料自転車駐車場については41施設が設置されている。

有料自転車駐車場の施設ごとの利用状況については、<施設の利用状況>に記載したとおりであるが、平成26年度における有料自転車駐車場全体の収容台数、1日平均利用台数及び年間平均利用率については次のとおりである。

<有料自転車駐車場全体の収容台数等>

有料自転車駐車場全体の収容台数(台) a	有料自転車駐車場全体の1日平均利用台数(台) b	有料自転車駐車場全体の年間平均利用率 $b \div a$
40,721	35,116	86.2%

※出所:「市資料」を基に監査人作成

<年間平均利用率による分類>

年間平均利用率による分類	施設数	施設数合計に対する割合
0%以上 20%未満	6 施設	6.6%
20%以上 40%未満	9 施設	9.9%
40%以上 60%未満	22 施設	24.2%
60%以上 80%未満	11 施設	12.1%
80%以上 100%未満	15 施設	16.5%
100%以上	28 施設	30.7%
合計	91 施設	100%

※上記利用率は、売上金額を基に算出した利用率であり、近隣の自転車駐車場で定期券の受付・販売を一括して行っている施設があることから、実際の利用率とは一部異なる。

※出所:「市資料」を基に監査人作成

有料自転車駐車場全体の年間平均利用率は86.2%となっていることから、全体としてみるとおおむね利用状況は良好といえる。

しかし、年間平均利用率が100%以上の施設が28施設と、全体の30.7%を占めている。利用率が100%以上とは、1日平均利用台数が収容台数を超過している状態、すなわち駐車スペース一箇所につき1日平均で1回以上利用されているという状態である。しかし、年間平均利用率が40%未満の自転車駐車場が15施設と、全体の16.5%となっており、年間平均利用率が高い施設と低い施設が混在していることがわかる。

その中でも年間平均利用率が20%未満になっている施設は6施設ある。当該施設につき、年間平均利用率が20%未満の理由を所管部署に確認したところ、次のような回答を得た。

<年間平均利用率 20%未満の施設>

施設名称	収容台数 (台) a	1日平均利用台数 (台) b	年間平均利用率 b÷a
年間平均利用率 20%未満のである理由 (市の回答)			
香椎駅東自転車駐車場	340	55	16.3%
	<p>香椎駅東自転車駐車場の定期券の受付・販売を香椎駅南自転車駐車場で一括して行っており、香椎駅東自転車駐車場の定期利用者数が香椎駅南自転車駐車場に反映されている。よって、香椎駅東自転車駐車場の利用率が統計上低くなっている。なお、両自転車駐車場の利用状況を見ると、一定の駐輪需要があるといえる。</p> <p>平成 26 年度の実態調査結果によると、瞬間の利用率は 52.1%となっており、一定の駐輪需要があるものと考えている。</p>		
中島公園自転車駐車場	352	63	18.0%
	<p>中島公園自転車駐車場は昨年度供用開始した駐輪場であるため、自転車利用者の認知が低く、利用率が低い水準にあるものと思料される。</p> <p>平成 26 年度の実態調査結果によると、瞬間の利用率は 34.7%となっており、一定の駐輪需要があるものと考えているが、昨年度の供用開始のため、自転車利用者の認知が低く、利用率も低いものと考えており、更なる自転車利用者への情報提供を行っていく。</p>		
桜坂駅自転車駐車場	114	21	18.6%
	<p>桜坂駅自転車駐車場の年間平均利用率は 18.6%ではあるものの、一方で平成 26 年度の実態調査結果によると、瞬間の利用率が 25.4%であり、一定の駐輪需要があるといえる。</p>		
井尻駅東自転車駐車場	271	51	18.7%
	<p>井尻駅東自転車駐車場の定期券の受付・販売を井尻駅前自転車駐車場で一括して行っており、井尻駅東自転車駐車場の定期利用者数が井尻駅前自転車駐車場に反映されている。よって、井尻駅東自転車駐車場の利用率が統計上低くなっている。なお、両自転車駐車場の利用状況を見ると、一定の駐輪需要があるといえる。</p> <p>平成 26 年度の実態調査結果によると、瞬間の利用率は 35.1%となっており、一定の駐輪需要があるものと考えている。</p>		
茶山駅東自転車駐車場	134	26	19.3%
	<p>茶山駅東自転車駐車場の定期券の受付・販売を茶山駅西自転車駐車場で一括して行っており、茶山駅東自転車駐車場の定期利用者数が茶山駅西自転車駐車場に反映されている。よって、茶山駅東自転車駐車場の利用率が統計上低くなっている。なお、両自転車駐車場の利用状況を見ると、一定の駐輪需要があるといえる。</p> <p>平成 26 年度の実態調査結果によると、瞬間の利用率は 35.1%となっており、一定の駐輪需要があるものと考えている。</p>		
七隈駅路上自転車駐車場	83	5	5.9%
	<p>七隈駅路上自転車駐車場では、七隈駅路上自転車駐車場の定期券の受付・販売を一括して行っており、七隈駅路上自転車駐車場の定期利用者数が七隈駅自転車駐車場に反映されている。また、利用者全体が七隈駅自転車駐車場に集中している。よって、両自転車駐車場の間で統計上利用率に差が生じている。</p> <p>平成 28 年度に一部の路上駐輪場を廃止する予定としている。</p>		

※出所：「市資料」及び「市回答」

【意見】

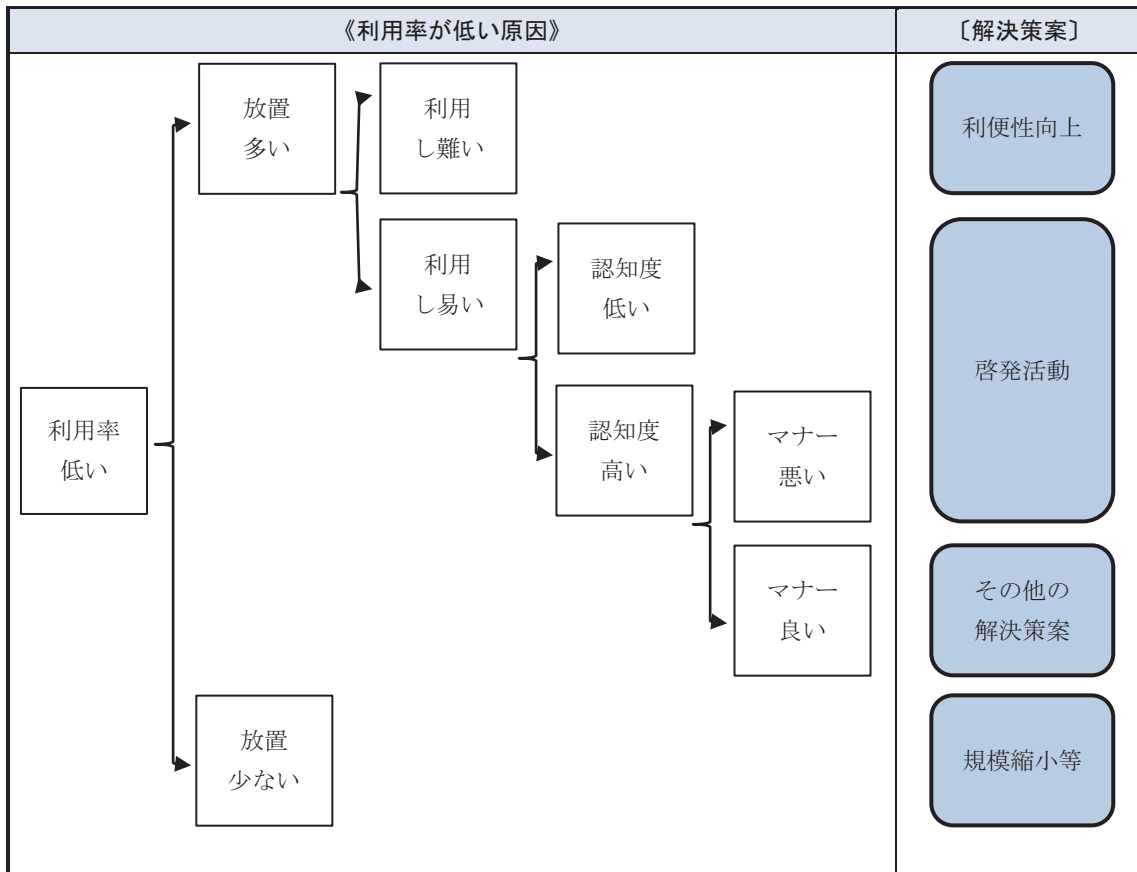
有料自転車駐車場の利用率が低い理由について、市の回答をみると①近隣の有料自転車駐車場で定期券の受付を一括して行っており、統計上低くなっている、②設置後間もないため認知度が低い、③近隣の有料自転車駐車場に集中している、とのことである。この他にも、④有料自転車駐車場が利用し難い等の理由が考えられる。

なお、①の場合でも、実態調査の結果を見ると、香椎駅東自転車駐車場 52.1%、井尻駅東自転車駐車場 35.1%、茶山駅東自転車駐車場 35.1%であり、全自転車駐車場平均の利用率 86.4%と比較すると高い利用状況とはいえない。

また、桜坂駅自転車駐車場について、実態調査の結果では 25.4%であり一定の駐輪需要があるとの市の回答を得たが、こちらも同じく高い利用状況にあるとはいえない。

有料自転車駐車場の利用率が低い原因を要素別に細分化するとともに、その解決策案は次のとおりと考えられる。

<利用率が低い原因及びその解決策案>



利用率が低い水準にある施設については、次のような原因分析を行った上で、取組むべき解決策を検討することが望ましい。

まず、①放置自転車が多いにも関わらず、有料自転車駐車場の利用率が低い場合は、当該自転車駐車場が利用し難い可能性がある。駅から離れている、自転車が停め辛い、屋根がない等がその要因と考えられる。この場合、市は駐車料金の変更等の利便性を向上させる方策を検討することが望ましい。(なお、駐車料金変更の検討に関しては、下記「視点2 受益者負担のあり方 ② (意見) 弾力的な駐車料金の設定に関する検討について (各自転車駐車場)」において弾力的な料金設定の検討について記載している)。

次に、②有料自転車駐車場は利用し易いにも関わらず放置自転車が多い場合が考えられる。この原因を更に細分化すると、有料自転車駐車場の認知度が低いことが考えられる。この場合、市は当該自転車駐車場の周辺を中心に普及啓発活動を強力に実施することが望ましい。なお、利用し易く、認知度が高いにも関わらず、結果的に放置自転車が発生する可能性も有り得るが、通常はこのようなケースは稀である。

また、③原因を分析する過程で、そもそも放置自転車が少ない場合もあり得る。この場合、そもそも有料自転車駐車場を設置した目的は主に放置自転車対策であることから、当該自転車駐車場の必要性にも関わってくる。よって、必要に応じて、放置自転車対策に対する影響を考慮しながら、台数の縮小や廃止をすることにより、整備費用や用地の賃借料等を減少させることが望まれる。

視点2 受益者負担のあり方

①（結果）使用料の設定根拠の明確化及び明文化について（各自転車駐車場）

【現状】

福岡市自転車駐車場における現在の使用料について、その設定根拠・理由を所管部署に質問したところ、設定根拠等は特になく、使用料の設定根拠・理由を明文化した文書の保存もないとの回答を得た。

【指摘事項】

本施設について使用料の具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。

これらのことは、福岡市自転車駐車場条例及び同施行規則に定めた使用料について重要な不備があると言わざるを得ない。

使用料は施設に係る収入として重要な項目であり、施設で提供する行政サービスの内容、受益者負担のあり方等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき使用料を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、使用料の設定根拠が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。

以上から、使用料の根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。

②（意見）弾力的な駐車料金の設定に関する検討について（各自転車駐車場）

【現状】

「視点1 施設の有効活用 ①（意見）利用率20%未満の自転車駐車場の利用促進策等の検討について（各自転車駐車場）」に記載したとおり、有料自転車駐車場91施設のうち、年間平均利用率が高い施設と低い施設が混在している。特に比較的近隣に位置するにもかかわらず、年間平均利用率に差が生じている施設も存在している。

平成26年度において、利用率がおおむね100%超と30%未満の施設で、かつ、比較的近隣に位置している施設について、市にその理由等を質問したところ次のような回答を得た。

<利用率に差が生じている施設及び理由>

施設名称	所在地	収容台数 (台) a	1日平均 利用台数 (台) b	年間平均 利用率 b÷a	利用率に差が生じている理由 (市の回答)
七隈駅自転車駐車場	城南区七隈八丁目	58	143	245.8%	七隈駅自転車駐車場では、七隈駅路上自転車駐車場の定期券の受付・販売を一括して行っており、七隈駅路上自転車駐車場の定期利用者数が七隈駅自転車駐車場に反映されている。

施設名称	所在地	収容台数 (台) a	1日平均 利用台数 (台) b	年間平均 利用率 b÷a	利用率に差が生じている理由 (市の回答)
七隈駅路上 自転車駐車場	城南区七隈 四丁目及び 七隈七丁目	83	5	5.9%	また、利用者全体が七隈駅自転車駐車場に集中している。 よって、両自転車駐車場の間で統計上利用率に差が生じている。 <差を解消するための施策> 七隈駅路上駐輪場を一部廃止し、七隈駅自転車駐車場の収容台数の拡大を行う。
室見駅南自転車駐車場	早良区室見 五丁目	726	1,119	154.1%	室見駅南自転車駐車場では、室見駅前自転車駐車場の定期券の受付・販売を一括して行っており、室見駅前自転車駐車場の定期利用者が室見駅南自転車駐車場に反映されている。よって、両自転車駐車場の間で統計上利用率に差が生じている。 <差を解消するための施策> 特になし
室見駅前自転車駐車場	早良区室見 一丁目	719	178	24.7%	
野芥駅自転車駐車場	早良区野芥 二丁目	128	368	287.3%	野芥駅自転車駐車場では、野芥駅路上自転車駐車場の定期券の受付・販売を一括して行っており、野芥駅路上自転車駐車場の定期利用者が野芥駅自転車駐車場に反映されている。よって、両自転車駐車場の間で統計上利用率に差が生じている。 <差を解消するための施策> 特になし
野芥駅路上 自転車駐車場	早良区野芥 一丁目及び 野芥二丁目	362	75	20.6%	
賀茂駅南自転車駐車場	早良区賀茂 三丁目	241	502	208.1%	賀茂駅南自転車駐車場では、賀茂駅北自転車駐車場の定期券の受付・販売を一括して行っており、賀茂駅北自転車駐車場の定期利用者が賀茂駅南自転車駐車場に反映されて

施設名称	所在地	収容台数 (台) a	1日平均 利用台数 (台) b	年間平均 利用率 b÷a	利用率に差が生じている理由 (市の回答)
賀茂駅北自転車駐車場	早良区賀茂三丁目	162	44	26.9%	いる。よって、両自転車駐車場の間で統計上利用率に差が生じている。 <差を解消するための施策> 特になし

※出所：「市資料」を基に監査人作成

所管部署の回答によれば、比較的近隣に位置するにも関わらず、利用率に差が生じている理由は、①近隣の自転車駐車場で定期券の受付・販売を一括して行っているため、②一方の自転車駐車場に利用者が集中しており他方の自転車駐車場の利用率が低くなっているため、というものであった。

【意見】

自転車駐車場は<施設の概要>の[施設情報]に記載したとおり、管理人の有無、フェンスの有無、屋根の有無、精算方式の相違、駐車方法の相違等、施設ごとに整備状況が異なり、また駅や目的地までの距離等も施設ごとに異なる。このように施設ごとに有する特性が異なれば、それに応じて施設ごとの利用者ニーズの有無も異なるといえる。

しかし、一部の例外を除いて(天神自転車駐車場の一時利用料金が1回50円に設定されている等)、施設ごとの特性や利用者ニーズに差異があるにもかかわらず、市内の自転車駐車場の駐車料金は一律に設定されている。

所管部署の回答のとおり、定期券の受付・販売を一括して行っていることによる統計上の利用率の差もあると考えられる。しかし、施設の特性が異なるにもかかわらず一律の駐車料金となっているために、一方の自転車駐車場に利用者が集中しており他方の自転車駐車場の利用率が低くなっている現状もあると考える。

よって、単に低利用率の自転車駐車場を縮小することを検討するのみならず、高利用率の施設から低利用率の施設へ利用者を誘導し、自転車駐車場の利用状況を平準化するため、施設ごとに存在する特性や利用者ニーズを分類し、その分類に従った弾力的な料金設定を検討することが望まれる。

なお、施設ごとの特性や利用者ニーズを踏まえた弾力的な料金設定については、「自転車等駐車場の整備のあり方に関するガイドライン(第1版)」(平成24年11月 国土交通省都市局)において、次のような記載があることから、弾力的な駐車料金の設定は許容されると考える。

<弾力的な料金設定の必要性について>

3.1 駅周辺の自転車等駐車場整備の新たな展開

鉄道利用の通勤・通学客については、従来から路外自転車等駐車場の整備を進めてきており、放置自転車が減少する等の効果を上げている。一方で、近年は自転車等駐車場の利用率が低下している等、整備をしても使われていない自転車等駐車場も増えつつある。このため、以下の施策を行う必要がある。

【施策の考え方1】

利用者のニーズに応じた自転車等駐車場利用を誘導するよう、駅から離れた自転車等駐車場の料金を

安く設定する等、料金設定やサービスの工夫により駐輪需要を平準化するような工夫を行っていく必要がある。

(中略)

(1) 料金設定による自転車等駐車場の有効利用

自転車等駐車場の利用促進や自転車等駐車場間の利用率の平準化を図るため、駅などの目的地からの距離や施設の設備などに応じて、駐車料金の格差を設けることが考えられる。

※出所：国土交通省「自転車等駐車場の整備のあり方に関するガイドライン（第1版）」

③（意見）一時利用料金と定期利用料金の関係について（天神自転車駐車場）

【現状】

天神自転車駐車場については、次のような目的から、平成23年12月から社会実験を行い、通常の利用時間が午前6時から午前0時30分まで、一時利用料金が1日（1回）100円であるところ、利用時間を24時間、一時利用料金を1日（1回）50円と設定した。その後、一定の効果が認められ、平成25年4月より条例を変更したうえで本格実施に至った。

＜天神自転車駐車場における社会実験の実施目的＞

天神地区の路上駐輪場は、通勤目的等の長時間利用により早朝から満車状態であり、通勤時間帯以降の短時間利用者が駐車できないことが、放置自転車の一要因になっていると思われる。そこで通勤目的等の路上駐輪利用者を可能な限り路外（天神駐輪場）に誘導する施策を実施することで、短時間利用者の駐車スペースを確保し、放置自転車削減に繋がらないか検証するもの

※出所：「市決裁文書」

本格実施後の天神自転車駐車場における自転車の駐車料金については、次のように設定されている。

＜天神自転車駐車場の駐車料金＞

利用の種類		利用期間	通常	共通定期乗車券
定期利用	学生	1月	1,200円	900円
		3月	3,400円	2,500円
		6月	6,400円	4,600円
	一般	<u>1月</u>	<u>1,900円</u>	1,450円
		3月	5,400円	4,050円
		6月	10,200円	7,500円
一時利用	<u>1日（1回）</u>	<u>（3時間以内）無料</u> <u>（3時間超）50円</u>		

※出所：「福岡市自転車駐車場条例」を基に監査人作成

天神自転車駐車場における変更後の一時利用料金は、1日（1回）50円であるため、1か月に30回利用すると1,500円となる。

一方で、1か月定期利用料金（一般・共通定期乗車券以外）は1,900円であり、一時利用料金で利用したほうが400円安いことになる。

利用頻度等を考慮し利用者の便宜を図るため、長期間連続で利用した場合の一時利用料金よりも定期利用料金のほうが安くなるのが一般的である。しかし、天神自転車駐車場においては前述のような目的で一時利用料金のみを変更したことから、このような逆転が生

じている。

この点、所管部署に質問を行ったところ、次のような回答を得た。

＜一時利用料金と定期利用料金の関係についての市の回答＞

<ul style="list-style-type: none">・天神自転車駐車場単体だけで見れば料金体系が矛盾しているが、放置自転車対策は地区ごとに実施すべきものであり、天神地区全体で考えれば、その地区にある複数の種類の駐輪場に複数の料金体系があることは、それだけ利用者にとって選択肢が多くなるということであるから、利用者にとっても望ましいことである。・天神駐輪場で定期利用を望む利用者に対しては、利用形態や利用頻度によっては一時利用料金のほうが安く利用できる場合がある旨、伝達した上で、それでも定期利用を希望される利用者に販売しているため、問題はないと考える。

＜天神地区における自転車駐車場の料金体系＞

施設名	一時利用料金	定期利用料金（一般・1か月）
天神自転車駐車場	(3時間以内) 無料 (3時間超) 50円	1,900円
天神路上自転車駐車場	100円	
天神南駅自転車駐車場	100円	1,900円
天神中央公園自転車駐車場	100円	1,900円
長浜公園自転車駐車場	100円	1,900円
きらめき通り自転車駐車場	(3時間以内) 無料 (3時間超) 100円	1,900円

【意見】

天神自転車駐車場の一時利用料金と定期利用料金について、放置自転車対策の視点からは天神地区全体として料金体系を考える必要があり、その地区において複数の料金体系を設けることで利用者の選択肢を増やしている、という市の回答の趣旨に特に異論はない。

しかし、利用者の視点で考えれば、現状の天神自転車駐車場における料金設定は、一般的な一時利用料金と定期利用料金とは異なる関係性になっているため、利用者の誤解を招きかねない料金設定であると考えられる。

料金の設定に当たっては、自転車駐車場の設置目的である放置自転車対策の視点を主眼に置いたうえで、可能な限り利用者に誤解を与えない料金設定のあり方を検討することが望まれる。

④（意見）望ましい受益者負担割合の検討について（各自転車駐車場）

【現状】

現状の有料自転車駐車場における受益者負担割合を試算したところ、＜受益者負担割合の算定＞に記載したとおりであるが、施設の規模や設備内容等が異なるため、20%～200%程度と施設によって大きく異なっていた。

【意見】

有料自転車駐車場の施設区分は駐車場に該当する。受益者負担割合マトリクスに当てはめると、駐車場としての望ましい受益者負担割合はH・I（75%～100%）と考えられる。

有料自転車駐車場については、市が整備する第一の理由は放置自転車対策にあるため、行政の関与は相当程度必要であると考ええる。また、自転車駐車場の附置義務を除けば、民間で提供される類似施設の数はい少ないが、自転車駐車場の経営による収益獲得が可能であることから、市場性は高いと考える。

以上を踏まえれば、望ましい受益者負担割合は75%（受益者負担割合マトリクスのH）と考えられる。

＜受益者負担割合マトリクス＞

高 ↑ 市場性 ↓ 低	G 50%	H 75%	I 100%
	D 25%	E 50%	F 75%
	A 0%	B 25%	C 50%
	←必需的		選択的→

上記のとおり、現状の有料自転車駐車場における受益者負担割合は、20%～200%程度の水準となっており、望ましい受益者負担割合を上回る施設と下回る施設があった。

＜受益者負担割合＞

施設名	H24 年度	H25 年度	H26 年度	平均	※
福岡市自転車駐車場（東区）	72.7%	76.1%	75.9%	74.9%	→
福岡市自転車駐車場（博多区）	69.6%	75.7%	69.8%	71.7%	↓
福岡市自転車駐車場（博多駅地区）	136.1%	137.2%	114.0%	129.1%	↑
福岡市自転車駐車場（中洲川端地区）	53.5%	79.0%	90.5%	74.3%	→
福岡市自転車駐車場（清流公園自転車駐車場等）	-	-	207.2%	207.2%	↑
福岡市自転車駐車場（中央区）	76.9%	81.7%	81.3%	80.0%	↑
福岡市自転車駐車場（天神地区）	101.4%	105.0%	106.7%	104.4%	↑
福岡市自転車駐車場（きらめき通り）	38.5%	40.7%	40.6%	39.9%	↓
福岡市自転車駐車場（南区）	81.8%	83.0%	82.0%	82.3%	↑
福岡市自転車駐車場（城南区）	22.8%	24.9%	25.1%	24.3%	↓
福岡市自転車駐車場（早良区）	71.0%	75.4%	70.5%	72.3%	↓
福岡市自転車駐車場（西区）	119.1%	119.5%	111.1%	116.6%	↑

※：望ましい受益者負担割合75%との比較（上回る：↑、同程度：→、下回る：↓）

市は、本施設の特長や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。その結果、算定した受益者負担割合と望ましい受益者負担割合が乖離している場合には、原因を把握し

た上で乖離の解消に向けて検討することが望まれる。

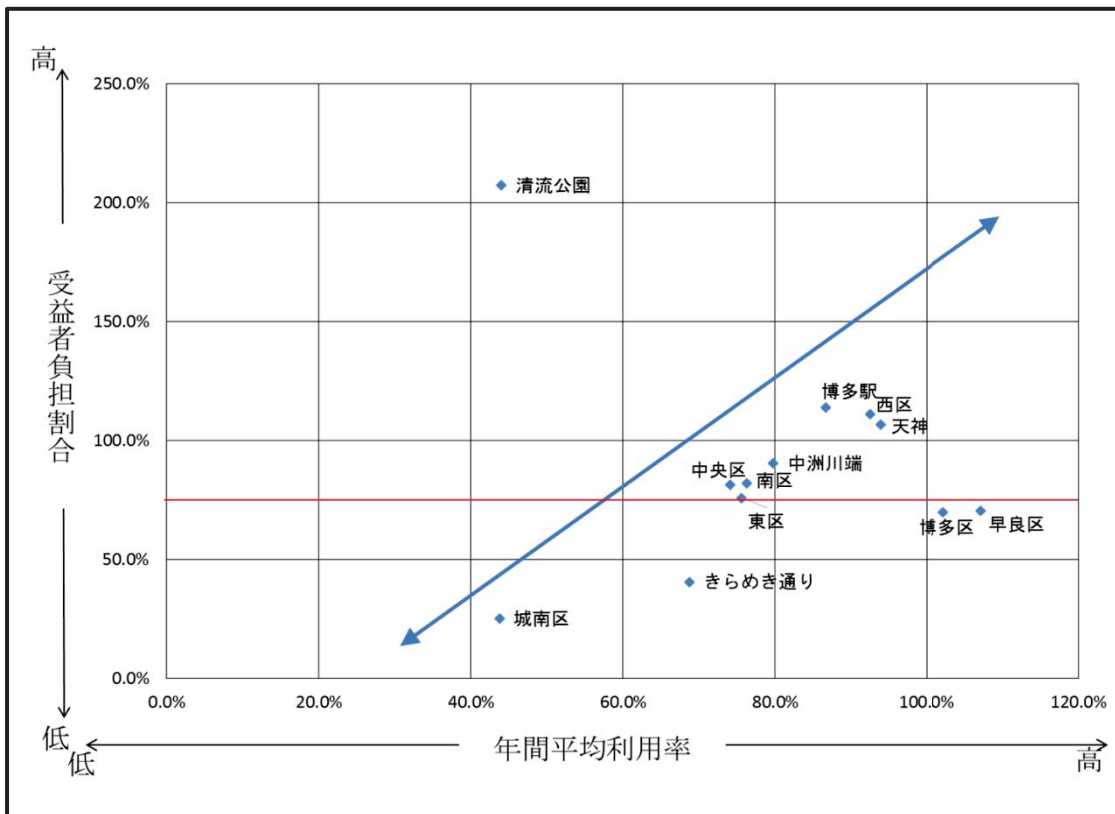
また、社会情勢や施設に係る費用等の変化が考えられることから、今後、定期的に受益者負担割合を算定し、望ましい受益者負担割合との乖離状況を把握していくことが望ましい。

なお、更に詳細に分析するため、各自転車駐車場における平成 26 年度の年間平均利用率及び受益者負担割合の関係を表及びプロット図で表すと次のとおりである。

<平成 26 年度年間平均利用率及び受益者負担割合の関係（表）>

施設名	略称	年間平均利用率	受益者負担割合
福岡市自転車駐車場（東区）	東区	75.6%	75.9%
福岡市自転車駐車場（博多区）	博多区	102.2%	69.8%
福岡市自転車駐車場（博多駅地区）	博多駅	86.7%	114.0%
福岡市自転車駐車場（中洲川端地区）	中洲川端	79.8%	90.5%
福岡市自転車駐車場（清流公園自転車駐車場等）	清流公園	44.0%	207.2%
福岡市自転車駐車場（中央区）	中央区	74.1%	81.3%
福岡市自転車駐車場（天神地区）	天神	93.9%	106.7%
福岡市自転車駐車場（きらめき通り）	きらめき通り	68.7%	40.6%
福岡市自転車駐車場（南区）	南区	76.3%	82.0%
福岡市自転車駐車場（城南区）	城南区	43.8%	25.1%
福岡市自転車駐車場（早良区）	早良区	107.2%	70.5%
福岡市自転車駐車場（西区）	西区	92.5%	111.1%

<平成 26 年度年間平均利用率及び受益者負担割合の関係（プロット図）>



プロット図から読み取れる年間平均利用率と受益者負担割合の関係性の傾向は、次のとおりである。

- ① 75%線の上側が望ましい受益者負担割合 75%超の自転車駐車場である。
- ② 年間平均利用率が低いと、受益者負担割合はおおむね低くなる傾向にある。
- ③ 清流公園については、平成 26 年度から供用が開始された自転車駐車場であり年間平均利用率は 50%未満と低いものの、路上自転車駐車場がメインであり使用料収入に対応する費用が低いことから、受益者負担割合は高くなっていると考えられる。

これらを踏まえると、例えば、福岡市自転車駐車場（城南区）のように、年間平均利用率が低く受益者負担割合も低くなっている場合には、①利用促進策を講じることで年間平均利用率を向上させるとともに使用料収入を増加させ受益者負担割合の上昇を図る、②規模を縮小等によるコスト削減による受益者負担割合の上昇をはかる等といった対策を検討することが望まれる。

一方、例えば福岡市自転車駐車場（博多区）や福岡市自転車駐車場（早良区）のように、年間平均利用率が高いにも関わらず受益者負担割合が望ましい水準より低い場合には、①発生する費用に対して使用料収入が低いと考えられるため料金設定を見直す、②使用料収入に対して費用が高いと考えられるためコスト削減をはかる等といった対策を検討することが望まれる。

なお、弾力的な駐車料金の設定に関する検討の必要性については、「②（意見）弾力的な駐車料金の設定に関する検討について（各自転車駐車場）」に記載したとおり、施設ごとの特性や利用者ニーズを踏まえた料金設定を検討するとともに、受益者負担割合についても料金設定の検討材料とすることが望まれる。

参考までに、市が設置する無料自転車駐車場（41 施設）について、その歳入及び歳出の発生状況等は次のとおりである。

なお、無料自転車駐車場についても、その設置目的は放置自転車対策であり、主に自転車放置禁止区域外に設置される駐車場である。

自転車放置禁止区域とは、自転車が放置されることにより生活環境や交通の円滑化が阻外される場所であり、区域内での自転車の放置は禁止される。当該区域内では放置自転車は保管所に移動され、一定期間経過後処分されることとなるため、当該区域内においては有料であっても自転車駐車場に駐車するインセンティブが働く。

一方で、自転車放置禁止区域外であれば、有料の自転車駐車場に駐車するインセンティブが区域内ほどは働かないため、無料の自転車駐車場が設置されることとなる。

[歳入・歳出の把握]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入 (駐車料)	無料施設のためゼロ		
② その他の収入	-	-	-
歳入計	-	-	-
③ 物件費 (修繕費)	722	1,623	3,035
④ 物件費 (賃借料)	7,214	7,214	6,599
歳出計	7,937	8,837	9,635

[受益者負担割合の算定]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	-	-	-
② 減免実績	-	-	-
収益計 (①+②)	-	-	-
③ 歳出計 [再掲]	7,937	8,837	9,635
④ 減価償却費	-	-	-
費用計 (③+④)	7,937	8,837	9,635
受益者負担割合 (収益計 / 費用計)	-%	-%	-%

無料の施設であり使用料収入はなく、その他の収入（目的外使用許可に係る収入等）もないため、歳入はゼロである。

歳出の主な内容は、賃借料及び修繕費である。

前述のとおり、当該施設の設置目的は放置自転車対策であり、安易な有料化は難しいと思われるが、費用の発生の状況及び放置自転車の状況の推移を注意深く把握し、自転車放置禁止区域の設定を前提とした無料自転車駐車場の有料化について絶えず検討していくことが望ましい。

⑤ 指定管理者の従事者による駐車料金の未払いについて（各自転車駐車場）

平成 27 年 7 月に、市民からの情報提供に基づき市が調査を行ったところ、駐車場を管理をしている指定管理者の従事者が、管理している駐車場に自転車で通勤し、駐車料金を支払わずに有料自転車駐車場に駐車していたことが判明した。

このため、市は、各指定管理者に対し未払い駐車料金の請求を行った。さらに市は各指定管理者に対し、通勤時の駐車場の適切な利用について、文書で指導するとともに、指定管理業務のモニタリングの際に状況確認を行う等、再発防止に努めるとしている。

一部の従事者による駐車料金の未払いは、利用者が利用料金を公平に負担する「受益者負担」の考え方にそぐわないものである。当該事案に関しては、監査の過程で発見したものではなく、かつ、市は再発防止に努めるとしているため、特段の意見は差し控えるが、特に留意すべき事項であるため報告書に記載した。

市は、今後とも指定管理者に対して受益者負担の考え方を周知徹底するとともに、指定管理者がその従事者の通勤方法等を適切に把握するよう継続して指導することを期待する。

(8) 港湾局

I. 福岡市営渡船(096)

<施設の概要>

施設名称	福岡市営渡船					
現地視察	対象外					
所在地	福岡市博多区築港本町 13-6 ほか					
所管部署	総務部客船事務所					
施設区分	企業会計施設・その他					
開設年月日	昭和 39 年 7 月 1 日					
運営形態	市直営					
根拠条例等	福岡市営渡船条例 福岡市営渡船条例施行規則					
設置目的	海上交通を確保し、市民の福祉を増進するため。 (福岡市営渡船条例第 1 条)					
事業内容	条例には記載されていない。					
施設情報 (船舶)	航路	船名	用途	船質	総トン数	建造年
	志賀島	きんいん	旅客船	軽合金(アルミ) 単胴型	19.00	平成 26 年
		きんいん 1	旅客船	軽合金(アルミ) 双胴型	120.00	平成 8 年
		きんいん 3	旅客船	軽合金(アルミ) 双胴型	145.00	平成 10 年
	能古	フラワーのこ	フェリー	鋼(両頭型)	169.00	平成 5 年
		レインボーのこ	フェリー	鋼(両頭型)	177.00	平成 13 年
	玄界島	ニューげんかい	旅客船	軽合金(アルミ) 単胴型	105.00	平成 9 年
	小呂島	ニューおろしま	旅客船	軽合金(アルミ) 単胴型	73.00	平成 12 年
※土地・建物情報については、(注 1) 参照。						
利用時間等	-					
休館日等	-					

<施設(船舶)の利用状況>

項目		H24 年度	H25 年度	H26 年度 (予算)
乗客人員状況	収入金額合計(千円) A	271,352	286,228	293,500
	乗客人員数合計(人) B	1,038,139	1,024,753	1,056,900
	平均単価(円) A/B	261	279	278
	乗船率(%)	15.53	16.09	-
車両貨物状況	収入金額合計(千円) A	78,939	70,898	81,530
	車両貨物件数合計(人) B	159,819	159,582	171,800
	平均単価(円) A/B	494	444	475

※出所:「市営渡船事業の概要(平成 27 年度)」を基に監査人作成

<使用料の概要>

使 用 料 (運 賃)	■概要		
	船舶の運賃には、普通乗船運賃、特殊手荷物運賃、貨物運賃、貸切運賃、遊覧運賃、自動車航送運賃等があり、各運賃の詳細は(注2)に記載のとおりである。(また、往復乗船や定期乗船、団体乗船等について別途割引がある。)		
	■金額 (単位:円) ※主なものを記載		
	※(注2)参照。		
使用料(運賃) の 減 免	■金額の設定根拠、見直し状況		
	市から、類似施設や近隣施設等の使用料情報を基に使用料を設定しているとの回答を得た。ただし本市の市営渡船は、海上運送法の適用を受け、一般旅客定期航路事業として運営しており、運賃の上限の設定や運賃の変更に当たっては、あらかじめ国の許認可を得ることが義務づけられている。運賃は、定期的に見直されている。平成9年度に改定して以来、しばらく据え置きが続いていたが、平成26年度の消費税増税に伴って、増額改定している。		
	■減免の有無		
	有		
	■減免内容		
		減免対象	減免額
		(1) 1歳未満の者	全額
		(2) 大人に同伴されて乗船する小児(1歳未満の者及び小学生を除く。)のうち大人1人について1人までのもの(団体割引運賃の適用を受ける者を除く。)	全額
		(3) 公務に従事している公務員で市長が必要と認める者 ・勤務中の警察職員、消防職員及び消防団員 ・郵便及び電報の集配人 ・市営渡船事業の職務遂行上乘船する者	全額
		(4) 市長が、特別の理由があると認めるとき(※注3参照)	(※注3参照)
	■減免内容の設定根拠、見直し状況		
	市から、減免内容は施設の設置・事業目的を基に減免制度を設定しているとの回答を得た。一方、減免根拠・理由を明文化した文書はない。ただし、福岡市営渡船条例施行規則第5条4項に定める「市長が特に必要と認める場合」については、特別決裁文書が保存されており、減免理由も明記されている。減免内容の見直しについては、過去5年超改定されておらず、現状も改定を検討していないとの回答を得た。		

<使用料収入及び減免実績>

(単位：千円)

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
使用料収入（運賃）		362,936	357,127	343,923
減免実績	減免件数（ただし、一部不明件数有）	53,789 件	57,191 件	57,794 件
	減免額（ただし、一部不明金額有）	10,353	12,074	12,010

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位：千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入（運賃）[再掲]	362,936	357,127	343,923
② その他の収入（広告事業によるもの）	381	381	252
③ その他の収入（自動販売機目的外使用許可）	1,113	1,113	714
④ その他の収入（①～③以外の収入）	43,377	41,562	42,969
⑤ その他の収入（国庫、県補助金等）	914,177	900,585	1,209,591
歳 入 計	1,321,984	1,300,768	1,597,450
⑥ 人にかかるコスト（人件費）	495,928	473,159	492,042
⑦ 施設にかかるコスト（物件費、維持補修費。船舶を含む）	637,245	582,360	609,628
⑧ その他の必要経費（補助費等）	29,218	28,702	25,531
⑨ 事業にかかる経費	48,307	48,112	41,983
⑩ 市債利子	4,279	2,665	2,233
⑪ 市債元金	107,008	56,928	43,333
⑫ 大規模修繕費（船舶への資本的支出含む）	-	108,841	382,700
歳 出 計	1,321,985	1,300,768	1,597,450

[受益者負担割合の算定]

(単位：千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計[再掲]	1,321,984	1,300,768	1,597,450
② その他の収入（広告事業によるもの）[再掲]	381	381	252
③ その他の収入（国庫、県補助金等）[再掲]	914,177	900,585	1,209,591
④ 減免実績（ただし、一部不明金額有）[再掲]	10,353	12,074	12,010
収 益 計（①－②－③＋④）	417,779	411,876	399,616
⑤ 歳出計[再掲]	1,321,985	1,300,768	1,597,450
⑥ その他の収入（広告事業によるもの）[再掲]	381	381	252
⑦ 市債元金 [再掲]	107,008	56,928	43,333
⑧ 減価償却費（船舶を含まない）	25,647	25,647	25,647
費 用 計（④－⑤－⑥＋⑦）	1,240,241	1,269,106	1,579,512
受 益 者 負 担 割 合（収益計 / 費用計）	33.7%	32.5%	25.3%

(注1)

[施設(旅客待合所)の状況について]

項	目	博多	西戸崎	志賀島	玄界島	姪浜	能古島	小呂島	
土地	面積 (㎡)	-	475	861	150	7,568	1,857	43	
	うち市有地面積	-	475	861	150	7,568	1,857	-	
	うち借地面積	-	-	-	-	-	-	43	
	駐 車 場	なし	なし	なし	なし	有料	なし	なし	
建物等	延床面積 (㎡)	810	151	370	91	493	448	25	
	所 有 状 況	賃借	所有	所有	所有	所有	所有	所有	
	階 層	3階	1階	2階	1階	1階	2階	1階	
	構 造	鉄骨造	木造	鉄筋コンクリート造					
	建 築 年	1990年	2004年	1994年	1985年	1986年	1992年	2000年	

(注2)

[運賃の詳細について]

(普通乗船運賃)

(単位:円)

区分	単位	博多-西戸崎	博多-志賀	西戸崎-志賀	能古-姪浜	玄界-博多	小呂-姪浜
大人	1人片道	440	670	230	230	860	1,760
小児	1人片道	220	340	120	120	430	880

(特殊手荷物運賃)

(単位:円)

種別	単位	博多-志賀	能古-姪浜	玄界-博多	小呂-姪浜
自転車・リヤカー	1台片道	420	120	420	970
原動機付自転車 (総排気量0.125リットル以下のもの)	1台片道	-	240	-	-
2輪の自動車 (総排気量 0.125リットル未満のもの)	1台片道	-	360	-	-
0.125リットルを超えるもの)	1台片道	-	480	-	-

(貨物運賃)

(単位:円)

単位	博多-志賀	能古-姪浜	玄界-博多	小呂-姪浜
容積0.05立方メートル又は容積により難い貨物については重量10キログラムまでごとに片道	170	110	170	350

※貨物の運賃は、上記の金額が上限となっており、貨物の種類ごとの実際の金額は、施行規則にて詳細に定められている。

(貸切運賃)

(単位：円)

単位 (30分ごと)	きんいん1	きんいん3	フラワーのこ	レインボー のこ	ニュー げんかい	ニュー おろしま
	74,000	83,000	86,000	86,000	58,000	28,000

(遊覧運賃)

(単位：円)

区分	博多—志賀—博多	博多—海の中道—博多	海の中道—海の中道
大人	1,800	1,000	1,000
小児	900	500	500

(自動車(2輪のものを除く)航送運賃)

(単位：円)

車体の長さ	能古・姪浜間(1台 片道)
3m未満	1,340
3m以上4m未満	1,540
4m以上5m以下	2,470
5mを超えるもの	2,470円に5mを超える部分1mまでごとに740円を加算する。

※出所：「福岡市営渡船条例」及び「福岡市営渡船条例施行規則」を基に監査人作成

(注3)

[運賃の減免(市長が、特別の理由があると認めるとき)について]

減免対象	減免額
(1) 次に掲げる心身障がい者 ・本市が発行する療育手帳の交付を受けた者で障がいの程度が重度と判定されたもの ・身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者(以下「身体障がい者」という。)で本市の区域内に住所を有し、かつ、次のいずれかに該当するもの ア 身体障害者福祉法施行規則に規定する身体障害者障害程度等級表の1級から3級までの認定を受けたもの イ 身体障がい者等級表の4級の認定を受けたもののうち、両眼の視力の和が0.09以上0.12以下のもの又は心臓、じん臓、呼吸器若しくは小腸の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	全額(普通乗船運賃及び遊覧運賃に限る)
(2) 次に掲げる者 ・療育手帳の交付を受けた者及び身体障がい者((1)に掲げる心身障がい者を除く。) ・療育手帳の交付を受けた者で障がいの程度が重度と判定されたものの介護者及び身体障がい者で(1)のア又はイに該当するものの介護者	半額(普通乗船運賃、定期乗船運賃及び遊覧運賃に限る)
(3) 小児(12歳未満の者及び12歳以上の小学生)で次のいずれかに該当する者の介護者 ・療育手帳の交付を受けた者(障がいの程度が重度と判定された者を除く。) ・身体障がい者((1)のア又はイに該当する者を除く。)	半額(定期乗船運賃に限る)
(4) 市長が特に必要と認める場合	規定なし

※出所：「福岡市営渡船条例」及び「福岡市営渡船条例施行規則」を基に監査人作成

視点1 施設の有効活用

① 有効活用の状況について

福岡市営渡船は、「海上交通を確保し、市民の福祉を増進する」ことを目的として、定期航路事業及び不定期航路事業を行っている。その歴史は古く、各航路の市営化の経緯は下記のとおりである。

<各航路の市営化までの経緯>

航路	経緯
志賀島航路	昭和8年に志賀村営の定期航路として開設。昭和28年に町制施行に伴う町営化を経て、昭和46年に福岡市との合併により、福岡市営渡船航路のひとつとなる。
能古航路	大正初期に残島村営の航路として開設。昭和5年頃から有志による残島渡船組合経営となったが、昭和22年に福岡市へ航路譲渡された。
玄界島（離島）航路	大正13年に玄界島漁業協同組合により運航開始。その後大幅赤字により、昭和48年に福岡市へ航路譲渡された。
小呂島（離島）航路	昭和4年に小呂島漁業協同組合により鮮魚運搬船として「小呂丸」の運航が開始されたが、その後の昭和60年、福岡市においても市営航路を新設。
（宮の浦航路）	昭和18年に、個人事業として郵便船の運航開始。昭和48年に福岡市へ航路譲渡されたが、利用の低迷等により平成9年に廃止。

※出所「市営渡船事業の概要（平成27年度）」

また、各航路の概要図は次ページのとおりである。福岡市営渡船は、特に離島住民にとっては、島と本土を結ぶ唯一の公共交通機関であり、通院・通学・通勤といった人の移動や、物資の輸送等にとって欠くことのできない、重要な生活インフラであり、その公共性は極めて高い。

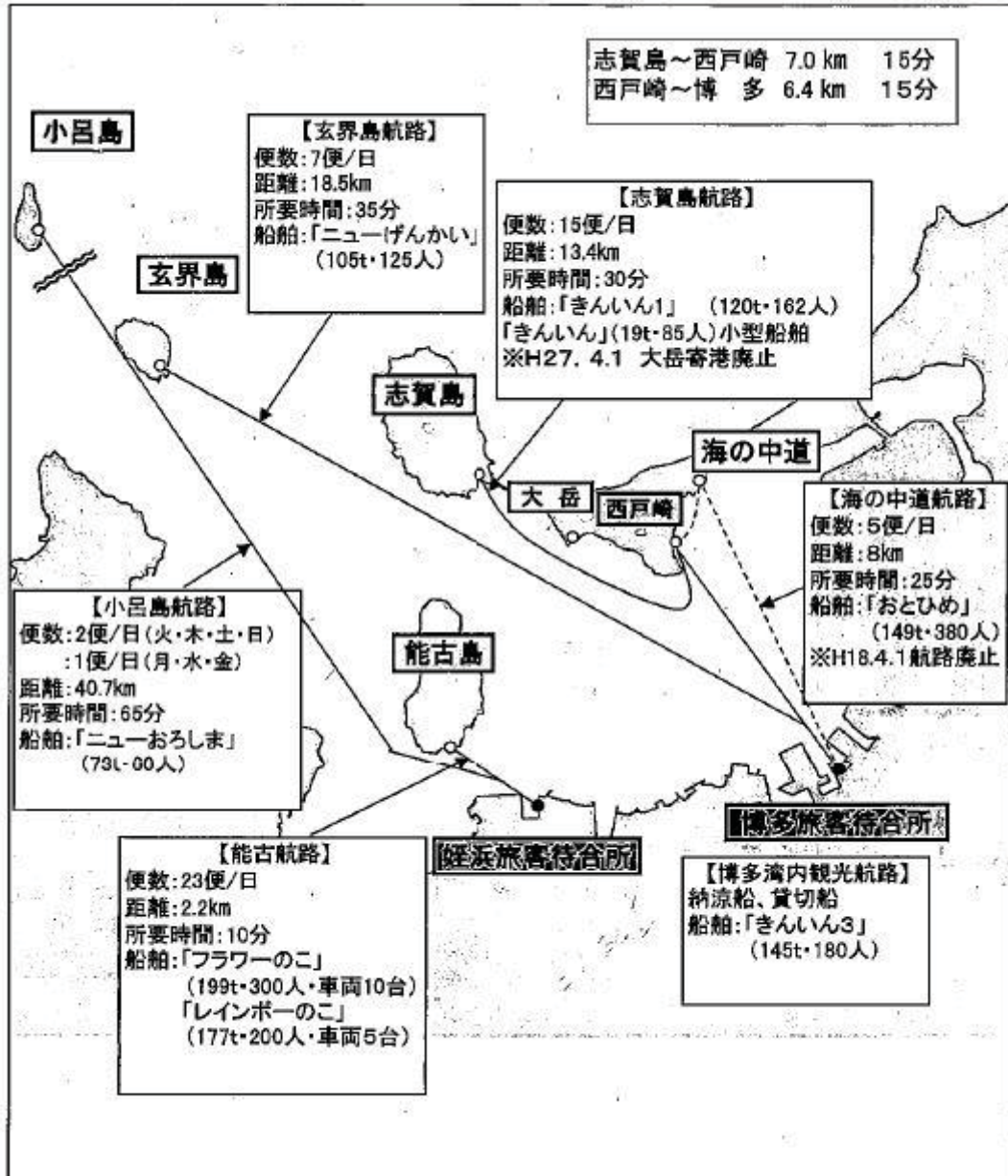
福岡県の離島振興計画（平成25年度～平成34年度）によれば、離島振興を目的とした施策の方向性のひとつとして、「交通通信の確保」を掲げており、「海上交通である定期航路は、島と本土を結ぶ唯一の公共交通機関であるとともに、島民の生活を支える上での重要な生活航路となっています。」と明示していることから、その必要性の高さがうかがえる。

一方、<受益者負担割合の算定>に記載したとおり、利用者数や使用料収入はおおむね横ばいが続いているものの、人件費や燃料費、船の維持補修費に莫大なコストが生じるため、毎年大幅な赤字を計上している状態である。事業の必要性自体には異論の余地は少ないものの、赤字幅の縮小を図る必要性から、船の小型化といった対応を行っている。今後、国土交通省九州運輸局とも連携しながら、離島航路の経営改善を目指しているところである。

現状、上記の課題はあるものの、有効活用の観点からは、特に離島住民の生活に欠かせない交通手段となっている点を踏まえると、渡船事業の趣旨に即して活用されているといえる。

監査の結果、本項について、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

<各航路の概要図>



※出所: 「市営渡船事業の概要 (平成 27 年度)」

視点2 受益者負担のあり方

①(結果) 減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について

【現状】

福岡市営渡船における現在の減免制度(減免規定)について、その設定根拠・理由を所管部署に質問したところ、施設の設置・事業目的を基に減免制度を設定しているとの回答を得た。しかし、使用料の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を明文化した文書は保存されていない。(下記「③(意見)特別決裁による減免内容の条例又は施行規則への明文化について」に記載された特別決裁分を除く。)

【指摘事項】

本施設について使用料の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。

これらのことは、福岡市営渡船条例及び同施行規則に定めた減免制度(減免規定)について重要な不備があると言わざるを得ない。

本来使用料については、利用者が公平に負担すべきものであるとともに、減免金額は市の歳入に影響する重要な項目でもある。このため、減免制度(減免規定)は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度(減免規定)を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。

以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。

②(意見) 条例等における減免金額の明文化について

【現状】

福岡市営渡船条例施行規則(以下、本施設において「施行規則」という。)第5条第4項において、「前2項に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める場合は、条例第6条第2項の規定により運賃を減免することがある。」と減免対象に関する記載がある。しかし、当該減免対象となった場合の減免金額については、福岡市営渡船条例(以下、本施設において「条例」という。)及び施行規則のいずれにも明記されていない。

<福岡市営渡船の減免内容>

(運賃の減免)

第5条 略

1~3 略

4 前2項に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める場合は、条例第6条第2項の規定により運賃を減免することがある。

※出所:「施行規則」

施行規則第5条第4項による減免の例としては、地元に住する高齢者割引や、青少年育成団体に対する学生並みの割引等があり、市は港湾局長までの特別決裁を経た上で、都度減免金額(割合)を決定している。しかし、例えば、同じ港湾局所管の博多港国際ターミナルをはじめとする多くの施設については、下記のような減免金額に関する規定が、博

多港国際ターミナル条例施行規則に記載されている。

＜博多港国際ターミナルの減免内容＞

(使用料の減免)

第15条 条例第11条の規定による使用料の減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ各号に定める額について行うものとする。

- (1) 市が主催し、又は共催する事業のために利用するとき 全額
- (2) 市が後援し、又は賛助する事業でその経費の一部を市が負担するものために利用するとき 半額
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき 市長が認める額

※出所：「博多港国際ターミナル条例施行規則」

【意見】

たとえ「市長が特に必要と認める場合」等の規定のように、減免対象となる範囲が市の判断に委ねられる場合であっても、当該減免対象に該当した場合の減免金額について、条例又は施行規則に明記しておくことが望ましい。すなわち、例えば「市長が認める額」として都度判断に委ねるのか、「何割を上限とする」として上限を定めたいうで都度判断に委ねるのか、「何割とする」として一律に規定するのか等を明記することが望まれる。

なぜならば、減免金額は、事業の収支に直結する重要な項目であり、その決定方針を条例や施行規則で表明することが、減免の妥当性を検討するうえで有用となるからである。「市長が特に必要と認める場合」の減免金額が、都度判断している（「市長が認める額」としている）のが実態であるならば、その方針が妥当であるか検討したうえで、条例又は施行規則で明記することが望まれる。

③（意見）特別決裁による減免内容の条例又は施行規則への明文化について

【現状】

「②（意見）条例等における減免金額の明文化について」に記載したとおり、施行規則第5条第4項において、「前2項に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める場合は、条例第6条第2項の規定により運賃を減免することがある。」と規定されている。当該規定を受けて、特別決裁を経たうえで、次の減免が認められている。

＜特別決裁による減免内容＞

航路	対象	減免内容	特別決裁日
全航路	青少年育成団体	学生と同様の団体割引運賃を適用	昭和48年6月15日
全航路	地元居住の高齢者 (70歳以上)	50%の割引	平成13年4月2日
玄界島・能古・小呂島航路	学校	各学校行事（遠足、社会科見学等）で、15人未満でも利用件数を合算することにより、50%の特別団体割引を適用	昭和47年7月19日
玄界島・能古航路	消防局	消防局の依頼による緊急貸切船（玄界～博多及び能古～姪浜）の使用料を1件6,000円とする	平成10年3月17日
玄界島・能古航路	児童・学生	夏休み及び冬休み期間中に、医療機関への通院に利用する場合は無料とする	昭和49年1月6日
能古航路	共同出荷トラック	片道運賃又は島発5時の便に乗船する場合の運賃を免除	昭和47年7月5日

【意見】

継続的かつ今後も改定の予定がない減免については、条例または施行規則で明文化することが望ましい。

多くの条例や施行規則において、減免に関し「前2項に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める場合」のような、いわゆる包括条項が設けられている趣旨は、市を取り巻く経済情勢や各事業が直面する課題が日々変化する中で、減免についても弾力的に運用する余地を残しておくためであると考えられる。一方で、運賃が市民の負担によって成り立っている以上、減免内容の決定に当たっては、その事業の趣旨や福岡市の事情を踏まえ、慎重に吟味することが必要である。また、決定した減免内容については、市民に対する説明責任の観点から、条例や施行規則で明瞭にしておくことが望ましく、包括条項を適用しての減免は、可能な限り限定的にすべきである。

上記の特別決裁による減免に関しては、決裁日がいずれも10年以上前と古く、今後も改定の予定がないことから、その内容が現状に照らして適切かどうか検討のうえ、条例や施行規則で明文化することが望まれる。

④（意見）望ましい受益者負担割合の検討について

【現状】

平成9年度までは、3年～4年ごとに運賃改定を行っている。その運賃の改定率（増加率）は、今後3年間で欠損額（市営渡船事業にかかる経営収入から経営支出を差し引いた赤字幅）が拡大すると見込まれる金額を、運賃の増額改定で補填するという方針をとっていた。

例えば、平成9年度の改定率は次のように算定している。

<運賃の改定率の算定方法>

$$\text{改定率（\%）} = \frac{\text{平成9～11年度の欠損額（見込）} \triangle \text{平成6～8年度の欠損額}}{\text{平成9～11年度の事業収入}} \times 100$$

一方、陸上交通の発達や島民の人口減少等に伴い、平成9年度以降も欠損額は拡大傾向にあったが、運賃の改定はされていない。平成26年度に改定されたものの、消費税率が5%から8%に増加した分を運賃に転嫁したのみにとどまった。（改定率1.7%）

なお、平成26年度から平成28年度までの欠損額及び事業収入、並びに平成9年度から平成11年度までの欠損額を上記の算定式に当てはめて考えると、下記のとおり、増加率は50%を超える。

<平成26年度から平成28年度までにおける改定率の試算>

$$\begin{aligned} \text{改定率（\%）} &= \frac{\text{平成26～28年度の欠損額（見込）} \triangle \text{平成9～11年度の欠損額}}{\text{平成26～28年度の事業収入}} \times 100 \\ &= \frac{2,449,463\text{千円} \triangle 1,818,267\text{千円}}{1,195,581\text{千円}} \times 100 \\ &= 52.79\% \end{aligned}$$

※出所：「消費税増税に伴う運賃改定について」

しかし、①市営渡船は生活航路であり生活必需物資の輸送手段として極めて公共性が高く利用者の負担にも限度があること、②近年他の公共交通機関も値上げしていないこと、等から運賃には反映されていない。

【意見】

市営渡船の施設区分は企業会計施設・その他に該当する。受益者負担割合マトリクスに当てはめると、企業会計施設・その他としての望ましい受益者負担割合はF・H・I（75%～100%）と考えられる。

市営渡船については、観光目的利用に関しては民間企業介入の余地があり、行政の関与も不可欠とはいえないことから、望ましい受益者負担割合は 100%（受益者負担割合マトリクスのI）と考えられる。

<受益者負担割合マトリクス>

高 ↑ 市場性 ↓ 低	G 50%	H 75%	I 100%
	D 25%	E 50%	F 75%
	A 0%	B 25%	C 50%
	←必需的		選択的→

しかし、離島住民にとっては必要不可欠な交通インフラであり、航路の一部については離島振興法に基づき、島民の生活の安定及び福祉の向上を図るために実施されている事業である。したがって、行政の関与は必要不可欠であり、また、生活に利用できる程度の金額で提供することは一般的な民間企業には困難とも考えられるため市場性は中程度と考える。このため、望ましい受益者負担割合は 25%（受益者負担割合マトリクスのD）と考えられる。

<受益者負担割合マトリクス>

高 ↑ 市場性 ↓ 低	G 50%	H 75%	I 100%
	D 25%	E 50%	F 75%
	A 0%	B 25%	C 50%
	←必需的		選択的→

現状の福岡市営渡船において、受益者負担割合を試算したところ、<受益者負担割合の算定>に記載したとおり、過去3年間を通じて25%～34%の水準となっており、観光目的利用としては基準を下回るが、島民のための交通インフラとしては基準を上回る結果となった。

減免の内容も含め、運賃の決定方針について、航路ごとに再検討することが望まれる。

市営渡船事業は、特に離島住民にとっては道路に代わる唯一の公共交通機関であり、また、必需物資や島内生産物の輸送手段として必要不可欠であることから、その必要性については議論の余地はないものとする。また、例えば福岡県の近隣都市の旅客運賃を比較すると下記のとおりであり、福岡市営渡船の運賃が、近隣都市の運賃相場に比して著しく低いということはない。

<福岡県内の渡船事業における運賃の比較>

場所	航路	大人片道運賃
福岡市	博多－西戸崎	440 円/人
新宮町	新宮－相島	460 円/人
糸島市	姫島－岐志	470 円/人

しかし、受益者負担の考え方に照らせば、輸送手段としての必需性は極めて高いものの、例えば志賀航路や能古航路については、観光目的利用も多いことから、その点については市場性が高いといえる。実際、能古島への交通手段として、不定期ではあるが民間の海上タクシーや水上バスが存在するし、志賀島は陸続きであるため、代替的な交通手段がある。

したがって、運賃の一部について、現状の受益者負担率（25%～35%）をもう少し高めることも、選択肢となり得ると考えられる。平成9年度までの改定率の決定方針を採用することが事実上困難ならば、少なくとも欠損額の増加を一定程度緩和させるための新たな方針を検討すべきである。例えば、運賃を増額改定して観光目的利用の収入増を図る一方、回数券による割引や減免の内容を充実させて生活利用に対して配慮する等、価格を利用目的に応じて差別化することが方策として考えられる。

福岡市では、平成25年6月に策定した「行財政改革プラン（計画期間：平成25～28年度）」において、市営渡船事業特別会計の経営改善を掲げているが、陸上交通の発達や島民の人口減少が進んでいる現状にあっては、乗客数の増加による増収や経費節減といった対策にも限界がある。運賃のあり方や減免の方向性について、航路ごとの実態に応じて再検討することが望ましいと考える。

II. 福岡市海浜公園(097-098)

<施設の概要>

施設名称	シーサイドももち海浜公園 マリナタウン海浜公園			
現地視察	対象外			
所在地	シーサイドももち海浜公園：福岡市早良区百道浜2丁目・4丁目、中央区地行浜2丁目 マリナタウン海浜公園：福岡市西区愛宕浜2丁目、3丁目			
所管部署	港湾振興部港営課			
施設区分	公園			
開設年月日	シーサイドももち海浜公園：昭和57年4月1日 マリナタウン海浜公園：昭和60年4月1日			
運営形態	指定管理者制度（利用料金制度有）			
根拠条例等	福岡市海浜公園条例 福岡市海浜公園条例施行規則 福岡市海浜公園の利用料金			
設置目的	博多港における良好な環境の整備を図るとともに、市民に海洋性レクリエーションその他の憩いの場を提供することにより市民の余暇の活用及び健康の増進に寄与することを目的としている。 (福岡市海浜公園条例第1条)			
事業内容	条例には記載されていない。			
施設情報	施設		シーサイドももち海浜公園	マリナタウン海浜公園
	土地	面積	313,000 m ²	217,000 m ²
		うち市有地面積	313,000 m ²	217,000 m ²
		うち借地面積	- m ²	- m ²
	駐車場		有（有料）	有（有料）
	建物等 (主な建物)	延床面積	3,376 m ²	- m ²
		所有状況	市有物件	市有物件
		階層	地上2階	地上1階
		構造	RC造	木造、RC造
		建築年	平成元年（1989年）	平成2年（1990年）
主な施設等		中央プラザ、ビーチハウス、駐車場等	駐車場、休憩所等	
利用時間等	駐車場の利用時間は、午前7時から午後11時までとする。			
休館日等	-			

<施設の利用状況>

項目	H24年度	H25年度	H26年度
シーサイドももち海浜公園 利用者数	1,095,230人	1,130,306人	1,212,218人
	※百道浜地区のカウント数であり、地行浜地区はカウントされていない。		
マリナタウン海浜公園 利用者数	※カウントされていない。		

<使用料等の概要>

使用料等	●利用料金				
	■概要				
	福岡市海浜公園の次の各号に掲げる者からは、指定管理者が定める利用料金を徴収する。ただし、下表の金額を上限とする。 (1) 制限に係る行為の許可を受けた者 (2) 駐車場を利用する者 (3) ビーチハウス給湯式シャワーを利用する者				
	■金額 (単位：円) ※主なものを記載				
	(1) 制限に係る行為				
	区分		単位	期間	金額
	業として写真を撮影するもの		撮影機 1 台	1 月	3,000
	業として広告写真を撮影するもの		1 件	1 日	3,000
	業として映画を撮影するもの		1 件	1 日	6,000
	競技会、展示会、講習会その他これらに類する催しを行うもの		1 件	1 日	6,000
	その他のもの		1 件	1 日	6,000 円以内で市長がそのつど定める額
	(2) 駐車場				
	1. 一般利用				
	区分		単位	金額	
	シーサイドももち海浜公園	中央プラザ駐車場	原動機付自転車及び自動二輪車	1 台	200 2 時間まで 300 円 ただし、利用時間が 2 時間を 超え 5 時間以内の場合は、 300 円に当該超過時間 30 分 までごとに 100 円を加えて得 た額とし、5 時間を超える場 合は、1,000 円とする
			普通自動車	1 回	
		百道浜西駐車場 地行浜駐車場			
	マリナタウン海浜公園	愛宕浜東駐車場	1 台	2 時間まで 200 円 ただし、利用時間が 2 時間を 超え 4 時間以内の場合は、 200 円に当該超過時間 1 時間 までごとに 100 円を加えて得 た額とし、4 時間を超える場 合は、500 円とする。	
		愛宕浜西駐車場	1 回		
	2. 定期利用				
	区分		単位	金額	
	シーサイドももち海浜公園	中央プラザ駐車場	原動機付自転車及び自動二輪車	1 台 1 月	1,700
			普通自動車		
百道浜西駐車場 地行浜駐車場			11,000		
(3) ビーチハウス給湯式シャワー					
シャワー		1 回	100		
■金額の設定根拠、見直し状況					
金額の設定根拠は、福岡市公園条例を参考に設定している。 利用料金は、平成 10 年度以来改定されていない。					
●使用料					
■概要					
市は、海浜公園の目的及び利用を増進する施設で、自ら設置し、又は管理することが不適當又は困難であると認められるものに限り、市以外の者に当該施設を設置し、又は管理させることができる。					

使 用 料 等 免 の 減 免	市長から許可を受けた者からは、その使用する土地もしくは水面（海浜を含む）又は施設について、下表に定める使用料を徴収する。		
	■金額（単位：円）※主なものを記載		
	1. 施設を設置する場合		
	種別	単位	期間
	土地	1平方メートル	1月
	水面	1平方メートル	1月
	2. 施設を管理する場合		
	種別	単位	期間
	舟遊び水面	1平方メートル	1月
	●利用料金		
	■減免の有無		
	有		
	■減免内容		
	減免対象		減免額
指定管理者が、特別の理由があると認めるとき		減額又は免除	
使用料に準じて行うことが福岡市海浜公園の利用許可等に関する事務処理要綱に規定されている。			
●使用料			
■減免の有無			
有			
■減免内容			
減免対象		減免額	
(1) 市が主催し、又は共催する事業のため利用し、又は占用するとき		全額	
(2) 市が後援し、又は賛助する事業のため利用し、又は占用するとき		半額以下	
(3) 前2号に定めるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき		市長が認める額	
■減免内容の設定根拠、見直し状況			
減免内容の設定根拠書類は保存されていない。 減免内容は、開園以来改定されていない。			

<使用料収入及び減免実績>

(単位:千円)

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
使用料収入		11,661	11,868	12,046
減免実績	減免件数	62 件	88 件	68 件
	減免額	1,836	2,547	3,427

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入 [再掲]	11,661	11,868	12,046
歳 入 計	11,661	11,868	12,046
② 指定管理者料	174,300	174,300	173,000
③ 人件費 (行政職員に係るもの)	4,233	4,038	4,200
④ 物件費 (大規模修繕費)	17,031	48,849	65,237
歳 出 計	195,564	227,187	242,436

[受益者負担割合の算定]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	11,661	11,868	12,046
② 指定管理者利用料金収入	85,323	87,551	91,466
③ 減免実績 [再掲]	1,836	2,547	3,427
収 益 計 (①+②+③)	98,821	101,966	106,939
④ 歳出計 [再掲]	195,564	227,187	242,436
⑤ 指定管理者利用料金収入 [再掲]	85,323	87,551	91,466
⑥ 減価償却費	-	-	-
費 用 計 (④+⑤+⑥)	280,887	314,739	333,902
受 益 者 負 担 割 合 (収 益 計 / 費 用 計)	35.2%	32.4%	32.0%

視点1 施設の有効活用

① 有効活用の状況について（各海浜公園）

【現状】

福岡市海浜公園は、博多港に設置されたシーサイドももち海浜公園及びマリナタウン海浜公園で構成されており、福岡タワー、福岡市総合図書館、福岡市博物館等の施設からも近く、市民が親しみやすい海浜公園であり、市が設置及び維持する意義を有する施設であると考ええる。

有料で入園する施設ではないことから、原則として利用者は無料で利用することができるとともに、使用者が指定管理者の許可を得ることで施設の全部又は一部を独占して利用することができるため、市民等が主催するビーチスポーツ大会等各種イベントが開催されている。

また、指定管理者が主催又は共催により次のような事業が実施されており、海浜公園としての特性を活かした利用がされていると考える。

<指定管理者による主催及び共催事業>

開催月	事業名	実績人数
H26年5月	シーサイドももちフリマ&ライブパフォーマンス2014	1,500人
H26年7、8月	オートキャンプ場オープン	-
H26年7月	海っぴビーチ海開きイベント	1,000人
H26年8月	精霊流し花火大会	10,000人
H26年8月	ラテン音楽と異文化交流フェスティバル	4,000人
H26年9月	シーサイドももちチルドレンミュージアム2014	5,500人
H26年9月	福岡少年少女釣り大会	300人
H26年10月	マリンスポーツ初心者教室	50名
H26年10月	福岡おやじの会サミット2014	500名
H26年11月	中央プラザ広場イルミネーションライトアップ	-
H26年12月	クリスマスの公園内キャンドル点灯による装飾・プレゼント配布	1,500名

※出所：「指定管理者提出資料」

その他、バリアフリー化に対応した取組みも実施中であり、以上の活用状況も踏まえ、施設は有効活用されていると考える。

また、福岡市海浜公園は規模が大きく、マリゾンや中央プラザ等の建物、駐車場、休憩所、トイレ等各設備についても建設から約30年を経過しており、老朽化等に対応するための修繕が随時行われている。今後更に老朽化が進めば大規模な修繕や改修が必要と考えられるが、市によれば長期保全計画に基づき順次対応していくとのことである。現時点で、施設を使用する際に大きな支障が生じている訳ではないことから、本視点において意見とはしないが、今後も市民等が施設を利用する際に快適に使用できるよう必要に応じて修繕等が行われることを期待する。

その他、本項において、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

視点2 受益者負担のあり方

①（結果）使用料及び利用料金に係る減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について（各海浜公園）

【現状】

福岡市海浜公園は利用料金制が導入されているため、＜使用料等の概要＞に記載した利用料金を利用者から徴収している。また、市以外の者が福岡市海浜公園内の土地、水面等に施設を設置又は管理する場合に使用料を徴収している。

利用料金の減免については原則として指定管理者の判断により行うことができるとされているが、具体的な減免対象及び減免額については福岡市海浜公園の利用許可等に関する事務処理要綱（以下、本施設において「事務処理要綱」という。）において、使用料に準じて行うことが規定されている。

＜減免に関する条例の記載内容＞

（利用料金）

第5条の2

5 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

※出所：「福岡市海浜公園条例」

福岡市海浜公園における使用料及び利用料金に係る現在の減免制度（減免規定）について、その設定根拠・理由を所管部署に質問したところ、設定の根拠は不明であるとの回答を得た。また、減免根拠・理由を明文化した文書は保存されていない。

【指摘事項】

利用料金制が導入されている施設については、利用料金の減免は原則として指定管理者の判断により行うことができる。しかし、本施設では事務処理要綱に使用料に準じて行うことが規定されており、実質的には市が減免制度（減免規定）を設定していると考えられる。

本施設について使用料及び利用料金の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。

これらのことは、福岡市海浜公園の減免制度（減免規定）について重要な不備があると言わざるを得ない。

減免制度（減免規定）は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度（減免規定）を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。

以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。

②（意見）利用料金上限額の設定根拠の明確化及び明文化について（各海浜公園）

【現状】

福岡市海浜公園は利用料金制が導入されている。利用料金制は、指定管理者の自主的な運営を行いやすくすることによって公の施設のより効果的な活用を図るための制度である。このため、指定管理者の主体性を認め、利用料金の決定については第一義的には指定管理者の判断を重視しつつ、公の施設としての性格から地方公共団体による承認が制度化されている。

市は、福岡市海浜公園条例において利用料金の上限額を規定しており、当該上限額の範囲内において指定管理者が定める利用料金を徴収としている。また、指定管理者は施設開設以来、当該上限額を利用料金として徴収している。

福岡市海浜公園条例に規定されている利用料金上限額について、その設定根拠・理由を所管部署に質問したところ、福岡市公園条例における使用料を参考に設定しているとの回答があり、資料の提出も受けた。提出のあった資料は平成10年度の利用料金上限額の改定資料であり、福岡市公園条例と同額設定する旨等の記載がある。この資料により利用料金上限額の算定方法の概略は把握できた。しかし、参考とした福岡市公園条例の使用料自体について設定根拠・理由を明文化した資料が保存されていない。

【意見】

利用料金制が導入されている施設については、地方公共団体の承認の基に指定管理者が利用料金を定める。しかし、本施設のように条例に利用料金上限額が規定され、指定管理者は当該上限額を利用料金として定めた場合、実質的には市が利用料金を設定していると考えられる。

本施設における現在の利用料金上限額について、閲覧した文書により設定根拠・理由の概略は把握できた。また、根拠資料を有していない施設が複数ある中、根拠資料を保管していることについて一定の評価はできると考える。しかし、参考とした福岡市公園条例の使用料自体について設定根拠・理由を明文化した資料が保存されておらず、結果として福岡市海浜公園の利用料金上限額の設定根拠が明確とまではいえない。

条例に定められた利用料金上限額が、事実上施設の利用料金となる場合、施設で提供する行政サービスの内容、受益者負担のあり方等を鑑みて慎重に利用料金上限額を設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき利用料金上限額を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、利用料金上限額の設定根拠が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。

以上から、利用料金上限額の根拠・理由は概略では足りず具体的な内容を明確化するとともに、明文化した文書を保存することが望ましい。

③（意見）望ましい受益者負担割合の検討について（各海浜公園）

【現状】

現状の福岡市海浜公園における受益者負担割合を試算したところ、＜受益者負担割合の算定＞に記載したとおり、過去3年間を通じて30%程度の水準であった。

【意見】

福岡市海浜公園は公園に該当する。受益者負担マトリクスに当てはめると、公園の望ましい受益者負担割合はB（25%）と考えられる。

福岡市海浜公園については、海洋レクリエーションその他の憩いの場を提供することが施設の目的であり、市民にとって必需的とはいえなくても一定程度行政の関与は必要であると考え。また、民間で同様の施設サービスが提供されることはなく、そもそも収益を獲得する施設ではないため、市場性は低いと考える。

以上を踏まえれば、望ましい受益者負担割合は25%（受益者負担割合マトリクスのB）がふさわしいと考えられる。

<受益者負担割合マトリクス>

高 ↑ 市場性 ↓ 低	G 50%	H 75%	I 100%
	D 25%	E 50%	F 75%
	A 0%	B 25%	C 50%
	←必需的		選択的→

上記のとおり、現状の福岡市海浜公園における受益者負担割合は過去3年間を通じて30%程度の水準となっており、望ましい受益者負担割合に近似した結果となった。

試算の結果、本施設の現状の受益者負担割合は望ましい受益者負担割合に近似していたが、過去に施設に係る収益及び費用等を把握し、受益者負担割合を算定したことはない。

このため、市は、本施設の特長や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。

所管部署に施設の利用状況を質問したところ、シーサイドももち海浜公園の利用は多いが、マリナタウン海浜公園の利用が少ないため利用向上策等を検討しているとのことである。現在、シーサイドももち海浜公園とマリナタウン海浜公園は制限に係る行為の利用料金は同一であるが、例えば政策的にマリナタウン海浜公園の同利用料金を低く設定する等も含めて、望ましい受益者負担割合を検討することが望まれる。

また、社会情勢や施設に係る費用等の変化が考えられることから、今後、定期的に受益者負担割合を算定し、望ましい受益者負担割合との乖離状況を把握していくことが望ましい。

III. 福岡市ヨットハーバー(099)

<施設の概要>

施設名称	福岡市ヨットハーバー（以下「ヨットハーバー」という。）			
現地視察	対象外			
所在地	福岡市西区小戸3丁目			
所管部署	港湾振興部港営課			
施設区分	スポーツ・レクリエーション施設			
開設年月日	昭和50年7月22日			
運営形態	指定管理者制度（利用料金制度有）			
根拠条例等	福岡市ヨットハーバー条例 福岡市ヨットハーバー条例施行規則 福岡市ヨットハーバーの利用料金			
設置目的	市民の海洋性スポーツの振興とあわせて海洋思想の普及を図るため。 (福岡市ヨットハーバー条例第1条)			
事業内容	(1) ヨットのための施設を提供すること。 (2) 前号に掲げるもののほか、ヨットハーバーの設置の目的達成に必要なこと。 (福岡市ヨットハーバー条例第3条)			
施設情報	土地	面積	38,000 m ²	
		うち市有地面積	38,000 m ²	
		うち借地面積	- m ²	
		駐車場	有（有料）	
	建物等 (主な建物)	延床面積	2,228 m ²	
		所有状況	市有物件	
		階層	地上2階	
構造		鉄筋鉄骨コンクリート造		
建築年		昭和54年（1979年）		
	主な施設等	クラブハウス本館、クラブハウス別館		
利用時間等	4月1日から9月30日までは午前9時30分から午後6時まで 10月1日から翌年3月31日までは午前9時から午後5時まで 会議室：年間を通じ午前9時から午後5時まで 駐車場：4月1日から10月31日までは午前7時から午後8時まで 11月1日から翌年3月31日までは午前8時から午後7時まで			
休館日等	12月29日～翌年1月3日			

<施設の利用状況>

項目	H24年度	H25年度	H26年度
浮棧橋 保管艇数（月平均）	137隻	136隻	134隻
艇置場 保管艇数（月平均）	106隻	108隻	114隻
ヨット教室開催参加者数	647人	630人	386人
延べ入場者数	63,450人	72,230人	62,897人

<使用料等の概要>

●使用料			
■概要			
施設の許可者からは、下表に定める額の使用料を徴収する。			
■金額 (単位：円) ※主なものを記載			
使用料 (常時利用)			
施設	単位	金額	
艇置場(常時利用)	1隻1月につき	7,660	
浮浅橋 (常時利用)	1隻1日につき		
	(1) 艇長6メートル未満	27,000	
	(2) 艇長6メートル以上7メートル未満	29,700	
	(3) 艇長7メートル以上8メートル未満	32,400	
	(4) 艇長8メートル以上9メートル未満	35,100	
	(5) 艇長9メートル以上10メートル未満	37,800	
	(6) 艇長10メートル以上11メートル未満	40,500	
	(7) 艇長11メートル以上12メートル未満	43,200	
	(8) 艇長12メートル以上13メートル未満	45,900	
	(9) 艇長13メートル以上14メートル未満	48,600	
(10) 艇長14メートル以上	51,300		
事務所	専用利用1月1平方メートルまでごとに	1,380	
保管室	専用利用1室1月につき	5,100	
保管庫	専用利用1月1平方メートルまでごとに	310	
■金額の設定根拠、見直し状況			
金額の設定根拠は、類似施設や近隣施設等の情報を基に設定している。 使用料は平成10年度以来改定されていない。			
●利用料金			
■概要			
施設の利用許可者からは、指定管理者が定める料金(利用料金)を徴収する。 ただし、下表の金額を上限とする。			
■金額 (単位：円) ※主なものを記載			
利用料金 (一時利用)			
施設	単位	金額	
艇置場(一時利用)	1隻1日につき	590	
浮浅橋 (一時利用)	1隻1日につき		
	(1) 艇長6メートル未満	2,000	
	(2) 艇長6メートル以上7メートル未満	2,300	
	(3) 艇長7メートル以上8メートル未満	2,600	
	(4) 艇長8メートル以上9メートル未満	2,900	
	(5) 艇長9メートル以上10メートル未満	3,200	
	(6) 艇長10メートル以上11メートル未満	3,500	
	(7) 艇長11メートル以上12メートル未満	3,800	
	(8) 艇長12メートル以上13メートル未満	4,100	
	(9) 艇長13メートル以上14メートル未満	44,00	
(10) 艇長14メートル以上	4,700		
給水施設	1回につき	400	
修理施設	揚降施設	揚艇又は降艇1回につき	8,820
	修理ヤード	1隻1日につき	790
シャワー	1回(3分間)につき	100	
会議室	大会議室	(1) 午前9時から正午まで	5,120
		(2) 午後1時から午後5時まで	6,470
		(3) 午前9時から午後5時まで	8,790
		(4) 前3号に掲げる時間以外の時間及び正午	2,020

	小会議室		から午後1時まで1時間までごとに		
		(1) 午前9時から正午まで	3,520		
		(2) 午後1時から午後5時まで	4,240		
		(3) 午前9時から午後5時まで	5,790		
	駐車場	一時利用	1台1回につき2時間まで ただし、利用時間が2時間を超え4時間以内の場合は200円に当該超過時間1時間までごとに100円を加えて得た額とし、4時間を超える場合は500円とする。	200	
		全部の専用利用	1日につき	101,500	
	備考 1 艇置場及び浮棧橋の一時利用とは、利用期間が15日以内の利用をいう。 2 駐車場の一時利用とは、1回の利用時間が利用開始の当日を限度とする利用をいう。				
	■金額の設定根拠、見直し状況				
	金額の設定根拠は、類似施設や近隣施設等の情報を基に設定している。 利用料金は平成10年度以来改定されていない。				
	使 用 料 等 減 免	●使用料			
■減免の有無					
有					
■減免内容					
使用料（常時利用）に係る減免					
		減免対象	減免額		
		(1) 本市が主催し、又は経費の一部を負担して共催するとき	全額		
		(2) 本市が経費の一部を負担して後援するとき	3割相当額		
		(3) 学校教育法第1条に規定する学校の生徒又は学生が、クラブ活動として利用するとき	3割相当額		
		(4) 18歳未満の者を主体とする団体が利用するとき	2割相当額		
		(5) 前各号に定めるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき	市長が必要と認める額		
■減免内容の設定根拠、見直し状況					
減免内容の設定根拠は、施設の設置・事業目的を基に設定している。 減免内容は、開設以来改定されていない。					
●利用料金					
■減免の有無					
有					
■減免内容					
		減免対象	減免額		
		指定管理者が、特別の理由があると認めるとき	減額し又は免除		

<使用料収入及び減免実績>

(単位：千円)

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
使用料収入		73,061	72,159	72,749
減免実績	減免件数	988 件	1,493 件	2,921 件
	減免額	221	326	732

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位：千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入 [再掲]	73,061	72,159	72,749
② その他の収入 (自動販売機目的外使用許可)	84	84	84
③ その他の収入 (行政持参目的外使用)	315	398	398
歳 入 計	73,460	72,641	73,231
④ 指定管理料	53,242	51,672	53,000
⑤ 人件費 (行政職員に係るもの)	4,233	4,038	4,200
⑥ 物件費 (大規模修繕費)	11,998	35,039	29,103
歳 出 計	69,473	90,749	86,302

[受益者負担割合の算定]

(単位：千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	73,460	72,641	73,231
② 指定管理者利用料金収入	17,170	18,738	19,049
③ 減免実績 [再掲]	221	326	732
収 益 計 (①+②+③)	90,850	91,705	93,013
④ 歳出計 [再掲]	69,473	90,749	86,302
⑤ 指定管理者利用料金収入 [再掲]	17,170	18,738	19,049
⑥ 減価償却費	11,487	11,487	11,487
費 用 計 (④+⑤+⑥)	98,131	120,974	116,839
受 益 者 負 担 割 合 (収 益 計 / 費 用 計)	92.6%	75.8%	79.6%

視点1 施設の有効活用

① 有効活用の状況について

福岡市ヨットハーバー（以下「ヨットハーバー」という。）は、昭和49年開催の高校総体を契機として、昭和50年に共用開始されている。

ヨットハーバーの概要は次のとおりである。

<ヨットハーバーの概要>

- (1) 面積 120,000 m²（陸域 38,000 m²、水域 82,000 m²）
- (2) クラブハウス
 - ①本館 鉄筋コンクリート2階建 延床面積2,228 m²
 - 1階：事務室、シャワー室、船具売店、保管室、保管庫
 - 2階：ラウンジ、会議室
 - ② 別館 鉄骨造2階建 延床面積963.4 m²
 - 1階：会議室
 - 2階：会議室
- (3) 浮棧橋 常時利用棧橋188隻（係留）、一時利用浮棧橋（61m×3本）
- (4) 艇置場 350隻（陸置）
- (5) 修理施設 掲降機1基 修理ヤード1,050 m²
- (6) 駐車場 289区画
- (7) 周辺写真



※出所：「市資料」及び「ヨットハーバーホームページ」

ヨットハーバーは、国際・国内大会等ヨット競技者の技術向上の場としての役割を果たすとともに、市民参加のヨット教室の開催、高校・大学の部活動の利用等を通じて、施設の設置目的である市民の海洋性スポーツの振興と海洋思想の普及を図ってきたと考えられる。

しかし、施設利用者の減少による使用料収入の減少や施設の老朽化等による維持管理経費の増加等で、年々財政収支が悪化してきた。このような現状から次のような検討等が市内で行われてきたところである。

<ヨットハーバーに関する検討内容>

検討時期	内容
平成 22 年 9 月	「福岡市事業仕分け」において、「民間運営が適当」と評価される。
平成 25 年 4 月	福岡市ヨットハーバー検討委員会から、施設の管理運営については、「一括貸付」又は「貸付・売却併用方式」により民間事業者が管理すること、モーターボートの導入や自由な収益事業の展開により新たな収益源を確保すること等の提言を受ける。
平成 26～27 年度	上記を踏まえ、平成 26 年度に福岡市ヨットハーバーあり方検討庁内会議の開催及び事業者へのマーケティングを実施し、今後の具体的な管理運営方法等について協議を行った。そして、平成 27 年度は事業者参入条件等の詳細な検証を実施中である。

※出所：「市資料」

市は具体的な管理運営方法等を検討中であり、現時点で確定していないため、意見としては差し控えるが、ヨットハーバーについては、学校の部活動で使用されるディンギーヨットの管理等一定の公共性を担保した上で、可能な限り民間事業者の自由度の高い運営が導入され、より多くの市民等に親しまれる施設となることを期待する。

その他、本項において、指摘すべき事項及び特段の意見は発見されなかった。

視点2 受益者負担のあり方

①(結果) 使用料に係る減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について

【現状】

ヨットハーバーにおける使用料とは、〈使用料等の概要〉に記載したとおり、常時利用をしようとする者から徴収する使用料である。

ヨットハーバーにおける使用料に係る現在の減免制度(減免規定)について、その設定根拠・理由を所管部署に質問したところ、施設の設置・事業目的を基に設定しているとの回答を得た。しかし、使用料の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、減免根拠・理由を明文化した文書は保存されていない。

【指摘事項】

本施設について使用料の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。

これらのことは、福岡市ヨットハーバー条例及び同施行規則に定めた減免制度(減免規定)について重要な不備があると言わざるを得ない。

本来使用料については、利用者が公平に負担すべきものであるとともに、減免金額は市の歳入に影響する重要な項目でもある。このため、減免制度(減免規定)は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度(減免規定)を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。

以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。

②(結果) 利用料金に係る減免対象及び減免額のルール化について

【現状】

ヨットハーバーにおける利用料金とは、〈使用料等の概要〉に記載したとおり、一時利用をしようとする者から徴収する利用料金である。

ヨットハーバーは利用料金制が導入されているため、利用料金の減免については原則として指定管理者の判断により行うことができるとされている。

〈減免に関する条例の記載内容〉

(利用料金)

第16条の2 略

2~4 略

5 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

※出所：「福岡市ヨットハーバー条例」

具体的な減免対象及び減免額について市へ質問したところ、福岡市ヨットハーバー指定管理業務仕様書(以下、本施設において「業務仕様書」という。)及び福岡市ヨットハーバーの利用許可等に関する事務処理要綱(以下、本施設において「事務処理要綱」という。)に基づき実施しているとのことである。しかし、事務処理要綱における減免制度(減免規定)は使用料に関するものであり、利用料金に係る規定は記載されておらず、その他利用料金に係る減免制度(減免規定)を定めたものはない。

<減免に関する業務仕様書の記載内容>

(5) 利用料金の徴収に関すること
③ 利用料金の減免等については、条例、規則、事務処理要綱、その他甲※が定める規定に準じて取り扱うこと。

※甲は市を指す。

※出所：「福岡市ヨットハーバー指定管理業務仕様書」

平成 26 年度における利用料金の減免実績は次のとおりである。減免制度（減免規定）は不明確であるため、市は指定管理者の裁量に任せていると判断せざるを得ない。

<利用料金に係る減免実績>

区分	減免額	
	利用数	金額
艇置場一時利用	2,639 隻	462,914 円
浮栈橋	199 隻	120,840 円
会議室	83 回	148,692 円
合計		732,446 円

※出所：「福岡市ヨットハーバー指定管理業務報告書」

【指摘事項】

利用料金制が導入されている施設については、利用料金を定めるのは指定管理者であることから、利用料金の減免についても原則として指定管理者の判断により行うことができる。しかし、本施設では業務仕様書において条例、規則、事務処理要綱等に準じて行うことが規定されており、実質的には市が減免制度（減免規定）を設定すべきであると考えられる。

上記のような状況に鑑みると、市は、ヨットハーバーの利用料金の減免については具体的な減免対象及び減免額を定めておらず、公正性及び透明性が担保されているとはいえない状況にあり、著しく不当と言わざるを得ない。

そのため、利用料金に係る減免の減免対象及び減免額について減免の根拠・理由を明確にした上でルール化を行う必要がある。また、透明性を担保する観点から、減免対象及び減免額については施設のホームページ等において開示することが望まれる。

③（意見）望ましい受益者負担割合の検討について

【現状】

現状のヨットハーバーにおける受益者負担割合を試算したところ、＜受益者負担割合の算定＞に記載したとおり、過去3年間を通じて70%～90%程度の水準であった。

【意見】

ヨットハーバーの施設区分はスポーツ・レクリエーション施設に該当する。受益者負担マトリクスに当てはめると、スポーツ・レクリエーション施設の望ましい受益者負担割合はF・H・I（75%～100%）と考えられる。

ヨットハーバーについては、海洋性スポーツへの寄与振興の必要性は認められるものの、特定の利用者層に偏っており必要不可欠な施設とはいえ、市民にとって選択的であり行政の関与の必要性は低いと考える。また、民間で同様のサービスが提供されており、市場性は高いと考える。

以上を踏まえれば、望ましい受益者負担割合は100%（受益者負担割合マトリクスのI）がふさわしいと考えられる。

<受益者負担割合マトリクス>

高 ↑ 市場性 ↓ 低	G 50%	H 75%	I 100%
	D 25%	E 50%	F 75%
	A 0%	B 25%	C 50%
	←必需的		選択的→

上記のとおり、現状のヨットハーバーにおける受益者負担割合は過去3年間を通じて70%～90%程度の水準となっており、望ましい受益者負担割合を下回る結果となった。

このため、市は、本施設の特性や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。その結果、算定した受益者負担割合と望ましい受益者負担割合が乖離している場合には、原因を把握した上で、使用料又は利用料金の値上げを含め乖離の解消に向けて検討することが望まれる。

ヨットハーバーについては、今後の運営方法等について検討中であるが、民間事業者へ売却等される場合であっても使用料又は利用料金は引き継ぐ可能性もあることから望ましい受益者負担割合を設定しておくことが望ましい。

IV. 博多港国際ターミナル(100)

<施設の概要>

施設名称	博多港国際ターミナル			
現地視察	対象			
所在地	福岡市博多区沖浜町 14 番 1 号			
所管部署	港湾振興部港営課			
施設区分	企業会計施設・その他			
開設年月日	平成 5 年 4 月 1 日			
運営形態	指定管理者制度（利用料金制度有）			
根拠条例等	博多港国際ターミナル条例 博多港国際ターミナル条例施行規則 博多港国際ターミナルの使用料金			
設置目的	博多港において外国航路の旅客施設と海に親しむ市民の憩いの場を提供するとともに、本市の国際化の促進に寄与するため。 (博多港国際ターミナル条例第 1 条)			
事業内容	(1) 施設の利用その他の便宜供与に関すること。 (2) 外国航路の客船クルージングに関する情報その他の外国航路に関する情報の提供 (3) アジアを中心とした世界各国の観光及び文化の紹介その他の国際交流事業 (4) そのほか、ターミナルの設置の目的の達成に必要なこと (博多港国際ターミナル条例第 2 条)			
施設情報	土地	面積	16,123 m ²	
		うち市有地面積	16,123 m ²	
		うち借地面積	- m ²	
	建物等 (主な建物)	駐車場	有	
		延床面積	13,280 m ²	
		所有状況	市有物件	
		階層	地上 4 階	
構造		鉄筋鉄骨コンクリート造		
建築年	平成 5 年 (1993 年)			
主な施設等	テナント事務室、店舗			
利用時間等	博多港国際ターミナル：午前 7 時から午後 11 時まで 中央ふ頭クルーズセンター：外国航路の客船の寄港日のうち市長が定める時間 利用者駐車場：外国航路の客船の寄港日以外の日の午前 8 時から午後 11 時まで			
休館日等	-			

<施設の利用状況>

項目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
施設全体	総来館者数 A ※定期船及び不定期船利用者合計	845,580 人	633,350 人	866,343 人
	開館日数 B	365 日	365 日	365 日
	1 日当たり利用者数 A/B	2,317 人	1,735 人	2,374 人

<使用料等の概要>

●利用料金			
■概要			
博多港国際ターミナルの許可利用者からは、指定管理者が定める料金（利用料金）を徴収する。ただし、次の金額を上限とする。			
■金額（単位：円）主なものを記載			
利用料金（博多港国際ターミナル利用者から徴収）			
種別	単位	金額	
外国航路の旅客の検査に使用する施設及び待合所	1回につき	3,500	
旅客乗降施設	1基1日までごとに	35,000	
運航案内表示板	1日までごとに	2,000	
手荷物取扱所	1時間までごとに	406	
手荷物受取場	1室1時間までごとに	6,100	
荷さばき場	1室1日までごとに	4,200	
	1室1時間までごとに	530	
ターミナルホール A, B 各室1室につき	1時間以内のとき	20,000	
	1時間を超え3時間以内のとき	30,000	
	3時間を超え5時間以内のとき	40,000	
	5時間を超えるととき	60,000	
会議室 1室につき	1時間以内のとき	5,200	
	1時間を超え3時間以内のとき	10,400	
	3時間を超え5時間以内のとき	15,600	
	5時間を超えるととき	26,000	
特別応接室 1室につき	1時間以内のとき	5,200	
	1時間を超え3時間以内のとき	10,400	
	3時間を超え5時間以内のとき	15,600	
	5時間を超えるととき	26,000	
控室	1室1時間までごとに	320	
一般用駐車場 1台1回につき	4時間30分まで30分までごとに	100	
	4時間30分を超え24時間以内のとき	1,000	
事務室	1月1平方メートルまでごとに (1)国又は地方公共団体が利用するとき	1,750	
	(2)その他	2,000	
店舗	1月1平方メートルまでごとに (1)1級	3,000	
	(2)2級	2,000	
倉庫	1月1平方メートルまでごとに	2,000	
業務用駐車場	1台1月までごとに	11,000	
電照掲示板	1基1月までごとに	12,000	
展望デッキ	1月1平方メートルまでごとに	280	
	1日1平方メートルまでごとに	28	
屋内	(1)床面	1月1平方メートルまでごとに	2,000
		1日1平方メートルまでごとに	200
	(2)壁面	1月1平方メートルまでごとに	1,000
		1日1平方メートルまでごとに	100
屋外(展望デッキを除く。)	1月1平方メートルまでごとに	560	
	1日1平方メートルまでごとに	56	
■金額の設定根拠、見直し状況			
金額の設定根拠は、使用料は発生コストを前提に設定されている。しかし、使用料については、設定根拠・理由は不明である。 使用料は、平成11年度以来改定されていない。			

使 用 料 等 の 減 免	●使用料	
	■概要	
	出国のためにターミナルを利用する旅客からは、下表に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の使用料を徴収する。	
	■金額（単位：円）主なものを記載	
	使用料（出国のために博多港国際ターミナルを利用する旅客から徴収）	
	種別	金額
	6歳以上12歳未満の者	250
	12歳以上の者	500
	■金額の設定根拠、見直し状況	
	金額の設定根拠は、使用料は発生コストを前提に設定されている。しかし、利用料金については、設定根拠・理由は不明である。 利用料金は、平成11年度以来改定されていない。	
	●利用料金	
	■減免の有無	
	有	
	■減免内容	
	減免対象	減免額
指定管理者が、特別の理由があると認めるとき	減額又は免除。	
●使用料		
■減免の有無		
有		
■減免内容		
使用料に係る減免		
減免対象	減免額	
(1) 市が主催し、又は共催する事業のために利用するとき	全額	
(2) 市が後援し、又は賛助する事業でその経費の一部を市が負担するもののために利用するとき	半額	
(3) そのほか、市長が特別の理由があると認めるとき	市長が認める額	
■減免内容の設定根拠、見直し状況		
減免内容の設定根拠は、他施設の状況を基に設定されている。 減免内容は、平成5年度以来改定されていない。		

<使用料収入及び減免実績>

(単位:千円)

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
使用料収入		156,164	127,865	106,675
減免実績	減免件数	-件	-件	127件
	減免額	-	-	14,341

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入 [再掲]	156,164	127,865	106,675
歳 入 計	156,164	127,865	106,675
② 指定管理料	24,000	29,000	15,840
③ 人件費 (行政職員に係るもの)	4,233	4,038	4,199
④ 物件費 (大規模修繕費)	19,113	18,766	68,939
歳 出 計	47,346	51,804	88,978

[受益者負担割合の算定]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	156,164	127,865	106,675
② 指定管理者利用料金収入	135,542	123,448	123,455
③ 減免実績 [再掲]	-	-	14,341
収 益 計 (①+②+③)	291,706	251,313	244,471
④ 歳出計 [再掲]	47,346	51,804	88,978
⑤ 指定管理者利用料金収入 [再掲]	135,542	123,448	123,455
⑥ 減価償却費	155,380	155,380	155,380
費 用 計 (④+⑤+⑥)	338,268	330,632	367,813
受 益 者 負 担 割 合 (収 益 計 / 費 用 計)	86.2%	76.0%	66.5%

視点1 施設の有効活用

①（意見）設備の有効活用方策等の検討について

【現状】

博多港国際ターミナルは、博多・釜山航路の開設に伴う受入施設として平成5年4月に供用開始をした施設であり、主業務は博多港利用者に係る出入国手続である。

博多港国際ターミナルの施設概要は次のとおりである。出入国に関する待合所、税関、チェックインカウンター等の他に、海運会社、運送会社、レストラン等が入居する事務室や店舗がある。また、貸館設備として、ターミナルホール（多目的ホール）、会議室、特別応接室等が設置されているとともに、展望デッキ、屋内の床・壁面及び屋外敷地については占有許可の対象とされている。

<施設概要>

施設内容	1階	4,880 m ²	エントランスホール、チェックインカウンター、事務室、喫茶室、警察詰所、待合所、上屋、銀行
	2階	4,790 m ²	出入国管理、税関、待合所、出発ロビー、免税店、コインロッカー、喫煙所
	3階	2,920 m ²	ターミナルホール（多目的ホール）、会議室、特別応接室、事務室、待合所
	4階	690 m ²	電気室、機械室
	屋外		展望デッキ（3階北側屋外：2,360 m ² ）
	合計	13,280 m ²	ターミナル南側 多目的広場 ターミナル北側 クルーズシャトルバス転回広場
駐車場	一般用（市民・送迎用）153台 業務用（ビル入居者用）35台 路線バス3台 タクシープール33台 観光バスプール14台		

※出所：「市資料」

市は、貸館設備及び占有許可の対象設備（以下、本施設において「貸館設備等」という。）について日別単位や稼働時間単位の稼働率等具体的な稼働状況が分かる資料は作成しておらず、貸館設備等に係る稼働の実態を詳細に把握することはできなかった。

このため、貸館設備等に係る平成26年度の利用内容が分かる資料を入手し、稼働率を次のとおり算定した。なお、占有許可の対象設備については、稼働状況を把握することが相応しいと判断した展望デッキについて算定した。稼働率は会議室で20%程度であり、各設備とも低い状況にある。結果として、算定した各設備の収入も低いと考えられる。

<貸館設備及び占有許可に係る稼働率の算定>

	年間利用件数	開館日	稼働率
ターミナルホール	71件	365日	19.5%
会議室	78件	365日	21.4%
特別応接室	35件	365日	9.6%
控室	18件	365日	4.9%
展望デッキ	5件	365日	1.4%

※日別稼働率を算定するため、稼働率を簡便的に年間利用件数/開館日で算定した。

※出所：「利用料金収入状況報告書」を基に監査人作成

【意見】

施設の有効活用を検討する前提として、現在の稼働状況を精緻に把握する必要があると考える。このため、日別単位や稼働時間単位の稼働率等具体的な稼働状況を把握することが望ましい。

また、指定管理者が作成した「指定管理者業務の年間（平成 26 年度）事業報告について」によれば、【現状】に記載した貸館設備等の稼働率向上については、設備の老朽劣化等ハード面が主な課題であると見受けられる記載がある。

<貸館設備等の有効活用に対する指定管理者の考え方>

- ホールイベント等、稼働率向上については、音響その他設備の老朽劣化や業務用エレベータが狭く搬入経路の確保が難しいなど、まずはハード面の整備が必要であると判断しました。今後、整備方向・手法等も含めて福岡市との整備協議を行いながら、進捗状況に合わせてイベント企画立案に努めていきます。

※出所：「指定管理者業務の年間（平成 26 年度）事業報告について」

確かに、設備の老朽劣化等ハード面の課題は否めないところである。しかし、博多港国際ターミナルのホームページを見ると、貸館設備等の利用料金一覧、展望デッキについては占有利用できる旨等の記載はなく、貸館設備等の利用を積極的に促すような記載は少ないと考えられる。また、福岡市公共施設案内・予約システムのホームページにも博多港国際ターミナルの記載はない。結果として、博多港国際ターミナルの貸館設備等は、そのような設備があると把握している市民等のみに利用されていると考えられる。

したがって、市民等による需要を喚起するためにホームページの記載充実等のソフト面の対策をより積極的に実施することが望ましい。

また、稼働率が特に低い展望デッキについて現地を確認した。眺めのよい展望デッキであり、イベント利用等の活用策が考えられる。そのためにも、植栽の管理等市民等が利用しやすい環境整備を推進することが望まれる。

<展望デッキの状況>

展望デッキ



視点2 受益者負担のあり方

①(結果) 利用料金上限額の設定根拠の明確化及び明文化について

【現状】

博多港国際ターミナルでは、利用者から徴収する料金として、出国のために博多港国際ターミナルを利用する旅客から徴収する使用料と博多港国際ターミナル利用者から徴収する利用料金がある。

このように、博多港国際ターミナルは利用料金制が導入されている。利用料金制は、指定管理者の自主的な運営を行いやすくすることによって公の施設のより効果的な活用を図るための制度である。このため、指定管理者の主体性を認め、利用料金の決定については第一義的には指定管理者の判断を重視しつつ、公の施設としての性格から地方公共団体による承認が制度化されている。

市は、博多港国際ターミナル条例において利用料金の上限額を規定しており、当該上限額の範囲内において指定管理者が定める利用料金を徴収するとしている。また、指定管理者は施設開園以来、当該上限額を利用料金として徴収している。

博多港国際ターミナルに規定されている利用料金上限額について、その設定根拠・理由を所管部署に質問したところ、指定管理者の歳入に係る部分であり設定根拠・理由は不明であるとの回答を得た。したがって、ターミナル利用料金の設定根拠・理由を明文化した文書は保存されていない。

【指摘事項】

利用料金制が導入されている施設については、地方公共団体の承認の基に指定管理者が利用料金を定める。しかし、本施設のように条例に利用料金上限額が規定され、指定管理者は当該上限額を利用料金として定めた場合、実質的には市が利用料金を設定していると考えられる。

本施設について利用料金上限額の具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。

これらのことは、博多港国際ターミナル条例に定めた利用料金上限額について重要な不備があると言わざるを得ない。

条例に定められた利用料金上限額が、事実上施設の利用料金となる場合、施設で提供する行政サービスの内容、受益者負担のあり方等を鑑みて慎重に利用料金上限額を設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき利用料金上限額を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、利用料金上限額の設定根拠が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。

以上から、利用料金上限額の根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。

②(結果) 使用料に係る減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について

【現状】

使用料に係る現在の減免制度(減免規定)について、その設定根拠・理由を所管部署に質問したところ、他施設の条例を参考に設定しているとの回答を得た。しかし、参考にした施設の範囲、参考にした理由等は不明であり、使用料の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、減免根拠・理由を明文化した文書は保存されていない。

【指摘事項】

本施設について使用料の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。

これらのことは、博多港国際ターミナル条例及び同施行規則に定めた減免制度（減免規定）について重要な不備があると言わざるを得ない。

本来使用料については、利用者が公平に負担すべきものであるとともに、減免金額は市の歳入に影響する重要な項目でもある。このため、減免制度（減免規定）は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度（減免規定）を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。

以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。

③（結果）利用料金に係る減免対象及び減免額のルール化について

【現状】

博多港国際ターミナルは利用料金制が導入されているため、利用料金の減免については原則として指定管理者の判断により行うことができるとされている。

<減免に関する条例の記載内容>

(利用料金) 第16条の2 略 2～5 略 6 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。
--

※出所：「博多港国際ターミナル条例」

具体的な減免対象及び減免額について市へ質問したところ、ターミナル利用料金の減免は、「博多港国際ターミナル指定管理業務仕様書（以下、本施設において「業務仕様書」という。）」に基づき実施しているとのことである。しかし、利用料金に係る減免制度（減免規定）について具体的な内容を定めたものはない。

<減免に関する業務仕様書の記載内容>

(6)利用料金に関すること ①～③ 略 ④ 利用料金の減免等については、条例、規則、その他甲※が定める規定に準じて取り扱うこと。
--

※甲は市を指す。

※出所：「博多港国際ターミナル指定管理業務仕様書」

指定管理者に利用料金に関する減免の運用を質問したところ、指定管理者は平成26年4月から交代しており、減免の運用は前指定管理者が行っていた内容を引き継いでいるとのことであり、減免の設定根拠や理由は不明とのことである。

また、市は、指定管理者が実施する利用料金に関する減免の具体的な内容を詳細には把握していない。

結果として、減免対象及び減免額を定めたルールがなく、指定管理者の裁量によって減

免を行っているとは判断せざるを得ない。

【指摘事項】

利用料金制が導入されている施設については、利用料金を定めるのは指定管理者であることから、利用料金の減免についても原則として指定管理者の判断により行うことができる。しかし、本施設では業務仕様書において条例、規則等に準じて行うことが規定されており、実質的には市が減免制度（減免規定）を設定すべきであると考えられる。

上記のような状況に鑑みると、市は、博多港国際ターミナルの利用料金の減免については具体的な減免対象及び減免額を定めておらず、公正性及び透明性が担保されているとはいえない状況にあり、著しく不当と言わざるを得ない。

そのため、利用料金に係る減免の減免対象及び減免額について減免の根拠・理由を明確にした上でルール化を行う必要がある。また、透明性を担保する観点から、減免対象及び減免額については施設のホームページ等において開示することが望まれる。

④（意見）望ましい受益者負担割合の検討について

【現状】

現状の博多港国際ターミナルにおける受益者負担割合を試算したところ、＜受益者負担割合の算定＞に記載したとおり、過去3年間を通じて60%～80%程度の水準であった。

【意見】

博多港国際ターミナルの施設区分は企業会計施設・その他に該当する。受益者負担割合マトリクスに当てはめると、企業会計施設・その他の望ましい受益者負担割合はF・H・I（75%～100%）と考えられる。

博多港国際ターミナルについては、港湾の開発、利用等について市が関与する必要性はあるが、施設の利用者は海外渡航者等に限定されているため、市民にとって選択的であることから、行政の関与の必要性は中程度と考える。また、博多港国際ターミナルは市民等による利用の他、民間企業に対する事務室又はテナントとしての利用許可も行っているため、市場性は高いと考える。

以上を踏まえれば、望ましい受益者負担割合は75%（受益者負担割合マトリクスのH）がふさわしいと考えられる。

＜受益者負担割合マトリクス＞

高 ↑ 市場性 ↓ 低	G 50%	H 75%	I 100%
	D 25%	E 50%	F 75%
	A 0%	B 25%	C 50%
	← 必需的		選択的 →

上記のとおり、現状の博多港国際ターミナルにおける受益者負担割合は過去3年間を通じて60%～80%程度の水準となっており、望ましい受益者負担割合に近似した結果となった。

しかし、市が自ら、施設の特性や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することは行われていない。このため、今後は望ましい受益者負担割合を設定するとともに、定期的に受益者負担割合を算定し、望ましい受益者負担割合との乖離状況を把握していくことが望ましい。

(9) 区役所

I. 福岡市立市民センター(101-107)

I.-1 福岡市立東市民センター(101)

<施設概要>

施設名称	福岡市立東市民センター（以下「東市民センター」という。）			
現地視察	対象外			
所在地	福岡市東区香住ヶ丘 1-12-1			
所管部署	東区総務部生涯学習推進課			
施設区分	市民・文化・社会教育施設			
開設年月日	昭和 52 年 7 月 16 日			
運営形態	指定管理者制度（利用料金制度無）			
根拠条例等	福岡市立市民センター条例 福岡市立市民センター条例施行規則			
設置目的	市民の教育、文化の振興、社会福祉の増進に寄与するとともに、地域の連帯意識の高揚に資することを目的としている。 (福岡市立市民センター条例第 1 条)			
事業内容	(1) 講座、講演会、研修会等を開催すること。 (2) 社会教育関係団体等の育成に関すること。 (3) 公民館の連絡調整等に関すること。 (4) 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関すること。 (5) 施設の利用その他の便宜供与に関すること。 (6) 前各号に掲げるもののほか、センターの目的達成に必要なこと。 (福岡市立市民センター条例第 2 条)			
施設情報	土地	面積	3,696 m ²	
		うち市有地面積	3,696 m ²	
		うち借地面積	- m ²	
	建物等 (主な建物)	駐車場	有（無料）	
		延床面積	3,085 m ²	
		所有状況	市有物件	
		階層	地上 3 階	
主な施設等	構造	鉄筋鉄骨コンクリート造、地下 1 階、地上 3 階		
	建築年	昭和 52 年（1977 年）		
利用時間等	午前 9 時から午後 9 時まで（ホールについては、午前 9 時から午後 10 時まで）			
休館日等	毎月末日（その日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、その日後において最初の日曜日、土曜日又は休日でない日） 12 月 28 日から翌年 1 月 3 日まで			

<施設の利用状況>

項目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
施設全体	総利用回数 A ※無料来館者含む	4,131 回	4,605 回	4,859 回
	開館日数 B	347 日	347 日	347 日
	1 日当たり利用回数 A/B	11.9 回	13.3 回	14.0 回
ホール	総利用回数 A ※無料来館者含む	397 回	601 回	576 回
	開館日数 B	342 日	347 日	347 日
	1 日当たり利用回数 A/B	1.2 回	1.7 回	1.7 回

<使用料の概要>

使 用 料	■概要						
	利用者からは、下表に定める額の使用料を徴収する。使用料は、原則として前納とする。						
	■金額 (単位：円) ※主なものを記載						
	区分	午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 10 時まで	午前 9 時から午後 5 時まで	午後 1 時から午後 10 時まで	午前 9 時から午後 10 時まで
	ホール	3,400	13,600	17,000	17,000	30,600	34,000
	区分	午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時まで	午前 9 時から午後 5 時まで	午後 1 時から午後 9 時まで	午前 9 時から午後 9 時まで
	視聴覚室	1,450	2,800	2,650	4,000	5,150	6,050
	音楽室	950	1,800	1,700	2,550	3,250	3,850
	実習室	600	1,200	1,150	1,750	2,200	2,600
	研修室	750	1,450	1,350	2,050	2,650	3,150
	第 1 会議室	950	1,800	1,700	2,550	3,250	3,850
	第 2 会議室	950	1,800	1,700	2,550	3,250	3,850
	第 3 会議室	500	950	850	1,300	1,700	2,000
	和室	450	650	600	950	1,200	1,350
	■金額の設定根拠、見直し状況						
	金額の設定根拠は、類似施設や近隣施設等の使用料情報を基に設定している。使用料は、平成 15 年度以来改定されていない。						
使 用 料 の 減 免	■減免の有無						
	有						
	■減免内容						
	減免対象						減免額
	(1) 本市が主催し、又は経費の一部を負担して共催する行事に利用するとき						全額
	(2) 本市が経費の一部を負担して後援する行事に利用するとき						5 割相当額
	(3) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関がその行事に利用するとき						全額
	(4) 教育長が特に認める社会教育関係団体等が利用するとき						全額
	(5) 18 歳未満の者を主体とする団体が利用するとき						5 割相当額
	(6) ホールを利用して入場料金を徴収する催物を行う場合で、その料金の額(数種の入場料金を徴収する場合にあつては、その最も高い額)が 1 人 1 回の入場について 5,000 円以下のとき						5 割相当額
	(7) 市内に居住する心身障がい者を主体とする団体が専用利用するとき						全額
(8) 前各号に掲げるもののほか、教育長が特に必要と認めるとき						5 割相当額	
■減免内容の設定根拠、見直し状況							
減免内容の設定根拠は、市内他施設の状況を基に設定している。減免内容は、施設開設以来改定されていない。							

<使用料収入及び減免実績>

(単位:千円)

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
使用料収入		4,077	4,934	5,129
減免実績	減免件数	2,571 件	1,375 件	1,497 件
	減免額	8,052	5,468	4,411

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入 [再掲]	4,077	4,934	5,129
② その他の収入 (行政目的外使用)	706	933	933
③ その他の収入 (私用電話通話料、自動販売機電気料金)	110	153	167
歳 入 計	4,893	6,020	6,229
④ 指定管理料	80,621	72,476	74,134
⑤ 人件費 (行政職員に係るもの)	12,699	12,114	12,599
歳 出 計	93,320	84,590	86,733

[受益者負担割合の算定]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	4,893	6,020	6,229
② 減免実績 [再掲]	8,052	5,468	4,411
収 益 計 (①+②)	12,945	11,488	10,640
③ 歳出計 [再掲]	93,320	84,590	86,733
④ 減価償却費	14,500	14,500	14,500
費 用 計 (③+④)	107,820	99,090	101,232
受 益 者 負 担 割 合 (収 益 計 / 費 用 計)	12.0%	11.6%	10.5%

I. -2 福岡市立博多市民センター(102)

<施設概要>

施設名称	福岡市立博多市民センター（以下「博多市民センター」という。）			
現地視察	対象外			
所在地	福岡市博多区山王 1-13-10			
所管部署	博多区総務部生涯学習推進課			
施設区分	市民・文化・社会教育施設			
開設年月日	昭和 58 年 8 月 26 日			
運営形態	指定管理者制度（利用料金制度無）			
根拠条例等	福岡市立市民センター条例 福岡市立市民センター条例施行規則			
設置目的	市民の教育、文化の振興、社会福祉の増進に寄与するとともに、地域の連帯意識の高揚に資することを目的としている。 (福岡市立市民センター条例第 1 条)			
事業内容	(1) 講座、講演会、研修会等を開催すること。 (2) 社会教育関係団体等の育成に関する事。 (3) 公民館の連絡調整等に関する事。 (4) 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関する事。 (5) 施設の利用その他の便宜供与に関する事。 (6) 前各号に掲げるもののほか、センターの目的達成に必要なこと。 (福岡市立市民センター条例第 2 条)			
施設情報	土地	面積	3,043 m ²	
		うち市有地面積	3,043 m ²	
		うち借地面積	- m ²	
	建物等 (主な建物)	駐車場	有（無料）	
		延床面積	4,725 m ²	
		所有状況	市有物件	
		階層	地上 5 階、地下 1 階	
主な施設等	構造	鉄筋コンクリート造		
	建築年	昭和 58 年（1983 年）		
利用時間等	午前 9 時から午後 9 時まで（ホールについては、午前 9 時から午後 10 時まで）			
休館日等	毎月末日（その日が日曜日、土曜日又は休日にあたる時は、その日後において最初の日曜日、土曜日又は休日でない日） 12 月 28 日から翌年 1 月 3 日まで			

<施設の利用状況>

項目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
施設全体	総利用回数 A ※無料来館者含む	6,305 回	6,495 回	6,695 回
	開館日数 B	347 日	346 日	347 日
	1 日当たり利用回数 A/B	18.2 回	18.8 回	19.3 回
ホール	総利用回数 A ※無料来館者含む	424 回	385 回	478 回
	開館日数 B	347 日	279 日	347 日
	1 日当たり利用回数 A/B	1.2 回	1.4 回	1.4 回

<使用料の概要>

使 用 料	■概要							
	利用者からは、下表に定める額の使用料を徴収する。使用料は、原則として前納とする。							
	■金額 (単位：円) ※主なものを記載							
	区分	午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 10 時まで	午前 9 時から午後 5 時まで	午後 1 時から午後 10 時まで	午前 9 時から午後 10 時まで	
	ホール	3,400	13,600	17,000	17,000	30,600	34,000	
	区分	午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時まで	午前 9 時から午後 5 時まで	午後 1 時から午後 9 時まで	午前 9 時から午後 9 時まで	
	視聴覚室	1,450	2,800	2,650	4,000	5,150	6,050	
	音楽室	950	1,800	1,700	2,550	3,250	3,850	
	実習室	950	1,800	1,700	2,550	3,250	3,850	
	第 1 会議室	1,450	2,800	2,650	4,000	5,150	6,050	
	第 2 会議室	1,200	2,250	2,150	3,200	4,100	4,800	
	第 3 会議室	550	1,100	1,050	1,550	2,000	2,350	
	第 4 会議室	550	1,100	1,050	1,550	2,000	2,350	
	第 1 和室	400	600	550	800	1,100	1,200	
	第 2 和室	300	500	450	650	800	1,050	
	■金額の設定根拠、見直し状況							
	金額の設定根拠は、類似施設や近隣施設等の使用料情報を基に設定している。使用料は、平成 15 年度以来改定されていない。							
	使用料の減免	■減免の有無						
		有						
		■減免内容						
減免対象						減免額		
(1) 本市が主催し、又は経費の一部を負担して共催する行事に利用するとき						全額		
(2) 本市が経費の一部を負担して後援する行事に利用するとき						5 割相当額		
(3) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関がその行事に利用するとき						全額		
(4) 教育長が特に認める社会教育関係団体等が利用するとき						全額		
(5) 18 歳未満の者を主体とする団体が利用するとき						5 割相当額		
(6) ホールを利用して入場料金を徴収する催物を行う場合で、その料金の額(数種の入場料金を徴収する場合にあつては、その最も高い額)が 1 人 1 回の入場について 5,000 円以下のとき						5 割相当額		
(7) 市内に居住する心身障がい者を主体とする団体が専用利用するとき						全額		
(8) 前各号に掲げるもののほか、教育長が特に必要と認めるとき						5 割相当額		
■減免内容の設定根拠、見直し状況								
減免内容の設定根拠は、市内他施設の状況を基に設定している。減免内容は、施設開設以来改定されていない。								

<使用料収入及び減免実績>

(単位:千円)

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
使用料収入		12,018	10,994	13,479
減免実績	減免件数	600 件	787 件	853 件
	減免額	4,135	5,175	5,961

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入 [再掲]	12,018	10,994	13,479
② その他の収入 (行政目的外使用)	1,981	1,981	1,882
歳 入 計	13,999	12,974	15,360
③ 指定管理料	73,403	73,974	76,184
④ 人件費 (行政職員に係るもの)	12,699	12,114	12,599
⑤ 物件費 (大規模修繕費)	-	75,414	-
⑥ その他の支出 (委託料)	1,552	5,555	972
歳 出 計	87,654	167,057	89,754

[受益者負担割合の算定]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	13,999	12,974	15,360
② 減免実績 [再掲]	4,135	5,175	5,961
収 益 計 (①+②)	18,134	18,150	21,322
③ 歳出計 [再掲]	87,654	167,057	89,754
④ 減価償却費	17,010	17,010	17,010
費 用 計 (③+④)	104,664	184,067	106,764
受 益 者 負 担 割 合 (収 益 計 / 費 用 計)	17.3%	9.9%	20.0%

I. -3 福岡市立中央市民センター(103)

<施設概要>

施設名称	福岡市立中央市民センター（以下「中央市民センター」という。）			
現地視察	対象外			
所在地	福岡市中央区赤坂 2-5-8			
所管部署	中央区総務部生涯学習推進課			
施設区分	市民・文化・社会教育施設			
開設年月日	昭和 55 年 3 月 23 日			
運営形態	指定管理者制度（利用料金制度無）			
根拠条例等	福岡市立市民センター条例 福岡市立市民センター条例施行規則			
設置目的	市民の教育、文化の振興、社会福祉の増進に寄与するとともに、地域の連帯意識の高揚に資することを目的としている。 (福岡市立市民センター条例第 1 条)			
事業内容	(1) 講座、講演会、研修会等を開催すること。 (2) 社会教育関係団体等の育成に関すること。 (3) 公民館の連絡調整等に関すること。 (4) 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関すること。 (5) 施設の利用その他の便宜供与に関すること。 (6) 前各号に掲げるもののほか、センターの目的達成に必要なこと。 (福岡市立市民センター条例第 2 条)			
施設情報	土地	面 積	4,382 m ²	
		うち市有地面積	4,382 m ²	
		うち借地面積	- m ²	
		駐 車 場	有（無料）	
	建物等 (主な建物)	延 床 面 積	3,085 m ²	
		所 有 状 況	市有物件	
		階 層	地下 1 階、地上 3 階（一部 4 階）	
構 造		鉄筋コンクリート造		
	建 築 年	昭和 55 年（1980 年）		
	主 な 施 設 等	2 階：会議室、視聴覚室、実習室、音楽室、和室 3 階：多目的ホール		
利用時間等	午前 9 時から午後 9 時まで（ホールについては、午前 9 時から午後 10 時まで）			
休館日等	毎月末日（その日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、その日後において最初の日曜日、土曜日又は休日でない日） 12 月 28 日から翌年 1 月 3 日まで			

<施設の利用状況>

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
施設全体	総利用回数 A ※無料来館者含む	7,366 回	6,912 回	7,392 回
	開館日数 B	347 日	337 日	347 日
	1 日当たり利用回数 A/B	21.2 回	20.5 回	21.3 回
ホール	総利用回数 A ※無料来館者含む	548 回	430 回	581 回
	開館日数 B	347 日	262 日	347 日
	1 日当たり利用回数 A/B	1.6 回	1.6 回	1.7 回

<使用料の概要>

使 用 料	■概要						
	利用者からは、下表に定める額の使用料を徴収する。使用料は、原則として前納とする。						
	■金額 (単位：円) ※主なものを記載						
	区分	午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 10 時まで	午前 9 時から午後 5 時まで	午後 1 時から午後 10 時まで	午前 9 時から午後 10 時まで
	ホール	3,400	13,600	17,000	17,000	30,600	34,000
	区分	午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時まで	午前 9 時から午後 5 時まで	午後 1 時から午後 9 時まで	午前 9 時から午後 9 時まで
	視聴覚室	1,450	2,800	2,650	4,000	5,150	6,050
	音楽室	800	1,600	1,450	2,250	2,900	3,400
	実習室	850	1,700	1,600	2,400	3,100	3,550
	第 1 会議室	1,450	2,800	2,650	4,000	5,150	6,050
	第 2 会議室	950	1,800	1,700	2,550	3,250	3,850
	第 3 会議室	500	950	850	1,300	1,700	2,000
	第 1 和室	300	500	450	650	800	1,050
	第 2 和室	300	500	450	650	800	1,050
	■金額の設定根拠、見直し状況						
金額の設定根拠は、類似施設や近隣施設等の使用料情報を基に設定している。使用料は、平成 15 年度以来改定されていない。							
使用料の減免	■減免の有無						
	有						
	■減免内容						
	減免対象						減免額
	(1) 本市が主催し、又は経費の一部を負担して共催する行事に利用するとき						全額
	(2) 本市が経費の一部を負担して後援する行事に利用するとき						5 割相当額
	(3) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関がその行事に利用するとき						全額
	(4) 教育長が特に認める社会教育関係団体等が利用するとき						全額
	(5) 18 歳未満の者を主体とする団体が利用するとき						5 割相当額
	(6) ホールを利用して入場料金を徴収する催物を行う場合で、その料金の額(数種の入場料金を徴収する場合にあつては、その最も高い額)が 1 人 1 回の入場について 5,000 円以下のとき						5 割相当額
	(7) 市内に居住する心身障がい者を主体とする団体が専用利用するとき						全額
(8) 前各号に掲げるもののほか、教育長が特に必要と認めるとき						5 割相当額	
■減免内容の設定根拠、見直し状況							
減免内容の設定根拠は、市内他施設の状況を基に設定している。減免内容は、施設開設以来改定されていない。							

<使用料収入及び減免実績>

(単位:千円)

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
使用料収入		14,370	11,493	13,972
減免実績	減免件数	2,127 件	2,109 件	2,409 件
	減免額	8,593	6,997	9,037

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入 [再掲]	14,370	11,493	13,972
② その他の収入 (行政目的外使用)	2,261	2,261	1,292
③ その他の収入 (公衆電話委託手数料)	-	1	1
歳 入 計	16,631	13,756	15,265
④ 指定管理料	81,900	81,982	84,325
⑤ 人件費 (行政職員に係るもの)	12,699	12,114	12,599
⑥ 物件費 (大規模修繕費)	-	134,820	16,885
⑦ 物件費 (緊急修繕費)	4,659	2,890	4,743
歳 出 計	99,258	231,806	118,552

[受益者負担割合の算定]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	16,631	13,756	15,265
② 減免実績 [再掲]	8,593	6,997	9,037
収 益 計 (①+②)	25,224	20,752	24,302
③ 歳出計 [再掲]	99,258	231,806	118,552
④ 減価償却費	18,116	18,116	18,116
費 用 計 (③+④)	117,374	249,922	136,668
受 益 者 負 担 割 合 (収 益 計 / 費 用 計)	21.5%	8.3%	17.8%

I. -4 福岡市立南市民センター(104)

<施設概要>

施設名称	福岡市立南市民センター（以下「南市民センター」という。）			
現地視察	対象			
所在地	福岡市南区塩原 2-8-2			
所管部署	南区総務部生涯学習推進課			
施設区分	市民・文化・社会教育施設			
開設年月日	昭和 53 年 7 月 22 日			
運営形態	指定管理者制度（利用料金制度無）			
根拠条例等	福岡市立市民センター条例 福岡市立市民センター条例施行規則			
設置目的	市民の教育、文化の振興、社会福祉の増進に寄与するとともに、地域の連帯意識の高揚に資することを目的としている。 (福岡市立市民センター条例第 1 条)			
事業内容	(1) 講座、講演会、研修会等を開催すること。 (2) 社会教育関係団体等の育成に関する事。 (3) 公民館の連絡調整等に関する事。 (4) 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関する事。 (5) 施設の利用その他の便宜供与に関する事。 (6) 前各号に掲げるもののほか、センターの目的達成に必要なこと。 (福岡市立市民センター条例第 2 条)			
施設情報	土地	面 積	8,632 m ²	
		うち市有地面積	8,632 m ²	
		うち借地面積	- m ²	
		駐 車 場	有（無料）	
	建物等 (主な建物)	延 床 面 積	5,218 m ²	
		所 有 状 況	市有物件	
		階 層	地下 1 階、地上 2 階	
構 造		鉄筋鉄骨コンクリート造		
	建 築 年	昭和 53 年（1978 年）		
	主 な 施 設 等	文化ホール 社会教育棟（視聴覚室、音楽室、実習室、 研修室、会議室、和室）		
利用時間等	午前 9 時から午後 9 時まで（ホールについては、午前 9 時から午後 10 時まで）			
休館日等	毎月末日（その日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、その日後において最初の日曜日、土曜日又は休日でない日） 12 月 28 日から翌年 1 月 3 日まで			

<施設の利用状況>

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
施設全体	総利用回数 A ※無料来館者含む	5,996 回	6,393 回	6,591 回
	開館日数 B	334 日	346 日	347 日
	1 日当たり利用回数 A/B	18.0 回	18.5 回	19.0 回
ホール	総利用回数 A ※無料来館者含む	569 回	527 回	564 回
	開館日数 B	334 日	310 日	347 日
	1 日当たり利用回数 A/B	1.7 回	1.7 回	1.6 回

<使用料の概要>

使 用 料	■概要						
	利用者からは、下表に定める額の使用料を徴収する。使用料は、原則として前納とする。						
	■金額 (単位：円) ※主なものを記載						
	区分	午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 10 時まで	午前 9 時から午後 5 時まで	午後 1 時から午後 10 時まで	午前 9 時から午後 10 時まで
	ホール	5,500	22,000	27,500	27,500	49,500	55,000
	区分	午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時まで	午前 9 時から午後 5 時まで	午後 1 時から午後 9 時まで	午前 9 時から午後 9 時まで
	視聴覚室	1,350	2,650	2,550	3,800	4,850	5,650
	音楽室	950	1,800	1,700	2,550	3,250	3,850
	実習室	1,100	2,050	1,900	2,900	3,800	4,400
	研修室	1,150	2,150	2,050	3,100	3,950	4,650
	第 1 会議室	950	1,800	1,700	2,550	3,250	3,850
	第 2 会議室	500	950	850	1,300	1,700	2,000
	第 3 会議室	350	550	500	750	950	1,100
	第 1 和室	300	500	450	650	800	1,050
	第 2 和室	300	500	450	650	800	1,050
	■金額の設定根拠、見直し状況						
金額の設定根拠は、類似施設や近隣施設等の使用料情報を基に設定している。使用料は、平成 15 年度以来改定されていない。							
使用料の減免	■減免の有無						
	有						
	■減免内容						
	減免対象						減免額
	(1) 本市が主催し、又は経費の一部を負担して共催する行事に利用するとき						全額
	(2) 本市が経費の一部を負担して後援する行事に利用するとき						5 割相当額
	(3) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関がその行事に利用するとき						全額
	(4) 教育長が特に認める社会教育関係団体等が利用するとき						全額
	(5) 18 歳未満の者を主体とする団体が利用するとき						5 割相当額
	(6) ホールを利用して入場料金を徴収する催物を行う場合で、その料金の額(数種の入場料金を徴収する場合にあつては、その最も高い額)が 1 人 1 回の入場について 5,000 円以下のとき						5 割相当額
	(7) 市内に居住する心身障がい者を主体とする団体が専用利用するとき						全額
(8) 前各号に掲げるもののほか、教育長が特に必要と認めるとき						5 割相当額	
■減免内容の設定根拠、見直し状況							
減免内容の設定根拠は、市内他施設の状態を基に設定している。減免内容は、施設開設以来改定されていない。							

<使用料収入及び減免実績>

(単位:千円)

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
使用料収入		10,945	9,467	10,137
減免実績	減免件数	1,486 件	1,525 件	1,580 件
	減免額	13,336	14,252	15,253

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入 [再掲]	10,945	9,467	10,137
② その他の収入 (行政目的外使用)	864	864	464
③ その他の収入 (自動販売機電気料等)	185	213	160
歳 入 計	11,994	10,544	10,761
④ 指定管理料	86,209	86,275	88,439
⑤ 人件費 (行政職員に係るもの)	12,699	12,114	12,599
⑥ 物件費 (大規模修繕費)	98,539	11,374	9,960
⑦ 物件費 (緊急修繕費等)	4,646	20,140	10,126
歳 出 計	202,094	129,902	121,123

[受益者負担割合の算定]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	11,994	10,544	10,761
② 減免実績 [再掲]	13,336	14,252	15,253
収 益 計 (①+②)	25,330	24,796	26,014
③ 歳出計 [再掲]	202,094	129,902	121,123
④ 減価償却費	20,733	20,733	20,733
費 用 計 (③+④)	222,826	150,635	141,855
受 益 者 負 担 割 合 (収 益 計 / 費 用 計)	11.4%	16.5%	18.3%

I. -5 福岡市立城南市民センター(105)

<施設概要>

施設名称	福岡市立城南市民センター（以下「城南市民センター」という。）			
現地視察	対象外			
所在地	福岡市城南区片江 5-3-25			
所管部署	城南区総務部生涯学習推進課			
施設区分	市民・文化・社会教育施設			
開設年月日	昭和 59 年 8 月 1 日			
運営形態	指定管理者制度（利用料金制度無）			
根拠条例等	福岡市立市民センター条例 福岡市立市民センター条例施行規則			
設置目的	市民の教育、文化の振興、社会福祉の増進に寄与するとともに、地域の連帯意識の高揚に資することを目的としている。 (福岡市立市民センター条例第 1 条)			
事業内容	(1) 講座、講演会、研修会等を開催すること。 (2) 社会教育関係団体等の育成に関すること。 (3) 公民館の連絡調整等に関すること。 (4) 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関すること。 (5) 施設の利用その他の便宜供与に関すること。 (6) 前各号に掲げるもののほか、センターの目的達成に必要なこと。 (福岡市立市民センター条例第 2 条)			
施設情報	土地	面積	7,437 m ²	
		うち市有地面積	7,437 m ²	
		うち借地面積	- m ²	
	建物等 (主な建物)	駐車場	有（無料）	
		延床面積	4,048 m ²	
		所有状況	市有物件	
		階層	地下 1 階、地上 4 階	
		構造	鉄筋鉄骨コンクリート造	
主な施設等	建築年	昭和 59 年（1984 年）		
		2 階：多目的ホール 3 階：和室、会議室 4 階：視聴覚室、音楽室、実習室		
利用時間等	午前 9 時から午後 9 時まで（ホールについては、午前 9 時から午後 10 時まで）			
休館日等	毎月末日（その日が日曜日、土曜日又は休日にあたる場合は、その日後において最初の日曜日、土曜日又は休日でない日） 12 月 28 日から翌年 1 月 3 日まで			

<施設の利用状況>

項目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
施設全体	総利用回数 A ※無料来館者含む	4,964 回	4,643 回	4,685 回
	開館日数 B	347 日	340 日	347 日
	1 日当たり利用回数 A/B	14.3 回	13.7 回	13.5 回
ホール	総利用回数 A ※無料来館者含む	567 回	511 回	508 回
	開館日数 B	347 回	340 回	347 日
	1 日当たり利用回数 A/B	1.6 回	1.5 回	1.5 回

<使用料の概要>

使 用 料	■概要						
	利用者からは、下表に定める額の使用料を徴収する。使用料は、原則として前納とする。						
	■金額 (単位：円) ※主なものを記載						
	区分	午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 10 時まで	午前 9 時から午後 5 時まで	午後 1 時から午後 10 時まで	午前 9 時から午後 10 時まで
	ホール	3,400	13,600	17,000	17,000	30,600	34,000
	区分	午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時まで	午前 9 時から午後 5 時まで	午後 1 時から午後 9 時まで	午前 9 時から午後 9 時まで
	視聴覚室	1,450	2,800	2,650	4,000	5,150	6,050
	音楽室	950	1,800	1,700	2,550	3,250	3,850
	実習室	950	1,800	1,700	2,550	3,250	3,850
	第 1 会議室	1,450	2,800	2,650	4,000	5,150	6,050
	第 2 会議室	1,200	2,250	2,150	3,200	4,100	4,800
	第 3 会議室	550	1,100	1,050	1,550	2,000	2,350
	第 1 和室	400	600	550	800	1,100	1,200
	第 2 和室	300	500	450	650	800	1,050
	■金額の設定根拠、見直し状況						
	金額の設定根拠は、類似施設や近隣施設等の使用料情報を基に設定している。使用料は、平成 15 年度以来改定されていない。						
使用料の減免	■減免の有無						
	有						
	■減免内容						
	減免対象						減免額
	(1) 本市が主催し、又は経費の一部を負担して共催する行事に利用するとき						全額
	(2) 本市が経費の一部を負担して後援する行事に利用するとき						5 割相当額
	(3) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関がその行事に利用するとき						全額
	(4) 教育長が特に認める社会教育関係団体等が利用するとき						全額
	(5) 18 歳未満の者を主体とする団体が利用するとき						5 割相当額
	(6) ホールを利用して入場料金を徴収する催物を行う場合で、その料金の額(数種の入場料金を徴収する場合にあつては、その最も高い額)が 1 人 1 回の入場について 5,000 円以下のとき						5 割相当額
	(7) 市内に居住する心身障がい者を主体とする団体が専用利用するとき						全額
(8) 前各号に掲げるもののほか、教育長が特に必要と認めるとき						5 割相当額	
■減免内容の設定根拠、見直し状況							
減免内容の設定根拠は、市内他施設の状況を基に設定している。減免内容は、施設開設以来改定されていない。							

<使用料収入及び減免実績>

(単位:千円)

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
使用料収入		5,089	5,361	6,369
減免実績	減免件数	1,638 件	1,560 件	1,564 件
	減免額	7,950	7,114	6,852

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入 [再掲]	5,089	5,361	6,369
② その他の収入 (行政目的外使用)	1,213	1,213	1,213
③ その他の収入 (PHS 無線基地局、その他)	30	27	27
歳 入 計	6,331	6,601	7,609
④ 指定管理料	79,982	80,181	82,401
⑤ 人件費 (行政職員に係るもの)	12,699	12,114	12,599
⑥ 物件費 (大規模修繕費)	-	181,945	25,801
⑦ 物件費 (緊急修繕費)	2,023	8,807	-
歳 出 計	94,705	283,047	120,801

[受益者負担割合の算定]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	6,331	6,601	7,609
② 減免実績 [再掲]	7,950	7,114	6,852
収 益 計 (①+②)	14,281	13,715	14,461
③ 歳出計 [再掲]	94,705	283,047	120,801
④ 減価償却費	19,026	19,026	19,026
費 用 計 (③+④)	113,730	302,072	139,826
受 益 者 負 担 割 合 (収 益 計 / 費 用 計)	12.6%	4.5%	10.3%

I. -6 福岡市立早良市民センター(106)

<施設概要>

施設名称	福岡市立早良市民センター（以下「早良市民センター」という。）			
現地視察	対象外			
所在地	福岡市早良区百道 2-2-1			
所管部署	早良区総務部生涯学習推進課			
施設区分	市民・文化・社会教育施設			
開設年月日	昭和 57 年 2 月 14 日			
運営形態	指定管理者制度（利用料金制度無）			
根拠条例等	福岡市立市民センター条例 福岡市立市民センター条例施行規則			
設置目的	市民の教育、文化の振興、社会福祉の増進に寄与するとともに、地域の連帯意識の高揚に資することを目的としている。 (福岡市立市民センター条例第 1 条)			
事業内容	(1) 講座、講演会、研修会等を開催すること。 (2) 社会教育関係団体等の育成に関すること。 (3) 公民館の連絡調整等に関すること。 (4) 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関すること。 (5) 施設の利用その他の便宜供与に関すること。 (6) 前各号に掲げるもののほか、センターの目的達成に必要なこと。 (福岡市立市民センター条例第 2 条)			
施設情報	土地	面積	4,381 m ²	
		うち市有地面積	4,381 m ²	
		うち借地面積	- m ²	
		駐車場	有（無料）	
	建物等 (主な建物)	延床面積	5,636 m ²	
		所有状況	市有物件	
		階層	地下 1 階、地上 4 階（一部 5 階）	
構造		鉄筋コンクリート造（一部 SRC）		
建築年		昭和 56 年（1981 年）		
	主な施設等	3 階：視聴覚室、音楽室、実習室、和室 4 階：ホール		
利用時間等	午前 9 時から午後 9 時まで（ホールについては、午前 9 時から午後 10 時まで）			
休館日等	毎月末日（その日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、その日後において最初の日曜日、土曜日又は休日でない日） 12 月 28 日から翌年 1 月 3 日まで			

<施設の利用状況>

項目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
施設全体	総利用回数 A ※無料来館者含む	5,696 回	5,836 回	3,009 回
	開館日数 B	348 日	346 日	178 日
	1 日当たり利用回数 A/B	16.4 回	16.9 回	16.9 回
ホール	総利用回数 A ※無料来館者含む	488 回	502 回	255 回
	開館日数 B	348 日	346 日	178 日
	1 日当たり利用回数 A/B	1.4 回	1.5 回	1.4 回

<使用料の概要>

使 用 料	■概要						
	利用者からは、下表に定める額の使用料を徴収する。使用料は、原則として前納とする。						
	■金額 (単位：円) ※主なものを記載						
	区分	午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 10 時まで	午前 9 時から午後 5 時まで	午後 1 時から午後 10 時まで	午前 9 時から午後 10 時まで
	ホール	3,400	13,600	17,000	17,000	30,600	34,000
	区分	午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時まで	午前 9 時から午後 5 時まで	午後 1 時から午後 9 時まで	午前 9 時から午後 9 時まで
	視聴覚室	1,750	3,350	3,200	4,800	6,100	7,200
	音楽室	850	1,700	1,600	2,400	3,100	3,550
	実習室	850	1,700	1,600	2,400	3,100	3,550
	第 1 会議室	1,750	3,350	3,200	4,800	6,100	7,200
	第 2 会議室	1,100	2,050	1,900	2,900	3,800	4,400
	第 3 会議室	600	1,200	1,150	1,750	2,200	2,600
	第 1 和室	350	550	500	750	950	1,100
	第 2 和室	350	550	500	750	950	1,100
	■金額の設定根拠、見直し状況						
金額の設定根拠は、類似施設や近隣施設等の使用料情報を基に設定している。使用料は、平成 15 年度以来改定されていない。							
使用料の減免	■減免の有無						
	有						
	■減免内容						
	減免対象						減免額
	(1) 本市が主催し、又は経費の一部を負担して共催する行事に利用するとき						全額
	(2) 本市が経費の一部を負担して後援する行事に利用するとき						5 割相当額
	(3) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関がその行事に利用するとき						全額
	(4) 教育長が特に認める社会教育関係団体等が利用するとき						全額
	(5) 18 歳未満の者を主体とする団体が利用するとき						5 割相当額
	(6) ホールを利用して入場料金を徴収する催物を行う場合で、その料金の額(数種の入場料金を徴収する場合にあつては、その最も高い額)が 1 人 1 回の入場について 5,000 円以下のとき						5 割相当額
	(7) 市内に居住する心身障がい者を主体とする団体が専用利用するとき						全額
(8) 前各号に掲げるもののほか、教育長が特に必要と認めるとき						5 割相当額	
■減免内容の設定根拠、見直し状況							
減免内容の設定根拠は、市内他施設の状況を基に設定している。減免内容は、施設開設以来改定されていない。							

<使用料収入及び減免実績>

(単位:千円)

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
使用料収入		8,957	9,423	4,408
減免実績	減免件数	1,586 件	1,827 件	913 件
	減免額	5,744	9,325	5,045

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入 [再掲]	8,957	9,423	4,408
② その他の収入 (行政目的外使用)	1,893	1,893	555
歳 入 計	10,851	11,316	4,964
③ 指定管理料	103,342	104,011	100,470
④ 人件費 (行政職員に係るもの)	12,699	12,114	12,599
⑤ 物件費 (大規模修繕費)	-	-	360,134
⑥ 物件費 (備品購入費、委託料)	3,179	3,197	6,736
歳 出 計	119,219	119,322	479,938

[受益者負担割合の算定]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	10,851	11,316	4,964
② 減免実績 [再掲]	5,744	9,325	5,045
収 益 計 (①+②)	16,595	20,641	10,008
③ 歳出計 [再掲]	119,219	119,322	479,938
④ 減価償却費	20,289	20,289	20,289
費 用 計 (③+④)	139,508	139,611	500,228
受 益 者 負 担 割 合 (収 益 計 / 費 用 計)	11.9%	14.8%	2.0%

I. -7 福岡市立西市民センター(107)

<施設概要>

施設名称	福岡市立西市民センター（以下「西市民センター」という。）			
現地視察	対象			
所在地	福岡市西区内浜 1-4-39			
所管部署	西区総務部生涯学習推進課			
施設区分	市民・文化・社会教育施設			
開設年月日	昭和 63 年 3 月 1 日			
運営形態	指定管理者制度（利用料金制度無）			
根拠条例等	福岡市立市民センター条例 福岡市立市民センター条例施行規則			
設置目的	市民の教育、文化の振興、社会福祉の増進に寄与するとともに、地域の連帯意識の高揚に資することを目的としている。 (福岡市立市民センター条例第 1 条)			
事業内容	(1) 講座、講演会、研修会等を開催すること。 (2) 社会教育関係団体等の育成に関すること。 (3) 公民館の連絡調整等に関すること。 (4) 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関すること。 (5) 施設の利用その他の便宜供与に関すること。 (6) 前各号に掲げるもののほか、センターの目的達成に必要なこと。 (福岡市立市民センター条例第 2 条)			
施設情報	土地	面積	4,867 m ²	
		うち市有地面積	4,867 m ²	
		うち借地面積	- m ²	
	建物等 (主な建物)	駐車場	有（無料）	
		延床面積	5,190 m ²	
		所有状況	市有物件	
		階層	地下 1 階、地上 4 階（一部 5 階）	
主な施設等	構造	鉄筋鉄骨コンクリート造		
	建築年	昭和 63 年（1988 年）		
利用時間等	午前 9 時から午後 9 時まで（ホールについては、午前 9 時から午後 10 時まで）			
休館日等	毎月末日（その日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、その日後において最初の日曜日、土曜日又は休日でない日） 12 月 28 日から翌年 1 月 3 日まで			

<施設の利用状況>

項目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
施設全体	総利用回数 A ※無料来館者含む	5,964 回	5,849 回	6,218 回
	開館日数 B	340 日	340 日	348 日
	1 日当たり利用回数 A/B	17.5 回	17.2 回	17.9 回
ホール	総利用回数 A ※無料来館者含む	590 回	571 回	593 回
	開館日数 B	347 日	324 日	335 日
	1 日当たり利用回数 A/B	1.7 回	1.8 回	1.8 回

<使用料の概要>

使 用 料	■概要						
	利用者からは、下表に定める額の使用料を徴収する。使用料は、原則として前納とする。						
	■金額 (単位：円) ※主なものを記載						
	区分	午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 10 時まで	午前 9 時から午後 5 時まで	午後 1 時から午後 10 時まで	午前 9 時から午後 10 時まで
	ホール	5,500	22,000	27,500	27,500	49,500	55,000
	区分	午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時まで	午前 9 時から午後 5 時まで	午後 1 時から午後 9 時まで	午前 9 時から午後 9 時まで
	視聴覚室	1,550	2,900	2,800	4,200	5,400	6,250
	音楽室	1,050	2,000	1,850	2,800	3,650	4,250
	実習室	1,050	2,000	1,850	2,800	3,650	4,250
	第 1 会議室	1,600	2,950	2,850	4,250	5,450	6,450
	第 2 会議室	1,050	2,000	1,850	2,800	3,650	4,250
	第 3 会議室	550	1,100	1,050	1,550	2,000	2,350
	第 1 和室	350	550	500	750	950	1,100
	第 2 和室	300	500	450	650	800	1,050
	■金額の設定根拠、見直し状況						
金額の設定根拠は、類似施設や近隣施設等の使用料情報を基に設定している。使用料は、平成 15 年度以来改定されていない。							
使用料の減免	■減免の有無						
	有						
	■減免内容						
	減免対象						減免額
	(1) 本市が主催し、又は経費の一部を負担して共催する行事に利用するとき						全額
	(2) 本市が経費の一部を負担して後援する行事に利用するとき						5 割相当額
	(3) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関がその行事に利用するとき						全額
	(4) 教育長が特に認める社会教育関係団体等が利用するとき						全額
	(5) 18 歳未満の者を主体とする団体が利用するとき						5 割相当額
	(6) ホールを利用して入場料金を徴収する催物を行う場合で、その料金の額(数種の入場料金を徴収する場合にあつては、その最も高い額)が 1 人 1 回の入場について 5,000 円以下のとき						5 割相当額
	(7) 市内に居住する心身障がい者を主体とする団体が専用利用するとき						全額
(8) 前各号に掲げるもののほか、教育長が特に必要と認めるとき						5 割相当額	
■減免内容の設定根拠、見直し状況							
減免内容の設定根拠は、市内他施設の状況を基に設定している。減免内容は、施設開設以来改定されていない。							

<使用料収入及び減免実績>

(単位:千円)

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
使用料収入		10,418	10,042	10,129
減免実績	減免件数	1,752 件	1,771 件	2,003 件
	減免額	8,985	15,681	16,166

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入 [再掲]	10,418	10,042	10,129
② その他の収入 (行政目的外使用)	1,625	1,625	1,625
歳 入 計	12,043	11,667	11,754
③ 指定管理料	98,075	97,848	90,095
④ 人件費 (行政職員に係るもの)	16,932	8,076	12,599
⑤ 物件費 (大規模修繕費)	-	62,664	34,813
⑥ 物件費 (緊急修繕費)	792	1,206	1,253
⑦ 物件費 (委託料)	-	2,079	10,539
歳 出 計	115,799	171,873	149,299

[受益者負担割合の算定]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	12,043	11,667	11,754
② 減免実績 [再掲]	8,985	15,681	16,166
収 益 計 (①+②)	21,028	27,348	27,920
③ 歳出計 [再掲]	115,799	171,873	149,299
④ 減価償却費	31,548	31,548	31,548
費 用 計 (③+④)	147,347	203,421	180,847
受 益 者 負 担 割 合 (収 益 計 / 費 用 計)	14.3%	13.4%	15.4%



視点1 施設の有効活用

①（意見）未利用箇所の有効活用について（南市民センター）

【現状】

現地調査を実施した南市民センターにおいて、未利用箇所が見受けられた。

＜南市民センターにおける未利用箇所の状況＞

<p>現状</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・南市民センター内の事務室の裏側の空き部屋について、市直営時は広く事務室として利用していたが、指定管理者制度を導入した後は、区役所で保管できない資料置き場や、打合せが必要なときに使用しているが、それ以外は使用されていない。 ・西市民センターでは、同様の事例で指定管理者が事務室を自習室に改修し、無料で市民へ開放している。しかし、南市民センターは事務室と未利用箇所の間に壁がなく、ガラス張りになっており、市民へ開放しづらいとのことである。 	
<p>現地写真 (平成27年9月18日)</p>		

【意見】

現地調査を行った結果、南市民センター内の事務室の裏側の空き部屋については未利用箇所が発見された。未利用箇所は、実質的に遊休状態にあると言わざるを得ない。

西市民センターでは同様の事例で未利用スペースを自習室等として活用しているが、南市民センターでは事務室と未利用箇所を隔てる壁がなく、ガラス張りになっているため同様の活用は難しいとのことである。このため、ガラスを「すりガラス」に変更する等のできるだけ軽微な改修によって市民へ開放する等有効活用を検討することが望ましい。

また、南市民センターに対して実施したアンケートでは、遊休の構築物あるいは構築物の中で利用されていない室、遊休の土地は「ない」との回答であった。しかし、現地調査の結果、【現状】のとおり未利用箇所が発見された。このため、市は、改めて各市民センターについて、他に未利用箇所がないか現状把握を行うことが望ましい。

視点2 受益者負担のあり方

①(結果) 減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について(各市民センター)

【現状】

市民センターにおける現在の減免制度(減免規定)について、その設定根拠・理由を所管部署に質問したところ、市民会館等の市内他施設の状況を基に設定しているとの回答を得た。しかし、使用料の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を明文化した文書は保存されていない。

【指摘事項】

本施設について使用料の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。

これらのことは、福岡市立市民センター条例及び同施行規則に定められた減免制度(減免規定)について重要な不備があると言わざるを得ない。

本来使用料については、利用者が公平に負担すべきものであるとともに、減免金額は市の歳入に影響する重要な項目でもある。このため、減免制度(減免規定)は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度(減免規定)を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。

以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。

②(意見) 望ましい受益者負担割合の検討について(各市民センター)

【現状】

現状の市民センターにおける受益者負担割合を試算したところ、<受益者負担割合の算定>に記載したとおり、過去3年間を通じて2%~20%程度という水準であった。

<各市民センターの受益者負担割合>

	H24年度	H25年度	H26年度
東市民センター	12.0%	11.6%	10.5%
博多市民センター	17.3%	9.9%	20.0%
中央市民センター	21.5%	8.3%	17.8%
南市民センター	11.4%	16.5%	18.3%
城南市民センター	12.6%	4.5%	10.3%
早良市民センター	11.9%	14.8%	2.0%
西市民センター	14.3%	13.4%	15.4%

【意見】

市民センターの施設区分は市民・文化・社会教育施設に該当する。受益者負担割合マトリクスに当てはめると、市民・文化・社会教育施設の望ましい受益者負担割合は、25%~50%(受益者負担割合マトリクスのB・E)と考えられる。

<受益者負担割合マトリクス>

高 ↑ 市場性 ↓ 低	G 50%	H 75%	I 100%
	D 25%	E 50%	F 75%
	A 0%	B 25%	C 50%
	←必需的		選択的→

しかし、市民センターには異なる各種の設備が設置されており、望ましい受益者負担割合は市民センターにある設備の内容によって影響を受けるはずである。

そこで、より実態にあった受益者負担割合を試算するために、設備ごとに望ましい受益者負担割合を検討した上で、各市民センターの設備内容を整理し、受益者負担割合マトリクスを当てはめることとする。施設別の望ましい受益者負担割合は次のとおりである。

<施設別の望ましい受益者負担割合>

室名	望ましい 受益者負担割合	理由
ホール	B 25%	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の規模が大きく民間に類似施設が少ない ・学校行事・大規模イベント等の公的な目的もあり、行政関与の必要性も一定程度ある
視聴覚室	F 75%	<ul style="list-style-type: none"> ・民間にも類似施設が存在しており、ある程度市場性がある ・主に個人団体の会議等のために使用されるため公益目的で利用されることは限定的であり、選択的である
音楽室	F 75%	<ul style="list-style-type: none"> ・民間にも類似施設が存在しており、ある程度市場性がある ・主に個人団体の音楽練習等のために使用されるため公益目的で利用されることは限定的であり、選択的である
実習室	F 75%	<ul style="list-style-type: none"> ・民間にも類似施設が存在しており、ある程度市場性がある ・主に個人団体の実習等のために使用されるため公益目的で利用されることは限定的であり、選択的である
研修室	I 100%	<ul style="list-style-type: none"> ・民間でも類似施設が複数あり、収益性高い ・主に個人団体の研修、打合せ等のために使用されるため公益目的で利用されることは限定的であり、選択的である
会議室	I 100%	<ul style="list-style-type: none"> ・民間でも類似施設が複数あり、収益性高い ・主に個人団体の会議、打合せ等のために使用されるため公益目的で利用されることは限定的であり、選択的である
和室	I 100%	<ul style="list-style-type: none"> ・民間でも類似施設が複数あり、収益性高い ・主に個人の趣味等のために使用されるため公益目的で利用されることは限定的であり、選択的である

上記を踏まえ、各市民センターを受益者負担割合マトリクスに当てはめると次のとおりとなり、全ての市民センターにおいて、現状の受益者負担割合は望ましい受益者負担割合を下回る結果となった。

＜市民センターの受益者負担割合＞

施設名	ホール	視聴覚室	音楽室	実習室	研修室	第一会議室	第二会議室	第三会議室	第四会議室	第一和室	第二和室	望ましい受益者負担割合※	H26年度受益者負担割合試算結果
東市民センター	○	○	○	○	○	○	○	○		○		83.3%	10.5%
博多市民センター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	86.4%	20.0%
中央市民センター	○	○	○	○		○	○	○		○	○	83.3%	17.8%
南市民センター	○	○	○	○		○	○	○		○	○	83.3%	18.3%
城南市民センター	○	○	○	○		○	○	○		○	○	83.3%	10.3%
早良市民センター	○	○	○	○		○	○	○		○	○	83.3%	2.0%
西市民センター	○	○	○	○		○	○	○		○	○	83.3%	15.4%

※受益者負担割合は簡便的に各設備の望ましい受益者負担割合の合計を室数で除して算定している。

このため、市は、本施設の特性や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。その結果、算定した受益者負担割合と望ましい受益者負担割合が乖離している場合には、原因を把握した上で、施設別に弾力的に使用料を見直すことを含め乖離の解消に向けて検討することが望まれる。

また、老朽化が進んでいる市民センターにとって、使用料を値上げした場合には収入の増加分を修繕等の財源に充てることも可能と考えられ、利用者の満足度を高めることにも繋がる。

さらに、社会情勢や施設に係る費用等の変化が考えられることから、今後、定期的に受益者負担割合を算定し、望ましい受益者負担割合との乖離状況を把握していくことが望ましい。

なお、更に詳細に分析するため、各施設における平成26年度の1日当たり利用回数と受益者負担割合の関係を、類似施設である各地域交流センターとともに表及びプロット図で表し検討を行った。当該内容については、「(1) 市民局 I. 福岡市地域交流センター 視点2 受益者負担のあり方 ③ (意見) 望ましい受益者負担割合の検討について (各地域交流センター)」に記載している。

(10) 教育委員会

I. 福岡市総合図書館(108)

<施設概要>

施設名称	福岡市総合図書館			
現地視察	対象外			
所在地	福岡市早良区百道浜 3-7-1			
所管部署	総合図書館運営課			
施設区分	市民・文化・社会教育施設			
開設年月日	平成8年6月29日			
運営形態	市直営			
根拠条例等	福岡市総合図書館条例 福岡市総合図書館条例施行規則			
設置目的	市民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的としている。 (福岡市総合図書館条例第1条)			
事業内容	<p>(1) 図書館法(昭和25年法律第118号)の規定に基づく図書館として、図書、記録、逐次刊行物その他必要な資料(以下「図書資料」という。)を収集し、整理し、及び保存して、市民の利用に供すること。</p> <p>(2) 映画フィルム、ビデオテープ、コンパクトディスクその他必要な資料(以下「映像資料」という。)を収集し、整理し、及び保存して、市民の利用に供すること。</p> <p>(3) 本市に関する歴史的文化的価値を有する公文書、古文書、郷土資料、文学資料その他必要な資料(以下「文書資料」という。)を収集し、整理し、及び保存して、市民の利用に供すること。</p> <p>(4) 図書資料、映像資料及び文書資料(以下「図書資料等」という。)の利用のための相談に応じること。</p> <p>(5) 図書資料等に関する調査及び研究を行うこと。</p> <p>(6) 図書資料等に関する講演会、講習会、研究会、映写会等を開催し、及びその奨励を行うこと。</p> <p>(7) 施設の利用に関すること。</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、総合図書館の設置の目的の達成に必要なこと。 (福岡市総合図書館条例第2条)</p>			
施設情報	土地	面積	19,818 m ²	
		うち市有地面積	19,818 m ²	
		うち借地面積	- m ²	
		駐車場	有(有料)	
	建物等 (主な建物)	延床面積	24,120 m ²	
		所有状況	市有物件	
		階層	地上5階	
構造		鉄筋コンクリート造		
建築年		平成7年(1995年)		
	主な施設等	1階:閲覧室、映像ホール、学習室、ギャラリー、ミニシアター 2階:閲覧室、郷土・特別資料室等 3階:第1会議室、第2会議室		
利用時間等	午前10時から午後7時まで 映像ホールについては、午前10時から午後10時まで (日曜日・休日は午前10時から午後6時まで映像ホールについては、午前10時から午後6時まで)			
休館日等	月曜日、月の末日、年末年始(12月28日～1月4日)、図書特別整理期間(不定)			

<施設の利用状況>

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
施設全体	総来館者数 A ※無料来館者含む	1,794,548 人	1,809,714 人	1,757,239 人
	開館日数 B	285 日	288 日	288 日
	1 日当たり利用者数 A/B	6,297 人	6,284 人	6,102 人

<使用料の概要>

使 用 料	■概要						
	総合図書館が主催して映像ホールで映像資料を上映する場合は、観覧する者から観覧料を徴収する。 図書資料等に関する講演会、講習会、研究会、映写会等のため総合図書館の施設を利用しようとし、利用の許可を受けた者から利用料を徴収する。						
	■金額 (単位：円) ※主なものを記載						
	映像ホール上映観覧料						
	区分		個人		20 人以上の団体		
	通常上映観覧	一般	500		1 人につき 400		
		大学生・高校生	400		1 人につき 320		
		中学生・小学生	300		1 人につき 240		
	特別上映観覧		1 人につき 2,000 円以内で教育委員会が定める額				
	映像ホール使用料						
	区分	10:00～12:00	13:00～17:00	18:00～22:00	10:00～17:00	13:00～22:00	10:00～22:00
	映像ホール	3,000	18,000	22,000	21,000	40,000	43,000
	会議室使用料						
	区分	10:00～12:00	13:00～16:00	16:00～19:00	10:00～16:00	13:00～19:00	10:00～19:00
	第 1 会議室	2,350	5,100	5,100	7,200	9,150	10,900
	第 2 会議室	1,250	2,700	2,700	3,800	4,850	5,750
	■金額の設定根拠、見直し状況						
金額の設定根拠は、東市民センター、あいれふホール等の類似施設や近隣施設等の使用料情報を基に設定している。 使用料は、施設開設以来改定されていない。							
使用料の減免	■減免の有無						
	有						
	■減免内容						
	観覧料に係る減免						
	減免対象					減免額	
	(1) 市内の義務教育諸学校の児童又は生徒及びこれらの引率者が当該義務教育諸学校の教育計画に基づき通常上映を観覧するとき					全額	
	(2) 心身障がい者が通常上映を観覧するとき					全額	
	(3) 市内に居住する 65 歳以上の者が通常上映を観覧するとき					観覧料の額に 0.5 を乗じて得た額	
	(4) 前 3 号に掲げるもののほか、教育長が特に必要と認めるとき					教育長が必要と認める額	
	使用料に係る減免						
	減免対象					減免対象	
	(1) 本市が主催し、又は経費の一部を負担して共催する行事に利用するとき					全額	
(2) 本市が経費の一部を負担して後援する行事に利用するとき					使用料の額に 0.5 を乗じて得た額		
(3) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関がその行事に利用するとき					全額		
(4) 18 歳未満の者を主体とする団体が利用するとき					使用料の額に 0.5		

		を乗じて得た額
(5) 映像ホールを利用して入場者から入場料を徴収する催物を行う場合で、当該入場料の額が1人1回の入場について5,000円以下のとき		使用料の額に0.5を乗じて得た額
(6) 市内に居住する心身障がい者を主体とする団体が利用するとき		全額
(7) 前各号に掲げるもののほか、教育長が特に必要と認めるとき		教育長が必要と認める額
■減免内容の設定根拠、見直し状況		
減免内容の設定根拠は、博物館、市民センター等の類似施設や近隣施設等の状況を基に設定している。 減免内容は、施設開設以来改定されていない。		

<使用料収入及び減免実績>

(単位:千円)

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
使用料収入		302	195	318
減免実績	減免件数	34 件	38 件	33 件
	減免額	414	402	374

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入 [再掲]	302	195	318
② その他の収入 (行政目的外使用)	5,850	5,997	7,810
③ その他の収入 (広告事業によるもの)	529	529	529
歳 入 計	6,681	6,721	8,657
④ 人件費 (行政職員に係るもの)	67,728	64,608	67,192
⑤ 人件費 (嘱託員報酬に係るもの)	107,766	111,067	113,911
⑥ 人件費 (共済費、賃金等)	62,628	62,288	46,177
⑦ 物件費 (委託料)	371,671	353,206	321,011
⑧ 物件費 (需用費、使用料、賃借料等)	253,433	321,349	309,702
⑨ その他の支出	420,385	471,495	439,526
歳 出 計	1,283,612	1,384,014	1,297,520

[受益者負担割合の算定]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	6,681	6,721	8,657
② その他の収入 (広告事業によるもの) [再掲]	529	529	529
③ 減免実績 [再掲]	414	402	374
収 益 計 (①-②+③)	6,566	6,593	8,502
④ 歳出計 [再掲]	1,283,612	1,384,014	1,297,520
⑤ その他の収入 (広告事業によるもの) [再掲]	529	529	529
⑥ 減価償却費	199,933	199,933	199,933
費 用 計 (④-⑤+⑥)	1,483,016	1,583,418	1,496,924
受 益 者 負 担 割 合 (収 益 計 / 費 用 計)	0.4%	0.4%	0.6%

※受益者負担割合の算定は、分館を含めず、本館のみの数値で算定した。

視点1 施設の有効活用

①（意見）財務情報を用いた成果指標の検討について

【現状】

福岡市総合図書館（以下「総合図書館」という。）は、図書資料を扱う「図書館」、歴史的資料を扱う「公文書館」及び、映像資料を扱う「映像館」の3つの機能を有している。総合図書館には各区に合計10の分館が置かれているが、分館は各市民センター又は各地域交流センター内に設置されており、施設の有効活用の観点からは市民センター及び地域交流センターの有効活用に原則として包含されること、使用料を徴収する施設ではないことから、本意見では監査対象外とした。

総合図書館は「福岡市新図書館基本計画」（平成3年2月策定）に基づき、「市民に開かれた図書館として、市民ニーズに的確に応える生涯学習社会の中核的役割を果たしていく」という基本方針に基づき、平成8年6月に開館している。

今日の社会状況は、少子・高齢化や高度情報化、国際化の進展等大きく変化しており、図書館についても近年様々な媒体によって情報を入手することが可能であること等から、読書離れや活字離れが進み、利用者が減少傾向にあると言われている。

このため、国においては、社会状況の変化に対応して、「これからの図書館像」（平成18年3月）の報告、図書館法の一部改正（平成20年6月）、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」が改正（平成24年12月）される等、これからの図書館運営に必要な新たな視点や方策等が示されている。

市においても、福岡市新図書館基本計画の策定から20年以上が経過する中、上記のような社会状況の変化に対応するため、これまで以上に市民や地域に役立つ図書館になることを目指し、国の動向も踏まえたうえで、平成26年6月に「福岡市総合図書館新ビジョン」を策定している。

総合図書館の過去5年間の利用状況の推移は次のとおりであり、入館者数は平成25年度に一度増加しているものの、年々利用状況は減少傾向にある。

<利用状況の推移>

年度	H22	H23	H24	H25	H26
入館者数（人）	2,030,533	2,024,255	1,794,548	1,809,714	1,757,239
貸出利用（人）	454,398	435,880	411,213	403,307	395,613
新規登録（人）	10,725	10,070	13,345	12,366	10,796
シネラ入館者数（人）	17,788	23,319	23,114	26,108	24,715
駐車台数（台）	215,386	211,180	199,670	199,640	184,879

※出所：「市提出資料」

「福岡市総合図書館新ビジョン」の事業計画及び成果指標は、平成26年度から平成30年度の5か年で立案しており、次の内容となっている。

<福岡市総合図書館新ビジョン>

福岡市総合図書館新ビジョン 基本理念			
市民がくつろぎ、本や人と楽しくふれあえる、新たな学び・情報・交流の拠点となる図書館			
内容	利用者の高度化・多様化するニーズに対応できる資料・情報を提供する生涯学習施設として、また、内部空間だけでなく外部空間も含めて、快適な空間を最大限に活用することにより、これまで図書館を利用したことのない人なども集う場を創出し、多くの市民がくつろぎ、楽しさを共有できる新たな情報・交流の拠点となる図書館を目指します。		
成果指標			
図書館利用者における図書館サービスの満足度 〔現在〕 75.5%→〔平成 30 年度〕 85%→〔平成 35 年度〕 90%			
○目標数値			
〔平成 25 年度〕	〔平成 30 年度〕	〔平成 35 年度〕	
・入館者数 4,224 千人	・入館者数 5,500 千人	・入館者数 6,000 千人	
・個人貸出冊数 4,633 千冊	・個人貸出冊数 5,200 千冊	・個人貸出冊数 6,000 千冊	
・貸出利用者数 1,291 千人	・貸出利用者数 1,400 千人	・貸出利用者数 1,500 千人	
・新規登録者数 30 千人	・新規登録者数 45 千人	・新規登録者数 60 千人	
事業計画（平成 26 年度～平成 30 年度）			
(1) 誰もが楽しめる魅力ある図書館			
<ul style="list-style-type: none"> ・図書資料の貸出・返却拠点の新設 ・利用時間の拡大（開館時間、休館日の見直し） ・図書館イベントの充実 ・快適な空間づくり 			
(2) さまざまな情報を求める市民に応える図書館			
<ul style="list-style-type: none"> ・図書館サービスの充実 ・地域読書活動への支援 ・市関連施設の図書室の相互協力 			
(3) 子どもと本をつないで豊かな心を育む図書館			
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもへの読書普及 ・学校図書館への支援 			
(4) 総合図書館の特色を生かした図書館			
<ul style="list-style-type: none"> ・映像資料部門の強化 ・文書資料部門の強化 			
(5) 効率的で効果的な図書館運営			
<ul style="list-style-type: none"> ・図書館運営の強化 ・情報発信の推進 			

※出所：「福岡市総合図書館新ビジョン」

事業計画の中で、本監査テーマである施設の有効活用という観点から特に関連があるのは「(5)効率的で効果的な図書館運営」であり、その具体的な内容は次のとおりである。

<事業計画>

(5) 効率的で効果的な図書館運営											
項目	内容										
図書館運営の強化	① 運営方法（民間活力の導入）の検討 図書館サービスの向上を図るため、指定管理者制度などの民間活力の導入を含めた運営方法について検討します。										
	② 図書館ボランティアとの共働の推進 図書館サービスの充実と市民活動の場の提供を図るため、図書館ボランティアとの共働を推進します。 ・図書館ボランティアの養成 ・学生のインターンシップの導入										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H25</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>活動時間</td> <td>4,084 時間</td> <td>4,500 時間</td> </tr> <tr> <td>インターンシップ</td> <td>0 人/年</td> <td>10 人/年</td> </tr> </tbody> </table>		H25	H30	活動時間	4,084 時間	4,500 時間	インターンシップ	0 人/年	10 人/年
		H25	H30								
活動時間	4,084 時間	4,500 時間									
インターンシップ	0 人/年	10 人/年									
③ 職員の育成及び技術向上 利用者が心地よいと感じる図書館となるよう、図書館職員の接遇研修等を強化します。 併せて、図書館職員として専門知識や技術の向上を目指し、各種研修を実施していくことで、図書館サービスの向上と充実を図ります。											
情報発信の推進	④ 施設の有効活用などによる財源確保 駐車場の有料化など、既存施設の有効活用を図ることで、財源確保につながる取り組みを進めます。 また、広告収入やスポンサー制度、寄付などによる財源の確保に努めます。										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H25</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入額</td> <td>785 千円</td> <td>6,000 千円</td> </tr> </tbody> </table>		H25	H30	収入額	785 千円	6,000 千円			
		H25	H30								
	収入額	785 千円	6,000 千円								
子どもから高齢者まで分かりやすく、使いやすいホームページを目指し、充実を図ります。 また、積極的な情報発信として RSS 機能の追加やメールマガジンの配信等を実施し、図書館から積極的な情報発信を行い、図書館利用が少ない層への利用促進を図ります。											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H25</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホームページアクセス</td> <td>224 万回/年</td> <td>250 万回/年</td> </tr> <tr> <td>メールマガジン登録者数</td> <td>0 人</td> <td>5,000 人</td> </tr> </tbody> </table>		H25	H30	ホームページアクセス	224 万回/年	250 万回/年	メールマガジン登録者数	0 人	5,000 人	
	H25	H30									
ホームページアクセス	224 万回/年	250 万回/年									
メールマガジン登録者数	0 人	5,000 人									

※出所：「福岡市総合図書館新ビジョン」

【意見】

効率的で効果的な総合図書館の運営を行うため、最小のコストで最大の効果をあげる必要がある。現在の「福岡市総合図書館新ビジョン」の成果指標は入館者数、個人貸出冊数等であり、財務情報を用いた成果指標は設定されていない。しかし、施設の運営を行う以上、コストを含めて検討することが重要であり、市の厳しい財政状況を踏まえると特に重要性は高いと考える。

このため、現在設定している成果指標と併せて費用等財務情報を用いた成果指標も設定することが望ましい。

例えば、次のような成果指標を設定することが想定される。

＜想定される成果指標＞

$\text{貸出1冊当たり費用} = \frac{\text{総合図書館で発生した費用}}{\text{貸出冊数}}$
--

成果指標「貸出1冊当たり費用」は、数値が下がれば下がるほど望ましいという指標である。

分子の総合図書館で発生した費用は、委託料や人件費等を指し、より効率的な運営を心掛け、できる限り抑えることが望ましい。また、分母の貸出冊数が増えると貸出1冊当たり費用は下がるため、現在設定されている「個人貸出冊数」という成果指標と整合的である。

把握した費用データを基に、貸出1冊当たり費用を試算した。

＜費用の把握＞

(単位：千円)

		H24年度		H25年度		H26年度	
人件費	嘱託員報酬	107,766	7.3%	111,067	7.0%	113,911	7.6%
	行政職員人件費	67,728	4.6%	64,608	4.1%	67,192	4.5%
	その他	62,628	4.2%	62,288	3.9%	46,177	3.1%
小計		238,122	16.1%	237,963	15.0%	227,281	15.2%
物件費	委託料	371,671	25.1%	353,206	22.3%	321,011	21.4%
	需用費	190,205	12.8%	195,714	12.4%	186,819	12.5%
	その他	60,521	4.1%	123,540	7.8%	121,195	8.1%
小計		622,397	42.0%	672,460	42.5%	629,025	42.0%
維持修繕費		2,707	0.2%	2,095	0.1%	1,688	0.1%
その他の必要経費		45	0.0%	46	0.0%	54	0.0%
事業に係る経費		420,340	28.3%	471,450	29.8%	439,472	29.4%
歳出計		1,283,612		1,384,014		1,297,520	
減価償却費		199,933	13.4%	199,933	12.6%	199,933	13.3%
費用計		1,483,016		1,583,418		1,496,924	

＜一冊当たり費用の把握＞

(単位：千円)

	H24年度	H25年度	H26年度
① 費用計[再掲]	1,483,016	1,583,418	1,496,924
② 人件費計[再掲]	238,122	237,963	227,280
③ 委託料[再掲]	371,671	353,206	321,011
④ 貸出冊数(冊)	1,612,287	1,568,289	1,521,851
⑤ 一冊当たり費用(①/④)(円)	920	1,010	984
⑥ 一冊当たり人件費(②/④)(円)	148	152	149
⑦ 一冊当たり委託料(③/④)(円)	231	225	211

貸出一冊当たり費用は、平成24年度920円、平成25年度1,010円、平成26年度984円と算定された。平成26年度において前年度と比較すると一冊当たり費用は減少しているが、平成24年度と比較すると約7%増加している。

なお、総合図書館で発生した費用の主な内訳は、維持管理業務や警備業務委託、図書館システム運転・保守業務委託費といった委託料や市職員等の人件費である。平成26年度における貸出一冊当たり984円の内訳を見ると、委託料が一冊当たり211円、人件費が一冊当たり149円となっていた。これらの結果を基に、委託契約内容の見直し、適切な人員配置の検討を適宜図ることが望ましい。

視点2 受益者負担のあり方

①（結果）減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について

【現状】

総合図書館における現在の減免制度（減免規定）について、その設定根拠・理由を所管部署に質問したところ、博物館、市民センター等の市内他施設の状況を基に設定しているとの回答を得た。しかし、各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を明文化した文書は保存されていない。

【指摘事項】

本施設について使用料の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。

これらのことは、福岡市総合図書館条例及び同施行規則に定めた減免制度（減免規定）について重要な不備があると言わざるを得ない。

本来使用料については、利用者が公平に負担すべきものであるとともに、減免金額は市の歳入に影響する重要な項目でもある。このため、減免制度（減免規定）は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度（減免規定）を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。

以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。

②（意見）望ましい受益者負担割合の検討について

【現状】

現状の総合図書館における受益者負担割合を試算したところ、＜受益者負担割合の算定＞に記載したとおり、過去3年間を通じて1%未満という水準であった。

【意見】

図書館の施設区分は市民・文化・社会教育施設に該当する。受益者負担割合マトリクスに当てはめると、市民・文化・社会教育施設の望ましい受益者負担割合はB・E（25%～50%）と考えられる。

図書館は、市民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的としており、収益性を追求する性質の施設ではないため市場性は低いと考える。また、図書館は行政の関与度合いは中程度の施設であると考えられる。

以上を踏まえれば、望ましい受益者負担割合は、25%（受益者負担割合マトリクスのB）と考えられる。

高 ↑ 市場性 ↓ 低	G 50%	H 75%	I 100%
	D 25%	E 50%	F 75%
	A 0%	B 25%	C 50%
	←必需的		選択的→

上記のとおり、現状の総合図書館における受益者負担割合は過去3年間を通じて1%未満の水準となっており、望ましい受益者負担割合を下回る結果となった。ただし、今回の試算では総合図書館に係る総費用を集計していることに留意を要する。図書館は、図書館法第17条により「原則無料」とされている。

＜図書館における入館料等＞

（入館料等）

第十七条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

※出所：「図書館法」

本施設においても図書の閲覧等について使用料は徴収されておらず、映像ホールや会議室等の利用時に利用者から使用料が徴収されている。このため、受益者が負担すべき費用は、本来は、映像ホールや会議室等に係る費用と考えられるが、今回の試算では当該映像ホールや会議室等に係る費用を個別に把握することはできなかった。

したがって、市は、本施設の特長や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。その結果、算定した受益者負担割合と望ましい受益者負担割合が乖離している場合には、原因を把握した上で、使用料の値上げを含め乖離の解消に向けて検討することが望まれる。

また、社会情勢や施設に係る費用等の変化が考えられるため、今後、定期的に受益者負担割合を算定し、望ましい受益者負担割合との乖離状況を把握していくことが望ましい。

(11) こども未来局

I. 福岡市立背振少年自然の家、福岡市海の中道青少年海の家(109-110)

I. -1 福岡市背振少年自然の家(109)

<施設の概要>

施設名称	福岡市立背振少年自然の家			
現地視察	対象外			
所在地	福岡市早良区大字板屋 530 番地			
所管部署	こども部課長 青少年施設検討担当			
施設区分	市民・文化・社会教育施設			
開設年月日	昭和 59 年 7 月 21 日			
運営形態	市直営（平成 27 年度より指定管理者制度（利用料金制度有）へ移行）			
根拠条例等	福岡市立背振少年自然の家条例 福岡市立背振少年自然の家条例施行規則			
設置目的	自然環境の中での集団宿泊活動や野外体験活動を通して心身ともに健全な青少年の育成を図る。 (福岡市立背振少年自然の家条例第 1 条)			
事業内容	(1) 宿泊を伴う集団生活に関すること。 (2) 自然観察、自然探究その他自然に親しむ学習活動に関すること。 (3) 野外活動、体育及びレクリエーションに関すること。 (4) 上記に掲げるもののほか、少年自然の家の設置の目的達成に必要なこと。 (福岡市立背振少年自然の家条例第 2 条)			
施設情報	土地	面積	189,107 m ²	
		うち市有地面積	189,107 m ²	
		うち借地面積	- m ²	
	建物等 (主な建物)	駐車場	有（無料） 乗用車 20 台、大型バス 5 台	
		延床面積	6,452 m ²	
		所有状況	市有物件	
		階層	地上 3 階	
		構造	鉄筋コンクリート造	
主な施設等	建築年	昭和 59 年（1984 年）		
		宿泊棟：宿泊室、ミーティングルーム等 生活棟：食堂、厨房等 研修棟：研修室等 管理棟：事務室、保健室等 そのほかプレイホール、せふり天文台等		
利用時間等	午前 9 時から午後 5 時まで			
休館日等	毎週月曜日（12 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで） 12 月 29 日～1 月 3 日			

<施設の利用状況>

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
施設全体	延利用者数	28,737 人	29,556 人	25,165 人
	利用団体数	195 団体	181 団体	157 団体
(うち自然教室利用者)	延利用者数	18,262 人	19,345 人	17,068 人
	利用団体数	52 団体	55 団体	48 団体

<利用料金の概要>

利 用 料 金	■概要				
	<p>福岡市立背振少年自然の家には、学校利用や青少年団体利用を主とした宿泊棟や研修棟のほか、プレイホール等がある。 平成 26 年度までは直営施設であり、使用料は無料であった。 平成 27 年度から指定管理者制度（利用料金制度）へ移行し、有料化している。 青少年の教育施設と位置づけられており、小中学校等が学校教育の一環として利用する場合の利用料金は無料である。その他の場合に下表の利用料金が利用者から徴収される。また、①未就学児童は無料、② 泊以上の場合は、2 泊目以降、宿泊料金が半額、③一定（企業研修利用等）の場合は、料金が倍額、といった取扱いがある。</p>				
	■金額（単位：円）※主なものを記載				
	区分		単位	金額	
	自然の家	日帰り利用	大人	1 人 1 日につき	320
			小人		150
		宿泊利用	大人	1 人 1 泊につき	1,350
			小人		650
	研修室		1 時間につき ※長時間利用は割引有	150	
	実習室			200	
プレイホール		750			
■金額の設定根拠、見直し状況					
<p>市から、平成 27 年度の利用料金の上限は、人件費や各種経費等のコスト情報を基に設定しているとの回答を得た。具体的には、平成 24 年度のコスト情報に基づいて、受益者負担割合が 25%となるように設定している。</p>					
利 用 料 金 の 減 免	■減免の有無				
	有				
	■減免内容				
	減免対象		減免額		
	指定管理者が特別の理由があると認めるとき		条例・施行規則に記載なし		
■減免内容の設定根拠、見直し状況					
<p>平成 27 年度からの有料化に伴い、減免も設定している。減免内容の詳細については、施設の設置・事業目的を踏まえ、市と指定管理者とで協議のうえ、「自然の家等に係る利用料金減免基準」を策定している。</p>					

<使用料及び減免実績>

(単位:千円)

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
使用料収入		-	-	-
減免実績	減免件数	-件	-件	-件
	減免額	-	-	-

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入 [再掲]	-	-	-
② その他の収入 (自動販売機目的外使用許可)	46	53	54
③ その他の収入 (携帯アンテナ設置等によるもの)	261	276	297
④ その他の収入 (公衆電話設置によるもの)	1	1	1
歳 入 計	309	331	352
⑤ 人にかかるコスト (人件費)	87,136	84,645	85,706
⑥ 施設にかかるコスト (物件費、維持補修費)	64,960	76,956	70,468
⑦ その他の必要経費 (負担金補助及び交付金)	40	67	43
歳 出 計	152,136	161,668	156,217

[受益者負担割合の算定]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	309	331	352
② 減免実績 [再掲]	-	-	-
収 益 計 (①+②)	309	331	352
③ 歳出計 [再掲]	152,136	161,668	156,217
④ 減価償却費	23,518	23,518	23,518
費 用 計 (③+④)	175,653	185,186	179,735
受 益 者 負 担 割 合 (収 益 計 / 費 用 計)	0.2%	0.2%	0.2%

I. -2 福岡市海の中道青少年海の家(110)

<施設の概要>

施設名称	福岡市海の中道青少年海の家			
現地視察	対象			
所在地	福岡市東区大字西戸崎（海の中道海浜公園内）			
所管部署	こども部課長 青少年施設検討担当			
施設区分	市民・文化・社会教育施設			
開設年月日	平成元年7月29日			
運営形態	市直営（平成27年度より指定管理者制度（利用料金制度有）へ移行）			
根拠条例等	福岡市海の中道青少年海の家条例 福岡市海の中道青少年海の家条例施行規則			
設置目的	自然環境の中での集団宿泊活動や野外体験活動を通して心身ともに健全な青少年の育成を図る。 (福岡市海の中道青少年海の家条例第1条)			
事業内容	(1) 宿泊を伴う集団生活に関する事。 (2) 自然観察、自然探究その他自然に親しむ学習活動に関する事。 (3) 野外活動、体育及びレクリエーションに関する事。 (4) 上記に掲げるもののほか、青少年海を家の設置の目的達成に必要な事。 (福岡市海の中道青少年海の家条例第2条)			
施設情報	土地	面積	63,600 m ²	
		うち市有地面積	- m ²	
		うち借地面積	63,600 m ²	
	建物等 (主な建物)	駐車場	有（無料） 28台	
		延床面積	6,961 m ²	
		所有状況	市有物件	
		階層	地上1階（平屋）	
		構造	鉄筋コンクリート造	
建築年	平成元年			
主な施設等	宿泊室、研修室、多目的室、オリエンテーションホール、プレイホール等			
利用時間等	午前9時30分から午後5時まで			
休館日等	2月の第1月曜日及びその翌日 12月31日、1月1日			

<施設の利用状況>

項目		H24年度	H25年度	H26年度
施設全体	延利用者数	53,964人	55,629人	57,889人
	利用団体数	419団体	414団体	440団体
(うち自然教室利用者)	延利用者数	23,445人	21,831人	26,992人
	利用団体数	71団体	69団体	82団体

<利用料金の概要>

利 用 料 金	■概要				
	福岡市海の中道青少年海の家には、学校利用や青少年団体利用を主とした宿泊室や研修室のほか、プレイホール等がある。 平成 26 年度までは直営施設であり、使用料は無料であった。 平成 27 年度から指定管理者制度（利用料金制度）へ移行し、有料化している。 青少年の教育施設と位置づけられており、小中学校等が学校教育の一環として利用する場合は、利用料金が無料である。その他の場合に下表の利用料金が利用者から徴収される。また、①未就学児童は無料、②2 泊以上の場合は、2 泊目以降、宿泊料金が半額、③一定（企業研修利用等）の場合は、料金が倍額、といった取扱いがある。				
	■金額（単位：円）※主なものを記載				
	区分		単位		金額
	海の家	日帰り利用	大人	1 人 1 日につき	320
			小人		150
		宿泊利用	大人	1 人 1 泊につき	1,350
			小人		650
	研修室				200
	多目的室		1 時間につき		100
オリエンテーションホール		※長時間利用は割引有		250	
プレイホール				750	
■金額の設定根拠、見直し状況					
市から、平成 27 年度の利用料金の上限は、人件費や各種経費等のコスト情報を基に設定しているとの回答を得た。具体的には、平成 24 年度のコスト情報に基づいて、受益者負担割合が 25%となるように設定している。					
利 用 料 金 の 減 免	■減免の有無				
	有				
	■減免内容				
	減免対象		減免額		
	指定管理者が特別の理由があると認めるとき		条例・施行規則に記載なし		
■減免内容の設定根拠、見直し状況					
平成 27 年度からの有料化に伴い、減免も設定している。減免内容の詳細については、施設の設置・事業目的を踏まえ、市と指定管理者とで協議のうえ、「自然の家等に係る利用料金減免基準」を策定している。					

<使用料及び減免実績>

(単位:千円)

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
使用料収入		-	-	-
減免実績	減免件数	-件	-件	-件
	減免額	-	-	-

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入 [再掲]	-	-	-
② その他の収入 (自動販売機目的外使用許可)	24	24	24
歳 入 計	24	24	24
③ 人にかかるコスト (人件費)	110,475	106,879	104,103
④ 施設にかかるコスト (物件費、維持補修費)	80,179	103,696	82,119
⑤ その他の必要経費 (負担金補助及び交付金)	11,484	11,830	11,249
歳 出 計	202,138	222,405	197,471

[受益者負担割合の算定]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	24	24	24
② 減免実績 [再掲]	-	-	-
収 益 計 (①+②)	24	24	24
③ 歳出計 [再掲]	202,138	222,405	197,471
④ 減価償却費	3,150	3,150	3,150
費 用 計 (③+④)	205,288	225,556	200,621
受 益 者 負 担 割 合 (収 益 計 / 費 用 計)	0.0%	0.0%	0.0%

視点1 施設の有効活用

①(意見) 設備ごとの稼働率の把握について(自然の家、海の家)

【現状】

福岡市立背振少年自然の家(以下「自然の家」という。)及び福岡市海の中道青少年海の家(以下「海の家」という。)では、年度ごとの延利用者数及び利用団体数を集計しており、過年度の実績等を勘案して次年度の目標利用者数を設定している。

しかし、宿泊施設の定員稼働率を基礎とする利用率の算定や、研修室やプレイホールといった設備ごとの利用状況は把握されていない。

【意見】

今後の施設のあり方や有効活用を検討する前提として、現在の利用状況を精緻に把握する必要があると考える。このため、設備ごとの利用者数及び利用率を把握することが望ましい。

特に平成27年度より有料化とともに指定管理者制度が導入され、大学サークル利用や企業研修利用等も可能となったことに伴い、施設の利用目的及び用途も一定程度多様化することが予測される。

以上を踏まえ、より効果的な施設の運営を図っていくうえで、各設備がどのように使われ、年間でどの程度使用されているのかを把握することが望まれる。

視点2 受益者負担のあり方

①（結果）現金管理の徹底について（海の家）

【現状】

指定管理者が利用料金を現金で受け取った場合、定期的に本部へ送金することとしており、その動きを出納帳に記録している。現場視察時、監査人が当該出納帳と現金の有高を照合したところ、下表のとおり、有高の方が130円少なかった。市によれば、原因は不明であり、雑損失として処理するとのことである。

<運転資金出納帳の実査結果>

実査日	現金有高	出納帳残高	差額
2015/9/24	107,320円	107,450円	△130円

【指摘事項】

受益者負担については利用料金のあり方を検討する前提として、受け取った利用料金を厳格に管理することは極めて重要である。特に現金については、その性質上、紛失や横領のリスクが高いものであるため、市はその管理を徹底するように指導すべきである。

日次の現金有高確認や、入出金に関する証憑の保存といった指導はもちろんだが、出納帳と現金有高の違算が続くようであれば、原因を究明し、対応策を考える必要がある。

②（結果）特別決裁による減免理由の明文化について（海の家）

【現状】

自然の家及び海の家における現在の減免制度（減免規定）について、その設定根拠・理由を所管部署に質問したところ、施設の設置・事業目的を基に、市と指定管理者とで協議のうえ、利用料金減免基準が設けているとの回答を得た。当該減免基準の内容は次のとおりである。

<減免対象及び減免額一覧>

減免対象	減免額
(1) 本市が主催し、又は経費の一部を負担して共催するとき	全額
(2) 本市が経費の一部を負担して後援するとき	半額
(3) 次に掲げる者が利用するとき ・心身障がい者 ・心身障がい者を主たる構成員とする団体 ・心身障がい者が特に介護を必要とする場合におけるその介護者	全額
(4) 学校教育法に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校及び専修学校が利用するとき	半額
(5) (1)～(4)に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要と認めて市長の承認を受けたとき	全額又は半額

※出所：「自然の家等に係る利用料金減免基準」を基に監査人作成

海の家においては、上記のうち、「(5) (1)～(4)に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要と認めて市長の承認を受けたとき」に該当するものとして、半額減免を認めている団体がある。

しかし、利用料金減免申請書や減免が認められたことについての団体への通知文書は保

存されていたが、減免が認められるに至った指定管理者と福岡市との協議文書や根拠文書は保存されていなかった。

【指摘事項】

減免については、それが市の方針や施設の設置趣旨に基づいたものであるか、慎重に判断する必要があり、上記規定の「(5) (1) ～ (4) に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要と認めて市長の承認を受けたとき」の減免を認める場合は、団体の特別な事情を勘案して、特に慎重に判断したうえで認める姿勢が求められる。

施設の設置趣旨から逸脱し、利用者間での不公平が生じさせるような減免がみだりに実施されることを防止するため、減免が明確な根拠に基づいて実施していることを文書として示し、市民に対して透明性を担保する必要がある。また、そのような根拠文書は、その後の減免の見直し時や新たに減免の申請があった時の参考となり得る。

したがって、減免を認めるに至った経緯や検討状況等を明文化した文書を保存しておくべきである。

③（意見）望ましい受益者負担割合の検討について（自然の家、海の家）

【現状】

現状の自然の家及び海の家における受益者負担割合を試算したところ、＜受益者負担割合の算定＞に記載したとおり、過去3年間を通じて1%未満という水準であった。これは、平成26年度まで使用料が無料であったためである。

＜各市民センターの受益者負担割合＞

	H24年度	H25年度	H26年度
自然の家	0.2%	0.2%	0.2%
海の家	0.0%	0.0%	0.0%

【意見】

自然の家及び海を家の施設区分は市民・文化・社会教育施設に該当する。受益者負担割合マトリクスに当てはめると、市民・文化・社会教育施設の望ましい受益者負担割合はB・E（25%～50%）と考えられる。

自然の家及び海の家については、施設の設定目的が「自然環境の中での集団宿泊活動や野外体験活動を通して心身ともに健全な青少年の育成を図る」であることから、行政の関与は一定程度あると考える。また、宿泊施設は民間でも提供されるが、野外体験活動の提供という面では民間提供されている施設は少ないことから市場性は低いと考える。

以上を踏まえれば、望ましい受益者負担割合は25%（受益者負担割合マトリクスのB）と考えられる。

＜受益者負担割合マトリクス＞

高 ↑ 市場性 ↓ 低	G 50%	H 75%	I 100%
	D 25%	E 50%	F 75%
	A 0%	B 25%	C 50%
	←必需的		選択的→

上記のとおり、現状の自然の家及び海の家における受益者負担割合は、平成26年度まで使用料が無料であったため1%未満である。

平成27年度に指定管理者制度への移行に伴い、利用料金制の導入により施設が有料化されているが、その際、市は受益者負担の考え方に照らし、施設にかかるコストの25%を利用料金の上限として設定している。したがって、市が設定した受益者負担割合は、望ましい範囲内にあるといえる。

利用料金制度の導入に際し、市が算定した施設にかかるコストは、主に平成24年度の決算情報を参照し、指定管理者制度への移行等に伴うコスト低減を加味したうえで次のとおり集計されている。

<施設の管理運営に係る経費の内訳>

(単位:千円)

項目		自然の家	海の家	合計
人件費	給与費等	17,203	19,676	36,879
	上記共済費	2,177	2,553	4,731
	報酬	3,458	0	3,458
	上記共済費	530	0	530
	賃金	911	1,749	2,660
	上記共済費	5	28	33
小計		24,284	24,006	48,291
物件費	印刷消耗品費	271	566	837
	被服費	23	0	23
	光熱水費	8,055	4,128	12,183
	修繕料	146	1,457	1,603
	役務費	847	1,272	2,119
	委託料	46,041	54,329	100,370
	備品購入費	278	0	278
	負担金	0	10,301	10,301
	借損料	0	2,958	2,958
小計		55,661	75,011	130,672
a. 合計		79,945	99,017	178,963
消費税増税(5%→8%)分を転嫁 (a×108/105)		82,229	101,846	184,076

※出所:「背振少年自然の家・海の中道青少年海の家への利用料金制度導入に伴う利用料金上限額の設定について」

上記における「人件費」は、施設の維持管理に必要な指定管理者側で生じる人件費を算定しており、市の行政職員の人件費は加味されていない。また、施設の減価償却費についても、集計対象とされていない。

本報告書において、監査人が試算した受益者負担割合では行政職員の人件費や減価償却費についても、施設の維持管理に必要なコストとして加味した。受益者負担割合の算定上、コストをどこまで含めるかについては、種々の考え方があるが、行政職員の人件費や減価償却費も、施設の維持管理で必然的に生じるコストである以上、利用者に一定程度負担を求める考え方はあり得る。

このため、市は、受益者負担の考え方を整理したうえで、施設の特性や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等の適切な把握及び受益者負担割合の算定を継続的に実施することが望まれる。

また、今後望ましい受益者負担割合と実際の受益者負担割合との乖離の状況及び原因を把握していくことが望まれる。

(12) 保健福祉局

I. 福岡市立老人福祉センター(111-117)

I-1. 福岡市立老人福祉センター東香園(111)

<施設の概要>

施設名称	福岡市立老人福祉センター東香園（以下「東香園」という。）			
現地視察	対象外			
所在地	福岡市東区香住ヶ丘 1-9-1			
所管部署	高齢社会部高齢者サービス支援課			
施設区分	保健・医療・子育て支援・福祉施設			
開設年月日	昭和 50 年 1 月 16 日			
運営形態	指定管理者制度（利用料金制度無）			
根拠条例等	福岡市立老人福祉センター条例 福岡市立老人福祉センター条例施行規則			
設置目的	老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 15 条に定める老人福祉施設として、高齢者に対して各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するために設置したもの。 (福岡市立老人福祉センター条例第 1 条)			
事業内容	(1) 高齢者の健康の増進、教養の向上及びレクリエーション等のため便宜を提供すること。 (2) 高齢者の各種の相談に応じること。 (3) 社会福祉事業に従事する者のための講習会、研修会、研究会等に便宜を提供すること。 (4) その他センターの目的達成に必要なこと。 (福岡市立老人福祉センター条例第 3 条)			
施設情報	土地	面 積	3,384 m ²	
		うち市有地面積	3,384 m ²	
		うち借地面積	- m ²	
		駐 車 場	有（無料） 35 台	
	建物等 (主な建物)	延 床 面 積	1,033 m ²	
		所 有 状 況	市有物件	
		階 層	2 階	
構 造		鉄筋コンクリート造		
	建 築 年	昭和 50 年（1975 年）		
	主 な 施 設 等	図書室、作業室、研修室、大広間、管理人室、機能回復健康相談室、相談室、浴室		
利用時間等	午前 9 時から午後 6 時まで（日曜日は午後 5 時 30 分まで）			
休館日等	毎週月曜日（祝日の場合は翌日）			
	祝休日 12 月 31 日から 1 月 3 日まで			

<施設の利用状況>

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
施設全体	総来館者数（延べ人数）A	63,962 人	61,741 人	69,175 人
	（うち高齢者）	63,286 人	61,043 人	68,420 人
	開館日数B	294 日	293 日	295 日
	1 日当たり利用者数 A/B	218 人	211 人	234 人

<使用料の概要>

使 用 料	■概要
使用料の減免	使用料は無料である。ただし、福祉センター内で実施されるイベントや各教室について、テキスト代や食材費等の実費を徴収する場合がある。 したがって、使用料の減免もない。

<使用料収入及び減免実績>

使用料が無料であるため、実績なし。

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位：千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入	-	-	-
② その他の収入（自動販売機目的外使用許可）	179	196	221
歳 入 計	179	196	221
③ 指定管理料	36,900	36,900	36,900
④ 人件費（行政職員に係るもの）	726	635	480
⑤ 物件費（委託料）	153	285	158
⑥ 物件費（緊急修繕費）	3,809	18,721	2,688
歳 出 計	41,588	56,541	40,226

[受益者負担割合の算定]

(単位：千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	179	196	221
② 減免実績	-	-	-
収 益 計 (①+②)	179	196	221
③ 歳出計 [再掲]	41,588	56,541	40,226
④ 減価償却費	2,788	2,788	2,788
費 用 計 (③+④)	44,376	59,329	43,014
受益者負担割合（収益計 / 費用計）	0.4%	0.3%	0.5%

I-2. 福岡市立老人福祉センター長生園(112)

<施設の概要>

施設名称	福岡市立老人福祉センター長生園（以下「長生園」という。）			
現地視察	対象外			
所在地	福岡市博多区千代 1-21-16			
所管部署	高齢社会部高齢者サービス支援課			
施設区分	保健・医療・子育て支援・福祉施設			
開設年月日	昭和 43 年 3 月 11 日			
運営形態	指定管理者制度（利用料金制度無）			
根拠条例等	福岡市立老人福祉センター条例 福岡市立老人福祉センター条例施行規則			
設置目的	老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 15 条に定める老人福祉施設として、高齢者に対して各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するために設置したもの。 (福岡市立老人福祉センター条例第 1 条)			
事業内容	(1) 高齢者の健康の増進、教養の向上及びレクリエーション等のため便宜を提供すること。 (2) 高齢者の各種の相談に応じること。 (3) 社会福祉事業に従事する者のための講習会、研修会、研究会等に便宜を提供すること。 (4) その他センターの目的達成に必要なこと。 (福岡市立老人福祉センター条例第 3 条)			
施設情報	土地	面積	4,299 m ²	
		うち市有地面積	2,315 m ²	
		うち借地面積	1,984 m ²	
		駐車場	無	
	建物等 (主な建物)	延床面積	1,160 m ²	
		所有状況	市有物件	
		階層	7 階建建物の 1、2 階部分	
構造		鉄筋コンクリート造		
建築年		昭和 43 年（1968 年）		
	主な施設等	図書室、囲碁・将棋室、研修室、大広間、和室、健康相談室、機能回復訓練室、浴室		
利用時間等	午前 9 時から午後 5 時まで			
休館日等	毎週月曜日（祝日の場合は翌日） 祝休日 12 月 28 日から 1 月 3 日まで			

<施設の利用状況>

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
施設全体	総来館者数（延べ人数） A	51,539 人	51,081 人	50,883 人
	（うち高齢者）	51,104 人	50,590 人	50,297 人
	開館日数 B	294 日	295 日	293 日
	1 日当たり利用者数 A/B	175 人	173 人	174 人

<使用料の概要>

使 用 料	■概要
使用料の減免	使用料は無料である。ただし、福祉センター内で実施されるイベントや各教室について、テキスト代や食材費等の実費を徴収する場合がある。 したがって、使用料の減免もない。

<使用料収入及び減免実績>

使用料が無料であるため、実績なし。

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位：千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入	-	-	-
歳 入 計	-	-	-
② 指定管理料	35,863	35,863	35,388
③ 人件費（行政職員に係るもの）	726	635	480
④ 物件費（委託料）	6,068	6,582	6,628
⑤ 物件費（緊急修繕費）	1,301	-	-
⑥ 物件費（光熱費・その他負担金）	9,034	9,140	9,360
歳 出 計	52,991	52,219	51,857

[受益者負担割合の算定]

(単位：千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	-	-	-
② 減免実績	-	-	-
収 益 計 (①+②)	-	-	-
③ 歳出計 [再掲]	52,991	52,219	51,857
④ 減価償却費	3,131	3,131	3,131
費 用 計 (③+④)	56,123	55,350	54,988
受 益 者 負 担 割 合 (収 益 計 / 費 用 計)	-%	-%	-%

I-3. 福岡市立老人福祉センター舞鶴園(113)

<施設の概要>

施設名称	福岡市立老人福祉センター舞鶴園（以下「舞鶴園」という。）			
現地視察	対象外			
所在地	福岡市中央区長浜 1-2-15			
所管部署	高齢社会部高齢者サービス支援課			
施設区分	保健・医療・子育て支援・福祉施設			
開設年月日	昭和 52 年 3 月 31 日			
運営形態	指定管理者制度（利用料金制度無）			
根拠条例等	福岡市立老人福祉センター条例 福岡市立老人福祉センター条例施行規則			
設置目的	老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 15 条に定める老人福祉施設として、高齢者に対して各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するために設置したもの。 (福岡市立老人福祉センター条例第 1 条)			
事業内容	(1) 高齢者の健康の増進、教養の向上及びレクリエーション等のため便宜を提供すること。 (2) 高齢者の各種の相談に応じること。 (3) 社会福祉事業に従事する者のための講習会、研修会、研究会等に便宜を提供すること。 (4) その他センターの目的達成に必要なこと。 (福岡市立老人福祉センター条例第 3 条)			
施設情報	土地	面積	2,447 m ²	
		うち市有地面積	2,447 m ²	
		うち借地面積	- m ²	
	建物等 (主な建物)	駐車場	無	
		延床面積	1,080 m ²	
		所有状況	市有物件	
		階層	4 階建建物の 3、4 階部分	
構造		鉄筋コンクリート造		
建築年	昭和 52 年（1977 年）			
主な施設等	図書室、機能回復訓練室、研修室、大広間、和室、健康相談室、娯楽室、浴室			
利用時間等	11 月 1 日から 4 月 30 日までは、午前 9 時から午後 5 時まで 5 月 1 日から 10 月 31 日までは、午前 9 時から午後 6 時まで			
休館日等	第 2、第 4 月曜日 祝休日 12 月 28 日から 1 月 3 日まで			

<施設の利用状況>

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
施設全体	総来館者数（延べ人数）A	72,127 人	70,847 人	70,186 人
	（うち高齢者）	69,140 人	69,283 人	67,244 人
	開館日数B	321 日	321 日	321 日
	1 日当たり利用者数 A/B	225 人	221 人	219 人

<使用料の概要>

使 用 料	■概要
使用料の減免	使用料は無料である。ただし、福祉センター内で実施されるイベントや各教室について、テキスト代や食材費等の実費を徴収する場合がある。したがって、使用料の減免もない。

<使用料収入及び減免実績>

使用料が無料であるため、実績なし。

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入	-	-	-
歳 入 計	-	-	-
② 指定管理料	36,198	36,198	35,513
③ 人件費（行政職員に係るもの）	726	635	480
④ 物件費（委託料）	153	285	158
⑤ 物件費（緊急修繕費）	3,494	-	4,308
歳 出 計	40,571	37,118	40,458

[受益者負担割合の算定]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	-	-	-
② 減免実績	-	-	-
収 益 計 (①+②)	-	-	-
③ 歳出計 [再掲]	40,571	37,118	40,458
④ 減価償却費	2,916	2,916	2,916
費 用 計 (③+④)	43,487	40,034	43,374
受益者負担割合（収益計 / 費用計）	-%	-%	-%

I-4. 福岡市立老人福祉センター若久園(114)

<施設の概要>

施設名称	福岡市立老人福祉センター若久園（以下「若久園」という。）			
現地視察	対象			
所在地	福岡市南区若久 6-29-1			
所管部署	高齢社会部高齢者サービス支援課			
施設区分	保健・医療・子育て支援・福祉施設			
開設年月日	昭和 48 年 8 月 27 日			
運営形態	指定管理者制度（利用料金制度無）			
根拠条例等	福岡市立老人福祉センター条例 福岡市立老人福祉センター条例施行規則			
設置目的	老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 15 条に定める老人福祉施設として、高齢者に対して各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するために設置したもの。 (福岡市立老人福祉センター条例第 1 条)			
事業内容	(1) 高齢者の健康の増進、教養の向上及びレクリエーション等のため便宜を提供すること。 (2) 高齢者の各種の相談に応じること。 (3) 社会福祉事業に従事する者のための講習会、研修会、研究会等に便宜を提供すること。 (4) その他センターの目的達成に必要なこと。 (福岡市立老人福祉センター条例第 3 条)			
施設情報	土地	面積	3,364 m ²	
		うち市有地面積	3,364 m ²	
		うち借地面積	- m ²	
		駐車場	有（無料） 18 台	
	建物等 (主な建物)	延床面積	1,087 m ²	
		所有状況	市有物件	
		階層	地上 2 階	
構造		鉄筋コンクリート造		
建築年		昭和 48 年（1973 年）		
	主な施設等	図書室、茶室、趣味の室、大広間、健康相談室、研修室、和室、浴室		
利用時間等	午前 9 時から午後 6 時まで（日曜日は午後 5 時 30 分まで）			
休館日等	毎週月曜日（祝日の場合は翌日） 祝休日 12 月 31 日から 1 月 3 日まで			

<施設の利用状況>

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
施設全体	総来館者数（延べ人数） A	62,170 人	64,499 人	63,551 人
	（うち高齢者）	61,545 人	63,767 人	62,634 人
	開館日数 B	294 日	293 日	295 日
	1 日当たり利用者数 A/B	211 人	220 人	215 人

<使用料の概要>

使 用 料	■概要
使用料の減免	使用料は無料である。ただし、福祉センター内で実施されるイベントや各教室について、テキスト代や食材費等の実費を徴収する場合がある。 したがって、使用料の減免もない。

<使用料収入及び減免実績>

使用料が無料であるため、実績なし。

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入	-	-	-
② その他の収入（自動販売機目的外使用許可）	168	157	146
歳 入 計	168	157	146
③ 指定管理料	34,469	34,469	35,900
④ 人件費（行政職員に係るもの）	726	635	480
⑤ 物件費（委託料）	153	285	158
⑥ 物件費（緊急修繕費）	21,114	2,604	1,716
歳 出 計	56,462	37,992	38,253

[受益者負担割合の算定]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	168	157	146
② 減免実績	-	-	-
収 益 計 (①+②)	168	157	146
③ 歳出計 [再掲]	56,462	37,992	38,253
④ 減価償却費	2,934	2,934	2,934
費 用 計 (③+④)	59,397	40,927	41,188
受 益 者 負 担 割 合 (収 益 計 / 費 用 計)	0.3%	0.4%	0.4%

I-5. 福岡市立老人福祉センター寿楽園(115)

<施設の概要>

施設名称	福岡市立老人福祉センター寿楽園（以下「寿楽園」という。）			
現地視察	対象外			
所在地	福岡市城南区南片江 2-32-1			
所管部署	高齢社会部高齢者サービス支援課			
施設区分	保健・医療・子育て支援・福祉施設			
開設年月日	昭和 63 年 10 月 24 日			
運営形態	指定管理者制度（利用料金制度無）			
根拠条例等	福岡市立老人福祉センター条例 福岡市立老人福祉センター条例施行規則			
設置目的	老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 15 条に定める老人福祉施設として、高齢者に対して各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するために設置したもの。 (福岡市立老人福祉センター条例第 1 条)			
事業内容	(1) 高齢者の健康の増進、教養の向上及びレクリエーション等のため便宜を提供すること。 (2) 高齢者の各種の相談に応じること。 (3) 社会福祉事業に従事する者のための講習会、研修会、研究会等に便宜を提供すること。 (4) その他センターの目的達成に必要なこと。 (福岡市立老人福祉センター条例第 3 条)			
施設情報	土地	面積	2,320 m ²	
		うち市有地面積	1,331 m ²	
		うち借地面積	989 m ²	
		駐車場	有（無料） 37 台	
	建物等 (主な建物)	延床面積	1,058 m ²	
		所有状況	市有物件	
		階層	地上 2 階	
構造		鉄筋コンクリート造		
建築年		昭和 63 年（1988 年）		
	主な施設等	図書室、訓練室、作業室、大広間、相談室、研修室、和室、浴室		
利用時間等	午前 9 時から午後 6 時まで			
休館日等	毎週月曜日（祝日の場合は翌日） 祝休日 12 月 29 日から 1 月 3 日まで			

<施設の利用状況>

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
施設全体	総来館者数（延べ人数） A	66,133 人	71,704 人	73,832 人
	（うち高齢者）	63,837 人	68,784 人	70,641 人
	開館日数 B	296 日	294 日	294 日
	1 日当たり利用者数 A/B	223 人	244 人	251 人

<使用料の概要>

使 用 料	■概要
使用料の減免	使用料は無料である。ただし、福祉センター内で実施されるイベントや各教室について、テキスト代や食材費等の実費を徴収する場合がある。したがって、使用料の減免もない。

<使用料収入及び減免実績>

使用料が無料であるため、実績なし。

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入	-	-	-
② その他の収入（自動販売機目的外使用許可）	195	223	26
歳 入 計	195	223	26
③ 指定管理料	35,488	35,488	35,255
④ 人件費（行政職員に係るもの）	726	635	480
⑤ 物件費（委託料）	153	285	158
⑥ 物件費（緊急修繕費）	13,104	-	5,596
⑦ 物件費（借損料）	3,746	3,517	3,517
歳 出 計	53,217	39,925	45,005

[受益者負担割合の算定]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	195	223	26
② 減免実績	-	-	-
収 益 計 (①+②)	195	223	26
③ 歳出計 [再掲]	53,217	39,925	45,005
④ 減価償却費	2,857	2,857	2,857
費 用 計 (③+④)	56,074	42,782	47,862
受 益 者 負 担 割 合 (収 益 計 / 費 用 計)	0.3%	0.5%	0.1%

I-6. 福岡市立老人福祉センター早寿園(116)

<施設の概要>

施設名称	福岡市立老人福祉センター早寿園（以下「早寿園」という。）			
現地視察	対象外			
所在地	福岡市早良区重留 7-8-8			
所管部署	高齢社会部高齢者サービス支援課			
施設区分	保健・医療・子育て支援・福祉施設			
開設年月日	平成元年 7 月 18 日			
運営形態	指定管理者制度（利用料金制度無）			
根拠条例等	福岡市立老人福祉センター条例 福岡市立老人福祉センター条例施行規則			
設置目的	老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 15 条に定める老人福祉施設として、高齢者に対して各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するために設置したもの。 (福岡市立老人福祉センター条例第 1 条)			
事業内容	(1) 高齢者の健康の増進、教養の向上及びレクリエーション等のため便宜を提供すること。 (2) 高齢者の各種の相談に応じること。 (3) 社会福祉事業に従事する者のための講習会、研修会、研究会等に便宜を提供すること。 (4) その他センターの目的達成に必要なこと。 (福岡市立老人福祉センター条例第 3 条)			
施設情報	土地	面積	3,258 m ²	
		うち市有地面積	3,258 m ²	
		うち借地面積	- m ²	
	建物等 (主な建物)	駐車場	有（無料） 27 台	
		延床面積	995 m ²	
		所有状況	市有物件	
		階層	地上 2 階	
構造		鉄筋コンクリート造		
建築年	平成元年（1989 年）			
主な施設等	図書室、華道・茶道室、研修室、大広間、相談室、健康相談室、娯楽室、浴室			
利用時間等	午前 9 時から午後 5 時 30 分まで			
休館日等	毎週月曜日 12 月 31 日から 1 月 3 日まで			

<施設の利用状況>

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
施設全体	総来館者数（延べ人数）A	71,613 人	71,857 人	70,161 人
	（うち高齢者）	71,470 人	71,517 人	69,860 人
	開館日数B	310 日	309 日	309 日
	1 日当たり利用者数 A/B	231 人	233 人	227 人

<使用料の概要>

使 用 料	■概要
使用料の減免	使用料は無料である。ただし、福祉センター内で実施されるイベントや各教室について、テキスト代や食材費等の実費を徴収する場合がある。したがって、使用料の減免もない。

<使用料収入及び減免実績>

使用料が無料であるため、実績なし。

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入	-	-	-
② その他の収入（自動販売機目的外使用許可）	95	93	77
歳 入 計	95	93	77
③ 指定管理料	39,011	39,011	37,323
④ 人件費（行政職員に係るもの）	726	635	480
⑤ 物件費（委託料）	153	285	158
⑥ 物件費（緊急修繕費）	-	-	1,199
歳 出 計	39,890	39,931	39,159

[受益者負担割合の算定]

(単位:千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	95	93	77
② 減免実績	-	-	-
収 益 計 (①+②)	95	93	77
③ 歳出計 [再掲]	39,890	39,931	39,159
④ 減価償却費	2,685	2,685	2,685
費 用 計 (③+④)	42,575	42,616	41,844
受 益 者 負 担 割 合 (収 益 計 / 費 用 計)	0.2%	0.2%	0.2%

I-7. 福岡市立老人福祉センター福寿園(117)

<施設の概要>

施設名称	福岡市立老人福祉センター福寿園（以下「福寿園」という。）			
現地視察	対象外			
所在地	福岡市西区今宿青木 1043-31			
所管部署	高齢社会部高齢者サービス支援課			
施設区分	保健・医療・子育て支援・福祉施設			
開設年月日	平成元年 3 月 31 日			
運営形態	指定管理者制度（利用料金制度無）			
根拠条例等	福岡市立老人福祉センター条例 福岡市立老人福祉センター条例施行規則			
設置目的	老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 15 条に定める老人福祉施設として、高齢者に対して各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するために設置したもの。 (福岡市立老人福祉センター条例第 1 条)			
事業内容	(1) 高齢者の健康の増進、教養の向上及びレクリエーション等のため便宜を提供すること。 (2) 高齢者の各種の相談に応じること。 (3) 社会福祉事業に従事する者のための講習会、研修会、研究会等に便宜を提供すること。 (4) その他センターの目的達成に必要なこと。 (福岡市立老人福祉センター条例第 3 条)			
施設情報	土地	面積	3,065 m ²	
		うち市有地面積	3,065 m ²	
		うち借地面積	- m ²	
	建物等 (主な建物)	駐車場	有（無料） 25 台	
		延床面積	1,672 m ²	
		所有状況	市有物件	
		階層	地上 4 階	
構造		鉄筋コンクリート造		
建築年	平成元年（1989 年）			
主な施設等	図書室、機能回復訓練室、研修室、大広間、和室、相談室、休憩室、浴室			
利用時間等	午前 9 時から午後 5 時まで			
休館日等	毎週月曜日（祝日の場合は翌日） 祝休日 12 月 28 日から 1 月 3 日まで			

<施設の利用状況>

項 目		H24 年度	H25 年度	H26 年度
施設全体	総来館者数（延べ人数） A	118,908 人	127,417 人	128,965 人
	（うち高齢者）	113,445 人	121,702 人	122,969 人
	開館日数 B	290 日	293 日	293 日
	1 日当たり利用者数 A/B	410 人	435 人	440 人

<使用料の概要>

使 用 料	■概要
使用料の減免	使用料は無料である。ただし、福祉センター内で実施されるイベントや各教室について、テキスト代や食材費等の実費を徴収する場合がある。したがって、使用料の減免もない。

<使用料収入及び減免実績>

使用料が無料であるため、実績なし。

<受益者負担割合の算定>

[歳入・歳出の把握]

(単位：千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 使用料収入	-	-	-
② その他の収入（自動販売機目的外使用許可）	576	449	403
歳 入 計	576	449	403
③ 指定管理料	50,400	50,936	49,162
④ 人件費（行政職員に係るもの）	726	635	480
⑤ 物件費（委託料）	153	258	158
⑥ 物件費（緊急修繕費）	9,732	9,240	52
歳 出 計	61,011	61,068	49,852

[受益者負担割合の算定]

(単位：千円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 歳入計 [再掲]	576	449	403
② 減免実績	-	-	-
収 益 計 (①+②)	576	449	403
③ 歳出計 [再掲]	61,011	61,068	49,852
④ 減価償却費	4,516	4,516	4,516
費 用 計 (③+④)	65,526	65,584	54,368
受 益 者 負 担 割 合 (収 益 計 / 費 用 計)	0.9%	0.7%	0.7%

視点1 施設の有効活用

①（意見）団体利用者の範囲の明確化及び明文化について（各老人福祉センター）

【現状】

福岡市立老人福祉センター条例（以下、本施設において「条例」という。）によれば、老人福祉センターの利用者は下記のとおり、限定されている。

＜福岡市老人福祉センターの利用者の範囲＞

（利用者の範囲）

第2条 センターは、次の各号のいずれかに該当する者に利用させる。

- (1) 福岡市に居住する60歳以上の高齢者
- (2) 社会福祉事業に従事する者
- (3) その他市長が利用を認めた者

※出所：「福岡市立老人福祉センター条例」

市は、陶芸サークルの利用等の団体による利用も認めているが、利用できる団体の範囲については条例又は福岡市立老人福祉センター条例施行規則（以下、本施設において「施行規則」という。）上、特に規定していない。

【意見】

利用できる団体の範囲が不明瞭であるため、結果的にどのような団体も利用可能ということになり、施設の設立趣旨を逸脱した利用をされる可能性がある。このため、団体の範囲についても、条例又は施行規則にて明記しておくことが望ましい。

施設の設置趣旨が高齢者福祉にあり、そのような趣旨に即しているからこそ無料で利用できるという点を踏まえれば、団体利用に関しても、設置趣旨に即した団体であることを担保するため、団体の範囲を明確にしておくべきであると考えられる。

例えば、福山市の老人福祉センターでは、次のとおり規定されており、団体利用者の範囲が明確である。

＜福山市老人福祉センターの利用者の範囲＞

（使用できる者の範囲）

第5条 老人福祉センターを使用することができる者は、原則として65歳以上の個人又は団体（老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする団体又はその構成員の平均年齢がおおむね60歳以上である20人以上の集団をいう。以下同じ。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する者以外の者であっても、市長が前条各号に掲げる事業の実施に支障がないと認めるときは、別表第4区分の欄に掲げる各室を使用することができる。

※出所：「福山市老人福祉センター条例」

所管部署によれば、団体が利用する際は利用申込書が老人福祉センターに提出され、老人福祉センターで施設の趣旨に照らして妥当かどうか検討したうえで許可しているとのことであり、施設の趣旨から逸脱した使用がされる可能性は低いとのことである。しかし、市が想定している利用団体の範囲を市民に明確にするためには、条例又は施行規則で団体の範囲を明文化しておくことが望まれる。

②（意見）老人福祉センターのあり方の再検討について（各老人福祉センター）

【現状】

老人福祉センターに関する書類の閲覧、所管部署への質問及び現地調査を実施した結果、次のような各種の課題が発見された。

(1) 施設の老朽化及び維持管理費用の増加傾向について

若久園に現地調査を実施した。若久園は設立より40年以上経過している施設である。現場調査の結果、修繕が必要と考えられる箇所が複数存在した。

1. ロッカー (浴室)	2. 配水管 (1階トイレ)
	
<p>ロッカーが傾いており、倒れないように針金で補強している。大規模地震等発生時には利用者に危険が及ぶ可能性がある。</p>	<p>配水管から水漏れしており、ビニールテープで補強している。</p>
3. 雨どい (本館)	
	
<p>一部錆がひどく、配管は草や土がたまっているため、排水が悪くなっている。また、配管自身の重みで、地面の方へ曲がりかけている。大規模地震等発生時には利用者に危険が及ぶ可能性がある。</p>	
4. 床 (健康相談室)	5. 雨どい (焼成室)
	
<p>一部床が腐っており、その部分は立入禁止とし</p>	<p>老朽化により、雨どいが曲がっている。</p>

ている。利用状況によっては危険性を否定できない。(平成28年1月29日に修繕完了)	
6. 天井(焼成室)	7. 入口(焼成室)
	
雨漏りしている。	プレハブ式の建物だが、建物自体が傾いており、入口付近が一部歪んでいる影響で、ひび割れが生じている。

市としては、修繕が必要なものは把握しており、緊急度等を踏まえて優先順位を設け、限られた財源の中で適宜対応しているとのことである。

しかし、「4. 床(健康相談室)」のように利用者が誤って進入した場合に怪我のおそれがある箇所や、「1. ロッカー(浴室)」及び「3. 雨どい(本館)」のように落下のおそれがあるもの等、利用者にとって危険が生じる可能性を否定できない。

また、若久園に限らず、各老人福祉センターは開設年月日が古い施設が多く、各施設ともに老朽化が進んでいるものと考えられる。本監査で実施したアンケート結果では、修繕すべき箇所が多数あることが分かる。

<アンケート実施結果(一部抜粋)>

	若久園	寿楽園	早寿園	舞鶴園	東香園	長生園	福寿園
① 施設の取得年をご記載ください。複数の構築物がある場合は、主たる構築物の取得年月日をご記載ください。	1973年	1988年	1989年	1977年	1975年	1968年	1989年
② 現時点で、早急に修繕や改修が必要な箇所はありますか？ (1. 全くない、2. 早急ではないが、修繕や改修が必要な箇所はある、3. 早急に修繕や改修が必要な箇所がある、4. 把握していない)	3	3	2	2	3	2	2
③ 前質問で該当箇所がある場合、修繕や改修に必要な財源の確保はできていますか？(1. できている、2. できていない)	1	1	1	1	1	1	1
④ 施設における過去5年間の維持管理費用の推移は以下のどれにあてはまりますか？(1. 年々減少傾向にある、2. 概ね一定である、3. 年々増加傾向にある、4. 把握していない)	3	2	2	3	3	2	3

アンケート項目③によれば、どの施設においても「修繕や改修に必要な財源の確保はできている」とのことであるが、現地調査による老朽化の程度を考えると、必ずしも確保できているとは言い切れない。また、アンケート項目④から分かるように、このまま老朽化が進めば、修繕や改修に必要な財源はますます増加すると予想される。

(2) 設備の代替可能性及び費用の発生状況について

老人福祉センターの主な設備には、図書室、大広間、研修室、和室、娯楽室（囲碁・将棋室等）、機能回復訓練室、健康相談室、浴室等があり、高齢者が様々な目的で訪れている。

実施している事業内容に焦点を当てれば、老人福祉センターが有する設備の中には、他の施設や事業で代替できると思われるものが多数存在する。

<老人福祉センターの主な設備及び代替可能と思われる施設や事業>

主な設備	代替可能と思われる施設や事業
図書室	市営の図書館だけでも複数あり、民間で運営されている図書館も存在する。
大広間、研修室、和室、娯楽室（囲碁・将棋室等）	場所の提供という意味では、公民館や、民間で運営されているレンタルスペースがある。また、大広間や研修室等で実施される老人教室や高齢者創作講座については、市内の各地で開かれているカルチャースクールでも類似の内容がある。囲碁・将棋室についても、囲碁・将棋教室やサロン等が市の各地に存在する。
機能回復訓練施設	フィットネス機器のほか、マッサージ機器等が備えられた部屋であるため、体育館や温浴施設にも設置されている。
健康相談室	高齢者の各種相談に対し、適切な助言等を行うということであれば、様々な場所で行われている。例えば、市は福岡市地域包括ケアの一環として、「いきいきせんたーふくおか（福岡市地域包括支援センター）」を市内の各地に設置しており、①健康、福祉、介護等に関する相談対応、②介護予防の動機づけや介護予防活動の継続支援、③高齢者の権利擁護に関する相談対応、④高齢者が暮らしやすい地域づくり・地域のケアマネジャーへの支援等を行っている。
浴室	民間の温浴施設が存在する。

一方、施設の運営管理に当たって、人件費や修繕費をはじめとして、多額の費用が生じており、「(1) 施設の老朽化及び維持管理費用の増加傾向について」に記載したとおり、老朽化が進んでいることから、施設を維持していくための費用は今後更に増加すると予想される。

<各老人福祉センターの総費用〔再掲〕>

(単位：千円)

施設名	H24 年度	H25 年度	H26 年度
東香園	44,376	59,329	43,014
長生園	56,123	55,350	54,988
舞鶴園	43,487	40,034	43,374
若久園	59,397	40,927	41,188
寿楽園	56,074	42,782	47,862
早寿園	42,575	42,616	41,844
福寿園	65,526	65,584	54,368
合計	367,558	346,622	326,638

各設備が提供する機能の多くは、他の施設や事業で代替できる可能性がある中で、毎年度3億円を超える費用をかけて施設を維持管理していくことは、その必要性に疑念が生じ

かねない。

(3) 実利用者数の未把握について

市は、各老人福祉センターにおける事業（老人教室や老人福祉センター企画講座等）毎の延べ利用者数や1日当たり延べ利用者数を毎年度算定し、次年度の計画に役立てている。

しかし、市は各老人福祉センターにおける実利用者数については把握していない。

各区の60歳以上の人口及び延べ利用者数は次のとおりである。「老人教室等」とは、老人教室参加者の他、団体利用、高齢者創作講座、老人福祉センター企画講座、相談事業、発表会等の老人福祉センター内におけるイベント参加者を指す。「その他」とは上記以外の目的（主に入浴や囲碁将棋目的）で訪れた者を指す。

<区別の60歳以上の人口及び老人福祉センターの延べ利用者数（平成26年度）>

(単位：人)	60歳以上の人口	延べ利用者数		
		老人教室等	その他	合計
東区（東香園）	77,520	20,462	48,713	69,175
博多区（長生園）	49,227	29,134	21,749	50,883
中央区（舞鶴園）	41,102	34,352	35,834	70,186
南区（若久園）	68,818	25,151	38,401	63,552
城南区（寿楽園）	35,227	39,783	34,049	73,832
早良区（早寿園）	59,272	27,715	42,446	70,161
西区（福寿園）	54,731	35,542	93,423	128,965
合計	385,897	212,139	314,615	526,754

※出所：「老人福祉センター定期報告集計」及び「福岡市人口統計情報」を基に監査人作成

人口と延べ利用者数を比較すると、延べ利用者数ベースで人口一人当たり約1.4回（＝526,754人/385,897人）の利用があることが分かる。

しかし、例えば、「その他」の入浴、囲碁将棋等の利用者について、同一人が複数回利用していることも想定される。この場合、毎日のように入浴に訪れる利用者が1人減少すれば延べ利用者数が300人程度減少することになり、施設の利用実態を把握する上で、延べ人数のみでは情報が不足していると考えられる。

また、同一人による複数回利用が多いほど、特定の利用者層に偏った施設となっている可能性がある。「(2) 設備の代替可能性及び費用の発生状況について」に記載したとおり、老人福祉センターの維持管理には毎年度多額の費用がかけられているが、老人福祉センターの設置目的を踏まえると特定の利用者層に偏ることは望ましくないと考える。

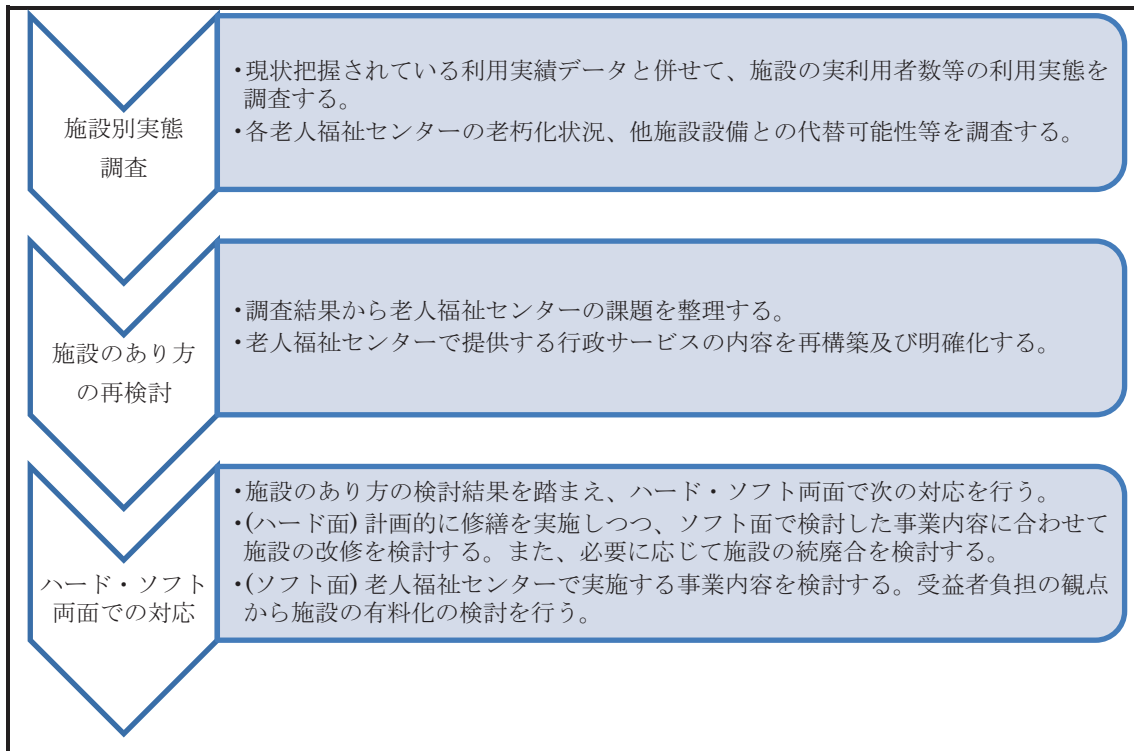
【意見】

【現状】に記載したとおり、各老人福祉センターの老朽化が進んでおり今後修繕等に要する費用が増加することが予想される中で、施設の必要性に疑念が生じかねない現状にあると考えられる。また、老人福祉センターにおける利用実態の把握も不十分と考える。

このため、市は老人福祉センターの実態調査を行った上で、老人福祉センターのあり方について改めて検討を行い、提供する行政サービスの内容を再構築及び明確化することが望ましい。また、再構築した内容に合わせ、ハード・ソフト両面において施策を実施することが望まれる。

具体的な取組内容として、次の検討事項を提案する。

<老人福祉センターに係る検討事項>



(1) 施設別実態調査

- ・現状把握されている利用実績データと併せて、市内の高齢者がどの程度利用しているかを把握するため、利用実態を調査する。実利用者数の把握の他、設備別利用頻度、住所別利用者の分布状況、利用者ニーズ等の把握から分析を行い、施設のあり方を再検討する基礎資料とする。
- ・実利用者数の把握方法としては、次のような方法が考えられる。また、データ管理が可能となれば、副次的効果も期待できる。

<実利用者数の把握方法>

- ・利用者には「福岡市立老人センター利用証」が発行（氏名や性別、住所、電話番号等が表示されている）され、利用時に利用証が提示されるため、利用者を特定し、実利用者数を把握することは可能であると考えられる。
- ・実利用者数の集計が、実務的に困難であれば、一定期間のみ利用状況を把握することで年間の実利用者数を推計する方法や、利用証をバーコード化し、データ管理する方法等が考えられる。
- ・利用者のバーコード化によるデータ管理が可能となれば、利用者の状況を詳細に分析することが可能となるほか、例えば以下の副次的な効果が期待できる可能性がある。
 - ① 毎年の利用者の状況を把握、報告する作業の効率化が図れる。
 - ② 利用者の了承のもと、家族がネット上で利用者の利用状況を確認できるようにすることで、家族と利用者とのコミュニケーションツールとなり得る。（入退出の状況を確認できるようにすれば、利用者の安全管理にも役立つ。）
 - ③ 個人別の利用状況をタイムリーに把握することにより、ひとり暮らし高齢者対策や孤立死防止対策となり得る。
 - ④ 各老人福祉センターの属性別、利用目的（イベント）別の利用者数の情報を、タイムリーに公開することにより、高齢者向けサービスを提供する民間事業者にとって有益となり得る。

- ・各老人福祉センターの老朽化状況を詳細に把握するとともに、他施設における設備との代替可能性等を調査し、施設のハード面の検討基礎資料とする。

(2) 施設のあり方の検討

- ・調査結果から老人福祉センターの課題を整理し、老人福祉センターで提供する行政サービスの内容を再構築する。
- ・再構築に当たっては、次の視点を踏まえることが望ましい。

＜提供する行政サービスの内容を再構築する上での視点＞

① 社会状況の変化を反映した行政サービス

社会状況の変化を踏まえ、老人福祉センターで果たすべき役割を見極め、提供する行政サービスを検討する。

例えば、豊中市では、今後の高齢化の進展を見据え、地域包括ケアシステム²構築の一環として、老人福祉センターに地域福祉の機能を盛り込むことができないか検討する等、新たなあり方が模索されている。市においても、平成27年3月に福岡市地域包括ケアアクションプランを策定したところであり、プランの実施（特に保健（予防）分野）において、老人福祉センターを活用することができないか検討する余地がある。

② 費用の低減

利用者ニーズを踏まえつつ、他施設や民間事業において代替可能な事業を削減すること等により費用低減策を検討する。

(3) ハード・ソフト両面での対応

《ハード面の対応》

- ・各老人福祉センターの老朽化状況を踏まえ、将来増加すると想定される修繕費も勘案しながら、計画的に修繕を実施していく。また、ソフト面で検討した老人福祉センターで実施する事業内容に合わせて、施設の改修を検討する。
- ・施設の老朽化、利用実態の状況及び発生費用の観点から、必要に応じて施設の統廃合を検討する。

《ソフト面の対応》

- ・施設のあり方の検討結果を踏まえ、老人福祉センターで実施する事業内容を検討する。
- ・受益者負担の観点から施設の有料化の検討を行う。なお、施設の有料化については、「視点2 受益者負担のあり方」で記載している。

² 厚生労働省が提唱した概念であり、平成27年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることを目指すための、地域の包括的な支援・サービス提供体制のこと。

視点2 受益者負担のあり方

①(意見) 望ましい受益者負担割合の検討及び有料化について(各老人福祉センター)

【現状】

現状の老人福祉センターにおける受益者負担割合を試算したところ、＜受益者負担割合の算定＞に記載したとおり、過去3年間を通じて1%未満という水準であった。これは、使用料が無料のためである。

＜各老人福祉センターの受益者負担割合＞

施設名	H24年度	H25年度	H26年度
東香園	0.4%	0.3%	0.5%
長生園	-%	-%	-%
舞鶴園	-%	-%	-%
若久園	0.3%	0.4%	0.4%
寿楽園	0.3%	0.5%	0.1%
早寿園	0.2%	0.2%	0.2%
福寿園	0.9%	0.7%	0.7%

【意見】

老人福祉センターの施設区分はいずれも保健・医療・子育て支援・福祉施設に該当する。受益者負担割合マトリクスに当てはめると、保健・医療・子育て支援・福祉施設の望ましい受益者負担割合はA・B・D(0%~25%)と考えられる。

老人福祉センターについては、老人福祉法に基づき、「無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与すること」を目的としているとともに、将来的な市における高齢化率の上昇を踏まえると、必需的であると考え。一方、事業別、施設別に検討すると、例えば入浴事業のように民間企業が実施している事業もあり、一定程度の市場性があると考え。

以上を踏まえれば、望ましい受益者負担割合は25%(受益者負担割合マトリクスのD)程度と考えられる。

＜受益者負担割合マトリクス＞

高 ↑ 市場性 ↓ 低	G 50%	H 75%	I 100%
	D 25%	E 50%	F 75%
	A 0%	B 25%	C 50%
	←必需的		選択的→

現状の老人福祉センターにおける受益者負担割合は、使用料は原則無料となっており、自動販売機設置に伴う収入がわずかに存在する程度である。このため、過去3年間を通じていずれの老人福祉センターも1%を下回る水準となっており、望ましい受益者負担割合を下回る結果となった。

試算の結果、各老人福祉センターにおける利用者一人当たり費用は次のとおりであり、各老人福祉センターで600円/人~1,100円/人程度のコストが発生している。また、各老人福祉センターにおける平成26年度の利用者数及び総費用の関係をプロット図で表すと下

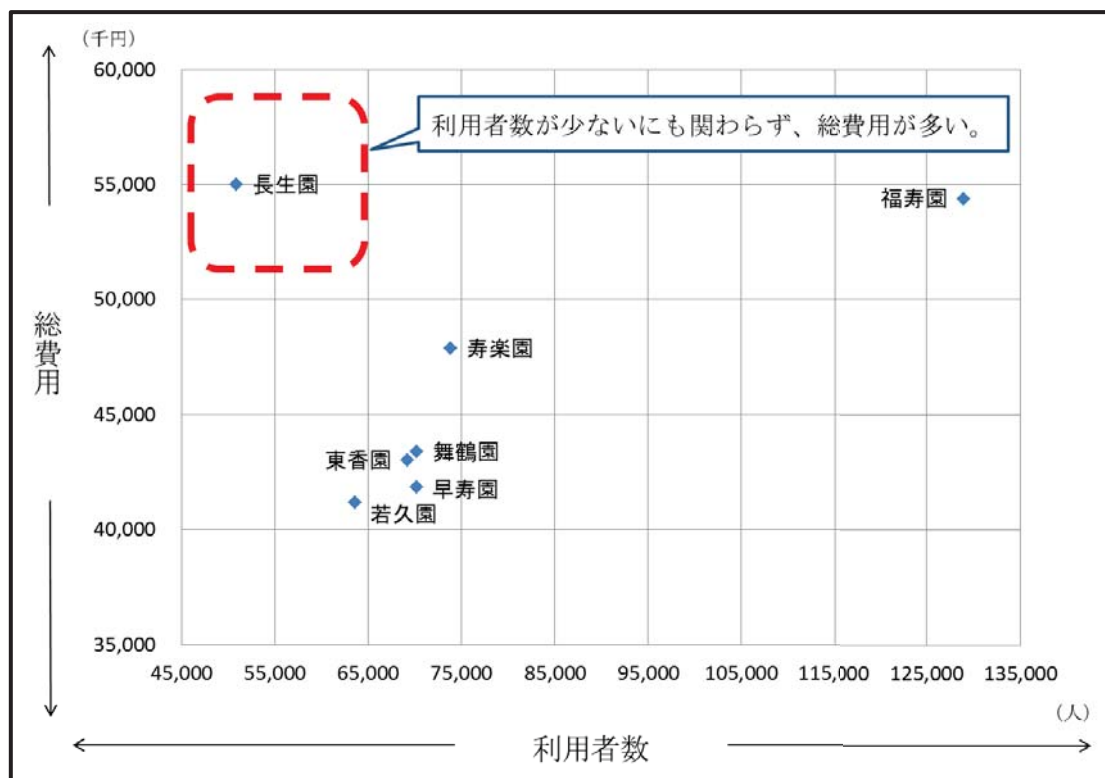
記のとおりである。特に長生園については、利用者数が最も少ないにも関わらず、建設年度が最も古く、老朽化が進んでいるため、総費用は最も多額であり、一人当たり費用も高く推移している。

また、これらの算定に用いている利用者数は1年間の延べ人数であり、入浴目的や囲碁・将棋目的の高齢者については、同一人が複数回利用していることも十分に考えられる。仮に長生園にて、入浴目的で毎日(平成26年度開館日数:291日)来園する高齢者がいれば、年間で当該高齢者に対し315千円程度のコストが生じていることになる。受益者負担の観点からすれば、このような場合に使用料が無料という点は疑問が残る。

＜平成26年度老人福祉センターの一人当たり費用(表)＞

	東香園	長生園	舞鶴園	若久園	寿楽園	早寿園	福寿園	合計
A. 費用計 [再掲]	43,014 千円	54,988 千円	43,374 千円	41,188 千円	47,862 千円	41,844 千円	54,368 千円	326,638 千円
B. 利用者数 [再掲]	69,175 人	50,883 人	70,186 人	63,551 人	73,832 人	70,161 人	128,965 人	526,753 人
一人当たり 費用(A/B)	622円	1,081円	618円	648円	648円	596円	422円	620円

＜平成26年度老人福祉センターの利用者数及び総費用の関係(プロット図)＞



また、老人福祉センターの使用料に関し、他自治体の対応は様々である。福岡県内においても、市と同じく無料の自治体もあれば、次のとおり有料の自治体も存在する。

<老人福祉センターの使用が有料となる自治体の例>

[大川市]

(施設の使用料)

区分			使用料		備考
			単位	金額	
市内の老人	個人	1人	1日	100円	介護のための付添人の使用料は同額とする。
		チケット利用	20枚	1,500円	
	団体(20人以上)		1人1日	80円	
市外の老人	個人	1日	200円		

(会議室等の使用料)

使用時間	午前	午後	全日
使用区分	9時～12時	1時～4時	9時～16時
会議室及び研修室	2,500円	2,500円	5,000円

(付属設備の使用料)

付属設備名	使用時間	使用料
ヘルストロン	20分	50円
マッサージチェア	15分	100円

※出所：「大川市老人福祉センター設置及び管理運営に関する条例」

[北九州市]

施設名	金額			備考
新門司老人福祉センター	個人	1人1回	200円	利用料金は、前納とする。
	団体(30人以上)	1人1回	100円	
	回数券(10枚つづり)	1,800円		
	ヘルストロン	1人1回	50円	

※出所：「北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例」

[春日市]

区分	市内居住者		市外居住者	摘要
	60歳以上の者	その他		
	障害者			
	小学生			
施設利用料	100円	200円	300円	1日券
	500円	1,000円	1,500円	回数券(1日券6枚つづり)
健康器具利用料			100円	1回につき
カラオケ利用料			100円	1曲につき

※出所：「春日市老人福祉センター設置条例」

以上を踏まえ、本市の老人福祉センターについては、施設の特性及び受益者負担の原則からすれば有料化が望ましいと考える。少なくとも次の設備等に関しては、特に有料化を検討することが望まれる。

(1) 浴室

上記【現状】でも記載したとおり、入浴事業に関しては、高齢者福祉の一環として行われているとはいえ、民間企業でも温浴施設を運営しているところであり、市場性は高いものとする。受益者負担の考え方からすれば、浴室の維持管理に必要なコストの一部について、利用者が負担することを検討することが望まれる。

(2) マッサージチェアをはじめとする健康器具

若久園の現場視察時、マッサージチェアは4台設置されていたが、うち3台は故障しており、椅子として用いられていた。担当者によれば、使用料が無料であるため、ほぼ1日中稼働していることもあり、故障しやすく、修理しながら使用するにも限界があるとのことである。また、使用時間に制限があるわけではないため、長時間独占的に使用する利用者もおり、譲り合うよう呼びかけながら対応しているのが現状である。

他の老人福祉センターについても同様の事態が起きている可能性がある。受益者負担の観点に加え、利用者に設備の適切な利用を促すためにも、健康器具の有料化を検討することが望まれる。

(3) 駐車場

老人福祉センターには、舞鶴園と長生園駐輪場を除く5施設に無料駐車場がある。また、舞鶴園と長生園についても、無料の駐輪場がある。一方、平成26年度の各老人福祉センターのアンケート結果によれば、早寿園及び若久園について、駐車場に関する苦情が、舞鶴園及び長生園について、駐輪場に関する苦情が寄せられた。特に囲碁将棋利用者が長時間にわたって駐車、駐輪するケースが多く、改善を望むケースが多いように見受けられる。周辺環境の状況や費用対効果等を勘案し、駐輪場の有料化により、適切な利用を促すことを検討することが望まれる。